

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

アドボケイト(意見・意向表明支援)に
おける研修プログラム策定及び
好事例収集のための調査研究 報告書

令和5（2023）年3月



目次

第 I 章 事業要旨	2
第 II 章 調査研究の構成	5
1. 調査研究の背景.....	5
(1) 第 208 回国会までの法改正等の流れ	5
(2) 自治体では関心が高まるも、事業開始の難しさ.....	6
2. 調査研究の目的（事業目的）	7
3. 調査研究の全体像	8
4. 実施内容	9
(1) 自治体インタビュー調査	9
(2) 民間団体インタビュー調査.....	9
(3) 中高生インタビュー調査	9
(4) 受講生向けアンケート調査.....	9
(5) 検討委員会での協議	10
(6) ガイドライン（案）作成・公表	10
(7) 調査研究の対象範囲と、調査研究上の限界.....	11
第 III 章 自治体インタビュー調査	12
1. 調査概要	12
(1) 調査の目的	12
(2) 調査実施概要.....	12
(3) 調査内容.....	13
2. 自治体インタビュー調査のサマリー	14
(1) 意見表明等支援の取組の実施状況	14
(2) 研修の実施体制	14
(3) 担い手となる団体の確保・SV 配置による体制構築における課題	14
(4) 人材育成の取組における課題	15
(5) 意見表明等支援員としての適格性の判断	15
3. 自治体インタビュー調査の結果	16
(1) インタビュー結果一覧.....	16
(2) 大阪府	21
(3) 香川県	25
(4) 山口県	28
第 IV 章 民間団体インタビュー調査	31
1. 調査概要	31
(1) 調査の目的	31
(2) 調査の実施概要	31

(3) 調査内容	32
(4) 報告内容の範囲と留意点	32
2. 民間団体インタビュー調査のサマリー	33
(1) 各団体における研修の共通点	33
(2) 各団体における研修のばらつき（相違点）	33
3. 民間団体インタビュー調査の結果	34
(1) インタビュー結果一覧	34
(2) 一般社団法人子どもの声からはじめよう	43
(3) NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	48
(4) 大分大学権利擁護教育研究センター	54
(5) 一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	60
(6) 兵庫県弁護士会	65
(7) NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会	71
(8) 子どもアドボカシー学会	75
第 V 章 中高生インタビュー調査	82
1. 調査概要	82
(1) 調査の目的	82
(2) 調査の実施概要	82
(3) 調査内容	82
(4) 報告内容の範囲と留意点	83
2. 中高生インタビュー調査のサマリー	84
(1) ガイドラインへの反映が求められる事項	84
(2) 子どもの権利保障を考える上で更なる検討を要す課題	85
3. 中高生インタビュー調査の結果	86
(1) 子どもの権利やこれまでの子どもの意見表明に対する認識	86
(2) 意見表明等支援員に期待すること・求めるここと	87
(3) 意見表明等支援員に求める人物像（属性、態度）	87
(4) 意見表明等支援員に学んできてほしいこと（知識）	88
(5) 意見表明等支援員が話を聴く際、できるようになってほしいこと（技術）	89
(6) 面談の実施方法	89
(7) その他、施設での生活に関する意見	91
第 VI 章 受講生向けアンケート調査	92
1. 調査概要	92
(1) 調査の目的	92
(2) 調査の実施概要	92
(3) 調査内容	93
(4) 報告内容の範囲と、留意点	93
2. 受講生アンケート調査の結果	94

(1) ガイドライン（案）のうち研修カリキュラム（例）に関する意見・感想	94
(2) ガイドライン（案）のうち到達目標に関する意見・感想.....	98
(3) 意見表明等支援事業全般に関わる意見・感想	100
第 VII 章 ガイドライン（案）作成.....	102
1. 本資料作成の目的・作成の過程	102
(1) 本資料作成の目的.....	102
(2) 本資料の作成過程.....	102
2. 作成過程での社会的養護経験者へのグループインタビューの実施	103
(1) 実施の目的	103
(2) 調査の実施概要	103
(3) 主な調査内容.....	103
(4) 主な結果.....	103
3. 本資料の構成	107
(1) 主な読者の想定	107
(2) 導入編パートの構成	107
(3) 試行編パートの構成	107
4. 本資料（本編）について	108
第 VIII 章 調査研究の総括.....	149
1. 本調査研究から得られた点	149
2. 今後の課題.....	149
第 IX 章 資料編.....	152

はじめに

調査研究結果の報告、特に子どもに向けたインタビュー調査を実施したことを受け、下記報道に当たっての原則を示す。また、調査研究全体についてのプライバシーポリシーを掲載する。

本報告書利用に際しては、以下の報道に当たっての原則を踏まえた取り扱いをお願いしたい。

【報道に当たっての原則】

- ・ 下記の子どものメディア報道の原則（UNICEF の倫理的ガイドライン）に準じ、子どものさらなるスティグマや差別、非難をしないような報道を心がけるよう、強くお願いしたい。

①Respect the dignity and rights of every child in every circumstance.

(あらゆる状況において、あらゆる子どもの尊厳と権利を尊重すること¹⁾)

②In interviewing (and reporting on) children, pay special attention to each child's right to privacy and confidentiality, to have their opinions heard, to participate in decisions affecting them and to be protected from harm and retribution.

(子どもへのインタビュー（及び報告）では、プライバシーと守秘義務に対する各子どもの権利に特に注意を払い、意見を聴いてもらい、子どもに影響を与える決定に参加し、危害や報復から保護すること)

③Protect the best interests of each child over any other consideration, including advocacy for children's issues and the promotion of child rights.

(子どもの問題の擁護や子どもの権利の促進など、他の考慮事項よりも、子どもの最善の利益を保護すること)

④When trying to determine the best interests of a child, give due weight to the child's right to have their views taken into account in accordance with their age and maturity.

(子どもの最善の利益を判断しようとするときは、年齢と成熟度に応じた視点を考慮に入れたうえで子どもの権利を十分に重視すること)

⑤Consult those closest to the child's situation and best able to assess it about the political, social and cultural ramifications of any reportage.

(子どもの状況に最も近く、ルポルタージュの政治的、社会的、文化的影響について最もよく評価できる人に相談すること)

⑥Do not publish a story or an image that might put the child, their siblings or peers at risk, even when their identities are changed, obscured or not used.

(身元を変更する、隠す、使用しないといった場合であっても、子ども、そのきょうだいや仲間を危険にさらす可能性のある話や画像を公表しないこと)

(<https://www.unicef.org/eca/media/ethical-guidelines>) (2023年（令和5年）2月16日最終確認)

調査研究に際してのプライバシーポリシー

- ・ 本調査研究で行う調査は回答者が特定されない形で統計的に処理し、個々の回答が他に知られるこのないように行う。また調査に際して、回答内容に関し問い合わせを行う可能性等から預かる個人情報に関しては、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」〈<http://www.murc.jp/corporate/privacy>〉及び「個人情報の取り扱いについて」〈<http://www.murc.jp/privacy/>〉に従い適切に取り扱う。

¹⁾ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による仮訳。以下同様。

第Ⅰ章 事業要旨

本調査研究は、令和4年度 第208回国会で成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、努力義務として子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけたことを背景としている。この背景を踏まえ、意見表明等支援事業の実施において、各自治体の主要な課題の一つである人材養成を解決すべく、研修に関する「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という。）を作成することを調査研究の目的とした。これにより、全国の自治体が意見表明等支援員の意義を理解したうえで、人材養成の課題を一つでも解決できる手がかりを示すことを目指した。なお、本調査研究に関し専門的な見地から助言を得るために、有識者を構成員とする検討委員会を設置し、4回の会合を開催した。

本調査研究は①自治体インタビュー調査、②民間団体インタビュー調査、③中高生インタビュー調査、④受講生向けアンケート調査の4つの調査で構成された。

まず、研修を含む意見表明等支援事業を推進する主体である自治体の抱える課題意識を把握すべく、①自治体インタビュー調査では、厚生労働省の意見表明等支援に関する予算事業を実施する自治体（3府県）を対象に、個別インタビューを行い、意見表明等支援員の養成に関する課題認識・対応策や、ガイドライン（案）に期待する点を把握した。調査結果からは、研修については民間団体への委託を通じて実施しているが、（複数の）委託先選定は容易でない点を課題として挙げていた。また、研修内容について法的根拠がないこと等も影響し必要十分な研修内容かどうか自治体として判断が難しい現状が示された。そのうえで、研修費用の負担、研修参加促進のための周知、研修内容への地域性の反映とリソース不足などの課題が示された。

次に、②民間団体インタビュー調査では、民間団体等（NPO/社会福祉協議会/弁護士会/大学等）が研修講座を企画・運営していることが多い実態を踏まえ、7団体を対象に個別インタビューを行った。調査では各団体で実施されている研修内容の詳細の他、研修実施に至った背景や、研修で得た知見を実践に移転させる工夫、ガイドライン（案）に期待する点を把握した。各団体の取組の詳細は、ガイドライン（案）内に事例紹介として取りまとめた。また、研修内容は基礎的な講座と、意見表明等支援員として活動することを前提とした講座の2段階で構成されていることが多く、具体的に扱う内容や講師にも重複が見られた。また参加対象者を限定するケースは少なく、実施方式はオンラインもしくはハイブリッド形式で座学を行い、ロールプレイ等の演習については対面実施で行うことが多いことが分かった。調査結果からは、上記のような団体間の共通点もあれば、研修の受講時間や、受講後の認定の仕組みの有無（修了認定の基準含む）、フォローアップ研修の有無、研修内容の改善の仕組みなど、ばらつきが見られる点もあった。これらのばらつきの一因には、研修企画・実施を含む事務局体制、意見表明等支援員の訪問実績、団体の活動開始時に持つネットワーク等の多寡によるところがあると考えられた。

さらに、ガイドライン（案）が現状の課題意識や取組実態に基づくだけでなく、意見表明等支援の実施される現場に近い当事者・関係者の視点から見た目指すべき状態とも整合する必要があると考えた。このため、実際に意見表明等支援員を主に活用することになる社会的養護の子どもから見る、あるべき姿を把握すべく、③中高生インタビュー調査を実施した。また、実際に意見表明等支

援員養成の研修を受け、活動を開始している意見表明等支援員から見た、るべき研修の姿・理想的なカリキュラムについて意見を得るべく、④受講生向けアンケート調査を実施した。

まず③中高生インタビュー調査では、社会的養護のもとで生活する中高生（10名）を対象に、意見表明等支援員と話す場合、どのような人物像を期待するか、どういった知識・技術・態度を持っていることが望ましいかについてグループインタビュー形式で意見を得た。調査結果から、意見表明等支援員に求められる資質（態度・雰囲気）や、技術等で求めること、意見表明等支援の実施方法（面談方法や意見表明等支援員の選び方等）についての意見が得られ、ガイドライン（案）に反映させた。また、グループインタビューでは、これまでの措置決定場面や日常生活において、子どもの権利が十分に保障されていない実態も語られた。

④受講生向けアンケート調査では、②民間団体インタビュー調査を実施した団体のうち、協力が得られた26名の研修受講経験者（全て意見表明等支援員として活動経験あり）に対し、ガイドライン（素案）の策定途上のカリキュラム（例）（案）や到達目標（案）に関し、Webアンケート形式で意見聴取を行った。その結果、到達目標の表現や位置づけに関する意見（チームメンバーとの協働の重要性、不断の見直しの必要性）や、カリキュラムに追加すべき事項に関する意見（人権への理解、アドボカシーの前提となる考え方、ロールプレイの重要性と留意事項 等）が得られた。これらの調査結果はガイドライン（案）に反映をした。

上記の調査結果に加え、社会的養護のもとで生活した経験を持つユース（5名）を対象に、ガイドライン（素案）の策定途上のカリキュラム（例）（案）や到達目標（案）に関し、グループインタビュー形式で意見聴取を行った。その結果、到達目標については、意見表明等支援員のバーンアウトを防ぐ視点から、チームで協働し、SV（スーパーバイザー。以下「SV」と表記。）等に頼りながら最終的に達成すべきものであることが伝わるようにすべきという意見や、意見表明等支援員に一番重要なのは子どもの話を「よく聞く」態度である等の意見が得られた。またカリキュラム（例）については、トラウマを理解するだけでなくトラウマインフォームドケアの重要性を理解する必要性や、子どもの多様性を学ぶ時間を増やす必要性、子どもの権利だけでなく人権全体について学ぶ必要性が示された。

こうした検討結果や、検討委員会の有識者の意見、参考文献などを踏まえ、本調査研究の成果物の一つとして、ガイドライン（案）を作成した。ガイドライン（案）は、研修を含め意見表明等支援事業を推進する主体である自治体担当者を主な読者と想定し、意見表明等支援員の役割や活動場面等の意見表明等支援員の概要を視認性高く紹介するパート（導入編）と、実際に研修を企画する際に参照するパート（試行編）で構成した。

本調査研究では、研修内容を企画する際に役立つ情報をガイドライン（案）に取りまとめたが、今後の課題としては4点が挙げられる。

第一に、社会的養護のもとで暮らす子どもの権利保障である。中高生インタビュー調査からは、意見表明等支援員の名称さえ耳馴染みがない状況もあり、子どもへの普及啓発は喫緊の課題と言える。また、日常において意見表明権を含めた子どもの権利が十分に保障されていないことが垣間見える場面もあった。日常の改善事項に関し子どもの意見表明権が行使できる環境を整備することは非常に重要だが、併せて日常の生活場面での権利擁護についても一層の取組が必要だと言える。

第二に、研修も含めた活動団体（民間団体等）による取組の一層の発展である。特に人材養成に関しては、一貫した態度（子どものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、子ど

もと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている等) の涵養も含め、継続的な学び直しの機会が重要となる。このような研修にもSVの存在は不可欠で、SVの確保あるいはSVの養成が課題と言えよう。関連して、活動団体では研修企画・運営も含め、様々な機能を担う事務局の体制が非常に重要なこととなるだろう。今後は、意見表明等支援員個人が担うべきこと、SVが担うべきこと、さらに事務局が組織的に担うべきことを、各団体の実情に応じながら明確にしていくことが求められる。

第三に、自治体が研修を実際に企画する場合のリソースの確保である。前述のとおり、自治体の直面する課題には、研修の担い手となる民間団体等の確保が挙げられると指摘した。現状では、研修を自治体が自ら企画するノウハウやマンパワーを豊富に有しているとは考えにくく、研修企画を含め外部委託する民間団体等の確保や委託先候補の養成は中長期的な課題と言える。同時に、現状では研修を実施できる民間団体等の数にも限りがある。今後は国において、研修を担うことのできる団体の新規設立に係る支援や、研修を担う余地のある団体候補に対する技術的及び財政的な支援を行うことが期待される。

第四に、意見表明等支援事業を取り巻く分野自体の発展に向け、関係者一同が協力しあう機運作りが重要と言えよう。さらなる発展のためには、各自治体がガイドライン（案）を活用しつつ、民間団体等と連携することはもちろんのこと、自治体間や民間団体間のネットワークを強化し、本分野の知見が共有され、相互に高めあい発展していくことが必要だろう。

第 II 章 調査研究の構成

1. 調査研究の背景

(1) 第 208 回国会までの法改正等の流れ

アドボケイトについて、平成 28 年児童福祉法改正法で、「児童福祉審議会で児童等や家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聞くことができる」旨が初めて規定された。その後、令和元年度調査では、都道府県等が子どもの意見形成支援や意見表明等支援(アドボカシー)の仕組みを構築する際の参考としてガイドライン案が取りまとめられた。

その後、令和4年度 第 208 回国会で成立した児童福祉法の一部を改正する法律では、①子どもの権利擁護の「環境整備」を行うことを都道府県の業務として位置づけ、②都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこと等が規定されている。さらに努力義務として子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけることとしており、施行は令和 6 年度を予定している。

また、衆議院・参議院ともに附帯決議があり、共通して、自治体間での取組のばらつきに関する懸念や、意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められるため、適切なプログラムによる研修等が行われることが求められている。

図表 II-1 衆議院・参議院 厚生労働委員会 附帯決議（該当部分抜粋。MURC 太字加工）

◆衆議院厚生労働委員会 附帯決議²

七 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないよう、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。

十 意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。

十一 意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められることから、科学的な評価がなされているプログラムにより育成することとし、十分な資質を持つ者を活用する

◆参議院厚生労働委員会 附帯決議³（令和 4 年 6 月 7 日）

九 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないよう、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと

十二 意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。

十三 意見表明等支援員には高度の専門性が必要であることから、弁護士や社会福祉士等、その担い手を確保し、専門的な知識や技術を身につけるにふさわしいプログラムにより必要にして十分な研修が行われるよう、ガイドラインを作成し都道府県に対して周知すること。

²衆議院ウェブサイト（児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourouB28E3BC9080202F6492588410022259F.htm

³ 参議院ウェブサイト（児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

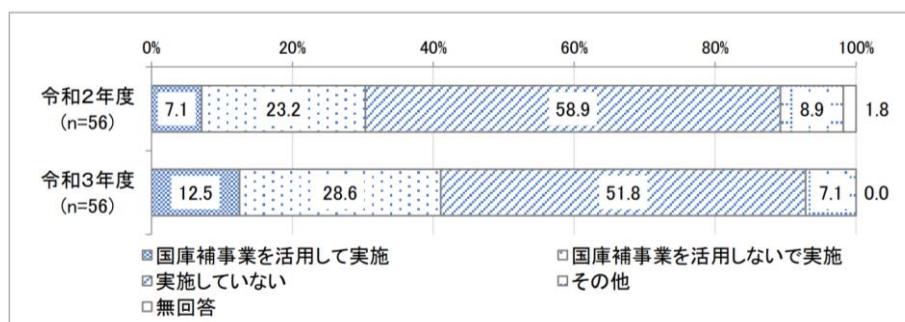
https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f069_060702.pdf

(2) 自治体では関心が高まるも、事業開始の難しさ

上記の動きの他、厚生労働省では児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用した実証モデル事業(以下「実証モデル事業」と表記。)を10/10補助で行っており、11自治体が実施している。また、令和3年度に行つた「一時保護の手続における児童福祉審議会等の活用に関する調査研究」座談会では、当日の参加数(登壇者除く接続端末数)は198、座談会後の参加者へのアンケート回答数は65であり、自治体の関心が高まりつつあることが分かる⁴。

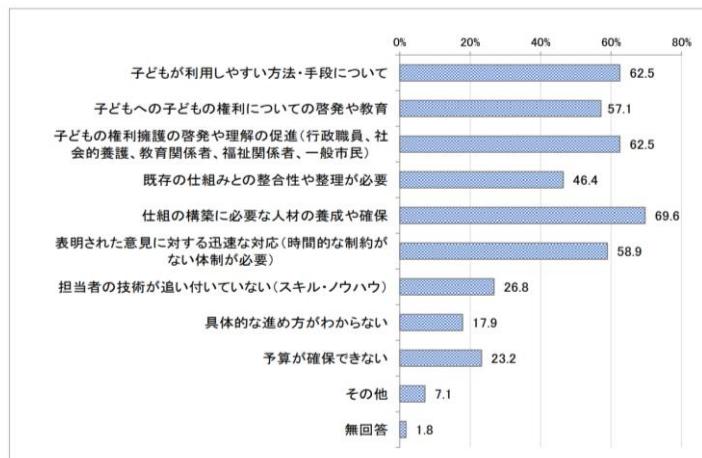
他方で、「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究⁵」のアンケート調査(令和4年2月実施)結果(以下「令和3年度アンケート調査」という。)では、約半数の自治体が意見表明等支援事業を実施できておらず、回答割合が最も高い課題が「仕組の構築に必要な人材の養成や確保」(69.6%)となっている。

図表 II-2 子どもの意向表明支援（子どもの権利擁護に係る実証モデル事業等）の取組状況（令和2年度・3年度）(n=56)



(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究 調査報告書」(p84)

図表 II-3 子どもの意向表明支援の仕組みを構築するための課題（複数回答 n=56）



(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究 調査報告書」(p86)

⁴ PwC コンサルティング合同会社(令和4年3月)「一時保護の手続における児童福祉審議会等の活用に関する調査研究」<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2022.html>

⁵ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(令和4年3月)「子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究 調査報告書」<https://www.mhlw.go.jp/content/000942055.pdf>

図表 II-4 実証モデル事業実施自治体一覧

R2 宮城県、岡山県、山口県、大分県、荒川区

R3 宮城県、岡山県、山口県、大分県、荒川区、大阪府、兵庫県、和歌山県、港区、神戸市、明石市

(出所)厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課提供

のことから、すべての自治体が着手できる状況にあるとは言えず、自治体ごとに取組の進捗にばらつきがあることが推察され、また先導している自治体でも新たな人材確保や人材養成の課題を抱えていることが確認できる。これらを踏まえると、自治体のニーズや課題意識に着目した人材養成に関する支援が必要となる。

2. 調査研究の目的（事業目的）

上記の背景を踏まえ、意見表明等支援事業を実施する際、自治体での課題の一つとなっている人材養成を解決すべく、研修に関するガイドライン（案）を作成することを本調査研究の目的とする。

その際、意見表明等支援事業に必ずしも馴染みの多くない自治体にとっても参照できる資料となるよう、自治体の具体的な課題意識に基づくことを重視する。（自治体インタビュー調査）

また、意見表明等支援事業については、これまで厚生労働省において実証モデル事業が実施される他、既に実践の蓄積がある民間団体等があることから、これらの知見も参考し、日本におけるアドボケイト実践の蓄積に裏打ちされたカリキュラム（例）の提示を目指す。（民間団体インタビュー調査）

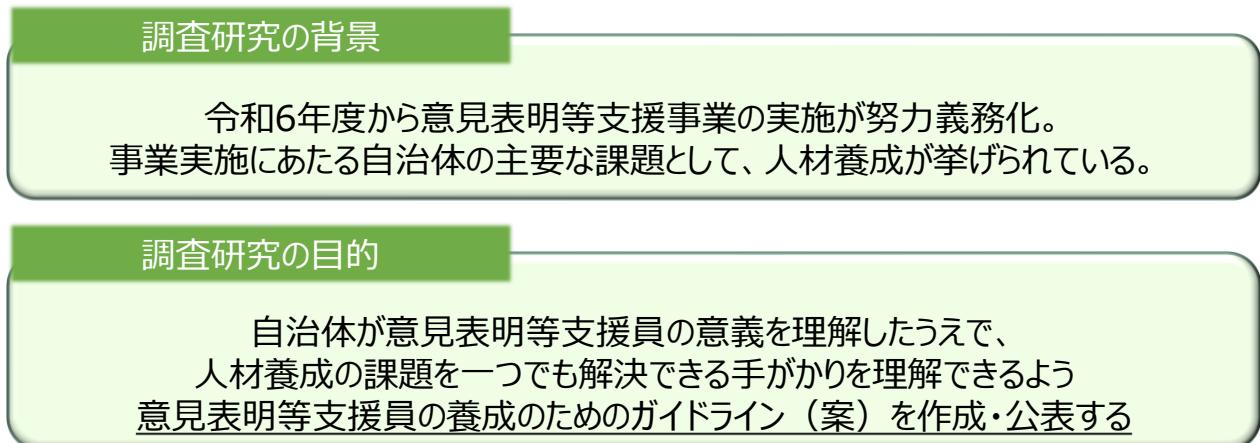
さらにカリキュラム（例）を含むガイドライン（案）が、実際に研修を受講する方や意見表明等支援員として活動を開始する方にとっても適切な内容であること、それらが社会的養護のもとで暮らす子どもにとっても賛同できる内容であることを目指す。（受講生向けアンケート調査、中高生インタビュー調査）

これらを通じ、主な読者として想定する自治体担当者の課題意識に沿いながら、これまでの実践に基づくガイドライン（案）を関係者や意見表明等支援事業の最大の当事者である子ども自身の意見を可能な限り踏まえたものとして策定する。これにより、自治体が意見表明等支援員の意義を理解したうえで、研修を企画する際の手がかりを得ることを目指す。

3. 調査研究の全体像

上記の目的に沿って、各種の調査を設計した。調査研究の全体像は下図のとおり、いずれの調査結果もガイドライン（案）の作成に活用した。

図表 II-5 調査研究の全体像



4. 実施内容

(1) 自治体インタビュー調査

意見表明等支援事業の実施について、令和6年度から自治体が努力義務を負うことを踏まえ、自治体の研修や人材養成・確保の課題認識の詳細を把握することを目指し、インタビュー調査（半構造化形式）を実施した。

調査対象とした3自治体（実証モデル事業の実施自治体から抽出）には、意見表明等支援事業の研修や人材養成、人材確保における課題の詳細や、これらの課題についてどのように対応・工夫しているか（あるいは、していきたいか）等について把握をした。収集した知見はガイドライン（案）の【導入編】に活用した。

(2) 民間団体インタビュー調査

これまでの実証モデル事業の実施には、自治体の実施計画を支える民間団体等（NPO/社会福祉協議会/弁護士会/大学/等）があり、実際に民間団体等が研修講座を企画・運営していることが多いと考えられる。このことから、現在の研修の詳細に関するインタビュー調査（半構造化形式）を行い、既に積み上げられた実践から得られる知見を最大限活かし、実践可能な研修カリキュラム案等を提示することを目指した。

調査対象とした7団体には、研修のカリキュラム、各講座の構成、具体的な教材、（あれば）受講認定の基準を収集しながら、具体的に行われる研修内容の詳細を把握した。また、研修企画・作成の過程や、研修で得た知見を実践に移転させるための工夫等についても把握した。収集した知見はガイドライン（案）の【試行編】に活用した。

(3) 中高生インタビュー調査

ガイドライン（案）が社会的養護のもとで現在暮らす子どもにとって有益なものになる必要性から、国内の児童養護施設で生活する中学生、高校生を対象にグループインタビュー調査を行った。調査では、意見表明等支援員の資質（態度や雰囲気、必要な知識や技術）や面談を実施する場所・環境について把握した。収集した知見はガイドライン（案）の【導入編】に活用した。

(4) 受講生向けアンケート調査

調査対象とした7団体に対し、ガイドライン（素案）の、策定途上のカリキュラム（例）（案）や到達目標（案）に関し、改善事項についてアンケート調査を行った。調査では、研修受講経験や意見表明等支援員としての活動経験とともに、到達目標（案）、カリキュラム（例）（案）、ガイドライン（素案）に関する全般的な意見について把握した。収集した知見はガイドライン（案）の【試行編】に活用した。

(5) 検討委員会での協議

本調査研究の実施計画や各調査の実施内容、ガイドライン（案）の取りまとめ等、本調査研究全般に關し専門的な見地から助言を得るため、調査研究課題について知見を有する有識者による検討委員会を設置する。

① 構成員

相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授
岡田 健一	九州大谷短期大学 准教授
○川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
野呂 英樹	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 課長
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
山元 浩司	兵庫県福祉部 児童課 課長

(50音順、敬称略、○は委員長)

② 開催状況

下記のとおり、2022年（令和4年）7月～2023年（令和5年）2月にかけて、会合を4回開催した。

開催日時	主な検討事項
第1回 2022年（令和4年）7月26日	・本調査研究の実施計画 ・インタビュー調査の設計（自治体向け/民間団体等向け）
第2回 2022年（令和4年）10月4日	・インタビュー調査結果の報告（自治体/民間団体等） ・ガイドライン（案）への意見聴取の実施計画案の協議 （中高生向けインタビュー等の検討状況報告） ・ガイドライン（案）導入編部分について
第3回 2022年（令和4年）12月1日	・インタビュー調査結果の報告（中高生） ・ガイドライン（案）導入編部分の更新箇所について協議 ・ガイドライン（案）試行編部分の各事例・カリキュラム例の協議
第4回 2023年（令和5年）2月28日	・インタビュー調査結果の報告（中高生/社会的養護経験者） ・研修受講経験者向けアンケート結果の報告 ・ガイドライン（案）の案について協議 ・報告書案の協議

(6) ガイドライン（案）作成・公表

上記(1)～(4)の調査結果に加え、社会的養護のもとで生活した経験を持つユース（5名）を対象に、ガイドライン（素案）の、策定途上のカリキュラム（例）（案）や到達目標（案）に関し、グループインタビュー形式で意見聴取を行った。さらに(5)検討委員会での協議、参考文献などを踏まえ、本調査研究の成果物の一つとして、ガイドライン（案）を作成した。ガイドライン（案）は、研修を含め意

見表明等支援事業を推進する主体である自治体担当者を主な読者と想定し、意見表明等支援員の役割や活動場面等の意見表明等支援員の業務内容を含め、その概要を視認性高く紹介するパート（導入編）と、実際に研修を企画する際に参照するパート（試行編）で構成した。試行編においては、各団体の研修等の事例紹介に加え、意見表明等支援員のあり方（到達目標）やカリキュラム（例）を提示し、各自治体が研修を企画・更新する際に参照できる資料となるよう策定した。これらの成果を整理し、本報告書を取りまとめ、調査研究事務局のホームページにおいて公表した。

(7) 調査研究の対象範囲と、調査研究上の限界

本調査研究の成果物の一つであるガイドライン（案）については、上述の調査結果を基にして作成しているが、調査対象ではない民間団体や自治体の取組状況や課題認識をすべて反映しているとは言えない。特にカリキュラム（例）については、上述のとおり、7団体に対するインタビュー調査やその後の資料提供、研修受講経験者へのアンケート調査、社会的養護経験者へのインタビュー調査が主な検討材料となり、作成を試行したものとなる。したがって、あくまでこれらの成果物は調査段階（2022年（令和4年）8月～9月）での意見表明等支援員の養成・研修の取組状況の一部を反映したものであり、より幅広い関係者とともに更なる検討が必要な点は留意されたい。

また、本調査研究では、社会的養護のもとで生活する中高生の意見を聴き取っている。この調査対象の選定に当たっては、調査者が複数名で生活環境に訪問することを許容してくれる養育者がいるかという点に拠る部分も多く、また年齢や子どもの発達の多様性の観点から見ても、社会的養護で生活するすべての子どもの声は反映できておらず、一部の意見として捉えるべき点にも留意が必要である。

第 III 章 自治体インタビュー調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的

自治体における意見表明等支援に関する認識の状況や、意見表明等支援実施に当たっての課題意識、課題への対応策や、ガイドライン（案）に期待する点を聴取することを目的とし、先行してアドボケイトの養成等の取組を実施している自治体にインタビューを実施した。

また、調査項目の設定に当たっては、今後、他の自治体が意見表明等支援の取組に着手するに当たって想定される課題を把握するため、特に担い手の確保や人材育成の取組について、実施状況や直面した課題等に焦点を当て、質問項目を設けた。

(2) 調査実施概要

① 調査対象

意見表明等支援の取組を実施または実施に向けた検討を進めている自治体から、3自治体を選定した。インタビュー実施自治体及び概要は以下の通りである。

自治体	実施日時	概要・備考
大阪府	2022年（令和4年） 8月30日	令和2年度調査研究委員自治体。 NPOと連携し研修等を実施
香川県	2022年（令和4年） 9月8日	県主導で意見表明等支援事業を実施準備中
山口県	2022年（令和4年） 9月16日	過年度の実証モデル事業以降取組を継続

② 調査方法・調査時期

個別インタビュー形式（半構造化）によって実施した。

(3) 調査内容

大項目	調査項目
意見表明等支援事業の取組の実施（検討）状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実施（検討）している意見表明等支援の取組 実施スキーム（実施フロー、参考とした資料） 実施場所（一時保護所/施設 等） 担い手（求めている資質や要件 含む） 実施体制、予算規模 等
担い手確保・人材育成の取組の実施状況（予定も含む）と、成果と課題の認識	<p>【担い手確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保に関する現状と取組の概要 ・担い手確保に関する課題（課題の詳細・課題が生じたタイミング） <p>【人材育成の取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の取組の概要 (研修の場合) 研修実施の検討開始時期、背景 研修実施者（委託先、協力機関等。協力があれば、協力内容） 研修の概要（対象者やプログラム構成、実施時期等） 研修の成果 研修における主な課題（課題の詳細、課題が生じたタイミング） (研修以外の場合) 人材育成の取組の概要（取組の関係主体、実施方法、実施頻度等） 人材育成の取組の成果と課題（課題の詳細、課題が生じたタイミング）
課題への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・課題への対応策として実施している（実施を検討している）取組 ・対応策を検討できていない課題（現在も困っていること）の有無・詳細 ・対応策を検討できていない要因、所感
ガイドライン（案）への要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン（案）に期待すること ・ガイドライン（案）に掲載してもらいたい事項

2. 自治体インタビュー調査のサマリー

自治体インタビューを通じて把握した意見表明等支援の実施状況や、研修の実施体制、担い手確保並びに人材育成等について、以下の通り整理した。

(1) 意見表明等支援の取組の実施状況

インタビューを実施した自治体のうち、2自治体は既に意見表明等支援の取組を実施しており、1自治体は年度内での実施に向けて、体制構築や施設や児童相談所等の関係機関との調整を進めている段階であった。

2自治体は各地域に拠点を置くNPO法人に、1自治体は県の社会福祉士会に委託している。委託先の民間団体等のうち、NPO法人1団体と社会福祉士会は、意見表明等支援の実施実績のない状況から、自治体との連携により、体制構築が図られている。

また、意見表明等支援の実績のない団体についても、自治体の児童福祉分野の業務実績を有するなど、自治体との関係構築が既になされていたことが、意見表明等支援の実施に向けた体制構築における自治体との連携に寄与したものと考えられる。

(2) 研修の実施体制

意見表明等支援員として任用されるために受講が義務付けられている養成講座は、①「意見表明等支援の取組の委託先が実施」、②「委託先とは異なる外部団体が実施」、③「自治体、委託先、外部団体が共催で実施」の3つのケースがあった。

①は、意見表明等支援の取組の委託先が人材育成のノウハウも有する自治体のケースである。②、③は、いずれも意見表明等支援の取組の委託先に人材育成のノウハウが少ない自治体のケースであり、外部リソースの活用や自治体との連携により、養成講座が実施されている。

後述するように、意見表明等支援の取組実績を有する民間団体等は全国的にも少なく、同時に人材育成のノウハウも併せ持つ民間団体等はさらに数が限られることから、各自治体の状況に応じて、適切な実施体制の構築が図られたものと考えられる。

(3) 担い手となる団体の確保・SV配置による体制構築における課題

① 担い手となる団体の確保

インタビュー時点で既に意見表明等支援の取組を実施している2自治体は、意見表明等支援の取組を管轄内により広い地域・施設等へ展開するため、追加的な委託団体の確保と意見表明等支援員の養成が課題となっている。

一方で、意見表明等支援の取組実績のある民間団体等は、全国的にも数が限られ、委託団体として確保することが容易ではないことから、それぞれの自治体の状況に応じて、意見表明等支援の取組実績を有していない児童福祉分野や社会福祉分野の活動を行っている団体（社会福祉士会等）が新たに意見表明等支援の取組を始めるための支援を行うなどの対応が求められると考えられる。

② SV配置による体制構築

インタビューを実施した自治体では、委託先の団体にSVが配置されており、日頃の活動における指導を担う存在となっており、重要な役割を果たしている。SVの配置実績のある（または配置を予

定している)自治体では学識者や弁護士を充てるケースがみられる。

なお、1自治体では、SVとは別途、ファシリテーターと呼ばれる人員が配置され、意見表明等支援員への日常的なスーパービジョンを担う体制となっている。この場合、SVは、ファシリテーターにも対応が難しいケースについて指導や助言を担うこととなっている。

意見表明等支援の取組の拡大と意見表明等支援の質の維持・向上を同時に推進するために、意見表明等支援員が適切なタイミング・頻度で指導や助言を受けるために十分な人数のSVを配置することが重要になる。そのためには、各自治体の意見表明等支援員の人数や活用できる人的リソースの状況に応じて、適切なスーパービジョンを実施するための体制を検討することが求められる。

(4) 人材育成の取組における課題

① 人材の確保における課題

より多くの意見表明等支援員を養成するためには、担い手の確保と併せて、将来的に意見表明等支援員として活動しうる人に広く養成研修の受講を促すことが重要となる。インタビューを実施した自治体の中には、児童福祉を学ぶ大学院生や子どもの権利擁護に关心を持っている弁護士等に養成研修について周知するなど、潜在的な人材の掘り起こしを進めている。

また、福祉分野の業務経験のある元自治体職員を将来的な人材として視野に入れている自治体もあったが、自治体関係者の割合が高くなることで意見表明等支援員の独立性を確保できなくなることが懸念点として挙げられている。

養成研修の受講者の拡大に向けて、人材の専門性や自治体からの独立性のバランスを考慮しながら、適切なターゲットに対して、意見表明等支援員の役割や意義を伝えるとともに、養成研修の受講を促していくことが求められる。

② 養成研修の受講に係る負担

インタビューを実施した自治体では、養成研修の費用を受講者負担としている場合と、受講者負担なし（委託費に含めることで自治体が負担）の場合があった。また、自治体によっては実地研修を他の自治体で実施する場合もあった。

研修の費用を受講者負担とすることや、実地研修を含む研修の実施場所・方法が潜在的な受講者への障壁となり、養成研修の受講を促進する上での課題となる恐れがある。このことから、費用負担を軽減するための予算措置や、受講者への参加負担をできるだけ軽減する実地研修のあり方の検討が課題となる。

(5) 意見表明等支援員としての適格性の判断

養成講座の受講後、意見表明等支援員として登録されるための要件を自治体として明確に定めているケースは見られなかった。今後より多くの意見表明等支援員を養成するに当たって、意見表明等支援員としての資質を備えた人材を確保するためには、適格性を判断する仕組みが必要と認識している自治体もあった。

一方で、意見表明等支援員の任用を委託先の民間団体等に委ねている自治体では、意見表明等支援員の任用に係る委託団体の独立性を確保するため、自治体として意見表明等支援員に求められる資質を明確化していない場合もあり、適格性の判断が課題となっている。

3. 自治体インタビュー調査の結果

(1) インタビュー結果一覧

	大阪府	香川県	山口県
意見表明等支援事業の取組の実施(検討)状況	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度より、意見表明等支援事業として、NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAへ委託し、実施している。 ○児童養護施設3施設、ファミリーホーム1施設の計4か所で事業を実施している ○委託先で活動しているアドボケイトは現在17名程度であり、その他には事務局と<u>複数名のSVが所属</u>している。 ○事業実施初年度である令和3年度には、40名程度の子どもに意見表明等支援を行った。支援の対象者は年齢や性別によって区分けはせず、対応可能なアドボケイトの人数等も考慮しながら、協力いただける施設と調整して決定した。 ○令和3年度は、①施設への意見、②児童相談所への意見、③施設・児童相談所への意見だが、第三者に言いたい（フィードバック不要）、④施設・児童相談所への意見だが、第三者に言いたい（フィードバック要）というケースに分類している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○丸亀街づくり研究所に委託（プロポーザルにより選定）し、意見表明等支援事業の実施に向けて準備を行っているところである。 ○本事業の委託要件として、ファシリテーターの2名以上の配置と、ファシリテーターは児童指導員の資格を有する者、もしくは児童等の権利擁護の知識があり県が認めた者とすることを条件としている。 ○訪問型アドボカシー実施に向けた準備を進めており、今年度5月から6月にかけて、児童養護施設や児童相談所への説明会を実施した。11月頃から実際に施設へアドボケイトを派遣する予定である。 ○アドボケイトの人数は計20名程度を想定しており、加えて大学教授、弁護士にもSVとして協力を得られるような体制の構築を予定。 ○SVとは別に、「ファシリテーター」を5名配置する予定。<u>ファシリテーターは、アドボケイトの日常的なスーパービジョン</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの権利擁護のための相談体制事業」として山口県の社会福祉士会に委託して訪問型アドボカシーを実施している。 ○委託先の意見表明支援員が施設を訪問し、子どもとの交流や、意見表明を希望した子どもとの面談後、結果等をとりまとめて県に報告する。 ○1施設内の4小規模グループケア（以下、小規模GC）を対象に、月1回の頻度で1小規模GCに2名が訪問。 ○現在、アドボケイトは5名配置されている。また、<u>SVは1名配置されており、県社会福祉士会から依頼のあった学識経験者が務めている</u>。 ○アドボケイトは、SVから意見表明支援に関する指導・助言等を受けることになっている。 ○一時保護所での訪問型アドボカシーの実施に向けて現在調整を行っているところであり、県内6か所の児童相談や委託先の県社会福祉士会と協議等をしている。

	大阪府	香川県	山口県
		<p><u>ンを担う存在である。SVには、ファシリテーターにとっても指導や助言が難しい事態が生じた場合に対応してもらう</u>という想定。</p>	
養成研修の実施体制・委託先	<ul style="list-style-type: none"> ○養成研修は子どもアドボカシーセンターOSAKA が主体となって実施している。 ○委託先の選定に際する要件について、現段階で大阪府独自に設定しているものはないが、子どもの福祉に関連する取組に関わっていない団体は想定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託先が主体となってアドボケイトを目指す人材を募集し、<u>外部機関（委託先と異なる）が実施している養成研修を促している。</u> ○養成研修の主な実施主体として、子どもアドボカシー学会と NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会が存在すると認識している。県ではどちらの団体による研修を修了してもアドボケイトとして認めることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社会福祉士会と連携し、「子どもアドボカシー基礎講座」と「子どもアドボカシー実践講座」の 2 種類の研修を実施。
担い手確保の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府内のアドボケイトの人数は、子どもアドボカシーセンターOSAKA による養成講座によって徐々に増えているが、大阪府全体をカバーするには、人員が不足している状況である。 ○十分な数のアドボケイトを確保するためには、アドボカシーの受け皿としての受託可能団体の掘り起こしも必要であると考えている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○当初は、県内の CAP 等の別団体にも意見表明等支援事業について相談したが、<u>これまでの実績もないことから難しいとの返答があり、社会福祉士会に委託することとなつた。</u> ○一方で、今後アドボカシーを県内に広く展開するためには担い手の掘り起こしも必要である。

	大阪府	香川県	山口県
人材育成の取組の実施状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○委託先が主体となって養成講座の企画運営を行っている。 ○アドボケイトに対する明確な法的根拠がない中で、少なくとも現時点では、大阪府が独自に研修等に取り組むことは想定していない。ただし、将来的に必要があると判断した場合には、先進自治体である宮城県等を参考にすると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託先が主体となって、養成研修の受講者を募集し、実践研修まで終えた方にアドボケイトとして登録してもらう流れとなっている。SNS での募集や社会福祉協議会へのチラシ配布、関係者の大学講師の勤め先での PR、福祉関係機関の研修の中で PR 等を通じて募集している。 ○SV やファシリテーターの育成については、現段階では外部機関が実施する養成研修を受講することになっている。しかし、将来的には香川県でも独自で研修を実施することや、既に現場を離れた社会的養護や福祉関連の元県職員を新たな人材として活用することも検討したいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度 10 月から 12 月にかけて、県社会福祉士会と連携し、「子どもアドボカシー基礎講座」と「子どもアドボカシー実践講座」の 2 種類の研修を実施する予定である。いずれもオンラインで実施している。「基礎講座」については子どもアドボカシー学会も共催となっている。 ○研修の費用は、受講者負担ではなく、委託費の中に含まれている。
養成講座の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○養成講座の内容は委託先より毎年事前に内容を共有してもらっているが<u>法的根拠がないこともあり、大阪府から子どもアドボカシーセンターOSAKA へ内容の修正等を指示したことはない。</u> ○養成講座の内容として、子どもアドボカシーセンターOSAKA で実施している実践講座は汎用性が高いものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先述のように、養成講座の主な実施主体は、子どもアドボカシー学会と NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会のいずれかとなっているが、県として受講すべき団体は指定していない。そのため、受講する養成講座の内容はそれぞれの団体のカリキュラムに沿ったものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎講座が 5 日間、実践講座が 2 日間の計 7 日間のスケジュールとなっている。実践講座の受講のためには、基礎講座の受講が必須となっているが、基礎講座のみ受講することも可能である。 ○「基礎講座」は、子どもアドボカシーの理念や基礎的な知識を習得することが目的である。「実践講座」は、実際アドボケイトとして活躍できる人材の育成を目指す。

	大阪府	香川県	山口県
			<p>すカリキュラムであり、独立アドボケイトとしての専門的な対応を習得するものである。</p> <p>○実践講座終了後に、実際にアドボケイトとして活動することを希望する場合には、施設や一時保護所等での意見表明支援の実地研修を受けることになっている。</p>
養成講座の課題について	<p>○地域によって主体となっている社会的養護の状況も異なるため、講座の内容も地域の特色を踏まえたものとするべきではと考えている。</p> <p>○社会的養護の法制度などは全国共通の内容である一方、児童相談所の役割や面接の頻度などは、<u>地域の実態に合わせて調整する必要がある。</u></p>	<p>○アドボケイトの登録要件を、外部機関のアドボケイト養成研修による基礎講座と実践講座を修了することとしているが、<u>実践講座に含まれる実地演習が県外で行われることがネックとなっている。</u></p> <p>○アドボケイトには独立性とともに専門性も求められるため、養成研修の受講が必須であるが、<u>受講費用は自費負担</u>となっている。今後相当数のアドボケイトを確保していくに当たっては、研修受講費用も含めた予算措置の要否やあり方についても検討が必要と考えている。</p>	<p>○今後県内の施設等への派遣を進めるためには、支援員の人数が不足していることが課題であるため、出来るだけ多くの支援員を目指す人に、養成講座の受講を促していきたい。</p> <p>○養成講座を県内の CAP、大学（児童福祉を学ぶ大学院生等を想定）、弁護士会に周知し、人材の育成を進めていきたい。</p>
アドボケイトに求められる要件・資質について	<p>○現在は、アドボケイトの任用の要件として、子どもアドボカシーセンターOSAKAとの委託契約では、①アドボケイト養成講座を修了していることと、②複数名で</p>	<p>○アドボケイトの資格要件が定められていない中、アドボケイトに求められる資質に関しては、県としても課題と感じているところである。</p>	<p>○社会福祉士がアドボケイトとして活動する中で、アドボケイトとしての本来の役割以上に、<u>積極的に課題解決のために動いてしまわないようにする必要がある</u>と</p>

	大阪府	香川県	山口県
	<p>訪問する際に2年以上の実施経験（他自治体での経験も含む）を有する者を含めることを定めている。</p> <p>○アドボケイトの資質について、<u>独立性確保の観点</u>も踏まえ大阪府が個別に指摘や指示をするといったことは行っていないが、これまでアドボケイトの資質に関連したトラブル等が生じていると感じていない。</p>	<p>○アドボケイトとしての知識や情報がまったくなければ意見表明等支援の実施主体となり得ない一方で、<u>知識や情報が多すぎることで先入観を持つてしまい、アドボケイトとしてふさわしい支援ができなくなることも懸念される</u>。（関連して、現状では、ケアリーバーをアドボケイトとして派遣することも想定しているが、懸念も残る。）</p> <p>○養成研修修了後、どういった人物をアドボケイトとして登録するかという基準は現段階で設けていない。アドボケイトに必要なマインドや態度などを明示するのは難しく、最終的には面接によって個別に判断することになるのではないか。</p>	<p>感じている。</p> <p>○社会福祉士会には学校で活動しているSSWも所属しているが、<u>独立性の担保</u>という観点から、アドボケイトとして活動はさるべきであるとの意見が内部で挙がっている。</p> <p>○研修をすべて修了した人に対しても、何らかの方法でアドボケイトとしての適格性を判断する手続きが必要だと考えており、今後の検討課題となっている。</p>

(2) 大阪府

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）8月30日（火）13:30～15:20

出席者：大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課

② 取組の実施状況について

- ・ 意見表明等支援の取組の実施に当たって、大阪府はNPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAへ、単年度契約で委託している。委託先で活動しているアドボケイトは現在17名程度、その他には事務局職員と複数名のスーパーバイザーが所属している。
- ・ 児童養護施設3施設、ファミリーホーム1施設の計4か所で訪問アドボカシーを実施している。里親家庭等、家庭養育の場における実施の必要性も認識しているが、大阪府では支援対象の子どもが施設に多いこと、家庭で実施する場合の場所の確保の問題等から、実現には至っていない。また、一時保護所や委託一時保護先での実施も検討している。
- ・ 取組の実施初年度である令和3年度には、40名程度の子どもに意見表明等支援を行った。支援の対象者は年齢や性別によって区分けはせず、対応可能なアドボケイトの人数等も考慮しながら、協力いただけける施設と調整して決定した。
- ・ 円滑な支援と子どもアドボカシーに関する理解向上のため、訪問する前に施設内へアドボケイトの顔写真と紹介文を掲載したポスターを掲示しているほか、施設で説明会を開催した。（コロナ禍で対面実施が難しい場合は動画形式を採用。）その後も、遊びを通じ子どもとアドボケイトの関係性を構築しつつ、権利すごろくなどのゲームで子どもの権利への理解を深めた上で面談を行い、自分の意見を誰に対してどのように伝えたいか、といったことを独自のシートに従い確認している。
- ・ 令和3年度は、①施設への意見、②児童相談所への意見、③施設・児童相談所への意見で、かつ、第三者に言いたい（フィードバック不要）、④施設・児童相談所への意見で、かつ、第三者に言いたい（フィードバック要）というケースに分類し、②の場合は施設を通じて児童相談所へ意見を伝え、③・④の場合は、必要に応じ家庭支援課が面談等により意見を汲み取った。ただし、②については令和4年度から、アドボケイトが児童相談所に対して直接意見を伝えることができるよう変更に向けて調整しているところである。アドボケイトと児童相談所との連携手段が確保されることで、子どもの意見を踏まえた処遇の検討など、児童相談所職員へのアドボカシーの浸透を期待している。
- ・ 令和3年度には③、④ともに児童相談所への意見はなかったが、今年度は④フィードバックを求める形での意見表明を希望する子どもがおり、家庭支援課が調整しながら、子どもが担当ケースワーカーに直接意見を伝えるに至った。意見表明の場の設置や調整については常時家庭支援課が行うのではなく、ケースに応じて柔軟に対応したいと考えている。
- ・ なお、委託先であるNPO法人としては、アドボケイトが子どもについて事前に知るのは名前と年齢程度に留めることで、先入観を持たずに子どもと向き合おうとしている。一方、施設職員や里親側が事前に情報を共有した方が良いと考えるケースもある。癲癇やフラッシュバックなど、医師の指示に基づく場合など事前に把握が必要な情報もあると考えられるが、基本は最低限に留めるべきである。また、自殺企図や希死念慮などの言葉が出た場合の対応について、

訪問実施前に NPO 法人・施設・府で協議した。

③ 取組の実施体制について

- ・ 大阪府内のアドボケイトは、子どもアドボカシーセンターOSAKA による養成講座によって徐々に増えている。しかし、大阪府全体で 2,700 人程度の支援対象の子ども全員をカバーするには、まだアドボケイトは不足している状況である。人員不足の解消には相当期間を要する状況であり、今後は訪問実績に応じて、一部施設での継続支援は子どもからの呼び込み方式にするなどといった工夫も必要ではないかと考える。
- ・ 現在大阪府で活動しているアドボケイトは女性が多く、年齢にも偏りがある。様々な背景や経験を持つ子どもに対応するためにも、人材の幅を広げることも必要である。
- ・ アドボケイトについて、子どもに合わせて最適なコミュニケーションができる資質は当然重要だが、支援の現場においては児童相談所職員や施設職員、里親等との意思疎通も不可欠であるため、大人とも円滑なコミュニケーションができることや、関係者から信頼を得るに足る姿勢等も必要となる。
- ・ アドボカシーの理念については賛同を得られやすい一方、実施の段階では多くの関係者から様々な意見が出される。対象となる施設によってもスキームを調整していく必要がある。

④ 担い手の確保・人材育成の取組の実施状況（予定も含む）と、成果と課題の認識

i. 担い手確保の取組について

- ・ 子どもアドボカシーセンターOSAKA については、以前から先行的な取組を実施している団体と認識していた。令和 2 年度の調査研究事業において協力いただくこととなり、それをきっかけに現在の事業委託に至っている。
- ・ 児童養護施設は人数も多く、子どもや職員の入れ替わりもあるため定期訪問から呼び込み方式に移行するのは難しい面もある。また、府内には複数の児童相談所設置自治体があることも踏まえ、将来的な事業運営を検討する必要がある。今後は子ども支援に関する取組を行っている団体等に対し幅広くアドボカシーの普及に努め、将来的な環境整備に努めていきたいと考えている。
- ・ そういう中で十分な数のアドボケイトを確保するためには、アドボカシーの受け皿としての受託可能団体の掘り起こしも必要であると考えている。これまでの取組を通じ、委託先には①事務局機能を有すること、②組織としての継続性が担保されること、③アドボケイトの養成及び SV の確保、などが必要な要素であると考える。
- ・ 委託先の選定に際する要件について、現段階で大阪府独自に設定しているものはないが、子どもの福祉に関連する取組に関わっていない団体を対象とすることは想定していない。令和 6 年度に厚生労働省から公表されるスタートアップマニュアルの中で、何らかの要件が示される可能性はあると考えている。

ii. 人材育成の取組について

- ・ アドボケイトの養成について、明確な法的根拠がない中で、少なくとも現時点では、大阪府が独自に養成に取り組むことは想定していない。ただし、将来的に必要があると判断した場合に

は、先進自治体である宮城県等を参考にすると思われる。また、有識者からは、大阪府が独自に研修等を実施する場合には、大阪市や堺市とも連携して一体的に取り組むべきとの意見があった。どう取り組むのか、方法は検討する必要があるが、自治体間の取組に大きな差が生じないようにはすることは重要であると考える。

- ・ アドボケイトの資質について、大阪府が個別に指摘や指示をするといったことは、アドボケイトの独立性の観点も踏まえて行っておらず、これまでアドボケイトの資質に関連したトラブル等が生じていると感じていない。
- ・ アドボケイトの任用の要件として、子どもアドボカシーセンターOSAKAとの委託契約では、①アドボケイト養成講座を修了していることと、②複数名で訪問する際に2年以上の実施経験（他自治体での経験も含む）を有する者を含めることを定めている。その他、加虐当事者や反社会的勢力などの不適格者をふるい分けできる要件を定める必要があると考えているが、現状は法的根拠がないため、犯罪歴照会などができる点に課題がある。アドボケイトも第二種社会福祉事業として、登録要件を設けることでふるい分けが可能になると思われる。

iii. 養成講座について

- ・ 複数の自治体を跨いだ対応が必要となった場合、自治体ごとの取組の違いやアドボケイトの質の違いが生じることを懸念している。行政側の都合で、子どもに不利益が生じないようにしなければならない。
- ・ 他方、養成講座は各地域で行われているが、講師の有識者は同じ場合もあり、結果として全国的に同じような内容の講座となっていると思われる。地域によって主体となっている社会的養護の状況も異なるため、講座の内容も地域の特色を踏まえたものとするべきではと考えている。
- ・ 養成講座の内容として、子どもアドボカシーセンターOSAKAで実施している実践講座は汎用性が高いものとなっている。社会的養護の法制度などは全国共通の内容である一方、児童相談所の役割や面接の頻度などは、地域の実態に合わせて調整する必要がある。

⑤ ガイドライン（案）や意見表明等支援事業全体への要望等

- ・ 自治体によって子どもの権利擁護の取組に対する差が生じないように、アドボケイトの任用に関する最低限の基準を明確に示してもらいたい。その基準を基に、各自治体において必要とする要件等を上乗せすることで、自治体ごとの独自性を持たせることもできる。他方で、基準の設定に当たっては、受託できない団体が増えることでアドボケイトのすそ野拡大を妨げてしまうような内容とならないよう、実態に見合ったものとしてもらいたい。
- ・ 環境整備が努力義務となったことで、人員確保に関する法的根拠がなくなってしまい、令和6年度に向けて整備すべき体制の水準を見定めることも、体制構築のための予算要求も難しい状況にある。自治体で実施すべき取組や役割を明確にしてもらうことで、府として目指すべきかたちの検討や、それに向けた予算や人員も要求しやすくなる。
- ・ 複数の関係者や関係機関が関わる取組の全体において、アドボケイトはどのような位置づけにあり、どのような役割を担うのかということが分かる内容としてほしい。また、関連する取組に応じて、誰がどのような役割を担うのか、特にその主体を明確にしてもらいたい。
- ・ 子どもの意見へのフィードバックや体制についてのゴールイメージを示してもらいたい（最低

限取り組むべき内容など)。

(3) 香川県

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月8日（木）13:00～14:35

出席者：香川県子ども家庭課

② 意見表明等支援の取組の実施（検討）状況

i. 取組の実施状況について

- ・ 訪問型アドボカシー実施に向けた準備を進めており、今年度5月から、児童養護施設や児童相談所への説明会を実施したところである。これまでに、児童養護施設3か所、乳児院1か所、児童自立支援施設1か所、児童心理治療施設1か所、自立援助ホーム6か所、ファミリーホーム4か所での説明会を実施している。
- ・ また、9月にアドボケイトの希望者を募集する説明会を実施し、11月頃から実際に一部の児童養護施設へ先行してアドボケイトを派遣する予定である。
- ・ 先行して実施する児童養護施設は、アドボケイトの受入れに対して特に前向きな施設である。先行実施後に、当該施設とその他の施設が意見交換を行う場を設け、アドボケイトの受入れに対する施設側の不安の解消を図りたいと考えている。
- ・ 一時保護所での意見表明等支援の実施に向けて、児童相談所への説明会も実施した。

ii. 取組の実施体制について

- ・ アドボケイトの人数は計20名程度を想定しており、加えて、大学教授、弁護士にもSVとして協力を得られるような体制の構築を予定している。
- ・ SVとは別に、「ファシリテーター」を5名配置予定である。ファシリテーターは、アドボケイトの日常的なスーパービジョンを担う存在であり、SVとは役割が異なっている。SVは、ファシリテーターにとっても指導や助言が難しい事態が生じた場合に、スーパービジョンを実施してもらうことを想定している。
- ・ アドボケイトには、有償ボランティアとして登録してもらい、1回の訪問につき2万円（5人一組）の謝金を支払うこととしている。
- ・ 香川県における社会的養護を受けている子どもは250人ほどであるが、そのすべての子どもに対して意見表明等支援を実施するために必要となるアドボケイトの人数を把握できていない。今後訪問を重ねていく中で、それぞれの施設等の適当な訪問頻度等が明らかになることで把握できるものと考えている。

③ 担い手の確保・人材育成の取組の実施状況（予定も含む）と、成果と課題の認識

i. 担い手確保の取組について

- ・ 本事業は、NPO法人丸亀街づくり研究所に委託（プロポーザルにより選定）している。本団体は、アフターケア事業（施設から退所後の子どもへの支援）を委託していた団体でもあり、施設との関係性も既に構築されていた。
- ・ 本事業の委託要件として、ファシリテーターの2名以上の配置と、ファシリテーターは児童指導員の資格を有する者、もしくは児童等の権利擁護の知識があり県が認めた者とすることを条件とした。

件としている。なお、この要件はアフターケア事業を参考としている。

ii. 人材育成の取組について

- ・ 委託先が主体となってアドボケイトを目指す人材を募集し、外部機関（委託先と異なる）が実施する養成研修の受講を促している。
- ・ 養成研修の主な実施主体として、子どもアドボカシー学会と NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会が存在すると認識している。県ではどちらの団体による研修を修了してもアドボケイトとして認めることとしている。
- ・ 委託先が主体となって、養成研修の受講者を募集し、実践研修まで終えた方にアドボケイトとして登録してもらう流れとなっている。SNS での募集や社会福祉協議会へのチラシ配布、関係者の大学講師の勤め先での PR、福祉関係機関の研修の中で PR 等を通じて募集している。
- ・ その他、活動開始後に行うアドボケイトへのファシリテーターによる日常的なスーパービジョンや、アドボケイト候補者とケアリーバーの座談会なども、人材の育成に寄与する取組であると考えている。
- ・ SV やファシリテーターについては、現在は上述の児童指導員の資格を有することを要件としており、研修の受講は求めていない。研修の必要性がある場合には、外部機関が実施する養成研修を受講することになっている。しかし、将来的には香川県でも独自で研修を実施することや、既に現場を離れた社会的養護や福祉関連の元県職員を新たな人材として活用することも検討したいと考えている。

iii. 養成講座について

- ・ 先述のように、養成講座の主な実施主体は、子どもアドボカシー学会と NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会のいずれかとなっているが、県として受講すべき団体は指定していない。受講する養成講座の内容はそれぞれの団体のカリキュラムに沿ったものとなっている。
- ・ アドボケイトの登録要件を、外部機関のアドボケイト養成研修による基礎講座と実践講座を修了することとしているが、実践講座に含まれる実地演習が県外で行われることが課題となっている。
- ・ アドボケイトには独立性とともに専門性も求められるため、養成研修の受講が必須であるが、受講費用は自費負担となっている。今後相当数のアドボケイトを確保していくに当たっては、研修受講費用も含めた予算措置の要否やあり方についても検討が必要と考えている。

④ アドボケイトに求められる要件・資質について

- ・ アドボケイトの資格要件が国で定められていない中、アドボケイトに求められる資質に関しては、県としても課題と感じているところである。
- ・ アドボケイトに関連した知識や情報がまったくなければ意見表明等支援の実施主体となり得ない一方で、知識や情報が多すぎることで先入観を持ってしまい、アドボケイトとしてふさわしい支援ができなくなることも懸念される。（関連して、現状では、同県出身のケアリーバーをアドボケイトとして派遣することも想定しているが、懸念も残る。）
- ・ 養成研修修了後、どういった人物をアドボケイトとして登録するかという基準は現段階で設け

ていない。アドボケイトに必要なマインドや態度などを明示するのは難しく、最終的には面接によって個別に判断することになるのではないか。

⑤ ガイドライン（案）や意見表明等支援事業全体への要望等

- ・ 受講した養成研修の実施主体によって、アドボケイトとして認められなくなるという事態が生じないようにしてもらいたい。
- ・ アドボケイトの中で児童福祉分野の現役の職員やOBの割合が高くなると、独立アドボカシーが制度的アドボカシーに寄ってしまうことが懸念される。一般的な感覚と、アドボケイトとしての専門性のバランスが、アドボケイトには重要であるということを示してもらいたい。
- ・ アドボケイトの人数、訪問施設数や訪問頻度など、自治体の規模に合わせてどのように事業を進めていけばよいか、具体的なステップを示してもらいたい。

(4) 山口県

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月16日（金）10：00～11：30

出席者：山口県こども家庭課児童環境班 担当

山口県福祉総合相談支援センター（中央児童相談所） 元担当

② 意見表明等支援の取組の実施（検討）状況

i. 取組の実施状況について

- 「子どもの権利擁護のための相談体制事業」として山口県社会福祉士会に委託して訪問型アドボカシーを実施している。
- 委託先の意見表明等支援員（以下、本議事概要中はアドボケイトと表記。）が施設を訪問し、子どもとの交流や、意見表明等を希望した子どもとの面談後、結果等をとりまとめて、県〔県社会福祉審議会児童福祉分科会保護母子部会虐待等審査会（以下、県社会福祉審議会虐待等審査会）事務局〕に報告する。
- 現在は、1施設内の4小規模グループケア（以下、小規模GC）を対象に、月1回の頻度で1小規模GCに2名が訪問し、2時間程度滞在して、子どもと関わりながら交流を深めている。子どもが意見表明等を希望する場合には、プライバシーの守られた個室等で、個別に聴取している。
- 一時保護所での訪問型アドボカシーの実施に向けて現在調整を行っているところであり、県内6か所の児童相談所や委託先の県社会福祉士会と協議等をしている。
- 令和2年度から取組を開始しているが、子どもの意見表明等を受けて、児童福祉審議会にあたる県社会福祉審議会虐待等審査会における具申まで至ったケースは1件ある。

ii. 取組の実施体制について

- 現在、アドボケイトは5名配置されている。また、SVは1名配置されており、県社会福祉士会から依頼のあった、学識経験者が務めている。アドボケイトは、SVから意見表明等支援に関する指導・助言等を受けることになっている。
- 社会福祉士がアドボケイトとして活動する中で、アドボケイトとしての本来の役割を全うするために、社会福祉士の活動理念の1つでもある、課題解決のために積極的に動くこととの整理をしておく必要があると感じている方もいらっしゃった。
- 県社会福祉士会には学校で活動しているSSW（スクールソーシャルワーカー）も所属しているが、独立性の担保（例：活動拠点の学校の児童生徒が施設等入所した際にアドボケイトの活動で意見表明等を受けるという状況）という観点から、アドボケイトとしての活動は避けるべきであるとの意見が委託先から挙がっている。

③ 担い手確保・人材育成の取組の実施状況（予定も含む）と、成果と課題の認識

i. 担い手確保の取組について

- 当初は、県内のCAP等の別団体にも意見表明等支援事業について相談したが、様々な観点から難しいとの返答がある中、県社会福祉士会からは、社会福祉士の活動理念に沿った活動であ

ると受け止めてもらえた、委託することとなった。

- ・ また、社会福祉士会における意見表明等支援員の育成に当たっては、SVによる指導や、当時こどもNPOセンター福岡が主催した子どもアドボカシー基礎講座等、他県の養成研修の受講等を通じて、意見表明等支援員としてのスキルの習得を図った。
- ・ 一方で、県内には児童養護施設だけでも10か所あるため、今後アドボカシーを県内に広く展開するためには担い手の更なる掘り起こしも必要である。

ii. 人材育成の取組について

- ・ 今年度10月から12月にかけて、県社会福祉士会と連携し、「子どもアドボカシー基礎講座」と「子どもアドボカシー実践講座」の2種類の研修を実施する予定である。「基礎講座」はオンライン、「実践講座」は対面での実施を予定しており、「基礎講座」については子どもアドボカシー学会も共催となっている。
- ・ 研修の費用は、受講者負担ではなく、委託費の中に含まれている。ただし、将来的には一定の受講者負担も設けることも考えられる。
- ・ 県内の施設等への派遣を進めるためには、支援員の人数が不足していることが課題であるため、出来るだけ多くの支援員を目指す人に、養成講座の受講を促していきたい。一方で、子どもの権利や児童福祉分野に理解のある人に受講してもらうことが望ましいため、受講対象者や対象者に応じた周知の方法についても、今後検討する必要があると感じている。
- ・ 支援員の人数が今後増えていくに当たって、1名のSVがすべての支援員の指導・相談対応を行うのは難しいため、SVの役割を担う人材の育成にも取り組む必要がある。

iii. 養成講座について

- ・ 基礎講座が5日間、実践講座が2日間の計7日間のスケジュールとなっている。実践講座の受講のためには、基礎講座の受講が必須となっているが、基礎講座のみ受講することも可能である。
- ・ 「基礎講座」は、子どもアドボカシーの理念や基礎的な知識を習得することが目的である。「実践講座」は、実際アドボケイトとして活躍できる人材の育成を目指すカリキュラムであり、独立アドボケイトとしての専門的な対応を習得するものである。
- ・ 研修をすべて修了した人に対しても、何らかの方法でアドボケイトとしての適格性を判断する手続きが必要だと考えており、今後の検討課題となっている。
- ・ 養成講座を県内のCAP、大学（児童福祉を学ぶ大学院生等を想定）、弁護士会に周知し、人材の育成を進めていきたい。

④ ガイドライン（案）や意見表明等支援事業全体への要望等

- ・ 今後、各自治体でアドボケイトの人材確保・養成を進めていくことになるが、自治体によってアドボケイトの資質に差が生じないように、国として一定の任用基準を設けるべきではないか。
- ・ 過去の国の資料では、養成講座の受講対象者として、弁護士や社会福祉士、PSW（精神保健福祉士）等を主なターゲットとしているが、大学で関連分野を学ぶ学生等にも対象者を広げることで、より間口が広がるのではないか。

⑤ その他

- 施設の種類や子どもの特性に応じて、意見表明等支援の方法も異なってくると思われるため、例えば乳児院における意見表明等支援の先進事例など、施設別の事例を国に提示してもらえると、今後県としての取組を進める際に参考になる。

第IV章 民間団体インタビュー調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的

意見表明等支援員の養成に関する研修プログラムの策定に当たっては、自治体の実施計画を支える民間団体等（NPO/社会福祉協議会/弁護士会/大学/等）が研修講座を企画・運営していることが多いと考えられる。よって、既に積み上げられた実践から得られる知見を最大限活かして実践可能な研修カリキュラム案等を提示することで、これまで先進している民間団体や自治体の取組と整合を取りながらさらに発展することが期待される。

そこで、民間団体等の現在の研修の詳細に関するインタビュー調査を実施した。インタビューでは、研修プログラムの収集をすると共に、研修プログラム策定の際に重視した理念・考え方や、研修実践を行う上での課題・留意事項についても把握することを目指した。

(2) 調査の実施概要

① 調査対象・調査時期・出席者

調査対象とインタビュー実施日時、出席者は以下の通りである。

名称	実施日時	備考
一般社団法人子どもの声からはじめよう	2022年（令和4年）8月8日※対面	
NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	2022年（令和4年）9月9日※ハイブリット	トレーナー兼 SV、意見表明等支援員（研修受講経験者）が同席
大分大学権利擁護教育センター	2022年（令和4年）9月12日※対面	意見表明等支援員兼事務局（研修受講経験者）が同席
一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	2022年（令和4年）9月16日※オンライン	意見表明等支援員（研修受講経験者）が同席
兵庫県弁護士会	2022年（令和4年）9月20日※オンライン	意見表明等支援員（研修受講経験者）が同席
NPO法人全国子どもアドボカシー協議会	2022年（令和4年）9月9日※オンライン	（全国団体）
子どもアドボカシー学会	2022年（令和4年）9月14日※オンライン	（全国団体）

② 調査方法

半構造化形式の個別インタビューを実施した。

(3) 調査内容

大項目	調査項目
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最新版の研修カリキュラム（シラバス） ・最新版の研修の構成（時間数など含む） ・具体的な教材 ・受講後の認定の基準（受講完了証等を配布している場合など） ・研修を周知する上での工夫・留意事項 ・研修を実施する上での工夫・留意事項
研修実施に至った背景・過程	<ul style="list-style-type: none"> ・研修企画・プログラム作成に至った経緯、きっかけ ・研修作成に通底する理念や考え方 ・研修企画・プログラム作成過程（作成の手順、かかった期間、改善の過程など） ・研修企画・プログラムの実施体制（関係機関との連携など含む）
研修実施以降	<ul style="list-style-type: none"> ・研修で得た知見を実践に移転するための工夫 ・研修を実施したうえで見直し・修正をした点（あるいは必要だと感じている点） ・今後の研修の方向性
※全国団体向け 各地の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各地での研修の取組状況について感じている点 ・全国での研修の普及や、質向上に向けて感じている点
ガイドライン（案） 試行編	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン（案）試行編に期待すること（事例紹介/標準カリキュラム案） ・受講してみたい／人に薦めてみたいカリキュラム（例）や研修のポイント

(4) 報告内容の範囲と留意点

調査対象は、実証モデル事業の他、令和2年度「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究」や全国的な展開を行っている団体の有する情報を参照しながら、検討委員会における協議を経て、実際に研修の企画・実施・振り返り等が行われている団体を選定した。また選定に際しては地域性に偏りが出ないよう配慮したが、網羅性には限界があることに留意が必要である。

2. 民間団体インタビュー調査のサマリー

(1) 各団体における研修の共通点

各民間団体で積み上げられてきた意見表明等支援員養成に関する実践をみると、以下のような共通点があることが明らかになった。

- ・ 研修の構成として、①アドボカシーの定義や理念等の基礎的な理解を促す基礎的な講座と、②概略や子どもの多様性等についてさらに理解を深めるとともに、実践的な知識や技術を獲得することを促し、意見表明等支援員の養成を目指す実践的な講座の二段構成で組み立てられている。なお、意見表明等支援員として活動するに当たり、より実践的な内容（例：面接スキルの向上）を取り扱ったり、復習の機会を提供している団体も複数あった。
- ・ 基礎的な講座では子どもの権利や社会的養護等に関する知識をインプットするものが多く、実践的な講座では意見表明等支援員として活動する際に活きる知見を獲得するためにロールプレイやシナリオワーク等のワークショップが含まれる傾向にある。
- ・ 感染症等の影響もあり、座学形式が可能な内容はオンライン（もしくはハイブリッド形式）での実施も多いが、ロールプレイや演習については対面形式で実施される傾向が強い。
- ・ 参加対象者は、当該地域の居住者のみに限らず全国的に開かれている場合が多い。オンライン研修が実施されていることもその背景にあると考えられる。

(2) 各団体における研修のばらつき（相違点）

上記のような共通点が挙げられる一方、研修で重視するポイントや時間数等については、各団体で以下のようなばらつきが見られた。

- ・ 各団体が研修の理念として重視する点については、「自己覚知」「傾聴」「当事者参画」「パートナーリズムの回避」、「チームとしての活動」等、各団体の特徴が色濃く出ている。
- ・ 受講時間については各団体で差が大きい。具体的には、基礎的な講座は、2時間程度と設定している団体もあれば、複数日程に渡って計20時間程度の受講を要件とする場合もある。同様に、実践的な講座においても、団体間で計40時間近くの差がある。
- ・ 修了認定の基準を言語化して設定している団体もあれば、登録認定のための会議体を持つ団体もある。他方、現状では訪問先・回数等が限られていることを理由に、どのような意見表明等支援員が適切かという基準を作ることに慎重な団体も見られた。基準を設けておらずとも、受講後から活動開始までに登録面談の機会を設けることで、受講者の適性を判断している団体もある。
- ・ 複数年度にわたって研修を実施している団体の多くはプログラムの更新を行っており、例えば意見表明等支援員や社会的養護経験者の実際の声を届ける等の改善が行われている。一方で、次年度の研修計画の策定に当たり明確に改善点を言語化する等、改善の仕組みを体系化している団体は限られる。

こうした相違点の1つの要因として、活動場面や対象とする子どもの違いもあるだろうが、主因は意見表明等支援員派遣の実績、研修企画・実施を含む事務局体制の多寡、その他活用できるネットワーク等のリソースの差によるところが大きいと考えられる。

3. 民間団体インタビュー調査の結果

(1) インタビュー結果一覧

① 民間団体

	一般社団法人子どもの声からはじめよう	NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	大分大学権利擁護教育センター
団体概要	<ul style="list-style-type: none"> ○2019 年（令和元年）よりアドボケイト養成を開始。法人職員 3 名にて運営しているほか、社会的養護経験者、研究者等、外部講師に講師を依頼。 ○2021 年（令和 3 年）6 月より児童相談所での訪問アドボカシー事業を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立は 2021 年（令和 3 年）。 ○NPO 法人子ども NPO センター福岡にて 2018 年よりアドボケイト養成を開始。 ○2020 年（令和 2 年）度より訪問アドボカシー事業を開始しており、主な活動場面は、一時保護ユニットを含む児童養護施設、児童心理治療施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020 年（令和 2 年）度より一時保護所、児童養護施設、里親・ファミリーホームへの訪問アドボカシー実践を開始。 ○アドボケイト養成も同年より開始。
研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎講座／実践講座で全 48 時間（インタビュー当時。現在は全 56 時間）の研修を実施している。 ○開催形式は、オンラインを主とし、実践講座の最終 2 日間は対面でのワークショップを行う。 ○基礎講座では、アドボカシーの基礎を学ぶ。事前学習として、社会的養護経験者が出演している動画を視聴し先入観をなくす。 ○実践講座では、トラウマインフォームドケアやフォーマルアドボカシー等の理論的な内容を網羅。子どもが声をあげにくい環境が生じる要因や専門職の体制を学 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎講座（1 コマ 2 時間、計 12 時間）、養成講座（1 コマ 3 時間、計 36 時間）、フォローアップ研修を実施。 ○開催形式は、基礎講座はオンライン（コロナ禍対応）、養成講座は対面。 ○基礎講座は、子どもアドボカシーを広く知ってもらうことを目的に、独立アドボケイトに関心のある人・子どもアドボカシーに関心がある関係者等を対象として、概要的な内容としている。 ○養成講座では、福岡市内で独立アドボケイトになることを検討している人を対象に、独立アドボケイトになるための基礎や実践的な内容を教えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2021 年（令和 3 年）度は全 15 回 3 日間の座学研修を実施。 ○2022 年（令和 4 年）度は既に受講した活動歴 1、2 年目の方から、基本を学び直したいという要望や、ロールプレイ形式の研修をしたいという要望があり、ロールプレイ・実践型、計 3 時間のフォローアップ研修として開催した。訪問施設種別（一時保護所、児童養護施設、里親）ごとにグループを分けて、ジレンマなどを共有するディスカッションの場を設定した。 ○大学にはアドボケイトサークルがあり、大学 1・2 年生をあわせて 20 名程度が、月 2 回程度活動している。これまでの実績で

	一般社団法人子どもの声からはじめよう	NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	大分大学権利擁護教育センター
	び、現場の理解を進めることも重視している。	○フォローアップ研修は、当センターでアドボケイトとしての認定を受けるために必須としており、ロールプレイングにて面接スキルを習得するもの。	は3か月の間で2度ほど研修を実施した。
研修受講後の認定の基準	○全コマへの出席、または録画視聴とレポートの提出が修了認定となる。 ○基礎講座から実践講座の修了までに2か月程度かかるが、その中でパーソナリティや習得度を確認している。 ○特に認定基準は設けていないが、講座が進む中で自然と人数が絞られる。当初120名程度受講者がいても、実践講座の修了者は30名程度、実際にアドボケイトとして活動したいと考える受講者は20名程度。	○「子どもへのリスペクト」、「人権感覚」、「知識」、「技術」の大分類とそれに紐づく各6~11の小分類からなる認定基準（目指すアドボケイトの姿）を設定。 ○法人代表、専務理事、トレーナーからなる認定会議を設置しており、レポートやロールプレイングを含む受講中の様子などから各候補者を認定するかを決定する。	○証明書発行の基準について、明確なものは設けていない。 ○実際に現場でアドボケイト候補生として活動をしている状況を見て、判断している。 ○SV同士で協議した感覚としては、まだ実践が積みあがっていないという点が共通している。また派遣先の限定から勘案しても、どういったアドボケイトが適切かという基準を作るのは拙速だと判断した。
研修に通底する理念・考え方	○最も重視しているのは、当事者の声を置き去りにしないこと。そのため、社会的養護経験者に、講座に参加してもらっている。 ○アドボケイトのスキルが現場で發揮され、アドボケイトが長く活躍するためには、チームワークが重要。講座では、受講者個人の知識・スキルの習得だけでなく、チームとして子どもに接する姿勢を身に	○①子どもアドボカシーを学ぶ、②社会的養護に限らず、幅広く子どもが生きる現状を知る、③受講者が自らのあり方を振り返り傾聴スキルと子どもを尊重するスキルを身につけるという3つの柱を設定。 ○知識の習得だけでなく、他者との違いを通して自分を知り、スキルを身に付けることを重視しているため、グループワークを多く実施している。また、アドボケイ	○意見表明等支援事業はこれまで自分の意見を言いづらかった子どもには大きな希望になる。それゆえ、不適切な支援員による、不適切な意見表明等支援があっては、子どもを裏切り、傷つけ、混乱させることになる。アドボカシーの6原則を十分遵守できる支援員に活動に取り組んでもらうことが重要。 ○ロールプレイでは「傾聴」を取り上げた。

	一般社団法人子どもの声からはじめよう	NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	大分大学権利擁護教育センター
	付けることを重視している。	トは組織として動くことから、チームとして動くために必要な力（自他を尊重したコミュニケーション等）もグループワークから学べるようにしている。	傾聴を重視する背景としては、子どもは傾聴している姿を見て、このアドボケイトに話して良いかどうかを判断していると考えるため。
研修の企画や変更点	<ul style="list-style-type: none"> ○初年度は、夏に基礎、冬に実践講座を行っていたが、円滑に活動に入れるよう連続して開講する形に変更。 ○2020 年（令和 2 年）より、フォーマルアドボカシーに関する内容を追加。 ○2021 年（令和 3 年）から訪問アドボカシーを開始したことから、現場で活躍しているアドボケイトが感じていることを話してもらうプログラムを追加。 ○講師とは、事前打合せを行い、主催側の思いを伝えている。協力いただくユースについては、事前に数名に声をかけ、受講者の背景等を共有しながら伝えたいことを打ち合わせる。 ○講座の内容は直前まで確定しないため、周知期間は短い。周知の工夫は特にしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020 年（令和 2 年）度に、過去 3 年分の講座を振り返った報告書を作成し、当センターが大切にしていること（研修の 3 本の柱、弱みをさらけ出す大切さ、すべての子どもにアドボカシーを届けること）を明確化。 ○毎年、次年度の研修計画を作成するにあたり、基礎講座、養成講座それぞれ 2~3 回程度の検討会議（1 回 2 時間程度）を実施し、改善点を出し合う。 ○研修の企画に当たっては、プログラム検討会議にて毎年研修内容を見直しているほか、外部講師の担当回を含めて研修全体が接続するように全体を統括するトレーナーを 2 名配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○初年度は、大学スタッフや県の関係者と相談し、何を教え、何を身に付けてもらうべきかという点から決めた。 ○1~2 か月で研修内容を確定しそのうえで可能そうな講師に声掛けをしたが、講師調整はさほど苦労がなかった。 ○2 年目にはアドボケイトとして活動した経験者の話を入れるように変更。これにより大分での活動の具体を伝えられ、大分の取組の特色を伝えることが出来た。
研修で得た知見を実践に移転するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○実践講座の修了後、活動を希望した受講者を対象に、アドボケイト登録面談を実施。その後、訪問前研修と施設等訪問を実 	<ul style="list-style-type: none"> ○アドボカシーの概念を実践に移すための力を付けることを重視し、研修では、ロールプレイやシナリオ作成ワーク等のアワ 	<ul style="list-style-type: none"> ○2 人体制でアドボケイトを実施。経験、アドボケイト自身の年齢の違い等があり、客観的にお互いを見ているため、活動の

	一般社団法人子どもの声からはじめよう	NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	大分大学権利擁護教育センター
	<p>施している。</p> <p>○活動時は、アプリ上でアドボカシーの理念や原則等、研修で学んだことをセルフチェックできるようにしている。</p> <p>○毎月、定例研究会と定例協議会を開き、現場の困りごとの振り返りを実施。</p>	<p>トプットの機会を多く設定。</p> <p>○実践の場に移行した後、最初の 3 回は逐語録を作成しているほか、オンライン形式で定期 SV を実施。</p>	<p>中で互いに気づきがあれば本人同士でフォローし合い実践知見を蓄積できるようにしている。</p> <p>○また、アドボケイト同士でのフォローだけでなく、気になる点については SV に連絡を即時で出来るようにしており、隨時調整するようにしている。</p>

	子どもアドボカシー学会(※全国団体)	一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	兵庫県弁護士会
団体概要	<p>○2020 年（令和 2 年）に子どもアドボカシー研究会として立ち上げの後、2022 年（令和 4 年） 8 月より学会として活動を開始。（2020 年（令和 2 年）以前も代表者が子ども情報研究センター等で活動を実施。）</p>	<p>○2021 年（令和 3 年）に任意団体を発足し、児童養護施設や地域小規模児童養護施設、一時保護所で訪問活動を実施。</p>	<p>○2021 年（令和 3 年） 10 月より兵庫県及び明石市にて訪問アドボカシーを実施。一時保護所、施設、里親が主な活動場面になる。</p>
研修の概要	<p>○子どもアドボカシーの基礎知識を講義形式で学ぶ基礎講座（1 コマ 2 時間、10 講座）と、アドボカシーの実践を学ぶ実践講座の二部構成となっている。実践講座は、共催団体が活動分野を選んで講義形式で開催する選択ユニット（1 コマ 2 時間、9 講座）と、4 時間の実習を含む対面での演習を中心とした演習ユニット（1 コマ 1～6 時間、9 講座）の 2 つのユニットで構成</p>	<p>○2021 年（令和 3 年）度は宮城県と共に養成講座を実施、2022 年（令和 4 年）度は宮城県と仙台市からの委託事業で養成講座を実施している。</p> <p>○2021 年（令和 3 年）度の研修では、意見表明等支援員として活動したい人、子どもアドボカシーに興味のある人を対象とした入門編（全 3 回、2 日間）と、意見表明等支援員として活動する意思があり、</p>	<p>○兵庫県弁護士会に所属している弁護士を対象に、意見表明等支援員の担い手育成を目的として、座学形式で 2 時間（基本説明：1 時間、事例紹介：1 時間）とワークショップ形式で 2 時間の研修を実施。</p> <p>○座学では一時保護所や社会的養護の子どもの状況を説明し、子どもは見通しをもてない不安を有していることを伝え、それ自体、子どもの人権が侵害されている</p>

	子どもアドボカシー学会(※全国団体)	一般社団法人子どもアドボカシーセンター みやぎ	兵庫県弁護士会
	<p>される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎講座は、子どもの権利条約や基本理念など、子どもアドボカシーの基礎知識をできるだけ多くの方に学んでもらいたいという趣旨で開催している。 ○実践講座の選択ユニットでは、法律や制度の理解を始め、各地域での子どもアドボカシーの実施状況や、児童相談所など個別の場面での対応など、受講後に子どもアドボカシーを実践することを想定している。 ○演習ユニットでは、実習の前に実習の概要動画を視聴していただき、実習計画書を作成してもらっている。 	<p>かつ、入門編を受講した人を対象とした実践編（1日間）の二部構成とした。</p> <p>○2022年（令和4年）度の講座では、アドボカシーについて重点的に取り扱うよう変更し、講義のコマ数も増やした。なお、宮城県・仙台市からの委託事業であるため、研修対象者は宮城県内在住者に限定している。</p>	<p>状況であることを説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ（2時間）では具体的な事例を踏まえて検討を行う。 ○2022年（令和4年）11月には「子どもの発達特性を踏まえた理解と援助」をテーマに、臨床心理の研究者を招いた勉強会を実施。この勉強会もアドボケイト登録に当たっての受講すべき研修として位置付けている。したがってこの勉強会に参加した弁護士はアドボケイトとして登録されることとなる。
研修受講後の認定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○アドボケイトとしての認定を申請するためには、実践講座の修了と計40時間以上の子どもアドボカシー実践のほか、本学会の団体会員による推薦が必要となる。 ○アドボケイトとしての認定申請に対する可否は、認定委員会による審査で決定される。今年度は本学会設立時に第1回認定委員会を開催して7名を認定。 ○認定されたアドボケイトは本学会に所属 	<ul style="list-style-type: none"> ○入門編、実践編の受講者に対し、それぞれの研修に対する感想や気付きに関する1,200字程度のレポートの提出を求め、レポート提出者に対し、令和3年度は試行的に宮城県より研修の修了証明書を発行した。 ○現在活動している意見表明等支援員に対しては研修時のレポートと簡易的な履歴書をもとに面接選考を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修受講後、（受講者から拒否の申し出がない限り）自動的に意見表明等支援員の名簿に登録が行われ、実際に打診があれば動いてもらう。

	子どもアドボカシー学会(※全国団体)	一般社団法人子どもアドボカシーセンター みやぎ	兵庫県弁護士会
	し、2年ごとの認定更新研修を受講する。	○意見表明等支援員の欠格要件についても設けていない。また、意見表明等事業には資格を有さない一般の人にも携わってもらいたいという考え方から、履歴書には資格記入欄をあえて設けなかった。	
研修に通底する 理念・考え方	○イギリスの仕組みや取組を参考に活動を始め、2013年からは科学研究費助成事業としてアドボケイトの養成に取り組む。以降、学術研究と実践を往還しながら、相互に高め合うことで研修プログラムを策定している。 ○活動の輪を広げていくためには、市民性が重要。学会内部でも「先生」という呼称を使わないなど、対等な関係性を重視することで様々なメンバーの参画が促され、メンバーの多様性につながっている。	○子どもの発達やトラウマに関連する講座を組み込む。特に、傷付いた経験を持つ大人の言動が子どもたちの傷付き体験につながってしまうことは避けなくてはならないと考えており、自己覚知やトラウマ関連の講座内容は欠かせない。 ○「子どもの声」とひとことに言っても、形式的な講義だけでは真に理解することが難しい。実際の事例を通して自分で考えてみないと学べないと考えているため、講座では必ず演習を取り入れている。	○座学では、意見表明等支援員の活動ベースとなる「アドボカシー」の理念に関する説明を丁寧に行い、理念としての「脱パターンアリズム」を最重要視していることを説明している。 ○弁護士の通常業務では客観的な視点で見ることが多いが、アドボケイトは、まずは何よりも、子どもの主観的な気持ち(主観的事実、受け止め)を大切にする。子どもの主観的な思いをキャッチして、どうするべきかを子どもと一緒に考え、子どもが答えを出せるように働きかける。
研修の企画や 変更点	○2020年(令和2年)8月に設立された子どもアドボカシー研究会が前身であり、同研究会内で設置した「子どもアドボケイト養成研究プロジェクト」による『子どもアドボケイト養成のあり方について(報告書)』(2021年(令和3年)3月)に	○2021年(令和3年)度は、県が主催する研修会に共催として携わった。初めての開催だったため、カリキュラムの検討や講師への依頼に時間を要し、およそ半年の準備期間を要した。 ○2022年(令和4年)度は、前年度の状況	○意見表明等支援制度の準備段階で、研修についても企画。制度開始時は、子どもの権利委員会(兵庫県弁護士会の下部組織)児童福祉部会の中に、意見表明等支援制度WGを立てていた。 ○座学形式の研修プログラムは、文献を読

	子どもアドボカシー学会(※全国団体)	一般社団法人子どもアドボカシーセンター みやぎ	兵庫県弁護士会
	基づいて、アドボケイト養成講座の受講要領を作成。その後、理事会や認定委員会による意見などを踏まえながら、修正や改善を加えている。	等を踏まえて 2 か月程度で準備を進めることができた。	み、担当者がオリジナルに作成した。有識者に助言を求めたこと也有った。 ○ワークショップの企画は、児童相談所担当職員とともに行った。
研修で得た知見を実践に移転するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○アドボケイトの認定申請に際して、実践講座修了のほか、計 40 時間以上の子どもアドボカシー実践を要件としており、その期間でアドボケイトとしての資質の有無も確認している。 ○当初は実践講座修了のみを申請要件とする意見もあったが、講座などでロールプレイが上手くできる者でも、アドボケイトとして子どもの声を聞くことができるかどうかは、実践を経なければ分からないと考え、実践を必須とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2021 年（令和 3 年）度の講座実施後には、受講者同士の関係の継続を目的として、オンラインで「カフェアドボ」を 6 回ほど開催。カフェアドボは、講座の感想や学びを共有したり、講座の復習や悩み相談をしたりするなど交流を通じた自己研鑽の場となっている。 ○実際の訪問活動を経て悩む点については、振り返りや SV との打ち合わせの機会などが多くあり、その中で解消することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修内容の充実に加えて、研修で伝わらない部分についての SV の仕組みを作らなければならない。ピアレビューとして事例検討会を実施する方法も考えられる。 ○ワークショップでは、児童相談所職員とも少人数グループの中でじっくり話すことができ、これにより、児童相談所職員と距離が縮まった。

② 全国団体

	NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会	子どもアドボカシー学会
団体概要	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの意見表明等支援を実施しようとしている人・団体にとって参考になる情報を発信する必要があると考え、本協議会を設立（2022 年（令和 4 年）3 月設立、7 月に NPO 法人化）。 ○設立当初は、研修プログラムの開発・開講を想定していたが、全国的に様々な講座が開催されている状況を踏まえ、アドボカシー 	○上記の通り

	NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会	子どもアドボカシー学会
	<p>への入門となるような機会・場の提供を行う役割に転換した。(その際当事者・経験者の声を入れて基本的な理念を伝えるようにしている。)</p> <p>○団体内に、社会的養護経験者を中心に運営される子ども・若者委員会を設置しており、今後外部への情報発信や調査事業の実施等を検討している。</p>	
各地の取組状況	<p>○2022 年（令和 4 年）度から各地で研修が広まってきた印象であり、自治体の担当者から問い合わせを受けることが増えた。</p> <p>○アドボケイト派遣を実際にに行うことは、受け皿となる組織の問題もありすぐに着手することが難しい場合があるため、まずは取りかかりやすい研修から実施しようという意図と思料される。また、アドボケイトの養成には時間がかかるため、受け皿を整えることと並行しながら担い手を養成し、事業を実施できる素地を整えておこうというねらいもあるだろう。</p>	<p>○様々な自治体からアドボケイト養成講座開催の相談を受けているほか、新しい団体の立ち上げ、養成講座の受講希望等の問い合わせも増えている。こうした自治体には本学会の基礎講座開催を勧めており、講座開催の業務受託も増えている。</p> <p>○全国に子どもアドボカシーを広げていくに当たっては、各自治体が子どもアドボカシーを担うアドボケイトを、新しい専門職として正しく理解する必要がある。</p>
アドボケイト養成にかかる課題や検討事項	<p>○地域をまたいで受講した場合の取り扱いについて、方針を整理しておく必要がある。特に小規模自治体では、他地域の研修修了者をアドボケイトとして受け入れができる仕組みにしておかないと、全国的な取組に発展しない。</p> <p>○子ども自身も、他地域に移動・近隣地域の児童相談所に移送されることもあり、各地で子どもの意見表明等支援のやり方が異なると子どもが戸惑う懸念がある。</p> <p>○プログラム案を示す重要性は高いものの、「それだけをこなせば良い」と捉えられてしまう懸念もあるため、プログラムとして満たすべき水準の目安も同時に検討するべき。</p>	<p>○子どもアドボカシーへの本質的な理解度は自治体によってばらつきがある。アドボケイトはこれまでにない新しい専門職であるという理解がないと、アドボケイトとしての素養を身に付けさせる過程を経ないままに、社会福祉士や弁護士等に任せればよいといった考えに至ってしまうことを懸念している。</p> <p>○アドボケイトとしての資質や適性の見極めについて、グループで活動することへの協調性も含めて実践の場で判断するには、SV の役割が重要。</p> <p>○アドボケイトとして活動を続けるには、認定更新のための研修も含め学び続ける姿勢を持つことが必要。</p>

	NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会	子どもアドボカシー学会
	<p>○プログラムの水準と合わせて、各団体でアドボケイトに対する認定基準（＝アドボケイトとしてのスキルや資質に対する水準）を設けることも必要。</p> <p>○他方、アドボケイトとしての技量だけでなく、人間性も重要。研修では、子どもに認めてもらえる人柄であることの重要性を説くとともに、それを前提に必要な技量を検討してもらえるような座組にする必要がある。</p> <p>○各団体で OJT を実施しながら人材を養成していく必要がある。研修カリキュラムだけではなく OJT として実施すべき内容もあわせて検討していく必要がある。</p> <p>○そのためには、アドボケイトに必要な資質、それを獲得するまでのプロセス（研修内容、SV の体制、フォローアップ等）の目安が示されていると良い。</p> <p>○アドボケイトだけではなく、SV 等の技量も重要。その役割を担う人たちに求める水準等も併せて検討していく必要がある。</p>	

(2) 一般社団法人子どもの声からはじめよう

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）8月8日（月）14:00～15:30

出席者：一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事 川瀬様

② 研修の内容について

i. 概要

- ・ 2019年（令和元年）度から「子どもアドボカシー講座」を実施している。2022年（令和4年）度は、2月より基礎講座、3月より実践講座を実施した。
- ・ コロナ禍のためオンライン開催としている。事前に動画視聴によるインプットをした上で、動画で扱うテーマに関わる講師を招き、各回2時間程度の授業を全5～6回程度実施している。基礎講座（16時間）、実践講座（16時間オンライン、16時間対面）合わせて時間数は、全48時間である。
- ・ 「学びなおし受講」の受講者枠を設けており、過去の受講者は受講費無料で参加できるようにしている。全体の1割程度は「学びなおし受講」による参加である。

アドボケイトの養成とチームビルディング	
○子どもアドボカシー基礎講座	講座カリキュラム（一部）
4時間×4日間＝16時間（オンライン）	チームビルディング
105名参加	子ども理解を深める
○子どもアドボカシー実践講座	子どもアドボカシーの理念・原則
4時間×4日間＝16時間（オンライン）	アドボケイトの役割と守秘義務
8時間×2日間＝16時間（対面実施）	フォーマルアドボカシーの現状と課題
37名参加	子どもアドボカシーのジレンマと対処
○アドボケイト登録面談	トラウマインフォームドケア
養成講座修了者を対象に面談を実施	独立・専門・訪問アドボカシーの実際
○アドボケイト登録	人間関係づくり演習
登録者から特別区児童相談所への 訪問メンバーを選任（9名）	子どもアドボカシーのプロセス
	アドボカシーソールの開発
	リフレクション

（出所）一般社団法人子どもの声からはじめよう提供資料（令和3年度の講座内容）

ii. 基礎講座

- ・ 基礎講座では、「アドボカシーとは何か」の基礎を学ぶ。テキストには、堀正嗣（2020）『子どもアドボケイト養成講座：子どもの声を聴き権利を守るために』（明石書店）を使用しているほか、各講師による研修資料を用いている。
- ・ 最初のインプットでは、児童養護施設出身者が出演している動画を視聴し、先入観をなくすところから始めている。
- ・ アドボカシーは、子どもの権利を保障するための手段であることを理解するため、子どもの権利条約について学ぶコマも設けている。条文を読むのは初めてという受講者もいるが、自らの経験と条文の内容を結び付けることで理解を深めている。
- ・ 基礎講座の今年度の受講者は120名超で、オンライン研修ゆえに全国から参加があった。

日程	時間	内容	講師
2/14-18	期間内に視聴	「THREE FLAGS -希望の狼煙- 子どもアドボカシーを知ろう！」 「子ども理解を深める」	
2/19(土)	18-20時	「子どもアドボカシーとは」 「子ども・若者の声からはじめよう」	栄留 里美氏 社会的養護経験者
2/20(日)	10-12時	「子ども理解を深める」	小澤 いぶき氏
2/21-25	期間内に視聴	「子どもの権利条約」 「社会的養護と訪問アドボカシー」	
2/26(土)	18-20時	「社会的養護と訪問アドボカシー」	川瀬信一氏 アドボケイトの皆さん
2/27(日)	10-12時	「子どもの権利条約」	安井 飛鳥氏
2/28 -3/4	期間内に視聴	「子どもアドボカシーの理念と原則」 「会議支援(個別)アドボカシー」	
5(土)	18-19時	子どもアドボカシーの理念と原則	堀 正嗣氏
	19-20時	会議支援(個別)アドボカシー	栄留 里美氏
6(日)	10-12時	リフレクション(まとめ)	川瀬 信一氏

(出所) 一般社団法人子どもの声からはじめよう「第2期子どもアドボカシー<基礎>講座」チラシ
<https://kodomo-no-koe.globa.com/>

iii. 実践講座

- 実践講座の座学では、トラウマインフォームドケア等、理論的な内容を網羅する。特にアドボケイトとして活動するにあたり、現場の専門職等に対する批判が出てしまうことがあるが、子どもが声をあげにくい環境がなぜ生じているのかという点や専門職のスタンスを理解しないと不要な対立を生んでしまう。そのため実践講座では、専門職側の体制等についても学び、現場への理解を進めることも重視している。
- 講座の最終2日間は、対面にてワークショップを行っている。4名程度のグループに分かれ、アドボカシーに関してどのようなツールがあればよいかをディスカッションし最後にプレゼンテーションを行う。ワークでは、ユースに各グループに入ってもらい、意見交換に参加してもらっている。

日程	時間	内容	講師
3/7-3/12	期間内に視聴	・トラウマインフォームドケア ・フォーマルアドボカシー、アドボケイトのジレンマ	
3/12(土)	18:00-20:00	・トラウマインフォームドケア	小澤いぶき氏
3/13(日)	10:00-12:00	・フォーマルアドボカシー ・アドボケイトのジレンマ	安井飛鳥氏
3/14-19	期間内に視聴	・アドボケイトの役割、守秘義務 ・障害児のアドボカシー	
3/19(土)	18:00-20:00	・アドボケイトの役割、守秘義務 ・障害児のアドボカシー	栄留里美氏
3/20(日)	9:00-17:00	ワークショップ DAY1	アドボケイト 中村みどり氏 布施響氏
3/21(祝月)	9:00-17:00	ワークショップ DAY2	

(出所) 一般社団法人子どもの声からはじめよう「第2期子どもアドボカシー<実践>講座」チラシ
<https://kodomo-no-koe.globa.com/>

iv. 認定基準について

- 全ての回に出席する、または録画を見てレポートを提出することが修了認定となる。基礎講座の受講開始から実践講座の修了までに2か月程度かかるため、その中でパーソナリティや習得度を確認している。こちらで基準を設けなくとも講座が進む中で自然淘汰されていき、人数は絞られる。実際に、当初120名程度受講者がいても実践講座を修了するのは30名程度、そこから実際にアドボケイトとして活動したいと考える受講者は20名程度である。

③ 研修実施に至った背景・過程

i. 研修作成に通底する理念・考え方

- 講座の中で一番大事にしていることは、当事者の声を置き去りにしないことである。当事者の語りから、「どういうときに自分の気持ちが大事にされていると感じたか」「声を上げるはどういうことか」等を学んでいく。のために、社会的養護経験者数名に講座に参加してもらっている。
- 研修の中で社会的養護のもとで育ったユースと関りを持つことは、子ども参画の仕組みとしても位置付けられる。イギリスでは、ユースがアドボケイト養成やサービスの評価に関わっている。アドボカシーは、パートナーシップの基盤のもと価値あるものになっていくため、当事者との対話の中で仕組みを考えるというマインドを、講座の中で受講者と共有したい。
- アドボカシーについては、学べば学ぶほど悩んでしまう側面があるが、答えは子どもとの関りの中にしかない。研修を修了したから一人前というわけではなく、チームとして現場に入り、子どもと対話しながら問い合わせ続ける姿勢を大事にしてほしい。
- 社会的養護当事者の声は2019年(令和元年)度からプログラムに入れているが受講者からは、当事者の声が聞けてよかったですという声が多い。裏を返せば、専門職であっても、これまで当事者の思いを聞いたことがなかった方が多いということであろう。
- 子どものことを理解するためには、自分を理解することも重要であるため、研修では自分の内面を共有する機会も多い。安心して研修に参加できるようにグラウンドルールを設け、研修の冒頭に解説している。
- 研修の時間数も48時間程度がちょうどよいと考えている。インプットからアウトプットをするに当たっては40~60時間程度時間が取れるとよい。とはいえ、アドボカシーの具体的な場面には踏み込めていないため、専門職のバックグラウンドがなければ難しい面もあるかもしれない。

ii. 研修企画・プログラム作成過程（改善含む）

- 2019年(令和元年)度は、夏に基礎講座、冬に実践講座を行っていたが、修了後の活動を見据えて連続して開講する形に変更した。
- プログラムの変更内容については、アドボケイトが現場の専門職へのリスペクトを持ちながら、専門職とは異なる視点から見ていくことが重要であることから、フォーマル・アドボカシーに関する内容を研修2年目の2020年(令和2年)度から入れている。また2021年(令和3年)からは、団体として児童相談所での訪問アドボカシー実践を開始したことから、現場で活躍しているアドボケイトが感じていることを話してもらうプログラムを追加した。

iii. 実施体制

- 3名で研修の運営を行っている（1名は講師等の調整、1名は当日のオンライン対応、1名は受付や受講者管理）。広報については、SNSの運営担当が行ったり、乳児院のボランティアをしている方等が自発的に広げている。講師については初年度から変わっていない。事前打ち合せを行い、主催側の思いを伝えている。研修に協力いただくユースについては、事前に複数名に声をかけ、受講者のバックグラウンド等を共有しながらどのようなことを伝えるか打合せをしている。

④ 研修実施以降について

i. 研修で得た知見を実践に移転するための工夫

- 基礎講座と実践講座の修了後、アドボケイトとして活動することを希望した受講者を対象に、アドボケイト登録面談を実施し、どのような場所で活動したいのかを調整している。その後、訪問前研修を実施した上で施設等訪問（6時間程度の実習）を実施している。そこで先輩アドボケイトの関り方等を見学する。
- 講座で学べるのは、あくまで枠組みやチームで関わるという意識の部分に限られる。そのため、実際にどのようにアドボケイトとして活動するかという点は現場での学びが重要になる。
- 現場でアドボケイトとして活動する際にkintoneのシステムを活用しているが、アドボカシーの理念や原則等、研修で学んだことをアプリ上でセルフチェックできるようにしている。
- また、毎月、定例研究会と定例協議会を開いており、現場の困りごとの振り返りを行っている。定例研究会では、アドボケイトが1か月の実践を振り返り、社会的養護経験者や学識経験者等から助言と指導を受ける機会としており、定例協議会では、活動に基づき事例に関する協議を行っている。

ii. 研修の課題・今後の方向性

- 当講座では、各講師に講義に入れてほしい要素を伝えているが、指導計画等細かなものは用意していない。アドボケイトの養成においては、講師の多忙という問題もある。「この内容をこの講師に依頼したい」という思いがあっても調整できないこともある。
- また現場の感覚や経験から得られる学びは有用だが、当講座では他団体に比べて実践知が薄いという課題もある。
- 講座内容については、各回のテーマは大きな枠として示されているが、学校のカリキュラム等と比べると「何を」「どのように」学ぶのかの具体的な部分が定まっていない。「こういったテーマの項目が必要」というだけではなく、学習内容と方法に言及する指針をいざれ作れると良いと考えている。
- 社会の中でアドボカシーを制度だけではなく文化として浸透させていくためには、広く普及啓発をしていく必要があると考えている。取組が立ち上がってない地域に向けて1Dayセミナーをすることも考えられる。基礎講座よりも一段階手前のレベルのものを考えていく必要もあるかもしれない。

⑤ ガイドライン（案）施行編の内容について

- ・ アドボケイト養成においては、心理的安全性、自己覚知、チームで動く等のマインドセットが重要であり、具体的に「こういう手順で」「こういう方法で」という点は定まっていなくてもよいように思う。
- ・ アウトカムやどのようにアドボカシーを実践していくべきかは各団体の理念や受講者の動機により異なるため、基準として示しにくい。アドボケイトを専門職として位置づけるアプローチもあれば、専門家の周縁で文化的なアプローチを大事にする立場もある。スタンスによって示すべきレベル感は異なる。
- ・ アドボケイト養成に関して以下3つを提起したい。
 - ①現場で個人がフィットするためにはチームワークが重要である。「養成」となると、個人の知識やスキルに着目しがちだが、チームをどうコーディネートしていくかという視点も重要。その意味では、SVやトレーナーの養成も必要になる。
 - ②子どもの参画が重要である。インタビューやアンケート等の間接的な声を聞き取るのではなく学びの段階から子どもの顔が見えるようになるとよい。
 - ③アドボケイトとして認定されたからといって子どもにとって良いアドボケイトとはいえない場合もある。その点をどう考えていくか。
- ・ またアドボケイトの行政機関との関係性や立ち位置も重要な観点である。広域レベルで行政から独立した権利擁護機関があり、自治体とは別に権利擁護システムがぶらさがっていることが理想的ではあるものの、実際には難しい。

(3) NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月9日（金）10：10～12：00

出席者：NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 安孫子様
理事・トレーナー・SV 岡田様
事務局長 朝日様
トレーナー・SV 重永様
子どもアドボケイト 黒木様

② 研修の内容について

i. 概要

- 2018年よりアドボケイト養成を開始している。実証モデル事業を実施して得られた知見を講座の中に反映させており、2020年（令和2年）度頃からは実践的な内容が増えている。
- 当センターでは、①子どもアドボカシーについて広く知ってもらうための基礎講座、②独立アドボケイトになるための基礎的な内容を学ぶ養成講座、③独立アドボケイトになることを決心した人が面接スキルを向上するためのフォローアップ研修（登録前研修）の3段階に分けて養成研修を実施している。

ii. 基礎講座

- 1コマ2時間、計12時間のオンライン講義を実施している。
- 子どもアドボカシーを広く知ってもらうことを目的に、独立アドボケイトに関心のある人・子どもアドボカシーに関心がある関係者等を対象として、概要的な内容としている。
- 児童養護施設や子どもに関係する地域の人々も参加しているため、子どもの身近にいる大人に対して、独立アドボケイトの役割を広く周知する機会にもなっている。
- 当初は対面講義を実施していたが、コロナ禍を受けてオンライン講義に変更した。各コマ1～2回のブレイクアウトセッションを行い、参加者がアウトプットする機会もつくっている。
- 基礎講座は知識を得る段階であるため、オンライン講義でも大きな問題はない。むしろ、地域をまたいで受講できるようになったことで、海外からの受講者も受け入れられるようになるなどの利点もあった。

子どもアドボカシー基礎講座

実施日	講座	内 容	講 師
8月20日(土) 10:00 ～15:00	第1回	子どもアドボカシーの最前線 ～子どもアドボカシーの理念と枠組み～	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 センター長
	第2回	子どもの現状 ～子どもたちが抱える様々なSOS～	重永侑紀さん 子どもアドボカシーセンター福岡 トレーナー兼SV
8月28日(日) 10:00 ～15:00	第3回	子どもの権利条約を学ぶ ～子どもの権利条約と子ども基本法～	平野裕二さん 子どもの権利条約総合研究所 連絡委員
	第4回	社会的養護と子どもアドボカシー ～社会的養護の子ども・経験者の視点から～	なおきさん 社会的養護経験中 大学1年生 中村みどりさん Children's Views & Voices 副代表
9月10日(土) 10:00 ～15:00	第5回	子どもアドボカシーの過程と基本スキル ～現場にアドボカシーを導入するため～	岡田健一さん 子どもアドボカシーセンター福岡 トレーナー兼SV
	第6回	社会的養育におけるアドボケイトの役割 ～行政と施設の立場から～	福井充さん 福岡市こども家庭課福祉係長 森尾真由美さん 児童養護施設 和白青松園 家庭支援専門相談員

（出所）NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡 提供資料

iii. 養成講座

- 1コマ3時間、計36時間の対面講義を実施している。
- 市内で独立アドボケイトになることを検討している人を対象として、独立アドボケイトになるための基礎や実践的な内容を教えている。加えて、それぞれの方が活動する地域で養成研修を実施する方法を学ぶ目的で福岡県外から参加する人も受け入れている。
- 最終2コマでは、独立アドボケイトの活動場面を想定したロールプレイングのシナリオの作成を事前課題としており、当日は持ち寄った内容をもとにグループディスカッションを行う。それぞれの受講者が作成したシナリオでは、その方が養成講座で学んだ独立アドボケイトの姿が可視化されているため、お互いの学びをすり合わせたり、トレーナーからのコメントで独立アドボケイトの役割理解が修正されたりする。受講者からは、自ら具体的なセリフを考えることで、アドボケイトとして対応する際の改善点が見えやすくなったり、アドボケイトが現場に入っていくときに周囲がどのような感情を抱くかを想像しやすくなったりしてよいとの声があった。
- 養成講座は対面で実施することを重視している。研修中はもちろんのこと、休憩時間で講師や受講者同士の横のつながりが生まれることも重要である。

子どもアドボケイト養成講座 プログラム 6日間・12講座

知識を学ぶだけでなく、現場で自信をもって活動できることをめざしたトレーニングプログラムです
子どもアドボケイト養成トレーナー：岡田健一さん・重永佑紀さん

実施日・会場	講座	内 容	講 師
10月10日(日) 9:30~16:30 早良市民センター	オープニング	子どもの権利擁護とアドボケイトの役割	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 理事長
	第1回 10:00~	子どもアドボカシーの枠組み 理念と原則を理解する	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第2回 13:30~	子どもの発達理解と子どもの意見表明支援	重永佑紀さん にじいろ CAP 代表理事
	第3回 10:00~	子どもの権利の理解 子どもに対する暴力の根絶をめぐる国際動向	平野裕二さん 子どもの権利条約総合研究所 運営委員
	第4回 13:00~	子どもとの関わり合いを創造するために 「私の」と「らわれ」に気づく	吉柳佳代子さん 表現教育家・九州大谷短期大学 准教授
	第5回 9:30~	子どもアドボカシーの実践 ロールプレイでスキルを学ぶ	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
10月31日(日) 10:00~17:00 あすみん	第6回 13:30~	虐待体験と発達特徴のある子どもの理解	河浦龍生さん 福岡市子ども家庭支援センターはぐくセンター長
	第7回 9:30~	学校で見る子どもの問題に向き合う スクールソーシャルワーカーの視点から	奥村賢一さん 福岡県立大学 人間社会学部 准教授
	第8回 13:30~	社会的養護の現場から考える 子どもアドボカシーの課題と取り組みについて	久佐賀眞理さん 児童養護施設シン園 施設長
	第9回 9:30~	障がいのある子どもの意見表明を支える アドボケイトとして理解・考慮すべきこと	中村隆さん 福祉型障がい児入所施設 若久緑園 園長
11月27日(土) 9:30~16:30 あすみん	第10回 13:30~	性暴力被害の実態と支援 子どもを取り巻く環境と	加来麻子さん 福岡犯罪被害者支援センター
	第11回 9:30~	独立アドボケイトとしての演習 ①チームシナリオをつくる ②完成したシナリオを基にロールプレイ ③演習を通して見えたものを共有する	重永佑紀さん にじいろ CAP 代表理事
	第12回 13:30~	クロージング 独立アドボケイトへのお誘い	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
			大谷順子さん 子どもアドボカシーセンター福岡 専務理事

(出所) NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡 提供資料

iv. フォローアップ研修

- 当センターでアドボケイトとしての認定を受けるために必須としており、ロールプレイングにて面接スキルを習得するものである。

- ・ 実際の場面に近づくよう、ロールプレイングの相手には、社会的養護の当事者も参加してもらっている。

V. 認定基準について

- ・ 「子どもへのリスクペクト」、「人権感覚」、「知識」、「技術」の大分類とそれに紐づく各 6～11 の小分類からなる認定基準（目指すアドボケイトの姿）を設けており、レポートやロールプレイングを含む受講中の様子などから認定の可否を判断している。なお、認定の可否は法人代表、専務理事、トレーナーからなる認定会議で決定される。
- ・ ただし、これらの項目をチェックリストとして詳細に確認しているわけではなく、あくまでも「目指すアドボケイトの姿」に関する共通認識を持てるように設定しているものである。受講者には、養成研修の初回に認定のステップを示すとともに、到達目標として「目指すアドボケイトの姿」を提示している。
- ・ アドボケイトとして最も重要なことの一つは、自分の弱さを認め、それを周囲に開示できることである。そのため、認定基準に記載の内容に到達できていないとしても、そのことを認め、チームを信頼して相談できる人物であればアドボケイトとして認定している。
- ・ 一方で、事務的に評価することも必要であるため、現在、評価のフォーマットを作成しているところである。
- ・ 2021 年（令和 3 年）度は、フォローアップ研修の受講者 24 名のうち、21 名を認定した。なお、これまで認定に至らなかった理由は本人にフィードバックしていない。

③ 研修実施に至った背景・過程

i. 研修作成に通底する理念・考え方

- ・ 研修では、①子どもアドボカシーを学ぶ、②社会的養護に限らず、幅広く子どもが生きる現状を知る、③受講者が自らのあり方を振り返り傾聴スキルと子どもを尊重するスキルを身につけるという 3 つの柱を設定している。特に、①③については必須と考えており、毎年の養成講座に含めている。
- ・ ②については、幼児や障害者、性被害を受けた子どもなどと対峙する場合には自らその内容を学ぶべきと考えており、養成講座の中では、毎年入れ替えていくつかのテーマを取り扱っている。なお、受講年度になかった講座が新設されている時には、現役アドボケイトにも継続研修の一環として受講を勧めている。
- ・ 知識の習得だけでなく、他者との違いを通して自分を知り、スキルを身に付けることを重視しているため、グループワークを多く実施している。また、アドボケイトは組織として動くことから、チームとして動くために必要な力（自他を尊重したコミュニケーション等）もグループワークから学べるようにしている。
- ・ アドボケイトになりたいと思う人は真面目な人が多く、その真面目さが、かえってチーム内の確執を生み、子どもの優先度が下がる懸念がある。これを防ぐためには、安心して自分の弱みを開示できる環境が重要であり、研修の中でもその重要性を伝えるようにしている。

ii. 研修企画・プログラム作成過程（改善含む）

- ・ 2020 年（令和 2 年）度には、過去 3 年分の講座を振り返った 40 ページほどの報告書を作成し、当センターが大切にしていること（研修の 3 本の柱、弱みをさらけ出す大切さ、すべての子どもにアドボカシーを届けること）を明確化した。
- ・ また、毎年、次年度の研修計画を作成するにあたり、基礎講座、養成講座それぞれ 2~3 回程度の検討会議（1 回 2 時間程度）を実施し、改善点を出し合っている。
- ・ アドボケイトを派遣するようになり、現場の状況がより分かるようになったことで、講座内容もより実態に即した内容に変更している。以下は、その例である。
 - 子どもに子どもアドボカシーやアドボケイトの説明をする際、当初の説明では低学年の子どもに伝わりにくかったため、講座で取り扱う説明の仕方の例を変更した。
 - 当初、子どもに意見表明等の意思がある時にアドボケイトが呼ばれることを想定してロールプレイを検討していたが、実際にはアドボケイトと交流したい・話したいというニーズで予約が入ることが多かったため、講座の中に意見形成支援・意見表明等支援のニーズが低いと感じられる子どもへの対応を追加した。
 - 家庭的な環境を整えている場所にアドボケイトが入ることで、日常の団欒を壊してしまうのではないかと懸念する人がいることが分かったため、子どもと日常的に信頼関係を構築する方法を研修に取り入れた。
 - 自分の考えを言葉で伝えることが苦手な子どもとアドボケイトが対峙した際、カードを使ってコミュニケーションを取ったことを踏まえ、研修でも工夫例として紹介した。
 - アドボカシー活動を広げていくためには、施設職員や保護者等に対してその内容や意義を説明し理解を進めることが大切である。これまででは、トレーナーがその役割を担っていたが、アドボケイト自身が大人向けに説明する仕方を学ぶための講座も追加している。
- ・ 最近では、アドボケイトの派遣事業を開始しようとしている自治体から問い合わせを受けることが増えたため、2022 年（令和 4 年）の基礎講座では行政職員に講師を依頼した。特に、アドボケイト派遣事業の制度設計で悩む自治体が多いため、受け入れ先の施設の考え方なども分かると取組が進むと考え、行政・施設の両者に参加してもらう講座を新設した。

iii. 研修の周知について

- ・ 研修を開始した 2018 年度は、子どもに關係する様々な分野のキーパーソンを訪問し、講座参加を呼び掛けた。
- ・ 基礎講座については、なるべく多くの人に参加してもらえるよう、会員向けメールに加え、ホームページや SNS 等で広報を行っている。また、新聞にも取り上げていただいたことで、これまで子どもと関りがなかったような人にも参加してもらうことができた。
- ・ 研修は複数人で受講することを依頼し、口コミが広まることを狙った。

iv. 実施体制

- ・ 講座を始めた 2018 年は、子どもの権利の実現をミッションとする子ども NPO センター福岡の活動の一部であった。毎年講座を開催する中で、市民の関心の高さを実感したことと、社会的養護の分野で制度化される見通しが立ったことを機に、2021 年（令和 3 年）度より子ども

アドボカシーセンター福岡という別の法人として事業を継続していくことになった。別の法人になることで、ミッションをより明確にすると共に、独立性と専門性を確保することができた。

- ・ 研修の企画に当たっては、プログラム検討会議にて毎年研修内容を見直しているほか、外部講師の担当回を含めて研修全体が接続するように全体を統括するトレーナーを2名配置している。
- ・ トレーナーの役割は、プログラム原案の作成・検討、講師との事前打合せ（研修主旨の説明、用語の統一、他の専門職の違いの解説など）、研修中の受講者の様子の確認、シナリオ作成ワークを含む実践的な講座の担当、研修後の登録認定会議への参加等がある。また、ロールプレイングでは、子ども役を担う人が子どもの発達や心理を分かっている必要があるため、トレーナーが子ども役を担当することも多い。
- ・ そのほか、ケアリーバーから率直な意見を聞く講座を設けたり、先輩アドボケイトにSVとして参加してもらい、ロールモデルを示すとともに次世代の人材育成を図っている。
- ・ 研修の運営体制として、講師と事務局のほか、プロの業者にアーカイブ動画の作成を依頼している。なお、当センターでは欠席者はアーカイブ動画を視聴し、レポートを提出することを必須としている。

④ 研修実施以降について

i. 研修で得た知見を実践に移転するための工夫

- ・ アドボカシーの概念を実践に移すための力を付けることを重視し、研修では、ロールプレイやシナリオ作成ワーク等のアウトプットの機会を多く設けている。また、研修外では、アドボカシーに使用するツールをアドボケイト自身が開発している。
- ・ 実践の場に移行した後、最初の3回は逐語録を作成するようになっている。これにより、受講者自身が自分の発言内容や態度を客観的に振り返ることができる。
- ・ そのほか、オンライン形式で定期SVを実践している。グループ形式で行っており、本人にとっては振り返り、他の参加者にとって事例から学ぶ機会にもなっている。

ii. 研修を受けて良かった点／研修が実践に活きた場面（受講者の声）

- ・ 子どもが意見表明する権利を守ることが重要だと考えてはいるものの、その大切さや思いをうまく言葉に表せずジレンマを抱えていたという受講者から、「アドボカシー」という言葉を知って、「自分の感覚に自身を持てた・言語化できるようになって良かった」との声があった。
- ・ アドボケイトは、活動を開始した後も自己研鑽を重ね続けることが重要である。目指す姿が示されていると、自分に足りない箇所を見つけて勉強していくのでよい。
- ・ トレーナーや先輩アドボケイトがロールプレイングに携わることで、自分が現場に入った時の想像がしやすかった。
- ・ ロールプレイングを行う中で、社会的養護に対する理解が高まった。現場に行く前に、子どもたちには様々な背景があるということをイメージできたことが良かった。ただし、自傷行為や虐待等を打ち明けられた時の対応は、研修で実際に体験しておいた方がより冷静に対応できたと思う。

⑤ ガイドライン（案）施行編の内容について

- ・ 他団体の研修事例が掲載されていると参考になる。
- ・ 養成段階で受ける研修と、活動開始後に受ける研修の内容は区別した方がよい。現場に行って初めて直面する課題への対応方策と、最初から身に付けておくべき内容は異なるため、アドボケイトとしての登録後の研修も含めて全体計画を組んだ方がよい。
- ・ 研修内容や手法、講師との打ち合わせのポイント等も含め、ある程度標準化できるとよい。具体的には、欠席者の取り扱い（欠席しても次の回に出てよいか／欠席した回があってもアドボケイトとして認定してよいか）等についても記載があるとよい。

(4) 大分大学権利擁護教育研究センター

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月12日（月）16:00～17:40

出席者：大分大学権利擁護教育研究センター 相澤様（SV）

吉田様（元受講生で現在アドボケイト及びセンターの事務局として勤務）

② 研修の内容について

i. 養成研修

- 令和2年度から研修を開始（大分県在住者優先。受講者数は33名）しており、令和3年度にはオンラインで実施した（全国から参加あり。受講者数は82名）。令和4年度は研修を実施していない。これは令和3年度の受講生が非常に多く登録者数も54名になったことが背景にある。
- 令和3年度は全15回3日間の座学研修を実施した。研修内容は下記のとおり。

日付	時間	内容
6/13	10:00-11:30	1.オリエンテーション・子どもアドボカシーの定義・理念（倫理と原則）及び、その種類と役割（セルフアドボカシー、子どもアドボカシーなどの4つのアドボカシーの定義等）
	12:30-13:30	2.多様な子どもの理解とその権利 ジェンダー・外国にルーツ・障害など
	13:40-14:40	3.社会的養護を必要としている子どもの特性や心理などについての理解（乳幼児のアドボカシー）
	14:50-16:20	4.子どもが求めるアドボケイト 社会的養護経験者の声から
7/10	10:00-11:30	5.児童福祉審議会、児童相談所及び社会的養護の概要と権利擁護の仕組み
	12:30-14:00	6.子どもの権利の理解と子どもの権利擁護基礎的理解・法制度
	14:10-15:10	7.児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護ガイドライン（要点） とアドボカシー制度ガイドライン（案）
	15:20-16:20	8.障害児のアドボカシー 非指示型アドボカシーなど
	10:00-11:30	9.アドボケイトの実際1（演習） 施設でのアドボケイト
	12:30-14:00	10.アドボケイトの実際2（演習） 里親家庭でのアドボケイト
	14:10-15:40	11.アドボケイトの実際3（演習） 一時保護所でのアドボケイト
	15:40-16:00	12.演習を振り返って
7/31	10:00-11:30	13.アドボカシーの葛藤とジレンマ

	境界・利用者・多職種との距離の取り方
12:30-14:00	14. 危機的状況への対処 アドボカシーとしての留意点
14:10-15:40	15. 子どもをエンパワメントするためには 専門性の向上 (SV／研修) 及び全体のまとめ

(出所) 大分大学権利擁護教育研究センター提供

- 初年度である令和2年度は全15回3日間の研修でアドボカシー制度の経緯やアドボカシーの理論とロールプレイを実施した。
- 令和2年度は、3日間の研修に加え、『事前講習会』のような形で下記のような演習を行っており、合計4日間が研修期間に相当する。

1. アドボケイトの立場と役割 (13時~13時30分)
大分県子ども家庭支援課 嶋岡課長補佐
大分大学福祉健康科学部 相澤教授
2. 業務の流れ (13時30分~14時)
大分大学福祉健康科学部 相澤教授
3. ロールプレイ
大分大学福祉健康科学部 飯田准教授・栄留助教 (14時~16時30分)
4. 業務に関するアンケートと事務手続き (16時30分~17時)
大分大学高等教育開発センター 正木講師
大分大学福祉健康科学部事務 吉富

(出所) 大分大学権利擁護教育研究センター提供

- 令和3年度は、令和2年度の内容に加え、実際に施設や里親、一時保護所に派遣されたアドボケイトの方から体験談を話してもらう講座を追加し合計4日間の研修を開催し、受講者にも好評だった。受講者には、年度の終わりまで「アドボケイト候補生」として活動してもらい、そのうえで、本人自身と大分大学の双方がアドボケイトとして活動することに合意が取れれば証明書を発行することにしている。

ii. フォローアップ研修

- 令和4年度は既に受講した活動歴1、2年目の方から基本を学び直したいという要望や、ロールプレイ形式の研修をしたいという要望があった。これを受け、「養成研修」という名目ではないが5月に1日（ロールプレイ・実践型。13時~16時まで計3時間）フォローアップ研修として開催した。訪問施設種別（一時保護所、児童養護施設、里親）ごとにグループを分けて、ジレンマなどを共有するディスカッションの場を設けた。学び直しの観点に加え、コロナ禍もありアドボケイト同士の交流の機会という観点もあった。開催内容の詳細は下記のとおりである。

講義（相澤先生）13:25～14:05 40分

グループワーク 14:15～16:05 110分

（1）権利擁護すごろく(14:15～14:45) 30分

（2）演習

①ロールプレイ (14:50～15:30) 40分

- ・役割設定 アドボ 1名、子ども 1名（二人一組）
- ・場面設定 用意された事例 A、事例 B について、役割を交代して行う（各事例 15 分ずつ）
※事例を読む時間（2分間）+振り返り（3分間）

②グループディスカッション(15:30～15:45) 15分 ※グループ毎にわかれて振り返りを共有

③全体共有 15:45～15:55 10分

※各グループのチーフアドボケイトが各自グループであがった感想や意見をまとめて発表

④講評（相澤先生）15:55～16:05 10分

（出所）大分大学権利擁護教育研究センター提供

- ・この研修には現役アドボケイトの他、学生などアドボケイト経験がない方も参加した。
- ・ロールプレイのシナリオは SV が作成し、一時保護所にいる子どもの声を聴く（傾聴）の練習をした。意見表明や意見形成ではなくあえて傾聴を取り上げた背景には、基本中の基本であるものの、過去の活動記録を見ていると、「自分の考えが入ってしまった」「子どもの声をきいているつもりが自分のことを考えていた」「もっとなんとかしてあげたいと思うのに、アドボケイトはなにもできない」といったアドボケイトの感想があつたためである。
- ・傾聴を重視する背景としては、子どもは傾聴している姿を見て、このアドボケイトに話して良いかどうかを判断していると考えるためである。

iii. アドボケイトサークル向け研修

- ・大分大学にはアドボケイトサークルがあり、大学 1・2 年生をあわせて 20 名程度である。月 2 回程度活動しているが、これまでの実績では 3 か月の間で 2 度ほど研修を実施している。
- ・主に社会的養護等に関する知識の有無にかかわらず、子どものアドボカシー等に関心がある学生が希望すれば学ぶことができ、これまで児童福祉施設や、一時保護所の実態等について研修を行った。その他にもサークルに所属する学生が知りたいことは要望に応じて、都度質問対応をしている。

iv. 認定基準について

- ・証明書発行の基準については明確なものは設けていない。実際に現場でアドボケイト候補生として活動をしている状況を見て、判断している。

- ・ センタースタッフには SV が複数名いるが、SV 同士で協議した感覚としては、まだ実践が積みあがっていないという認識が共通している。また派遣先が限定されている状況から勘案しても、どういったアドボケイトが適切かという基準を作るのは拙速だと判断した。まずは、児童自立支援施設や児童心理治療施設などにも実践の場を広げ、必要な技術や素養を判断できるような実践を積み上げたい。
- ・ 現状では性善説の運用ゆえ、欠格要件などは設けていない。現在は活動範囲を県内・社会的養護に限定しているが、今後対象範囲（在宅、施設種、年齢、障害など）を拡げ、最終的にすべての子どもを想定するのであれば、支援員の確保・拡充と要件についてはセットで検討する必要があるのではないか。

v. 登録に至っていない受講生と、その後の対応

- ・ 受講生の中には、他の仕事・活動が忙しくなったことなどが背景にあり、実際の登録に至らない・あるいは登録をやめるケースがある。（令和2年度で12名、令和3年度で28名）
- ・ 大分大学の現役学生も受講しており、その後大学卒業後の進路により登録しない判断になった方もいる。この他1年目から始めた方のうち、派遣の間が空いてしまい自信を無くした人や、仕事の都合がつかなくなったりした人もいる。
- ・ 全く適性がないという受講生はこれまでにいなかったが、意欲や人柄は良いが、自身の気持ちが先走ってしまう方はいたことがある。こういった方については、研修を通じ本人の思考の癖などについては気付く機会は設けている。定期 SV 会議を通して、先輩・後輩等経験年数に関係なく、お互いが気付きを共有できるよう SV も交えたグループディスカッション等を行っている。

③ 研修実施に至った背景・過程

i. 研修企画の背景

- ・ 令和元年度のガイドラインを踏まえると研修が必要という観点から研修を企画している。（当時ガイドライン策定に委員長として関わった。）意見表明等支援事業はこれまで自分の意見を言いづらかった子どもには大きな希望になる。それゆえ、不適切な支援員による、不適切な意見表明等支援があっては、子どもを裏切り、傷つけ、混乱させることになるだろう。アドボカシーの6原則を十分遵守できる支援員に活動に取り組んでもらうことが重要だと考え、研修を企画した。

ii. 研修企画・プログラム作成過程（改善含む）

- ・ 初年度は、大学スタッフや県の関係者と相談し、何を教え、何を身に付けてもらうべきかという点から決めていった。1~2ヶ月で研修内容を確定し、そのうえで可能そうな講師に声掛けをしたが、講師調整はさほど苦労がなかった。（大分大学以外の講師には謝金を支払った。）
- ・ 2年目にはアドボケイトとして活動した経験者の話を入れるように変更した。これにより大分での活動の具体を伝えられ、大分の取組の特色を伝えることが出来た。他の団体との交流会等も企画・参加しているが、これだけだと「なぜ他団体のあのやり方ができないのか」と安直になってしまふが、各地域でできることを一定把握していないと自身の地域での活動に自信がな

くなってしまうこともあるだとうということがある。

- 来年度は調査研究事業で作成するガイドライン案をベースに置きながら大分の実情に合わせて研修内容を改定していきたい。
- また、体系的な研修だけでなく、随時要望に応じて学び直しができることも重要だろう。

iii. 研修の周知について

- 実際に活躍しているアドボケイトに良い人を紹介してほしい、とお願いをした。令和3年度は多くの質の高い受講生が集まり、人と人とのネットワークが有用だと考えている。
- 実際に基礎講座を受講してみて、受講者自身が今後の受講継続を検討するため、なるべく裾野を広げ参加いただくことも有用だ。基礎講座を実施する前の2019年（令和元年）には大分大学でアドボケイトに関する公開講座を行っていたことも良い広報になったと感じる。
- サークル活動も広報や啓発の意味では大きなチャネルとなっている。即座にアドボケイトとして社会人とともに活動をしなくとも、アドボカシー新聞などの広報活動も重要だと考えている。実際に高校生からアドボカシーについて問い合わせがあった。新しい人材を惹きつける良いきっかけになると思っている。

④ 研修実施以降について

- 2人体制でアドボケイトを実施しており、経験の違い、アドボケイト自身の年齢の違い等があり、客観的にお互いを見ているため、活動の中で互いに気づきがあれば本人同士でフォローし合い実践知見を蓄積できるようにしている。
- このため2人の組み合わせについてもSVで検討している。また、アドボケイト同士でのフォローだけでなく、気になる点についてはSVに連絡を即時で出来るようにしておらず、随時調整するようにしている。気になる点や悩みについて言いやすい環境を大人同士の間で作ることも重要だろう。
- 一般的に養成講座だけでは理解を高めることは難しく、研修実施以降の学びにはSVが重要だが、SVとしての活動実績が国内で豊富でない中でどれだけSVができるかという点は疑念がある。実績を持っている人は国内にはほとんどいない。SVが育つという意味でも実践事例が積みあがることが重要ではないか。
- また研修実施以降のアドボケイトへのフォローだけでなく、児童相談所や施設、里親に向けての説明も引き続き重要な役割だ。毎年職員向けにアドボカシーの研修をしており、アドボケイトの意義を説明している。

⑤ 意見表明等支援の活動・制度について

- 大分の意見表明等支援で2名体制にしているのは安定した環境、言いやすい環境を整え子どもが意見を言いやすいようにするためにアドボケイト自身が不安になってしまふと傾聴や意見形成・表明は難しいため、アドボケイト自身が不安にならないようになる必要がある。また1対1だと子ども側も「言った」「言っていない」と混乱が生じうる。アドボケイトが緊張していたら子どもが意見表明をしてくれない。今後さらに実践が重なり慣れてきて、1人でも問題ないアドボケイトが育ってきたら、1人対応も増えてくるかもしれない

いが、現状ではこの体制は令和2年度から変更していない。

- ・意見表明等支援制度として欠格要件を設けるか否かについては、今後児童自立支援施設などへの派遣なども勘案すると、里親制度と同等の欠格要件程度であれば検討できるのではないかと思う。また、アドボケイトはマイクの役割が主なため、措置決定場面では活用しにくいかもしれない。

⑥ ガイドライン（案）施行編の内容について

- ・理論や経験も重要だが、アドボカシー実践を行っているアドボケイトの話や当事者の声は腑に落ちる感覚があり、視点を広げてくれる。また、ロールプレイで実践の演習をできることは学びが大きいように思う。
- ・NPO法人全国子どもアドボカシー協議会等の交流会では、アドボケイトの不安を共有する場や、当事者の話は有用という声は聞く。
- ・実際の現場では、人として子どもに接し人間としての弱さもさらけ出しながら子どもの意見を聞けるような安心感のある人が活躍している。人として向き合うことの重要性等も研修で伝えられるとよいのではないか。

(5) 一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月16日（金）10:30～12:00

出席者：一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ 代表理事 檀崎様、佐々木様

大分大学 福祉健康科学部 講師 栄留様

② 研修の内容について

i. 令和3年度の研修

- ・ 宮城県と共に、入門編・実践編の二部構成の養成講座を実施した。
- ・ カリキュラムの内容は、宮城県保健福祉部の担当者と相談し、他地域の養成講座の資料も参考にしながら決定した。
- ・ 初めての開催であることを踏まえ、受講者にアドボカシーの基本的な内容を学んでもらえるよう、熊本学園大学の堀教授と大分大学の栄留氏に講師を依頼し、子どもアドボカシーの基本的な内容から演習までをご講義いただいた。また、堀教授・栄留氏からの助言を受け、児童相談所の元所長や弁護士にも講師を依頼した。

【入門編（2日間）】

- ・ 意見表明等支援員として活動したい人、子どもアドボカシーに興味のある人を対象に全3回の対面講座を実施した。具体的な講座内容は以下の通りである。
 - 第1回：子どもアドボカシーの理論（約4時間）
 - 第2回：子どもアドボカシーの実際・演習（約4時間）
 - 第3回：社会的養護制度・トラウマケアについて、子どもの心理発達、宮城県の児童相談所でのアドボカシー活動について（約3時間）
- ・ 特に、第2回では、権利啓発や傾聴、意見形成の方法に関する内容についてディスカッションを中心とした演習方式で実施した。オンライン形式だったが、受講者がオンラインツールに慣れていたこともあり、問題なく実施することができた。
- ・ 演習では、栄留氏がSVとしてアドボカシー活動をする中で見聞きした事例を加工したストーリーを作成し、アドボカシー活動の一連の流れを説明するとともに、ロールプレイングを実施した。

【実践編（1日間）】

- ・ 意見表明等支援員として活動する意思があり、かつ、入門編を受講した人を対象に、1日（約4時間半）のオンライン講座を実施した。
- ・ NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAの代表（奥村氏）に講師を依頼し、施設への訪問アドボカシーに関する現場の状況についてご講義いただいた。

ii. 令和4年度の研修

- ・ 10月に、5日間・全10講座の基礎編を実施する予定である。なお、令和4年度の養成講座は宮城県・仙台市からの委託事業であるため、研修対象者は宮城県内在住者に限定している。

- 令和3年度の講座実施状況を踏まえ、令和4年度の講座では、アドボカシーについて重点的に取り扱うよう変更し、講義のコマ数も増やした(5コマ→10コマ)。また、カリキュラムは子どもアドボカシー学会のカリキュラムを活用しながら宮城県・仙台市の担当者と相談し、下記の通りに設定した。

講座	月 日	時 間	内 容	講 師	形 態
1	10月1日 (土)	9:40~ 10:00	オリエンテーション	檀崎たつみ	LIVE
		10:00~ 12:00	子どもアドボカシーとは (意味・必要性・担い手)	堀 正嗣	LIVE
		13:00~ 15:00	子どもの権利条約と子どもの権利	昇 慶一	動画、 LIVE
3	10月8日 (土)	10:00~ 12:00	子どもの多様性の理解とアドボカシーの必要性	高橋弘恵	動画、 LIVE
		13:00~ 15:00	子どもの権利の理解(演習)	原 京子	LIVE
		15:30~ 17:30	アドボカシーの理念と原則	堀 正嗣	動画、 LIVE
6	10月15日 (土)	13:00~ 15:00	訪問アドボカシーとは	奥村仁美	動画、 LIVE
		15:30~ 17:30	当事者・経験者が求めるアドボカシー	川瀬信一	LIVE
8	10月16日 (日)	13:00~ 15:00	個別アドボカシーとは	栄留里美	動画、 LIVE
		15:30~ 17:30	障害児・乳幼児のアドボカシー	堀 正嗣	動画、 LIVE
10	10月29日 (土)	10:00~ 12:00	グループ討議・質疑応答・振り返り	堀 正嗣 檀崎たつみ	LIVE

(出所) 一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ提供資料

iii. 研修実施に当たっての苦労・工夫（令和3年度）

- 会場は宮城県の施設を使用したため、施設の空き状況に合わせて調整するなど日程調整に苦慮した。
- 講座は全編対面形式で実施する予定だったが、感染状況を踏まえて10日前にオンラインに変更せざるを得なくなるなど、コロナ禍を踏まえた急遽の対応にも苦労した。
- オンライン講義の経験があまりない中、参加者も60名程度と多かったため、研修の流れやシステムの操作練習等も含めて宮城県の担当者と協力しながら準備を進めた。
- 令和3年度の講座では、オンライン環境に慣れている受講者が多いという事前情報があったため、オンライン形式で実施することとしたが、基本的にロールプレイングは対面でないと難しい。また、事務局がブレイクアウトルームを巡回し、各受講者の様子を確認するようにした。
- 令和3年度の講座実施後には、受講者同士の関係の継続を目的として、オンラインで「カフェアドボ」を6回ほど開催した。カフェアドボは、講座の感想や学びを共有したり、講座の復習や悩み相談をしたりするなど交流を通じた自己研鑽の場となっている

iv. 研修受講の確認と支援員としての活動について

【研修の修了】

- 入門編、実践編の受講者に対し、それぞれの研修に対する感想や気付きに関する1,200字程度のレポートの提出を求め、レポート提出者に対し、令和3年度は試行的に宮城県より研修の修了証明書を発行した（※あくまでも本研修の修了を証明するものであり、意見表明等支援員として認定するもの

ではない)。しかしながら、資格を認定するものと誤解が生じる恐れがあるため、令和4年度からは研修の受講証明書を団体から発行することとした。

【意見表明等支援員としての活動】

- ・具体的な認定基準が国で定められていないため、現在活動している意見表明等支援員に対しては研修時のレポートと簡易的な履歴書をもとに面接選考を実施した。面接では、子どもアドボカシーに関心を持ったきっかけを聞くとともに、アドボカシー活動を実施する際の想定事例を題材にしたケース面接を実施した。なお、宮城県では意見表明等支援員の認定はしておらず、県・仙台市の委託事業により活動している者を意見表明等支援員と呼んでいる。
- ・面接は、檀崎氏自身と法人理事の計3名で対応した。なお、理事は講座の受講経験がある弁護士であり、任意団体の時から一緒に勉強会を重ねてきた経緯がある。
- ・意見表明等支援員の欠格要件についても国で定められていないため、団体としても設けていない。また、意見表明等事業には資格を有さない一般の人にも携わってもらいたいという考え方から、履歴書には資格記入欄をあえて設けなかった。一方で、養成講座内で話をした際の様子や相手を否定していくなかつたかどうかについては認定の判断材料とするよう、注意しながら観察した。
- ・意見表明等支援員に向いているのは、常に子どもと向き合える人、また、活動後に自身を冷静に振り返り、自身の本職とのシフトチェンジが上手にできる人である。さらに、子どもの言動や対応に関して、苛立ちを覚えたり迷ったりすることを素直に感じ、対応していくことができる事が重要である。

③ 研修内容決定に係る背景・過程

i. 研修作成に通底する理念や考え方

- ・一般社団法人子どもの声からはじめようの講座を受講し、その内容を参考にしながら検討を開始した。
- ・檀崎氏が学校相談員として活動してきた知見を踏まえ、子どもの発達やトラウマに関連する講座を組み込んでいる。特に、傷付いた経験を持つ大人の言動が子どもたちの傷付き体験につながってしまうことは避けなくてはならないと考えており、自己覚知やトラウマ関連の講座内容は欠かせないと捉えている。
- ・「子どもの声」とひとことに言っても、語られない声なのか本人から聞いた声なのかなどによって内容や対応すべき事項が異なり、形式的な講義だけでは真に理解することが難しい。特に成人教育の場合、実際の事例を通して自分で考えてみないと学べないと考えているため、講座では必ず演習を取り入れている。
- ・講義時間そのものよりも振り返りの時間が重要である。特に、子どもアドボカシーの六原則を基に自分のアドボカシー活動を振り返ることで、初めて講義の内容が自分の中で腑に落ちていくと考えており、その機会を提供することを大切にしている。

ii. 着想から実施までの流れやかかった時間

- ・令和3年度は、県が主催する研修会に共催として携わった。初めての開催だったため、カリキュラムの検討や講師への依頼に時間を要し、およそ半年の準備期間を要した。
- ・令和4年度は、前年度の状況等を踏まえて2か月程度で準備を進めることができた。カリキュ

ラムも既存のものを使用しているため、準備に時間をかけずに済んだ。

iii. 研修の周知について

- 研修の周知は、ホームページや SNS などを通じて行った。なお、受講者は SNS からの申し込み者が最も多かった。
- インターネット上の募集のほか、チラシを印刷し、県内のサポートセンター、市民活動センター、児童相談所などに配布した。また、仙台市以外の市町村でも保健福祉部、教育委員会などにチラシを持って伺い、児童館、民生委員、小中学校の教員などに配布してもらった。

④ 研修実施以降について

i. 研修を受けて役に立った知見等（受講者の声）

- 入門編の講座のなかで、アドボカシー活動の内容を知識として学ぶことができた。コロナ禍のためオンライン開催であったが、子どもとの対話方法に関するロールプレイなどを通じ、実際の様子がイメージできた点が参考になった。
- 子どもの心理発達や、虐待が子どもの脳にもたらす影響、トラウマについての基礎理解なども参考になった。自分の体験と紐づけながら、継続的にストレスがかかる状況にあることが子どもの身体や心に及ぼす影響について想起することができた。このように、講座を通じて自己覚知につなげていく大切さも学ぶことができた。
- 「カフェアドボ」では、訪問アドボカシーとして現場に出る前に、他の受講者が感じていることや疑問点などを多く聞くことができた。実際の訪問活動を経て悩む点については、振り返りや SV との打ち合わせの機会などが多くあり、その中で解消することができている。

ii. 今後の方向性

- 委託者である宮城県・仙台市の意向に沿って進めていく予定であるが、団体としては以下のような観点で研修を企画していきたいと考えている。
- 一般社団法人子どもの声からはじめようの講座では、団体代表も含めて社会的養護の当事者が登壇しており、「生の声」を聞くことができて大変参考になった。今後は、当センターでも当事者に参画してもらうことを検討している。
- 講習で知識や立ち振る舞いの方法を理解していても、実際に現場で対応してみるとどうまくいかない場面も多々ある。例えば、自分の反応が正しいか気になったり、子どもの前ではうまく言葉が出てこなかったりすることがあるため、ロールプレイの機会が充実していると良い。実際に活動してみて初めて理解できることもあるため、現場で対応しながら OJT として学ぶことも良いかもしれない。

⑤ ガイドライン（案）施行編の内容について

i. 標準カリキュラム案

- 踏み込んだ内容ではなく簡素なものとした方が良いのではないか。例えば、社会福祉士の養成ガイドラインは必要最低限の項目のみが示されており、具体的な内容は講師が自由に変更することができるようになっている。意見表明等支援員は国家資格等ではないため、訪問先や地域の実情に合わせて重点的に学ぶべき内容を柔軟に変更できる余地を残しておくことが望ましい。
- 基礎編の中に、子どもの心理やトラウマに関する内容が盛り込まれると良い。

- ・ 年齢や障害など、子どもたちの状況や背景は様々である。そのため、意見表明等支援員も多様なバックグラウンドを持つ人で構成されると良い。これを可能にするために、福祉関係の知見のない人でも「子ども主体」を理解できるような講座があると良いのではないか。その上で、子どもの前でどのようにふるまうべきか自分で考えられる時間があると、現場に出た際に役立つだろう。

ii. SV の養成に大事な要素

- ・ イギリスでは、アドボケイトが認定資格となっており、仕事時間の中で費用負担なく養成研修を受けられる環境が整っている。日本でも参考にすべき点があるのではないか。
- ・ SV を養成していくためには、「養成講習を受けた上で、実践もしくは学術的な研究が一定期間以上」等の要件を設けることが必要ではないか。実際に、日本でも社会福祉士資格は5年以上の実践が必要条件となっており、それに準じるのも一案である。

(6) 兵庫県弁護士会

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月20日（火）13:00～15:00

出席者：曾我様（子どもの権利委員会副委員長・兵庫県で意見表明等支援制度の導入に尽力）

平野様（弁護士。2022年（令和4年）3月に研修を受講）

② 研修の内容について

- ・ 兵庫県弁護士会に所属している弁護士を対象に、意見表明等支援員の担い手育成を目的として座学形式で2時間（基本説明：1時間、事例紹介：1時間）とワークショップ形式で2時間の研修を実施している。（座学とワークショップは別日で実施）
- ・ 周知等は会員向けに行い、昨年9月の参加者は40名（会場出席：10名、オンライン：30名）程度であった。会員は全部で1,000名程度なので、参加者は4%程度となる。もっとも、当会子どもの権利委員会の委員は100名程度なので、相応の数の参加者は確保できたと考えている。
- ・ 研修受講後、（受講者から拒否の申し出がない限り）自動的に意見表明等支援員の名簿に登録が行われ、実際に打診があれば動いてもらう。登録に際しては座学研修かワークショップ研修かいずれかのみへの参加で良い。（将来的には座学研修を受け、かつ、ワークショップ研修も受けた受講者のみを登録するようにしたい。）
- ・ 現在の登録者は35名である。参加した40名のなかには、受講後、自分は「向かない」と思い登録を取りやめる者もいた。

i. 座学

- ・ 意見表明等支援員の活動ベースとなる「アドボカシー」の理念に関する説明を丁寧に行い、理念としての「脱パターナリズム」を最重要視していることを説明している。弁護士は、パターナリズムと言えば、憲法を学んだときに触れる概念であり、ともすれば、子どもに対してはパターナリズムを当然の前提と考える者もいる。しかし、アドボケイトを実践する上では、基本的にパターナリズムは誤った姿勢であり、子ども本人の課題解決を横からサポートすることが重要だと伝えている。
- ・ 具体的な方法としては、セルフアドボカシーを原則として、子どもの声を徹底的に聴き、子ども本人が声をあげることをサポートし、ときには、ともに声をあげ、さらに、それが難しければ代弁していく。また、子ども本人の声を直接聴くことで、児童相談所や学校等の機関に対する交渉力・説得力を持てるという点も説明している。
- ・ 座学では一時保護所や社会的養護の子どもの状況（何らかの不自由な思いをしていること）を説明し、子どもは見通しをもてない不安を有していることを伝え、それ自体、子どもの人権が侵害されている状況であることを説明している。社会的養護下の子どもに対する支援は、法的な視点でもって対応するべき場合も多いと考えられ、そうであるからこそ、弁護士が関わることが重要と伝えている。
- ・ もっとも、通常の弁護士業務とは異なるアプローチが必要である。弁護士の通常業務では客観的な視点で見ることが多いが、アドボケイトは、まずは何よりも、子どもの主観的な気持ち（主観的事実、受け止め）を大切にする。子どもの主観的な思いをキャッチして、どうするべきかを子どもと一緒に考え、子どもが答えを出せるように働きかける。
- ・ 研修をする上での留意点として、「子どもの最善の利益を考慮するべきか」という点は兵庫県

弁護士会内でも議論があがっている。子どもの最善の利益を考えないという指摘があるが、子どもの最善の利益は結果(目的)概念であり、それを追い求めることによりパターナリズムに陥る危険性があるという意味で、説得力のある指摘であると考える。しかし、アドボケイトは、倫理と専門性を有する者が担うべきであり、子どもの声を伝えるだけでよいというのは行き過ぎた考えであると思う。

- ・ 弁護士は、職業上、クライエントの主觀的利益と客觀的利益との間にずれがあり、クライエントの主觀的利益の追求が、却って、クライエント自身の利益を害すると思われる場面に直面することがある。このようなときに、クライエントに対して考え直すように促すことがあるが、このような促しは、まさにその職業倫理と専門性に支えられている。子ども本人が何かを望んだとして、アドボケイトはその声を伝えるだけでよいというのは、その声を発する子どもの自己責任に帰着させる考え方であると考えられ、アドボケイトの倫理とは何かという根本的な課題(つまり、アドボケイトは、“子ども本人がそれを発言したのだからその声を伝えました”というだけで、その職務としての倫理上免責されるのか(職責を果たしたといえるのか)、そのような伝書鳩的存在でよいのか、という課題)を惹起させると考える。子どもは、成長発達途上にある存在であり、その判断能力は大人に比べて限定的である。そういう存在である子どもに対して、自己責任に帰着させるような考えは採り得ない。アドボケイトは、子どものよきパートナーであるべきであり、子どもの意見表明権が適切に行使されるようにサポートすることを第一に考え、そのような方法によりサポートすることで、子どもの最善の利益が実現されると信じて活動する存在であると整理するべきである。
- ・ 代弁と代理とは異なっており、弁護士が子どもの代理人として活動するときには、アドボカシーの対決機能が際立つ場面であることを意識する必要がある。いずれにせよ、パターナリズムに陥らないように意識する必要がある。弁護士が持っている法的知識やそれに基づいた代理交渉は、交渉の相手方と対立関係を促進することがあり、強力な武器となりうる。しかし、子どもの代理人として活動する場合、対立関係が却って子どもの利益を害する危険性があることを意識する必要があり、いわば、武器の使い方や視点を変え、子ども専用に武器を持ち変えることが重要と考えている。なお、普段から、子どもの人権擁護に関わる活動をしている弁護士は、このような視点は普段から有しており、アドボケイトに限ったことではない。
- ・ なお、本年 11 月には「子どもの発達特性を踏まえた理解と援助」をテーマに、臨床心理の研究者を招いた勉強会を実施予定である。この勉強会もアドボケイト登録に当たっての受講すべき研修として位置付けている。したがってこの勉強会に参加した弁護士はアドボケイトとして登録されることとなる。

ii. ワークショップ

- ・ ワークショップ(2 時間)では具体的な事例を踏まえて検討を行い、今年度は、神戸市こども家庭センターと兵庫県のこども家庭センターとで1回ずつ実施済みで、また残り3回実施予定である。
- ・ 兵庫県内では、児童相談所によって、意見表明等支援制度の理解度に温度差がある。そのため、児童相談所によっては話題をシンプルにしてアドボケイトとはそもそも何なのか等もテーマに据えている。特にアドボケイトが何をしているか分からぬ点に不信感を持たれないよう、ワークショップを通じて児童相談所職員に意見表明等支援員の立ち位置を改めて説明する必要がある。
- ・ 既に実施した神戸市とのワークショップ(今年 7 月実施)では、①CW(ケースワーカー)は意見表明等支援制度をどう説明している/どう説明すると良いか、②弁護士と CW で事前打合せをすべきか、③

弁護士が児童と話す際の留意点、④児童の希望をどのように児童相談所に伝えるか、⑤受任の意味をどう児童に説明するか、受任内容は何になるか、という計 5 つの話題をグループで話し合った。

- ・ 兵庫県のワークショップ(今年 8 月実施)では、法的手続が絡む事例(父母が離婚しており、親権者である母と子どもの関係性が悪化し一時保護→父親が親権者になりたいと言ってきた事例)を用いた。意見表明等支援員の活動状況を説明し、①意見表明等支援として自分だったらどういう動きをするか、②児童相談所の CW はどう連携するかというテーマで実施した。
- ・ 意見表明等支援員の役割について、兵庫県とのワークショップでは、(子どもの意見を伝えることに加え)関係調整的な役割を担ってもよいのではとの意見があった。他方、神戸市とのワークショップでは、子どもの意見を伝えるだけでよいという意見があった。弁護士会としては、子どもの声を伝えるというのは意見表明等支援員の役割の中核機能ではあるが、子どもの希望に沿って関係者に働きかけをし、子どもが意見を言いやすい環境づくりをする等、プラスアルファの部分があっても良いと考えている。
- ・ ワークショップを実施して良かったと思う点は、児童相談所職員とも少人数グループの中でじっくり話すことができたところである。これにより、児童相談所職員と距離が縮まったように思う。ワークショップに参加する前のイメージは「子どもの代理人」という点に違和感を覚えていなかったが、アドボカシーは子どもの最善の利益を考えるのかといった根本のところで課題があることを知った。(同様に、関係調整でどこまで踏み込むのか等)

③ 研修実施に至った背景・過程

- ・ 意見表明等支援制度の準備段階で、研修についても企画した。制度開始時は、子どもの権利委員会(兵庫県弁護士会の下部組織)児童福祉部会の中に、意見表明等支援制度 WG(ワーキンググループ)を立てていた(WG は、制度開始後に解散し、その後児童福祉部会で運営)。
- ・ WG 解散以降もワークショップや座学研修の企画・運営に当たっては、児童福祉部会に所属する弁護士 3~4 名が実働している。(児童福祉部会は 30 名程度(実働は 20 名、ほとんどアドボケイトとして登録している。また研修だけでなく意見表明等支援制度自体の運用も児童福祉部会が担っている。)
- ・ 座学形式の研修プログラムは、堀正嗣氏や栄留里美氏の文献を読み、曾我氏自身がオリジナルに作成した。浜田進士氏(自立援助ホーム「あらんの家」統括施設長、子どもの権利条約総合研究所関西事務所長)に助言を求めたこともあった。
- ・ ワークショップの企画は、児童相談所担当職員とともに行った。

④ 研修実施以降について

i. 専門性の向上に向けて

- ・ 研修にしてもワークショップにしても、今後はプログラム化・体系化していくことが必要だと思う。
- ・ 研修内容の充実に加えて、研修で伝わらない部分についての SV の仕組みを作らなければならない。もっとも、弁護士という職業柄、SV を受けるという発想が乏しいため、弁護士会主体で行う場合の難しさがある。
- ・ ピアレビューとして事例検討会を実施する方法も考えられる。
- ・ 今後、(同様に弁護士がアドボケイトとして活動する)法律事務所と意見交換予定である。

ii. 希望する講義等

- 弁護士は、必ずしも、子どもから話を聞く技術にたけているわけではない。小学低学年や障がいのある子どもとコミュニケーションをとることに慣れているわけではない。子どもと話をするときの心構えや、服装や話し方、話題の入り方などから、改めて丁寧に教えてもらうと有難い。
- 発達や児童心理に関する研修は必要だと感じる。
- トラウマインフォームドケアに関する研修も必須である。

iii. 体制構築について

- 今後も、毎年1,2回の座学研修、年間5回程度のワークショップを実施したいと考えている。しかしワークショップの準備・負担は重いため、現行の体制では継続性が課題である。
- 西日本こども研修センターあかしとのコラボレーション等も考えられる。

iv. 担い手の確保・独立性について

- 今後、弁護士以外にアドボケイトの担い手を広げることは考えられる。アドボケイトの担い手は専門性と職務上の倫理が担保されていれば、必ずしも弁護士でなくてもよい。
- そもそも、アドボカシーというのは、あるべき市民社会の理念のようなところがある。「市民アドボカシー」という言葉があるが、これは、「誰もがアドボケイトになれる」というコンセプトのような意味合いもある。
- もっとも、独立アドボケイトの場合は、専門性が必要であり、倫理も要求されると考えられる。対人援助職としての基礎も必要である。
- 兵庫県の場合は、アドボケイトの独立性をどう確保していくかについての懸念はあまりなく、弁護士会が実施しているため独立性は高度に担保されていると感じている。
- なお、子どもと面談をする前に基本的には情報をもらっていないが、子どもと関係をつくる上での留意点は、児童相談所の職員（心理士等）から情報提供を受けている。

⑤ 意見表明等支援の活動・制度について

- 児童相談所から弁護士会に要請があった場合、弁護士会で弁護士を選定・派遣し、原則48時間以内に子ども本人と面談する仕組みである。弁護士の派遣方法は、1週当たり3人の当番制であり、その週に派遣打診があったらその中から派遣する。派遣実績は2022年(令和4年)8月末で90件を超えており(制度開始は2021年(令和3年)10月)。
- 兵庫県児童相談所の場合、一時保護、施設入所及び里親委託等の子どもが対象であり、神戸市及び明石市の児童相談所では、一時保護所の子どもが対象である。子どもの年齢は、中学生が最も多く、その次に小学高学年、高校生相当の子どもである。
- 派遣の前に、児童相談所内で児童相談所職員から子どもに対してアドボケイトについて説明を行っている。その他、児童養護施設でもリーフレットを配布している。
- 独立性の確保のため、児童相談所のアドバイザー弁護士は当該児童相談所にアドボケイトに行かない。曾我氏は兵庫県児童相談所のアドバイザーであるため、県児童相談所管轄のアドボケ

イトとしては出動していない。

- ・ アドボカシー活動で留意している点として、子どもが話しやすい雰囲気をつくるため、服装はできれば私服でとお願いしている。また、弁護士側からの誘導にならないように、子どもの声を徹底して聴くという姿勢が重要であり、子どもが感情表出できるようにアプローチする。このようなプロセスが重要である。
- ・ 兵庫県弁護士会で意見表明等支援制度を迅速に導入できた背景として、弁護士有志が関与するNPO法人つなごにおける子どもシェルターの活動を通じて子どもを担当する弁護士活動を経験していたのが大きい。また、兵庫県や神戸市、明石市の各児童相談所に、弁護士が内部者として関与(常勤弁護士含む)していたことも大きい。
- ・ アドボケイトの機能については様々な意見があり、兵庫県弁護士会内でも考えが違う。ある弁護士は意見表明等支援員はマイクのみで良く、子どもの最善の利益は考えなくてもよいというが、疑問がある。例えば、性的虐待ケースで、加害者である親がいる家庭に、被害者である子どもが帰りたいという意見を述べたとしても、通常は、家庭復帰はありえない。アドボケイト自身が、子ども本人の意思を大切にしつつ、子どもの考え方へ働きかける要素があってもよいのではないか。家庭復帰に関する権限は児童相談所が持っているが、アドボケイトはそのような権限はもっていない。例えば、児童相談所のケースワーカーの考え方を聞いてみようと促し、ともに児童相談所のケースワーカーから話を聞き、その後、子ども本人とともに考える関係性がアドボケイトなのではないか。なお、少年事件の付添人活動では、裁判所が少年の処遇を決めるが、付添人は子ども本人の話を聞いて不服申し立てを行う等、子どもと一緒に振り返り一緒に悩むということを行う。このように、アドボケイトでも結果を受け入れざるを得ないのではないかということを自分の意見として伝えることも、その活動の範囲に含まれてくるのではないか。
- ・ 意見表明等支援員は子どもの声を伝えるだけでよいという考え方の場合、その活動は、(一度きり)声を伝えるだけで完結するという考え方にもつながりうる。明石市と神戸市では前者のスタンスで研修をしていたため、1回きりの面談だけで終わってしまっているケースが多い印象である。兵庫県児童相談所のCWからは、「もっと継続的にかかわってほしい」といった話が出てきた。伝えるべき声がキャッチできなくとも、アドボケイトは継続的に子どもに関わるべきであり、これを支える理論的根拠が必要である。
- ・ またアドボケイトのあり方については、他機関とも意見交換しているが、子どもをエンパワメントするにはマイクの役割だけでよいのかと感じているところである。研修の在り方はまさにアドボケイトの役割の違いにも関わってくるため、どのように統一していくかが課題になる。意見交換した他機関は担い手が弁護士ではない。弁護士であるならば、プラスアルファの調整に繋がる活動も視野にいれることに意義があるのではないか。
- ・ 弁護士ならではの活動として、被害者代理人、未成年後見人、家庭裁判所の手続きにおいて子どもの手続き代理人として活動することがある。

⑥ ガイドライン（案）施行編の内容について

- ・ 意見表明等支援の機能には、幅があるという前提でガイドラインを作成してもらいたい（連絡調整や代弁機能、助言機能など）。それぞれの地域で工夫をしてアドボケイト実践を行っているのであり、それぞれの地域の特徴や強みを後押しするガイドラインであるべきである。

- ・ 研修の共通項として、対人援助の基礎を位置付けてほしい。子どもの表現そのものを解釈する過程においても、支援者側の偏見に基づいていないか、勝手な解釈をしていないか、パターナリズム的な思い込みがないか等、自己覚知が重要だと感じる。
- ・ アドボケイトは、適格性の問題もあり、人となりが重要である。傾聴・共感が重要であり、弁護士だからといって全員が話を聞けるわけではない。この傾聴スキルなどを向上させられる研修（向上させたいという態度を養成する研修）も重要ではないか。

(7) NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月9日（金）9:00～10:00

出席者：NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会 理事長 相澤様

理事 安孫子様

② 団体の概要

- ・ 令和4年度児童福祉法改正を受け、子どもの意見表明等支援を実施しようとしている人・団体にとって参考になる情報を発信する必要があると考え、本協議会を設立した（2022年（令和4年）3月設立、7月にNPO法人化）。理事は13名、幹事は2名であり、理事のうち4名が社会的養護の経験者である。
- ・ 2022年（令和4年）8月末時点の会員数は、正会員が35名（うち団体7件）、パートナー会員（協議会の目的に賛同して活動に参加する会員）が54名（うち団体5件）、サポーター会員（協議会の目的に賛同し、その実現のために支援する会員）が5名である。パートナー会員は議決権を持たないが協議会の活動に積極的に参加する人であり、主にユースグループに参加する20代以下の学生や社会的養護の当事者などである。
- ・ 協議会では、社会的養護の子どもだけでなく、親元で暮らす子どもも含めた全ての子どもに対するアドボカシーの実現を目指している。
- ・ 協議会の主な事業は、①子ども・若者によるアドボカシー事業、②独立アドボケイトなどの人材養成及びプログラム開発事業（以下、人材養成及びプログラム開発事業）、③子どもアドボカシー活動を推進する団体や個人の交流・研鑽事業（以下、交流・研鑽事業）である。今後は、全国のアドボカシー関連の取組の実態を踏まえながら、参加者のニーズに合った活動を展開していきたい。
 - ①子ども・若者によるアドボカシー事業：協議会内に子ども・若者委員会を設置し、今後の活動を検討するための会議を開催（※子ども・若者委員会と称しているものの、30～40代のメンバーも所属）。社会的養護経験者を中心に構成されており、協議会の事務局は委員会運営の意思決定に関与しない。今後は、外部への情報発信や調査事業などを実施することを想定している。アドボケイトの養成研修への提言なども得られると良いが、現時点でその見通しは立っていない。
 - ②人材養成及びプログラム開発事業：アドボカシーに関心を持った人や自治体に向けた研修プログラムの開発・セミナー等を実施（詳細後述）。
 - ③交流・研鑽事業：アドボケイトとして活動している人や活動を開始したいと考えている人同士が交流しながら自己研鑽を行える場を提供（詳細後述）。

③ 協議会が実施している研修の内容について

i. 人材養成及びプログラム開発事業

- ・ 当初は、幅広い属性の人に受講してもらえるプログラムを開発し、基礎的・発展的な講座を開催することを想定していたが、全国的にアドボカシー関連団体が増え様々な講座が開催されている状況を踏まえ、アドボカシーへの入門となるような機会・場の提供を行う役割に転換した。

- ・ 具体的には、これからアドボカシー関連の活動をしたいと考える個人や自治体に対して、半日または1日程度の研修会を開催している。研修では、ノウハウよりもアドボカシーに関する基本的な理念や価値観等を伝えることを重視している。
- ・ 2022年（令和4年）8月に実施したセミナーでは、対象者を絞らずに誰でも参加できる形式としたが、9月には自治体職員に限定したセミナーを開催する。今後もターゲットを絞ったセミナー等を実施したいと考えている。

ii. 交流・研鑽事業

- ・ 年に一度全国的なセミナーを開催しているほか、定期的な交流会を開催している。
 - 今年度の全国セミナーは、設立記念を兼ねて5月に実施し、子どもアドボカシーの現状や国の取組・潮流について発信した。
 - 交流会では、アドボカシー関連の取組を実施している人／これからしようとしている人が情報共有できる場を提供した。交流会は大きく分けて3部に分かれており、それぞれ①各地の実践報告、②民間／行政として今後取り組みたいことやその予定の共有、③トークテーマを設けた座談会を行った。
 - ③については、これから事業を始めたいと考えている人から先行的に事業に取り組んでいる人・団体に向けた質問を募り、それについてディスカッションする時間を設けた。質問として挙げられた項目の例は以下の通りである。
 - ー取組の始め方・進め方／研修の実施内容／研修の受講者層の設定方法／効果的に研修を広報する方法／アドボケイトの派遣を実施するなかで感じる悩み・戸惑い（守秘義務への対応／子どもが心を開いてくれない／施設側との調整）等
- ・ 交流会の参加者のなかには、周囲にアドボカシー関連の取組をしている仲間がいない人も多く、こうした情報交換ができる場は貴重である。今後は、ターゲットやテーマを絞った交流会も実施し、より近い状況に置かれている人同士が交流できる場を提供していきたい。

④ アドボケイト養成に関する各地の取組状況

- ・ 今年度に入ってから、各地で研修が広まってきた印象であり、自治体の担当者から問い合わせを受けることが増えた。アドボケイトの派遣事業は、受け皿の問題があつてすぐに着手することが難しい場合もあり、まずは取り掛かりやすい研修から実施しようという意図と思われる。また、アドボケイトの養成には時間がかかるため、受け皿を整えることと並行しながら扱い手を養成し、事業を実施できる素地を整えておこうというねらいもあるだろう。

⑤ アドボケイト養成にかかる課題や検討事項

- i. 各地で実施されている養成研修の互換性・統一性について
 - ・ 地域をまたいで受講した場合の取り扱い方法について相談されることが多い。例えば、東京で基礎的な講座を受けた人が福岡で発展的な講座を受けられるのか、大阪で養成講座を受けた人が福岡で活動できるのか、近隣地域で講座が開講された場合に既に受講済みの内容でも再受講しなければならないのか等の問い合わせがある。この点について、方針を整理しておく必要がある。

- ・ 現時点では、団体同士で調整することで対応しているようだが、基礎的・発展的な研修のそれぞれで学習すべき内容は明示しておかないと、互換性の判断がつかない場面も出てくるだろう。特に、小さな自治体では全ての研修を自前で用意することは難しいため、他地域で研修を受講した人をアドボケイトとして受け入れることが容易にできる仕組みにしておかないと、全国的な取組には発展していかないだろう。
- ・ アドボカシーの対象となる子ども自身も、他地域に移動したり近隣地域の児童相談所に移送されることもあり、各地で子どもの意見表明等支援のやり方が異なると子どもが戸惑う懸念がある。

ii. 養成研修として求められる水準・アドボケイトの認定水準について

- ・ プログラムの案を示すことの重要性は高いものの、「それだけをこなせば良い」と捉えられてしまう懸念もあるため、プログラムとして満たすべき水準も同時に検討するべきである。
- ・ また、研修で定めた認定水準をクリアしているからといって、その団体におけるアドボカシー活動に十分対応できる水準に達しているとは限らない。そのため、プログラムの水準だけではなく、各団体でアドボケイトに対する認定基準（＝アドボケイトとしてのスキルや資質に対する水準）を設けることも必要である。
- ・ 一方で、アドボカシーを実践するに当たっては、アドボケイトとしての技量の多寡だけでなく、人間性も重要である。研修では、子どもに認めてもらえる人柄であることの重要性を説くとともに、それを前提としてどのような技量を持つべきかを検討してもらえるような座組にする必要があるだろう。

iii. 実践力の向上について

- ・ 現在各地で行われている養成講座のカリキュラムでは、即戦力となる人を養成するのは難しく、各団体でOJTを実施しながら人材を養成していく必要がある。アドボケイトの養成を検討するうえでは、研修会のカリキュラムだけではなくOJTとして実施すべき内容もあわせて検討していく必要がある。
- ・ そのためには、アドボケイトとして活動していくために必要な資質を整理するとともに、それを獲得するまでのプロセス（研修内容、SVの体制、フォローアップ等）の目安が示されていると良い。
- ・ 最近では、オンライン形式での研修が増えているが、オンライン研修のみで実践力を高めるには限界がある。実務的な技量を身に付けるためのカリキュラムは、各都道府県の実態や導入のプロセスも考慮しながら、自治体レベルで検討していく必要があるだろう。

iv. SV等の養成について

- ・ 子どもの意見表明等支援事業を行う上では、アドボケイトのみならず、SVや子ども権利擁護調査員などの調整役の技量も重要である。その役割を担う人たちに求める水準等も併せて検討していく必要がある。
- ・ 現状では、SVを担える人材が少ないため、まずは担い手の確保やSVの養成の方法を検討していかなければならない。その際には、「子どもが不利益を被らないためにはSVがどう立ち

回るべきか」という点から議論していくと良いのではないか。

(8) 子どもアドボカシー学会

① 実施概要

日時：2022年（令和4年）9月14日（水）14：00～15：30

出席者：子どもアドボカシー学会 会長 堀様

② 研修の内容について

i. 概要

- ・ 本学会の子どもアドボケイト養成講座は、イギリスの独立子どもアドボケイト職業資格や、NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA（2016年から養成研修を実施）の取組を参考として、子どもアドボカシーの基礎知識を講義形式で学ぶ基礎講座（1コマ2時間、10講座）と、アドボカシーの実践を学ぶ実践講座の二部構成となっている。うち実践講座は、共催団体が活動分野を選んで講義形式で開催する選択ユニット（1コマ2時間、9講座）と、4時間の実習を含む対面での演習を中心とした演習ユニット（1コマ1～6時間、9講座）の2つのユニットで構成されている。
- ・ 基礎講座の修了が実践講座を受講する条件となる。また、実践講座を修了するためには選択ユニットの修了認定を受けた後に、演習ユニットの全ての講座を受講して実習を行い、実習報告書を提出し審査に合格する必要がある。
- ・ 原則として「子どもアドボカシー学会認定講師」が担当し、それ以外の講師を依頼する場合は個別に資格審査を行っている。

ii. 基礎講座

- ・ 子どもの権利条約や基本理念など、子どもアドボカシーの基礎知識をできるだけ多くの方に学んでもらいたいという趣旨で開催している。
- ・ イギリスでは「大人も含めた全ての人」へのアドボカシーを対象とした内容が共通基盤となっており、これを参考に本学会の基礎講座は「全ての子ども」へのアドボカシーを対象とした内容としている。

No.	開催日時		講座名	講師
0			オリエンテーション	アドボケイト
1	7/1 (金)	18:30~ 20:30	子どもアドボカシーとは	堀正嗣 (熊本学園大学)
2	7/2 (土)	13:00~ 15:00	子どもの権利条約と子どもの権利	昇慶一 (常磐会学園大学)
3	7/10 (日)	13:00~ 15:00	子どもの権利の理解(演習)	原京子 (子どもアドボカシーセンターNAGOYA)
4		15:10~ 17:10	子どもの多様性の理解	高橋弘恵 (チャイルドライン支援センター)
5	7/18 月・祝	10:00~ 12:00	アドボカシーの理念と原則 ・アドボカシーの4つの理念 ・アドボカシーの6つの実践原則	堀正嗣
6		13:00~ 15:00	障害児・乳幼児が求めるアドボカシー	堀正嗣
7	7/23 (土)	10:00~ 12:00	訪問アドボカシーとは	奥村仁美 (子どもアドボカシーセンターOSAKA)
8		13:00~15:00	個別アドボカシーとは	栄留里美 (大分大学)
9		15:10~ 17:10	当事者・経験者が求めるアドボカシー	川瀬信一 (子どもの声からはじめよう)
10	7/30 (土)	10:00~ 12:00	グループ討議・質疑応答・振り返り 修了式	堀正嗣 アドボケイト

(出所) 子どもアドボカシー学会「2022年度第2回子どもアドボカシー基礎講座」カリキュラム
<https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

iii. 実践講座

- 実践講座のうち選択ユニットの内容は、法律や制度の理解を始め、各地域での子どもアドボカシーの実施状況や、児童相談所など個別の場面での対応など、受講後に子どもアドボカシーを実践することを想定したものとしている。また、現在は社会的養護の子どもへのアドボカシーに関するプログラムのみを公表しているが、将来的には障害児へのアドボカシー、学校におけるアドボカシーなど、プログラムの幅を広げたいと考えている。
- 演習ユニットでは、対面でのロールプレイやディスカッションのほか、計4時間の実習を行っている。実習の前には、実習の概要動画を受講者に視聴していただき、実習計画書を作成してもらっている。この実習計画書の内容と対象施設・子どもの了承を得ているかを学会で確認している。
- 実習後にはエピソード記述を含めた実習報告書を作成することとしている。また、実習では自己覚知を重視しており、実習内でうまくいかなかつたジレンマや悩みを持ち帰り、皆で共有して考える場を設けている。
- アドボケイトとして活動するためには、少なくとも実践講座の修了認定を受けることを要件とするべきと考えている。アドボケイト養成の担い手となる団体が各地域で設置され、受講者が移動の負担なく講座を受けられるようになることが理想だが、現時点でそのような団体がある地域は少ない。そのため、当学会の実習を含む演習ユニットには遠方から参加している受講者も多い。

選択ユニット【ZOOM】				
No	開催日時	講座名		講師
0	8/14 (日)	9:40~10:00	オリエンテーション	
1		10:00~12:00	国・自治体で検討されているアドボケイトの役割	
2	9/4 (日)	10:00~12:00	社会的養護の子どもアドボカシーにかかる法律・制度の理解	
3		13:00~15:00	児童相談所がかかる子どもたちとアドボカシー	
4	9/10 (土)	10:00~12:00	社会的養護を必要とする障害児のアドボカシー	
5	9/18 (日)	10:30~12:30	里親制度と子どもアドボカシー	
6		15:00~17:00	児童福祉施設・里親養育の理解とアドボカシー	
7	9/25 (日)	10:00~12:00	社会的養護当事者・経験者がもとめるアドボカシー	
8	10/1 (土)	10:00~12:00	一時保護所の子どもたちとアドボカシー	
9	10/8 (土)	10:00~12:00	選択ユニットのレポート発表・振り返り	

No	開催日時	講座名		講師
演習ユニット【対面】				
	動画	各自視聴	受講上の留意点とアドボカシー実習実施方法	堀正嗣
0	7/2 (土)	12:00~12:30	オープニング	原京子
2		12:40~14:40	アドボカシーの技術①-傾聴	堀正嗣・高橋弘恵
3		14:50~16:50	アドボカシーの技術②-自己覚知/ラボール/役割説明	堀正嗣・高橋弘恵
4		17:50~19:50	アドボカシーの技術③-権利啓発・意見形成支援	堀正嗣・原京子
5	7/3 (日)	9:30~11:30	アドボカシーの技術④-意見表明・意見実現支援システムアドボカシー	堀正嗣・志治優美
6		12:30~14:30	アドボカシーの技術⑤-葛藤とジレンマ	堀正嗣・志治優美
7		14:40~16:40	事例検討（グループワーク）	堀正嗣・原京子
8	動画	各自視聴	アドボカシーの技術⑥-記録とスーパービジョン	
9	アドボカシーの実習【2時間×2日以上】			
10	8/7 (日)	10:00~17:00	子どもアドボカシーの実際①② (現場訪問実習の報告と振り返り)	堀正嗣・原京子 高橋弘恵・志治優美

(出所) 子どもアドボカシー学会「2022年度第3回子どもアドボカシー実践講座 選択ユニット」、「2022年度第2回子どもアドボカシー実践講座 演習ユニット」カリキュラム <https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

iv. 認定基準について

- ・ 基礎講座を修了した者はアドボケイトのアシスタントとして、施設を訪問して意見表明権などについて説明したり、遊びやコミュニケーションを通して子どもとの信頼関係を構築したり、子どもの権利が守られているかをモニタリングするといった、子どもアドボカシーの基盤活動を行うことを想定している。訪問場所によっては、子どもからの意見表明等支援へのニーズが少なく、基盤活動に労力を要することが多い。このことから、アシスタントにはその役割を担うことが期待される。
 - ・ アドボケイトとしての認定を申請するためには、実践講座の修了と計 40 時間以上の子どもアドボカシー実践のほか、本学会の団体会員による推薦が必要となる。認定の仕組みを構築する際に参考とした CAP においても、団体での活動を必須としているように、アドボケイトも SV や他のアドボケイトと協力することが大切であるため、団体に所属して活動することが必要と考えている。
 - ・ アドボケイトとしての認定申請に対する可否は、認定委員会による審査で決定される。今年度は本学会設立時に第 1 回認定委員会を開催して 7 名を認定した。今後は、年 4 回程度開催できるようにしたいと考えている。
 - ・ 昨年度の実践講座演習ユニットの受講者約 50 名に対し、今年度の認定者が 7 名に留まつたのは、認定申請に必要な計 40 時間以上の子どもアドボカシー実践の要件を満たせなかつた者が多かつたことに起因する。既に認定された 7 名は、NPO 法人子どもアドボカシーセンター OSAKA で実践を積んだ者であった。
- 一方で、子どもアドボカシーの実践経験は十分だが、研修等で学んだ経験がないアドボケイトが本学会の基礎講座を受講しているケースもあり、来年度以降は認定者が増えていくことも期待される。
- ・ さらに、認定されたアドボケイトは本学会に所属し、2 年ごとの認定更新研修を受講することとなる。

③ 研修実施に至った背景・過程

i. 研修作成に通底する理念や考え方

- ・ 2010 年にイギリスから帰国後、公益社団法人子ども情報研究センターにおいて同国の仕組みや取組を参考に活動を始め、2013 年からは科学研究費助成事業としてアドボケイトの養成に取り組んできた。以降、学術研究と実践を往還しながら、相互に高め合うことで研修プログラムを策定している。今後子どもアドボカシーが全国に広がっていく際にも、このようなサイクルが各地で構築されていくことが重要と考えている。
- ・ イギリスの「子どもアドボケイト職業資格」取得のための研修コースより抽出した、下記に示す「子どもアドボケイトに必要とされる知識・技術」の A、B を統合的に修得できるように構成している。

A アドボカシーに関する知識・技術

1 アドボカシーについての理解

<p>①理念（倫理を含む）／②定義／③役割／④発展／⑤種類</p> <p>2 子どもアドボカシーの技術</p> <p>①子どもとのコミュニケーションと信頼関係構築の技術／②傾聴の技術／③意見形成支援の技術／④意見表明支援の技術／⑤代弁・仲介の技術／⑥職員との関係形成の技術／⑦ジレンマへの対処技術／⑧終結の技術／⑨個人情報保護の技術／⑩危機的状況への対処の技術／⑪非指示型アドボカシーの技術</p> <p>3 子どもの権利についての理解</p> <p>① 子どもの権利条約・障害者権利条約等の国際法／②児童福祉法・児童虐待防止法・障害者差別解消法等の国内法</p>
<p>B 児童福祉に関する知識・技術</p> <p>1 児童福祉制度についての理解</p> <p>①児童福祉制度と児童相談所の役割／②児童福祉施設の役割／③施設養護の理解／④里親養育の理解、⑤権利擁護と苦情解決の仕組み</p> <p>2 子どもの理解とコミュニケーション</p> <p>① 社会的養護児童についての理解／②被虐待児についての理解／③障害児についての理解</p>

（子どもアドボカシー研究会子どもアドボケイト養成研究プロジェクト『子どもアドボケイト養成のあり方について（報告書）』2021年（令和3年）3月、所収）

- 活動の輪を広げていくためには、市民性が重要となる。本学会の活動も、子ども情報研究センターという市民活動が原点にあることで、周囲からの共感が得やすいと考えている。また学会内部でも「先生」という呼称を使わないなど、対等な関係性を重視することで様々なメンバーの参画が促され、メンバーの多様性につながっている。

ii. 研修企画・プログラム作成過程（改善含む）

- 本学会（2022年（令和4年）より学会として活動を開始）は、2020年（令和2年）8月に設立された子どもアドボカシー研究会が前身であり、同研究会内で設置した「子どもアドボケイト養成研究プロジェクト」（座長：堀正嗣）による『子どもアドボケイト養成のあり方について（報告書）』（2021年3月）に基づいて、アドボケイト養成講座の受講要領を作成した。その後、理事会や認定委員会による意見などを踏まえながら、修正や改善を加えている。

④ 研修実施以降について

i. 研修で得た知見を実践に移転するための工夫

- アドボケイトの認定申請に際して、実践講座修了のほか、計40時間以上の子どもアドボカシー実践を要件としており、その期間でアドボケイトとしての資質の有無も確認している。2017年から施設訪問を始めているNPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAの経験では、週2時間程度、約6か月程度の実践を通して、アドボケイトとしての資質が確認できる。当初は実践講座修了のみを申請要件とする意見もあったが、講座などでロールプレイが上手くできる者でも、アドボケイトとして子どもの声を聞くことができるかどうかは、実践を経なければ分からないと考え、実践を必須とした。
- 各自治体で養成講座を開催する場合の受講者は、自治体のエリア内に居住する者に限定される

ことが多いが、当学会の講座では全国から受講者を受け入れている。これにより、様々な地域から参加した多様な専門性やバックグラウンドを持つ受講者同士でディスカッションができたことで刺激になったという感想も多く見られた。

ii. 今後の研修の方向性

- ・ 将来的には、アドボケイトのトレーナーを養成するプログラムを作成し、そこで養成されたトレーナーが、各地域でアドボケイトの養成講座を実施できるような体制にできるとよい。なお、トレーナーの養成講座は過去にトライアルとして開催しており、その際は5名が受講した。
- ・ 子どもアドボカシーでは子どもに寄り添ったネガティブケイパビリティが重要となるが、弁護士や児童相談所職員などは専門性が前面に出てしまい、問題解決に特化した対応や指示をしてしまう場合がある。一方で、そのような専門職がアドボケイトとして必要な素養を身に付け、専門性も活かした子どもアドボカシーを実現できれば、今後大きな力になると考えており、専門職との連携もしていきたい。

⑤ アドボケイト養成に関する各地の取組状況

- ・ 様々な自治体からアドボケイト養成講座開催の相談を受けているほか、新しい団体の立ち上げ、養成講座の受講希望等の問い合わせも増えている。そうした自治体には本学会の基礎講座開催を勧めており、講座開催の業務受託も増えている。2022年（令和4年）度は、大阪府、山口県、長崎県、熊本県、宮城県が、実証モデル事業実施に当たって本学会の講座を採用いただいた。大分県など、上記以外の実証モデル事業実施自治体のアドボケイトも、個人で本学会の養成講座を受講いただいている（後日注：2022年（令和4年）度の基礎講座受講者数は2023年（令和5年）1月17日時点で527名である）。
- ・ 子どもの権利に関しては多種多様な講座等が開催されているが、最も重要な子どもアドボカシーの本質を理解してもらうためには、理論と実践の裏打ちがある本学会の養成講座が最適と考えている。
- ・ 全国に子どもアドボカシーを広げていくに当たっては、各自治体が子どもアドボカシーを担うアドボケイトを、新しい専門職として正しく理解する必要ある。

⑥ アドボケイト養成にかかる課題や検討事項

- ・ 子どもアドボカシーへの本質的な理解度は自治体によってばらつきがある。アドボケイトはこれまでにない新しい専門職であるという理解がないと、アドボケイトとしての素養を身に付ける過程を経ないままに、社会福祉士や弁護士等に任せればよいといった考えに至ってしまうことを懸念している。
- ・ アドボケイトの不適格要件について、イギリスでは犯罪歴等を確認できる仕組みがあるが、日本では（アドボケイトに限らず）構築されていない。
- ・ アドボケイトとしての資質や適性の見極めについて、グループで活動することへの協調性も含めて実践の場で判断するには、SVの役割が重要になる。
- ・ 内外の講師による専門的な講演などを内容とする「定例研究会」を開催し、本学会に所属しているアドボケイトには継続的な研修の機会を提供している。アドボケイトとして活動を続ける

には、認定更新のための研修も含め学び続ける姿勢を持つことが必要となる。また、アドボケイトが継続的な学びを得るためにも、SV の存在が非常に重要となる。

第V章 中高生インタビュー調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的

現在、社会的養護のもとで暮らす子どもから、ガイドライン（案）の基礎検討に資する点について意見を聴くことを目的として実施した。

(2) 調査の実施概要

① 調査対象

国内の児童養護施設で生活する中学生、高校生を対象とし、男女計10名にインタビュー調査を行った。なお、インタビュー対象者の希望を踏まえ、発言者の特定を防ぐためにインタビューを実施した施設の総数や所在地は非掲載とする。

② 調査方法・調査時期

令和4年10月～12月に各児童養護施設へ訪問し、グループインタビュー形式で意見を聴取した。ただし、複数人の前で話すことに抵抗のある子どもに対しては個別に聴取した。

なお、グループインタビュー前のアイスブレイクとして、子どもの権利に関するカードワークを実施し、子どもたち自身が大切にしたいと考えている権利や社会的養護のもとの生活に関するディスカッションを行った。

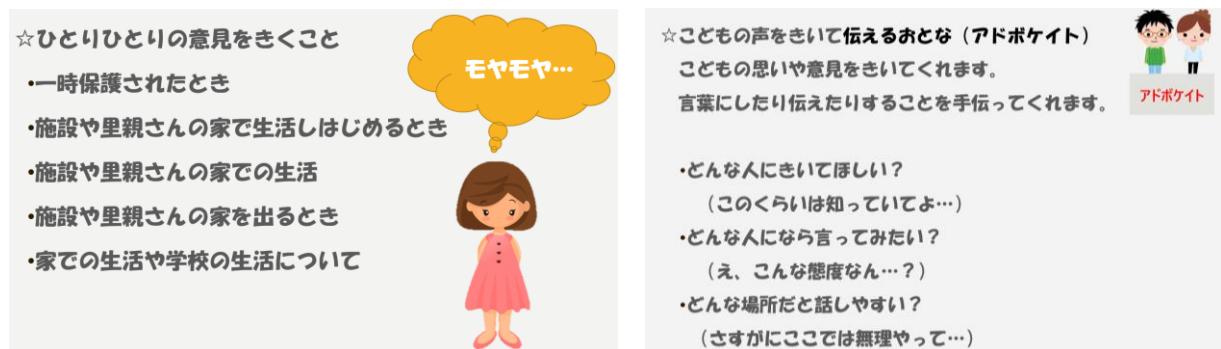
(3) 調査内容

① 調査設計の考え方

i. インタビュー調査の設計

まだ意見表明等支援事業が普及していない現状を踏まえ、インタビュー開始前には子どもの意見表明権や意見表明等支援員の役割等に関する説明を行うことで、意見表明等支援員と関わった経験のない子どもでも検討・発言しやすくなるように工夫した。また、ガイドライン（案）やカリキュラム（例）の内容そのものは子どもがイメージしにくい可能性が高いため、意見表明等支援員の資質（必要な知識や技術等）や面談を実施する場所・環境への要望に焦点化して子どもに尋ねることとした。

図表 V-1 子どもへの説明資料（一部抜粋）



ii. 実施時の留意点

子どもたちが安心して発言できる環境に近づけるため、子どもよりも大人（調査者）の人数が上回らないよう事前に調整を図った。また、施設職員など子どもたちと日頃から関りのある大人は同席しないようにした。

iii. 子どもへの報告

本調査研究としての検討結果は子どもにフィードバックする。

また、インタビュー調査結果をとりまとめた資料については厳封した上で児童養護施設を介して子どもたちに送付し、追加意見や修正箇所があれば返信を受け付けることとした。

② 主な調査項目

- ・ 子どもの権利やこれまでの子どもの意見表明に対する認識
- ・ 意見表明等支援員に期待すること・求めるここと
- ・ 意見表明等支援員に求める人物像（属性、態度）
- ・ 意見表明等支援員に学んできてほしいこと（知識）
- ・ 意見表明等支援員が話を聴く際、できるようになってほしいこと（技術）
- ・ 面談の実施方法
- ・ その他、施設での生活に関する意見

(4) 報告内容の範囲と留意点

調査対象の選定に当たっては、調査者が複数名で生活環境に訪問することを許容してくれる養育者がいるかという点に拘る部分も多く、また年齢や子どもの発達の多様性の観点から見ても、すべての社会的養護で生活する子どもの声は反映できておらず、一部の意見として捉えるべき点にも留意が必要である。また調査の実施先選定に際しては地域性に偏りが出ないよう配慮したが、網羅性には限界があることに留意が必要だ。

本調査では調査時期（改正児童福祉法の施行前であり、法に規定する意見表明等支援事業の導入前であるため、各団体の研修内容が広く知られていない）も影響してか、研修内容に関する直接的な意見は得られなかった。一方で、意見表明等支援事業の制度そのものや、意見表明等支援員に求める人物像、社会的養護のもとでの生活に対する意見については多く聴取された。

また、本調査研究は、意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（案）を作成することを目的としているため、本項ではインタビュー調査結果の中でもガイドライン（案）の内容に関連する項目のみ抽出して記載する。

2. 中高生インタビュー調査のサマリー

(1) ガイドラインへの反映が求められる事項

インタビュー調査では、意見表明等支援員の養成や研修に係る直接的な意見はなかったものの、意見表明等支援員に求められる資質や技術、面談の実施方法に関する意見は多く聴取できた。

これらの意見は、ガイドライン（案）【導入編】の「意見表明等支援員とは？」の項目において「（意見表明等支援員に）求められる資質」に続く形で「社会的養護のもとで暮らす子どもたちの声」として一部反映し、読み手が意見表明等支援員に求められる人物像等について想起しやすくなるようにしている。なお、具体的な記載項目は以下の通りである。

i. 共通して意見が聴取された項目

意見表明等支援員の態度・雰囲気、面談中に子どもと向き合う姿勢、面談中に聞いた意見の取り扱いの3点について共通した意見が聴取された。

まず、意見表明等支援員の態度・雰囲気については、自分の話を分かってくれる人や波長の合う人が良いという意見が多くあった。反対に、話を否定したりさえぎったりする人や、自分の話ばかりして対話が成立しない人などには自分の気持ちを伝えたくないという意見が共通して聴取できた。

次に、面談中に子どもと向き合う姿勢については、子どもに対して威圧的な態度を取らないことや子どもが委縮してしまう環境で面談を実施しないことの重要性がうかがえた。また、面談はなるべく子どもが納得するまで話を聞いてほしいという意見があった。

最後に、面談中に聞いた意見の取り扱いについては、意図せず第三者に内容を伝えられてしまうことや誤解を含む内容で伝達されてしまうことは避けたいという意見が共通して確認できた。また、意見を他者に伝達する必要がある場合は、手際よく対応してほしいという意見があった。

なお、ガイドライン（案）では、上記3点について肯定的な意見（話してみたい・話せそう、これは良い）と否定的な意見（話したくない、これは嫌）を表形式に整理して紹介している。

ii. 意見が分かれた項目

面談を実施する環境や意見表明等支援員が事前に把握しておくべき知識や情報については意見が分かれた。

まず、面談を実施する環境については、意見表明等支援員と2人きりになることへの恐怖心からカフェ等のオープンスペースを希望する声もあれば、話した内容が他者に聞かれない個室を求める声もあった。

次に、意見表明等支援員が事前に把握しておくべき知識や情報については、里親家庭や児童養護施設での暮らしや概要、子どもたちが社会的養護のもとで暮らしている背景等を事前に把握してほしいという声もあれば、自分から伝えたいという声もあった。

これらについて、ガイドライン（案）では意見の内容ごとに記載枠を設け、それぞれの項目に対して正反対の意見が聴取されたことを明記している。

(2) 子どもの権利保障を考える上で更なる検討を要す課題

インタビュー調査では、意見表明等支援事業や意見表明等支援員に求める資質に関する意見にとどまらず、社会的養護のもとでの生活全般に関する意見や、子どもの権利保障を考える上で更なる検討を要す課題も多く聞くことができた。これらの意見は、意見表明等支援員の研修に関する内容をまとめるガイドライン（案）には、その資料の目的・性質から反映をしていない。しかしながら、子どもたちの日常の生活場面における権利擁護の実態を把握することは、子どもたちが意見を表出・表明しやすい環境を整備する上でも重要であると思料されるため、以下に概要を整理する。

i. 意見表明に対する諦念

意見表明等支援員との面談の場に関わらず、日常生活において意見を述べようと思っても「意見を言っても変わらないと思うから言わない」「意見を言っても言い訳と言われて終わってしまう」「丸め込まれる」ことがあるという意見が大半であった。

また、話の途中でさえぎられたり、否定されたりすることを繰り返すうちに、大人に対して意見を表明することを半ば諦めている様子も見受けられた。

ii. 秘密が守られないことへの不信感

意見表明等支援員が面談中に子どもから聞いた意見の取り扱いについては「誰が、いつ、どういった場面で発言したか、一切分からぬようにしてほしい」「秘密は守ってほしい」という意見が共通して確認できた。その背景には、施設職員等に伝えた内容を勝手に他者に共有されていた経験による大人への不信感があるように見受けられた。

iii. 休む権利をはじめとする子どもの権利保障の状況

インタビュー調査開始前にアイスブレイクとして実施したカードワークでは、子どもたち自身が大切にしたいと考えている権利についてディスカッションを行った。

その際、多くの子どもたちが大切にしたいと回答していたものとして「学校に行く日を選びたい」「ゆっくり休みたい」などの休む権利についても言及があった。その他、「好きな〇〇をしたい」「自由に〇〇をしたい」といった意見もあった。この一例でも示されるように、社会的養護のもとで暮らす子どもたちの中には生活や行動を自由に選択できるような裁量が少ないと感じている様子もあり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い切れない様子も垣間見えた。

3. 中高生インタビュー調査の結果

調査項目ごとのインタビューの結果は次の通りである。各項目の枠内が聴取内容であり、下線は調査者により付記している。なお、インタビュー調査に参加した子どもたちからの追加意見や修正の指摘はなかった。

(1) 子どもの権利やこれまでの子どもの意見表明に対する認識

子どもの権利については「なんとなく知っている」という回答が多くかった。

施設入所時に自分の意見を表明できる機会が十分にあったと明言した子どもは少なく、意見表明の機会があったとしても、施設に入所することとなった経緯や理由（聴取内容が措置の決定に及ぼす影響）については理解していない様子だった。

また、意見表明等支援員（アドボケイト）という言葉や存在に対する馴染みは薄いように見受けられ、施設入所中の意見は「言っても意味がない」という声があった。

<子どもの権利について>

- ・ 「守られる権利」などがあることなどをなんとなく知っている。公民や社会科の授業で習った気がする。また、児童相談所に貼ってあるのを見たことがある。

<これまでの意見表明について>

- ・ 施設に行くときに意見を聞かれたか覚えていない。
- ・ 施設に行くことが決まったときは、意見を聞かれたというよりも「施設に行くよ」という説明をされた感覚だった。「あ、はい」という感じ。
- ・ 自分が施設にいる理由はなんとなく分かっているが、なぜこの施設に来ることになったのかは理解していない。
- ・ 自分がなぜ施設にいるか全く知らない。希望や意見は聞かれたけれど、そこから何があって施設に入ることになったのかは分かっていない。
- ・ 施設に対して「もっとこうしてほしい」という意見は言えるが、改善されない。例えば、うるさい人をうまく注意してほしいと言ったのに、満足に対応してくれなかつた。言っても意味がないと思ってしまう。
- ・ ベッドの寝心地が悪いが、言っても変わらないな、とか、新しいから変えてくれないだろうな、と思うから言わない。
- ・ 話しても無駄と思ってしまう。聞いてくれないし言い返されるから。

<意見表明等支援員について>

- ・ アドボケイトという言葉は聞いたことがない。
- ・ 何となく存在を知っている。“アボドケイト”みたいな人が来ている気がする。

(2) 意見表明等支援員に期待すること・求めること

自分が表明した意見に基づく諸対応について、意見表明等支援員にどこまで対応してほしいかという問い合わせに対しては、「問題は解決されることが重要であり誰が解決するかは関係ない」という回答があった。また、もし解決まで対応するのであれば手際よく進めてほしいという声があった。

<権利救済や問題解決について>

- ・ (意見表明等支援員が問題解決までしてほしいかについて) どっちでも良い。問題は誰が解決してくれても良いし、解決されるなら何でも良い。
- ・ てきぱきしている人が良い。話を進めるのがゆっくりだったり、意見を通すまでが長すぎたりすると困る。

(3) 意見表明等支援員に求める人物像（属性、態度）

意見表明等支援員に求める人物像としては、比較的年代の近い人が良いという声もあれば、年齢が近すぎる／離れすぎている人や話が合わない人は嫌だという意見があった。一方で、年齢よりも他者と関わった経験が豊富であることが重要であるという意見もあった。

また、自分の話を最後まで否定せず聞いてくれる人や和やかな雰囲気の人、柔軟な人が良いという意見が多く、話を否定したり威圧的な態度で対話を終了したりする人は嫌だという意見があった。さらに、話が合う人が良く、話が合わない人や不快な人とは話したくないという意見が多かった。

<話しやすいと思える人（属性）>

- ・ 30代くらいが話しやすそう。10～20代は若すぎる。40代は元気な人なら良いけれど、それ以上は無理。
- ・ 年代は近い方が良い。20代くらい。
- ・ お姉さんっぽい人は話しやすい。
- ・ 何歳でも良い。年齢よりも、人間関係の経験が多い人であることの方が大切。子どもとの関係も大事だけど、他の大人との関係も良好であることが重要だと思う。

<話しやすいと思える人（態度・雰囲気）>

- ・ 自分の話を分かってくれる人に話を聞いてほしい。
- ・ 話の合う人、波長の合う人が良い。
- ・ “まとも”な人間であれば良い。子どもへの理解があって、話しやすい人だと良い。
- ・ 信頼できる人が良い。
- ・ 真剣に考えててくれて、実現に向けて何かしてくれそうな人が良い。
- ・ 良い意味で子どもっぽい人、子ども心を忘れていない人は話しやすい。
- ・ かもし出す空気感が和やかな人が良い。
- ・ 柔軟な人が良い。
- ・ 自分の知りたいこと（好きな教科の深い話など）を教えてくれる人が良い。
- ・ 勉強を教えてくれる人が良い。知識が多くて雑学とかいろんな話をしてくれる人。
- ・ 視野が広い人が良い。同じ内容でも違う角度からいろんな話が出てくる人が良い。
- ・ 違う方言の人でも良い。むしろ興味津々。「これ何て言うの？」とか話が弾みそう。

- ・ 静かな人よりも、自分と同じようにずっと話していてうるさい人の方が良い。
- ・ メンタルが強い人が良い。子どもの発言を受けてすぐ泣いたり、気にしすぎてしまったりしない人。
- ・ 見た目もある程度重要だが、どんな顔（雰囲気）の人が良いかはうまく言えない。服装は、ジャージは嫌だけれど、スーツだと固すぎる。程よい感じが良い。
- ・ 服装は気にしない。それよりも話したときの感覚を重視する。

<話したいと思えない人（態度・雰囲気）>

- ・ 話が合う人でないと、話そうという気持ちにならない。考え方方が古かったり、頭が固かったりする人は嫌。
- ・ 声が大きい人は嫌。
- ・ 頑固な人は嫌。
- ・ 話していてこちらの気持ちを逆なでてくるような人は嫌。
- ・ 自分の気持ちや考えを自由に言えることは大事。自分の意見を言おうとしたら「言い訳」と押し込められるのは嫌。話している途中で言葉を被せてきて話を終わりにされるのも嫌。
- ・ 言いたいことがあるのに丸め込まれるのは嫌。
- ・ 話を否定してくるのは嫌。
- ・ 一緒に生活する人について、愚痴をこぼしたときに、その人のことを庇われるのは嫌。自分の意見が否定されたような気持ちになる。
- ・ 目線が合わなすぎるのは嫌。話を聞いていないと感じる。
- ・ 何かしながら話を聞かれるのは嫌。メモとか必要な作業は良いけれど、スマホとか止められる作業（今しなくてもいい作業）は止めて聞いてほしい。飲み物を飲むときも「ちょっと飲むね」などと声をかけてくれた方が嬉しい。
- ・ 自分の話ばかり一方的にってきて、言葉のキャッチボールにならない人は嫌。
- ・ 何を言っているか分からない人は嫌。
- ・ 説得力のない人は嫌。
- ・ 駐れ駻れしすぎる人は嫌。
- ・ 相手のにおいは気になる。煙草のにおいがする人は特に嫌。

(4) 意見表明等支援員に学んできてほしいこと（知識）

社会的養護の施設や生活について事前に学んでいてほしいという声もあれば、全く知らない人も構わないという声もあった。その他、児童福祉や社会的養護全般に関する知見の有無に対する意見はなかった。

<児童養護施設に関する知識>

- ・ 児童養護施設がどんなところなのか、どんなルールがあるかなどを知っている人が良い。
- ・ 児童養護施設のことを知らない人でも、自分が説明してあげるから大丈夫。それがもし10人くらいになっても、10回説明するから問題ない。

(5) 意見表明等支援員が話を聞く際、できるようになってほしいこと（技術）

意見表明等支援員は、適度に会話を主導しアイスブレイクを行うなど、子どもが話しやすい雰囲気づくりに努めることが望ましいことがうかがえた。さらに、面談はなるべく子どもが納得するまで話を聞いてから終了することが重要であることが確認できた。

また、意見表明等支援員が子どもから聴取した意見について、意図せず第三者に内容を伝えてしまうこと、誤解を含む内容で伝達されてしまうことに対する忌避感がうかがえた。

<面談の進め方>

- ・ 向こうから話しかけてくれる人の方が良い。相槌を打つだけの人は微妙。ただ、こっちが話しているときは黙って聞いていてほしい。
- ・ 面談は自分が納得するまで待ってほしい。「終わっても良い？」と聞くか、こっちが「もう大丈夫です」って言うまで待っていてほしい。
- ・ 「はい、今日は終わりね。」みたいな感じで勝手にシャキっと終わるのは嫌。その日はもう時間がない場合は、「また話そうね」と言ってそれをちゃんと守ってほしい。

<子どもから聴取した意見の取り扱い>

- ・ 秘密にしてほしいことは誰にも言わないでほしい。
- ・ 意見表明等支援員に対して言ったことが完全に跡形もなくバレないようにしてほしい。
- ・ 言ったことを勘違いしたまま第三者に言わないでほしい。第三者に伝える時点で別の情報になってしまうのは困る。

(6) 面談の実施方法

面談は、1対1で話したいという意見もあれば、他者の目がある場所の方が良いとの意見もあった。また、程よい距離感を保ちながら同じ目線で対話をを行うなど、心理的安全性が確保された和やかな雰囲気で面談が実施されることを望む声が多かった。なお、意見表明等支援員との面談は、子どもが希望するタイミングで迅速に調整を開始することが望まれていた。

意見表明等支援員が頻繁に交替したり、引継ぎ時に自身の情報が多分に共有されていたりすることを想定すると、不快感・不信感を覚える様子であった。また、不特定多数の意見表明等支援員と関わるのではなく、複数回の面談を通じて自分に合うと感じる特定の者を選ぶプロセスがあると良いとの意見があった。

<実施場所・実施環境>

- ・ カフェみたいな知らない人がたくさんいるオープンスペースが良い。2人きりだと変なことを言われた時に対応できないと思うから怖い。
- ・ 仲が良い人が一緒にいないと話しくい。
- ・ オープンスペースは知り合いが紛れていそうで嫌。誰にも聞かれない場所で個別に話したい。
- ・ みんなが邪魔しない場所で、1対1で話したい。施設内の部屋でも良いが、聞き耳を立てる子がいて気になる。
- ・ 例えば自分の部屋や静かな公園など、落ち着く場所や静かな場所が良い。
- ・ テレビや音楽を流しながら話したい。一緒にお菓子を食べながらだと話しやすいかもしれない。

- ・ 長机一つ（短辺）を挟むくらいの距離感が良い。
- ・ 目が合わなすぎるのも嫌だけど、見られすぎても嫌。目の前からも嫌だけど、後ろからずっと見られているのはもっと嫌。
- ・ こっちが座っているのに大人が立っている（見下ろされる）のは嫌。
- ・ LINEなどよりも、直接会う方が感情が分かるので良い。
- ・ 言いたいことがあるときに呼べると良い。言いたいことをすぐ忘れてしまうから、忘れないうちに話したい。

<面談のタイミング>

- ・ 会いたいと言ったらすぐに面談を調整してほしい。例えば夕方までに言ったらその日のうちに調整して、それ以降の時間になった場合は次の日に対応してもらえると良い。早くしないと言いたいことを忘れてしまう。
- ・ 言いたいことがあるときに呼べると良い。言いたいことをすぐ忘れてしまうから、忘れないうちに話したい。
- ・ 「いつ話したい」ということはない。もし会いたいときに断られても、相手にも都合があるんだなと納得すると思う。

<意見表明等支援員の選び方>

- ・ 何人もの人に話すのではなく、自分に合った1人の人に話したい。顔写真の雰囲気だけで選ぶのは無理なので、実際に話してから決めたい。話してみて、合わないなと思ったらチェンジできるようにしてほしい。
- ・ 初対面だと少し話しづらいので、何回か会って「合うな」と思った人と話したい。
- ・ 担当の人が替わり過ぎると信頼できない。でも、嫌だと思ったらチェンジしたい。

<面談の事前準備>

- ・ 自分のことについて何でも知っていたら怖いけど、何でこの施設に来たかくらいは知っていてほしい。
- ・ 言いたくない人に自分のことを勝手に知られていたくない。ここにいる理由も伝えたかつたら自分で話す。

(7) その他、施設での生活に関する意見

インタビュー調査では、施設のルールや生活環境等に対する意見も寄せられた。特に、ルールについては納得できないこともあるため、明確な理由や説明を聞かせてほしいといった声が聴かれ、我慢することも少なくないのではないかという印象を受けた。また、意見を形成しにくい可能性がうかがえた。

<施設のルールに関する意見>

○門限について

○外泊について

- ・ 外泊を認めてほしい

- ・ 自分のものを確認するときは、なぜ必要か説明してほしい

○スマホやインターネット

- ・ なぜ今の時間制限になったか理由を知りたい

- ・ スマホでもっと漫画や小説を読みたい

- ・ 使用方法について今までと比べられることがある

○その他

- ・ 校則と施設のルールに不満がある

<施設の生活環境等について>

- ・ 触られたくないものがあるのに、他の子が触ってしまう。それを守るためには、自分がずっと監視し続けるしかない。

- ・ 他の子が設定したアラームの音で起こされるのが嫌。自分の好きな時に起きたい。

- ・ Wi-Fiは整備されているが回線が遅い。スマホの容量も限られているため大変。

- ・ 勉強を教えてほしいのに教えてもらえない時がある。

<生活費について>

- ・ お小遣いを増やしてほしい。月のお小遣いはスマホ代や友達の誕生日プレゼント代などでほとんど消えてしまう。

- ・ 施設に買ってもらえるものと、自分で買わなくてはいけないものの線引きが分からない。

- ・ 洋服代が決まっていて、好きなものを買えていない。

- ・ 美容院代が決まっていて、好きな髪型ができない

- ・ 文具代が決まっていて、好きなものを選べない。

<その他>

- ・ 学校に提出する書類の保護者欄に施設長の名前を書かないといけないのが嫌。書類を提出するときに、友達に見られないようにしている。

第 VI 章 受講生向けアンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的

ガイドライン（案）のうち、カリキュラム（例）及び到達目標の案について、研修を受講した経験を持ち、かつ、意見表明等支援員として活動している者から修正意見等を聴取した。これにより、実際に既存の研修を受けた経験や、研修での学びを活かした実践に照らして、改善すべき事項を確認し、（研修企画者だけでなく）研修受講生のニーズに即したカリキュラム（例）とすることを目指すために調査を実施した。

(2) 調査の実施概要

① 調査対象

アンケート調査の対象は、原則として民間団体インタビュー調査を実施した団体に所属する意見表明等支援員のうち、過去に意見表明等支援員の養成研修を受講した経験を有する者を対象とした。ただし、民間インタビュー調査の実施先には全国団体もあるため、全国団体に所属し、かつ、その他の団体で主に活動すると思われる者からの回答も含まれている。

最終的な回答者数は 26 名であり、すべて意見表明等支援員として活動した経験を有する者からの回答であった。なお、団体別の回答者数は下記の通りである。

図表 VI-1 アンケート調査回答者の所属

名称	回答者数
一般社団法人子どもアドボカシーセンターNAGOYA	8名
NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	6名（うち回答なし2名）
大分大学権利擁護教育研究センター	6名（うち回答なし3名）
子どもアドボカシーセンターMIE	2名
一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	1名（うち回答なし1名）
NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA	1名
一般社団法人子どもアドボカシーセンター広島	1名
子どもアドボカシーセンター熊本「Me:vo」	1名

注釈) 回答者数のうち、括弧内的人数は基本情報以外の回答がなかった者の数を表す

② 調査方法・調査時期

アンケートは無記名の Web アンケート形式とした。アンケート調査票は Google Form を使用し、パソコン・スマートフォンで回答できるようにした。

なお、Google Form の URL やアンケートの依頼状、ガイドライン（案）（令和 5 年 1 月 20 日時点）等の必要書類は、調査者から民間インタビューの協力先の連絡担当（主に代表者）にメールで送付し、各団体内で調査対象となる意見表明等支援員に配布いただいた。

アンケート調査の期間は令和 5 年 1 月 20 日～令和 5 年 2 月 3 日としていたが、調査協力先からの

要望を踏まえて令和5年2月8日まで回答を受け付けた。

(3) 調査内容

① 調査設計の考え方

本アンケート調査の目的は、ガイドライン（案）のうち、研修カリキュラム（例）及び到達目標の案について、実際の養成研修を受講した経験を有する者からの意見を聴取し、記載内容の修正・改善につなげることである。そのため、アンケート調査実施時には、ガイドライン（案）のうち意見照会対象となる箇所を抜粋した資料を添付した。

アンケート調査は自由記述形式とし、修正を要する箇所や疑義のある箇所について意見を入力してもらうようにした。なお、アンケート対象者であるか悩むなどの懸念点があればその旨記載する項目を設けたが、集計に際して留意すべき回答はなかった。

② 主な調査項目

1. 基本情報（意見表明等支援員として活動する際の所属団体の名称、活動期間、活動地域）
2. これまで受講したことのある養成講座について
3. ガイドライン（案）のうち研修カリキュラム（例）に関する意見・感想
4. ガイドライン（案）のうち到達目標に関する意見・感想
5. 全体に関する意見・感想

(4) 報告内容の範囲と、留意点

本アンケート調査の目的を踏まえ、報告書ではガイドライン（案）の改善検討に資する意見のみ抽出して報告しており、誤字や作成に関する謝辞等の意見は掲載していない。

本アンケート調査は、民間団体インタビュー調査の実施先を経由して回答依頼をしている。民間団体インタビュー調査の設計時には、実施先に地域性の偏りが出ないよう配慮しているものの、本アンケート調査においても網羅性には限界があることに留意が必要である。

受講生から意見・感想のあった箇所については、委員会委員との協議を踏まえ、その一部をガイドライン（案）に反映している。

2. 受講生アンケート調査の結果

(1) ガイドライン（案）のうち研修カリキュラム（例）に関する意見・感想

① カリキュラム（例）の全体に関する意見・感想

カリキュラム（例）の全体に関するものとして、その取扱いや追加すべき視点等についての意見・感想があった。特に、時間数については全般的に短いとの指摘があり、研修カリキュラム（例）内の具体的な項目に関する意見・感想の中でも同様の指摘が見受けられた。

（カリキュラム（例）の取り扱い、位置づけ）

- ・ 詳細の科目や時間配分等は「各自治体の状況に応じて企画することを期待する」とあるが、カリキュラムは統一した方が良い。各自治体の状況で差があるので、アドボカシーの実践にばらつきが出来てしまい、子どもたちへの対応も自治体によって変わってしまいかねない。
- ・ カリキュラム（例）に記載している内容は、すべて必須項目とすべき。
- ・ カリキュラム（例）の大項目は各自治体が取捨選択するような書きぶりになっているが、アドボカシーの理解としての必修項目は設定すべき。

（基礎編の取り扱い）

- ・ 意見表明等支援員の養成研修をするのであれば、養成編まで受講した者のみ意見表明等支援員として訪問活動をすべきである。基礎編のみの受講で意見表明等支援員と名乗って活動するのには危険である。
- ・ 基礎編では、子どもアドボカシーの意義・目的・必要性（子どもアドボカシーは子どもの最善の利益を考えるものではないこと）、子どもアドボカシーの6原則、子どもの権利と子どもの現状、子どもの権利条約を徹底的に学んではほしい。

（時間）

- ・ どの科目も最低2時間は必要である。
- ・ 基礎講座・養成講座ともに各講座における1時間の差は大きく、「1~2時間」などの表記ではなく統一した方が良い。

（研修の継続実施の必要性）

- ・ 傾聴スキルやコミュニケーションスキル、内省するスキルは時間をかけて会得する必要がある。それぞれの団体に継続的に学ぶ体制づくりも重要である。
- ・ アドボカシー活動をしていてもステップアップするような内容の研修を工夫することが必要である。研修を積み重ねることについても記載すべき。

（その他、追加すべき視点）

- ・ 遊びを通じて子どもと関わる機会もある。その際の留意点や権利を大切にする遊び方も学びたい。
- ・ 法、制度、マニュアルなどを理解しアドボカシー活動に取り組むことは大切だが、子どもからしか学べない点も多くある。今、アドボカシー活動を実施している団体などで実習することも不可欠である。また、意見表明等支援員の独立性もしっかり学ぶべき。
- ・ 振り返りや情報共有の仕方、記録の方法などについても学ぶべき。
- ・ 全体を通して「大人が子どもにしてあげている」という表現であることが気になる。ガイドライン（案）は「子どもが権利主体」であることを貫いたものにしてほしい。

②基礎編のカリキュラム（例）について

基礎編のカリキュラム（例）に関する意見・感想について、大項目 A～E ごとに具体的な修正意見が得られた。回答内容は以下の通りである。

<大項目 A：アドボカシーの意義・目的>

(大項目の名称)

- ・ 「アドボカシーの意味、必要性」とした方が良いのではないか。
- ・ 独立・専門・訪問アドボカシーを同じ科目で扱うのではなく、訪問アドボカシーは個別アドボカシーとセットで別科目とすべき。

(時間)

- ・ 2 時間では少なく、4 時間程度が望ましい。

(内容)

- ・ 基本的な権利、人権についての理解及び権利侵害についての理解を追加すべき。
- ・ 意見表明支援、意見形成支援、意見実現支援の意義や目的の理解も追加してほしい。
- ・ アドボカシーパズル⁶（アドボカシーの担い手）に関する内容を追加すべき。
- ・ ②は「アドボカシーの基礎・理念・原則」ではなく「アドボカシーの基礎・4 理念・6 原則」とすべき。
- ・ 国内外のアドボカシーの取組事例は別枠とすべき。

(目的)

- ・ 本項目はアドボカシー活動をするうえで大切な基本を身に付ける目的の研修であるのと同時に、子どもアドボカシーが社会に広く認知されるための広報としても活用されることが望ましい。そのため、子どもアドボカシーを知ってもらうことを目的に受講してもらうためには、内容をもう少し平易にしてもよいのではないか。
- ・ 日本では子どもの意見表明権に関する認識が薄いことを踏まえ、アドボカシーの必要性に関する知識を付けることも目的に追加すべき。
- ・ ④は「アドボカシーの導入による子どもの変化」ではなく「アドボカシーの導入による子どものまわり（あるいは子ども周辺）の変化」とすべき。

<大項目 B：権利擁護・児童福祉行政に対する理解>

(時間)

- ・ 各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）は2時間以上とすべき。

(目的)

- ・ 子どもの権利の理解と子どもの権利擁護の目的では、子どもの最善の利益について非掲載とすべき。
- ・ 子どもの権利の理解と子どもの権利擁護の目的では、特に4つの一般原則を理解したうえで、適切な子ども観を持つことについて記載すべき。

⁶ アドボカシー・ジグソーを指すと考えられるが原文を採用

- 子どもの権利条約の内容や目的を理解するだけでなく、行動や発する言葉も4原則を意識することが必要である。そのため、目的には「子どもの権利（4原則）に基づいた言動を理解する」旨も記載してほしい。

<大項目C：アドボカシーの過程と必要な態度・技術>

(本項目の取り扱い)

- 基礎編は、子どもアドボカシーの理念や基本原則、子どもの理解に時間をかけた方が良い。そのため、本項目は養成講座で取り扱うことが望ましい。
- 意見実現の基本的な態度・技術についても取り扱った方が良い。その上で、本項目は養成講座で取り扱うことが望ましい。

(内容)

- 目的の頭に「子どもは力のある存在であるという子ども観の確認、共有」を追加すべき。同様に、目的についても、子どものエンパワメントを目指すには、子どもの持つ力を信じる必要があることや、子どもの内なる力に目を向ける必要があることを追記してほしい。
- 子どもと大人の間にあるパワーバランスの理解とその解消方法について追加してほしい。
- ②は「子どもの表現を促す姿」ではなく「子どもの意見の表出を支援する」と表現を修正すべき。
- ②は「自他の境界線に配慮する」ではなく「アドボケイトの役割を双方理解しあう」と表現を修正すべき。

<大項目D：子どもの多様性への理解>

(本項目の取り扱い)

- 多様性の示す内容はそれこそ多様であり、一部のトピックのみを取り上げることは多数／少數、普通／特別の線引きをする行為につながるリスクを孕んでいる。ガイドラインは大枠の設定にならざるを得ないことは理解しているが、取り扱いには相応の注意を払う必要がある。例えば、知らなかつた他者の事実を知るというよりも、思い込みに気が付くこと等、自分自身にフォーカスする内容であるべき。

(時間)

- 1～2時間では少なく、2～3時間とすべき。
- 子どもの多様性を理解するには最低4時間は必要である。

(内容)

- 子どもの多様性について、発達障害やLGBTQも追加すべき。

<大項目E：アドボカシーの実際>

(本項目の取り扱い)

- 社会的養護当事者・経験者の話を聞く機会が取り入れられると、アドボカシーの必要性を感じ取れるようになるのではないか。
- アドボカシーの現状は、課題だけでなく有用性も含めて学ぶことが望ましい。

③養成編のカリキュラム（例）について

養成編のカリキュラム（例）に関する意見・感想について、大項目 A、C、D、E ごとに具体的な修正意見が得られた。回答内容は以下の通りである。

<大項目 A：アドボカシーの意義・目的>

(目的)

- 子どもへの権利侵害の歴史についての理解も追加すべき。

<大項目 C：アドボカシーの過程と必要な態度・技術>

(本項目の取り扱い)

- 各施設の訪問アドボカシーの特徴や留意点・プロセスなどについて、項目を分けた方が理解しやすい。記録管理や個人情報の保護、SV などは特に分けないと理解が難しい。
- アドボケイト自身の抱えるジレンマは、大項目 A（アドボカシーの意義・目的）ではなく本項目で取り扱う方が良い。また、ジレンマについてはロールプレイングをすると理解しやすく、その場合本項目の時間数は 6 時間だと不足する。

(目的)

- 意見実現支援についても理解することを追記してほしい。

<大項目 D：子どもの多様性への理解>

(本項目の取り扱い)

- 本項目は基礎編と合わせられるのではないか。実践は言語によらない意向・意見とあるため、非指示型アドボカシーと合わせられる。

(時間)

- 各ケースにそって子どもたちがどのような状況にいるのかを掘り下げて理解する必要があり、時間数は 2~3 時間程度とした方が良い。

<大項目 E：アドボカシーの実際>

(演習の項目の取り扱い・内容)

- 現場に出るようになってロールプレイングの大さを痛感しており、カリキュラム（案）内のロールプレイングを増やすべきと考える。様々な事例をロールプレイングしておくことが意見表明等支援員の資質を上げることにつながる。
- 演習では、ロールプレイングやシナリオ例などを通じてそれが気になる箇所や、自分だったらどのように発言するかなどを共有したり、その発言が誘導になる可能性はないかなどを考えたりすることで、自分の思考の癖やこだわり、価値観に気が付く自己覚知につなげてほしい。
- 演習では、面談のシナリオを作成するワークを実施することとなっているが、これが面談に当たって「どのような流れで話をするか準備する」という趣旨である場合、子ども主導に反するワークになりかねない。場面によっては事前に準備できることもあるが、基本的に（アドボカシーの現場は）シナリオを描けない対話だと実感している。
- 演習では、架空のケースではなく事例検討が良い。（事例検討により）自己覚知や内省に対する

る理解への流れができ、演習とその振り返りをするとより理解が進むと思料される。ゆえに、これらは一連の受講とすると良いのではないか。

- 子どもたちから出た意見や考えを実現できるよう、意見実現支援の方法を考えるロールプレイシングや事例検討を組み込めると良いのではないか。

(演習以外の内容)

- 社会的養護のケースは幅広いため、社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際(詳細細編)では様々な状況の当事者・経験者から話を聞けると良い。
- 困難なケースへの対処・葛藤について、過去の対処実績を研修として共有してしまうとステレオタイプな理解や対応を促してしまう懸念があるのではないか。
- 活動する組織の理解について、実証モデル事業を実施していない自治体が研修を自前で実施するには相応の困難があるのではないか。自分が所属する団体では、他の自治体や団体が主催する研修に参加することで自分たちの地域での取り組みをイメージし、また、ノウハウを共有したり事業化や実際の取組の相談ができるネットワークを構築したりした経緯がある。

(時間)

- 演習は2時間×2ではなく、2時間×3が良い。
- 演習は実践に入る前の大切な項目であるため、最低6時間は必要である。事例を通してロールプレイをすることで自分の癖の発見や相手から学ぶことができる。
- 困難なケースへの対処・葛藤は、最低2時間は必要である。

(目的)

- 演習では、望ましい身だしなみや服装、口調・言葉遣いについても理解すべき。

(2) ガイドライン（案）のうち到達目標に関する意見・感想

① 到達目標のリード文（留意事項）に関する意見・感想

リード文（留意事項）で記載すべき内容、修正すべき内容についても回答があった。例えば、意見表明等支援員はアドボカシーをライフスタイルにするという視点の追記、子ども側に徹した意見形成支援・意見表明支援を行うなど子ども観に関する視点の追記、内省するだけなく基本原則を尊重した活動のあり方を多角的にとらえ、独りよがりにならないことの重要性などの追記などに関する意見があった。

② 到達目標（案）に関する意見・感想

到達目標（案）については、到達目標（案）を設定することの是非や記載すべき内容に関する意見・感想が寄せられた。

(到達目標の設定・位置づけ)

- そもそも意見表明等支援員の理想像（到達目標）を設けることに疑義がある。また、ガイドライン（案）内の掲載箇所も唐突感がある。子どもアドボケイトは、あくまでもアドボカシーの6原則を尊重してその場その場で最善を尽くすほかなく、そのために必要なことを習得できるよう、実施団体が支援を充実させることが重要である。到達目標に記載の項目を満たせる人物が必ずしも子どもから信頼されるわけではないように思う。大切なのは、各研修の到達目標を設定することであり、研修を通じて意識してほしいこと／身に付けてほしいこと／認識してほしいことなどを明らかにしておき、各意見表明等支援員の資質向上とスキルアップにつなげる

内容であることが望まれる。

- ・アドボカシーは大きく、システムアドボカシー（政策提言など）と個別のアドボカシーに分けられる。その理解や子どもも理解（子どもの権利条約第12条・アダルティズムなど）が基礎にはもう少し必要である。また、独立・専門・地域性の必要性も大切である。アドボカシーを理解すると、意見表明等支援員の理想像を到達目標にすることがナンセンスだと感じると思われる（理想像はあっても、到達目標にすることの意味が分からぬ）。意見表明等支援員は、養い続けることが重要であるため、研修後実践に入るとき、意見表明等支援員ではなく、「アドボケイト」として独立・専門が担保され、アドボカシーの理念が拡がっていくような国仕組みになると良い。
- ・到達目標という表現ではなく、「意見表明等支援員に必要な資質」に修正すべき。子どもに向き合う意見表明等支援員は常に時代を読み、変化・成長していく人であるため、理想像というと出来上がって動かないイメージがあり腑に落ちない。
- ・到達目標の全体像はもう少し簡素化した方がよいのではないか。チェックポイントとして14項目あるのは良い。
- ・各到達目標と研修科目的関係を明確にした方が良い。

(理想像の表現に関する修正意見)

- ・意見実現支援についても触れるべき。
- ・「意見表明等支援員の理想像」ではなく「意見表明等支援員のあり方」とすべき。
- ・子どもの権利保障はされるべきであるため、「子どもの権利保障実現を目指し～」という表現では弱い。「子どもの権利保障のために～」とすべき。
- ・「理想像」には子ども等関係者と自分しか出てこないが、研修内容にはチームとしての動きについても触れているため、技術もしくは態度の項目に「メンバー間での適切な情報共有、SVへの適切な報告・相談などによりチームとして子どもの権利擁護にあたる」ことが含まれていても良いのではないか。

(技術の項目に関する修正意見)

- ・「意見表明等支援に関する基本的な考え方や原則を理解し、自然と身につけている」を「意見表明等支援に関する基本的な考え方や4理念、6原則を理解し、意識してライフワークとしている」に修正すべき。

(態度の項目に関する修正意見)

- ・項目名は「態度」ではなく「身に付ける資質」に修正すべき。
- ・態度の項目には「エンパワメントな関わりのために適切な子ども観を持つ」ことも記載してほしい。
- ・「解決が難しいジレンマなどと向き合いながら常に自己を内省し、自己研鑽・自己変革に努めている」とあるが、解決が難しいジレンマなどに向き合う際、自己の内省をはじめ研鑽・変革のみに目を向けるのはいかがなものか。バックアップ体制、チーム力が必要であることが、意見表明等支援員ひとりの力に委ねられているように受け取られてしまう。

- ・ 「子どもと継続的に向き合い続けている」という点について、「信頼関係を築くよう、子どもと継続的に向き合い続けている」と加筆してはどうか。
- ・ 「関わる全ての人に対し、人権感覚を持った意思疎通が継続できる」を「常に自分や周りの人の人権を大切にできる」に修正すべき。

(3) 意見表明等支援事業全般に関わる意見・感想

本アンケート調査では、カリキュラム（例）や到達目標（案）にとどまらない、意見表明等支援事業全般に対する意見・感想も多数寄せられた。具体的には意見表明等支援員が担うべき役割の精査や基本理念（4理念・6原則）等共通理解の設定・明確化などに関する意見・感想があった。また、カリキュラム（例）内では記載の少なかったSVの育成や意見表明等支援員とSVの関係性に関する意見・感想があった。

(共通理解の設定)

- ・ エンパワメントな関わりのために、適切な子ども観をもつことを最初に確認して共通理解としてほしい。子どもを未熟な存在として、大人が指導し教育することで初めて力をつける存在とみるか、子どもを生まれながら人権という生きる力を持っていて、感じる力、人と繋がろうとする力、自分を癒そうとする力、問題を何とか解決しようとする力、誰かに助けてもらおうとする力を持つ、一人のかけがえのない可能性をもつ個人とみるか。子ども観により子どもへの声かけが違ってくる。適切な子ども観なしに子どもとエンパワメントな関係を作ることは出来ないと考える。

(基本理念（4理念・6原則）)

- ・ 全般的に「アドボカシーの基本原則」はアドボカシーの4理念・6原則とするべき。また、カリキュラム（例）や到達目標でもその内容を指していることが分かるようにすべき。

(意見表明等支援員の役割)

- ・ アドボカシー活動を行うにあたり、調査員の役割が非常に重要だと感じている。意見表明等支援員は子どもの声に耳を傾けることに徹しており、必要な情報提供や調整などは調査員の役割だと認識している⁷。
- ・ 傾聴、意見表明支援に重きが置かれているが、それに加えて意見実現支援の方法も組み込んでほしい。
- ・ 「外部組織との連携、協働」の意図するところが読み取れなかつた。アドボケイトは子どもの声を大きくする立ち位置であることから、独立性が担保した上での連携、協働という意味合いということか。

(SVの位置づけやSVと意見表明等支援員の関係性)

- ・ SVと意見表明等支援員がともに葛藤し、ジレンマを共有できる場を作り、乗り越えられるようなSVと意見表明等支援員の関係性も大事である。
- ・ 受講後には振り返りレポートやSVによる面談を受けて、個々の強み（得意分野）や弱み（困りごとや支援すべき部分）を把握し、団体・組織における育成計画を持つことが重要である。
- ・ ロールプレイングの演習はなるべく多く実施できると良いが、適切な助言ができるSVがいな

⁷ 同一の回答者から調査員が対応すべき業務について、カリキュラム（例）の内容や目的から落とすべきとの意見があつた。

いことでかえって不安や誤解を生じさせる懸念がある。本カリキュラムの目的からは逸れるが、実践者から SV を育成する仕組みも必要である。

- ・ 養成編の「困難なケースへの対処・葛藤」の目的について、「SV への相談方法を理解する」ではなく「SVとともにチームとして向き合うことを理解する」とすべき。

(意見表明等支援員の呼称)

- ・ 「アドボさん」くらいの軽い呼称のほうが子どもになじみやすいように柔らかい感性を持った人になっていくことが理想像なのではないか。

第VII章 ガイドライン（案）作成

1. 本資料作成の目的・作成の過程

(1) 本資料作成の目的

第II章で示したとおり、児童福祉法の一部を改正する法律において、意見表明等支援事業の実施が自治体の努力義務になったこと、また自治体の課題認識の大きなものとして人材養成が挙げられていることが本調査研究の背景として挙げられる。こうした背景を踏まえれば、自治体が意見表明等支援員の意義を理解したうえで、人材養成の課題を一つでも解決できる手がかりを示すことが重要である。したがって、意見表明等支援員の養成に取り組むきっかけとなる参考資料を提供すべく、意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）を作成した。

(2) 本資料の作成過程

本資料の作成に当たっては、下図のとおり、原案の作成に向けて第III章で詳述した自治体インタビュー調査、第IV章で詳述した民間団体インタビュー調査、第V章で詳述した中高生インタビュー調査で得た知見や先行研究を活用した。これらの結果をもとに検討委員会での協議を経て、試行編における到達目標及びカリキュラム（例）を作成した。

他方で、到達目標及びカリキュラム（例）については、これまでの厚生労働省での検討結果（子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ（令和3年5月））を越えた部分となるため、これまで研修を受講してきた者や、（研修を受講したうえで）意見表明等支援員として活動している者の視点から見て適切な内容かどうかを確認するべく、第VI章で詳述した受講生向けアンケート調査を実施した。さらに、中高生インタビュー調査では合計10名の意見聴取に留まったこと、社会的養護経験者の中には（団体の所属の有無に関わらず）既存の意見表明等支援員養成に関する研修の受講経験があることから、社会的養護経験者の視点からも到達目標及びカリキュラム（例）の内容確認を実施した。

図表 VII-1 調査研究の内容とガイドライン（案）の記載事項との関連

調査研究の内容	ガイドライン（案）の記載
第III章 自治体 インタビュー調査	【導入編】 意見表明等支援員の必要性
第V章 中高生 インタビュー調査	意見表明等支援員とは 意見表明等支援員の活動場面
第IV章 民間団体 インタビュー調査	意見表明等支援員養成の課題と対応例
第VI章 受講生向け アンケート調査	【試行編】 全国で実践される研修プログラムの例 研修カリキュラム（例）を活用いただく前に
第VII章 社会的養護経 験者インタビュー調査	研修カリキュラム（例） 養成後のフォローアップ等の取組について

2. 作成過程での社会的養護経験者へのグループインタビューの実施

(1) 実施の目的

到達目標及びカリキュラム（例）については、中高生インタビュー調査および受講生向けアンケート調査にて、社会的養護のもとで暮らす子どもの視点、あるいはこれまで研修を受講してきた者や、（研修を受講したうえで）意見表明等支援員として活動している者の視点から検討を行った。さらに、既存の意見表明等支援員養成に関する研修の受講経験がある社会的養護経験者に、当事者としての視点から、到達目標及びカリキュラム（例）の内容確認を行うことを目的としてグループインタビューを実施した。

(2) 調査の実施概要

① 調査対象

社会的養護経験者計5名を対象とした。調査対象者の属性は、以下の通りである。

- ・意見表明等支援員養成研修の受講経験、意見表明等支援員としての活動経験あり 1名
- ・意見表明等支援員養成研修の受講経験あり 2名
- ・意見表明等支援員養成研修の受講経験はないが、社会的養護経験者として意見表明等支援員養成研修の講師を担った経験あり 2名

② 調査方法・調査日

令和5年1月30日（月）にグループインタビュー形式で意見を聴取した。実施時間は2時間、実施方法はオンラインとした。なお、当日のファシリテーターとして、本事業検討委員会委員の中村みどり氏にも同席頂いた。

調査対象者のうち1名は途中参加、1名は途中退席となり、途中退席となった者からは後日メール形式により意見が提出された。

(3) 主な調査内容

- ・「意見表明等支援員の理想像（到達目標）」について
- ・「研修カリキュラム（例）」について
- ・意見表明等支援員が習得すべき知識・技術・態度
- ・その他、意見表明等支援員に期待すること、求める人物像

(4) 主な結果

主な調査内容のうち、特に到達目標や研修カリキュラム（例）について意見が得られた。主な結果は次の通りである。

① 意見表明等支援員の理想像（到達目標）について

i. 求められるレベルの高さ

- ・自身も養成講座を受講しているが、到達目標の中で、特に「知識」については求められるレベルが高いと感じた。知識・技術・態度いずれも実践の中で高めることが重要であるため、到達目標はこうした見通しの中で提示できるとハードルが下がるかもしれない。

- ・ 意見表明等支援員は「知識」よりも「態度」や「どういう姿勢で関わるか」が重要。到達目標内に「知識」の部分が多いと、「知識量は豊富だが頭でっかちな人」「頭が固い人」のようにならないかと感じた。
- ・ 研修を受講していると、社会的養護経験者である自分自身も「分からぬ」と感じることも多いため、子どもに関わる専門職種に就いていない市民にとっては難しいのではないか。(例えばSVという表現も当たり前のように使っているが、なじみのない人には分かりにくい。) 基礎的な講座のハードルを上げすぎると、初学者にとっては、意味が分からぬと受け取られてしまう。
- ・ 意見表明等支援員として何度も実践していく中で理想像を理解し、身に付けていく。研修の最初に到達目標として重要であると講師から示されたとしても、その重要性が伝わらないかも知れない。最初に提示するのであれば、理解しやすい表現にしたり、全項目を示すのではなく分割して示すとよいのではないか。

ii. 「チーム」として協働する重要性

- ・ アドボカシーの実践は、意見表明等支援員一人だけで行うことは難しく、チームで協力することが求められる。到達目標を一人で全て達成しようとすると、(意見表明等支援員が) バーンアウトしてしまうのではないか。
- ・ 到達目標に掲げられている内容を全て個人で達成するというよりは、「必要な人に頼ることができる」ことが重要ではないか。それを「協調性」や「協働」等の難しい表現にするのではなく、意見表明等支援員が「頼っていい」と思えるよう、あえてやわらかい書きぶりのままにできるとよい。

iii. 求められる態度や環境

- ・ 受講者の中には、「子どもに話をさせる」ことを目的としてしまう人がいるが、当事者としては、どのような人か分かり、安心できないとそもそも話そうとは感じない。そのため、安心できる環境・空間・関係性作りが最優先となる。
- ・ 空間の中でどこに椅子があるか等も含め、話を聞く空間づくりが重要である。
- ・ 養成研修を受講していて、子どもと関わる中で「よく話を聞く」という点が一番大事だと感じた。
- ・ 関係機関に説明するというスキルよりも態度の方が重要ではないか。
- ・ 関係機関に説明するというのは意見表明等支援員ではなく SV の役割ではないかと感じた。
- ・ 意見表明等支援員に期待する役割として、子どもの声を聞き、代弁することで、子どもに近い目線から社会変革をしていくことがある。到達目標やカリキュラム(例)で触れている内容は、社会福祉士や教員等、子どもに関わる全ての人が知っておくべきものであるように感じる。意見表明等支援員には、それらに加えて、専門性をもって社会を変えていく役割であるという要素が含まれると良い。
- ・ 到達目標の中には意見表明等支援員個人が必ず身に付けておくべき「態度」に関わる部分もあれば、関係機関への説明等、現状では SV が担っている部分も含まれる。また、組織や社会を改革していくという、個人だけでは達成しにくい、より広い目標もあることを考えると、段階などに切り分けて記載することも考えられる。

② 研修カリキュラム（例）について

i. トラウマケア・自己覚知について

- 養成講座ではトラウマインフォームドケアの視点を重視してほしい。「養成編」だけでなく「基礎編」にも入れるべきではないか。トラウマレスポンシブケアの視点も含めることができるとよりよい。
- また自分自身の暴力性を知るという点で「自己覚知」は重要である。子どもには日常の中で小さな傷つきが重なっているが、うまく表現しにくい・理解が得にくいような細かい点も多いかもしないが、重要だ。
- 虐待等の経験がない人でも自分自身のトラウマによる反応が出てくることがある。自己覚知により自分自身もケアが必要な状態なのかを把握することで実践中に不適切な対応をすることを防ぐことができる。

ii. 子どもの多様性について

- 一時保護所や児童養護施設、里親に措置される子どもは PTSD をはじめとしたトラウマ経験がある子どもも少なくない。子どもの多様性を取り扱う部分では時間数を充実させる必要がある。
- 多様性の理解にあたり、「トラウマの眼鏡で見る」ことは重要だが、「この子はこうだからこういう風に接する」と子どもを分類して対応を決めつけるのもいけない。

iii. 人権について

- 子どもの権利だけではなく、その前提となる人権の内容に触れてあると分かりやすい。
- 日本では、「人権」といったときに「(他者に対する)思いやり」と捉えられてしまうことも多く、そもそも自分自身に人権があるということが理解されにくく。一回の講義で理解するのは難しいかもしれない。

iv. その他、意見表明等支援員の養成研修について

- グループワークは大変学びがあり、新しい気づきがあるが、内容のアップデートは必要である。
- 各地で養成講座が行われているが、地域によって空気感が異なる。受講者の年齢層、社会的養護経験者がどの程度関わっているか、対話のワークがどの程度あるか等によっても雰囲気は大きく異なるし、同じ内容であっても講師によって理解度も異なる。色々な人の話を聞くことが重要ではないか。
- グループワークを行うにあたり、教えたがり・伝えたがりの受講者がグループ内にいると、専門性の高い内容になってしまい、議論についていけない部分が出てしまう可能性がある。
- 小さな傷つきを共有するという意味でも、社会的養護当事者・経験者が研修に関わることはとても重要である。当事者の意見といつても一個人の話ではあるため、色々な背景を持つ人から話を聞くことが大事なのではないか。

v. その他、意見表明等支援制度全般について

- 日本では乳児院における意見表明等支援がほとんど行われていないが、乳幼児や障害児の意見

表明等支援も重要である。様々な子どもがいる中で、個々に合ったものが必要である。

- ・ 意見表明等支援員以外の子どもに関わる専門職も同様だが、専門家としてオーソライズするのであれば、待遇を改善しないと仕組みとして回らないのではないか。意見表明等支援員についても、養成自体は非常に重要だが、それに見合った価値や経済合理性がないと本当の意味で子どもに関わることは難しい。広く網羅的にカリキュラム（例）を設定し、それらを全て理解している人が意見表明等支援に関わってほしいと思う反面、果たしてそこまでたどり着ける人はいるのか、理想像等を高く設定するだけでは、実態としてうまく機能しないのではないかと感じる。

3. 本資料の構成

上述の作成過程を踏まえ、検討委員会での協議やその他参考文献などを踏まえ、ガイドライン(案)を作成した。大きく分けて意見表明等支援員の役割等の概要を理解し、研修企画の導入を円滑に行う際に参照するパート（導入編）と、実際に研修を企画・検討する際に参照するパート（試行編）の2つで構成した。

(1) 主な読者の想定

主な読者として、研修を含め意見表明等支援事業を推進する主体である自治体の担当者を想定した。したがって、意見表明等支援員や意見表明等支援事業について必ずしも聞き馴染みがない読者であっても手に取り、読み進められる内容となるよう留意した。なお、自治体の担当者に限らず意見表明等支援事業に関わる多くの者が読むことを期待している。

(2) 導入編パートの構成

まず、ガイドライン(案)では、(養成を含め) 意見表明等支援事業を主導する自治体において、意見表明等支援の理念や原則を理解することが重要である。このため、意見表明等支援員養成の必要性や、求められる資質、意見表明等支援員の活動概要や活動場面別の留意事項等について概略を説明する。その際に、先行研究に加え、中高生インタビュー調査から得られた、意見表明等支援員に求める要素や具体的な人物像についても表現している。

また実際に先行する自治体が直面した課題と対応策も紹介しながら、意見表明等支援員養成の導入として、基礎的な点を体系的に理解できる資料とした。（【導入編】パート）

(3) 試行編パートの構成

試行編では、これまでの民間団体等が実践してきた既存のカリキュラム・教材等を収集したうえで、その研修の概略や研修企画の背景にある理念、実際に研修企画をする者からの声などを提示した。これにより、研修の全体像や概略だけでなく研修を企画・運営する過程の一部も理解できるような資料とした。

これらの民間団体等が実践してきた研修プログラムの知見を基にしながら、研修受講経験者や社会的養護経験者などの多様な意見を踏まえ、到達目標及び研修カリキュラム（例）を取りまとめた。

研修カリキュラム（例）の提示においては、これが唯一解ではなく、研修企画のきっかけとして活用することが望ましいことや、研修では知識・技術の獲得のウェイトが大きくなるが意見表明等支援員として活動する際の態度の涵養が重要であること等を留意事項等として示している。

また、研修を企画する際にはどういった意見表明等支援員を理想とするか、といったあり方（到達目標）が重要であるため、到達目標についても提示している。

図表 VII-2 ガイドライン（案）の記載内容

ガイドライン（案）の記載	
【導入編】	
意見表明等支援員の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見表明等支援事業の法律上の位置づけ ■ 支援員養成が必要な理由（事業実施の要）
意見表明等支援員とは	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主な業務内容 ■ 求められる要件 ■ 社会的養護のもとで暮らすこどもたちの声
意見表明等支援員の活動場面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主な活動のタイミング ■ 活動する環境 ■ 一時保護中/施設入所での生活/里親家庭で暮らす場合別の活動開始前の留意事項・訪問時期・訪問場所
意見表明等支援員養成の課題と対応例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先行自治体が直面した課題と対応例 ■ 全国的なアドボカシーの普及を行う団体（例）
【試行編】	
全国で実践される研修プログラムの例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修カリキュラムを持つ6団体の事例紹介 (各団体ごとに団体の活動概要、研修の概要、研修内容（例）、実践者からの声等を掲載)
研修カリキュラム（例）を活用いただく前に	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修カリキュラム（例）の活用に当たっての留意事項 ■ 意見表明等支援員の到達目標 ■ 意見表明等支援員の養成を担う“組織”的発展に向けて ■ カリキュラム（例）の構成
研修カリキュラム（例）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎編 ■ 養成編
養成後のフォローアップ等の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ■ フォローアップ研修の例 ■ SVやトレーナーからのスーパービジョンの例 ■ アドボケイト同士での問や悩みの共有

4. 本資料（本編）について

次ページ以降でガイドライン（案）の本編について掲載する。

なお、本調査研究の成果物の一つであるガイドライン（案）については、上述の調査結果を基にして作成しているが、調査対象ではない民間団体や自治体の取組状況や課題認識をすべて反映しているとは言えない。特に到達目標及びカリキュラム（例）については、上述のとおり、7団体に対するインタビュー調査やその後の資料提供、研修受講経験者へのアンケート調査、社会的養護経験者へのインタビュー調査が主な検討材料となり、作成を試行したものとなる。したがって、あくまでこれらの成果物は調査段階（2022年（令和4年）8月～9月）での意見表明等支援員の養成・研修の取組状況の一部を反映したものであり、より幅広い関係者とともに更なる検討が必要な点は留意されたい。

意見表明等支援員養成のための ガイドライン（案）

—意見表明等支援員の養成に向けた研修を行うために—

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

■はじめに

令和4年に改正された児童福祉法において意見表明等支援事業が法定化されました。こども一人一人の年齢・発達段階、状況によって必要な意見表明等支援は異なり、こどもたちからは話が合う、波長が合うと感じられる人、真剣に向き合ってくれる、信頼できる人に話をしたいという声が聞かれていますが、実際にそのような支援を行うには専門性が求められます。

本ガイドライン（案）は、専門性を持つ意見表明等支援員の養成に向け、意見表明等支援員の役割や、意見表明等支援員養成のための研修プログラムについて紹介をし、自治体職員をはじめとし、一人でも多くの方が意見表明等支援員の養成に向け、検討を進めていただくことを期待し、作成しております。

—意見表明等支援員について耳にしたことはあるが、どういった業務を行うのか？

—研修を企画するに当たって、どのような研修をすべきかイメージがつかない

このような悩みを抱える方にも、ぜひ本ガイドライン（案）を手に取り、読み進めていただけますと幸いです。

■目次

【導入編】

意見表明等支援員の必要性	1
意見表明等支援員とは？	3
意見表明等支援員の活動場面	6
先行自治体から学ぶ、支援員養成での課題と対応例	8

【試行編】

全国で実践される研修プログラムの例	10
大分大学権利擁護教育研究センター	11
子どもアドボカシー学会	13
NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡	15
一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	17
一般社団法人子どもの声からはじめよう	19
兵庫県弁護士会	21
研修カリキュラム（例）を活用いただく前に	23
研修カリキュラム（例）	26
養成後のフォローアップ等の取組について	33

※本ガイドライン（案）における「こども」は、在宅指導措置・施設入所等措置・里親委託・指定発達支援医療機関委託・

一時保護等で児童相談所が関わることを対象としている。

意見表明等支援員の必要性

▶意見表明等支援事業とは：法律上の位置づけ

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」と記載）第 12 条の理念も踏まえ、児童福祉法第 2 条においては、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されています。

その趣旨を実現するためには、こどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの意見表明を支援する仕組みが必要です。このため、令和 4 年に成立した児童福祉法等改正法においては、社会的養護に関するこどもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入に加え、「意見表明等支援事業」が法定化されました。

改正後の児童福祉法において、「意見表明等支援事業」とは、「児童相談所長等の意見聴取等措置の対象となっている児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等を行うことに係る意見又は意向や、施設入所等の措置が採られている児童等の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」と規定されています（改正後の児童福祉法（以下単に「法」という。）第 6 条の 3 第 17 項）。

この意見表明等支援事業は、令和 4 年の児童福祉法改正により令和 6 年 4 月から制度化され、都道府県等では事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととなります（法第 33 条の 6 の 2）。さらにこどもの権利擁護の環境整備を行うことについては、都道府県等の業務となります（法第 11 条第 2 号リ）。

R2～
モデル事業
開始

R4
児童福祉法
改正

R5
都道府県等での
環境整備準備

R6
法定事業
開始

意見表明等支援事業を進めるには、知識や技術を持ち

こどもから信頼される“意見表明等支援員”が必要です



【社会的養護で暮らす中高生からの声】（抜粋）

- ・“アボドケイト？”という言葉はなんとなく聞いたことがあるが…
- ・話が合う（自分のことを分かってくれる）、波長があう、真剣に向き合ってくれる、信頼できる人に話をしたい

▶支援員養成が必要な理由

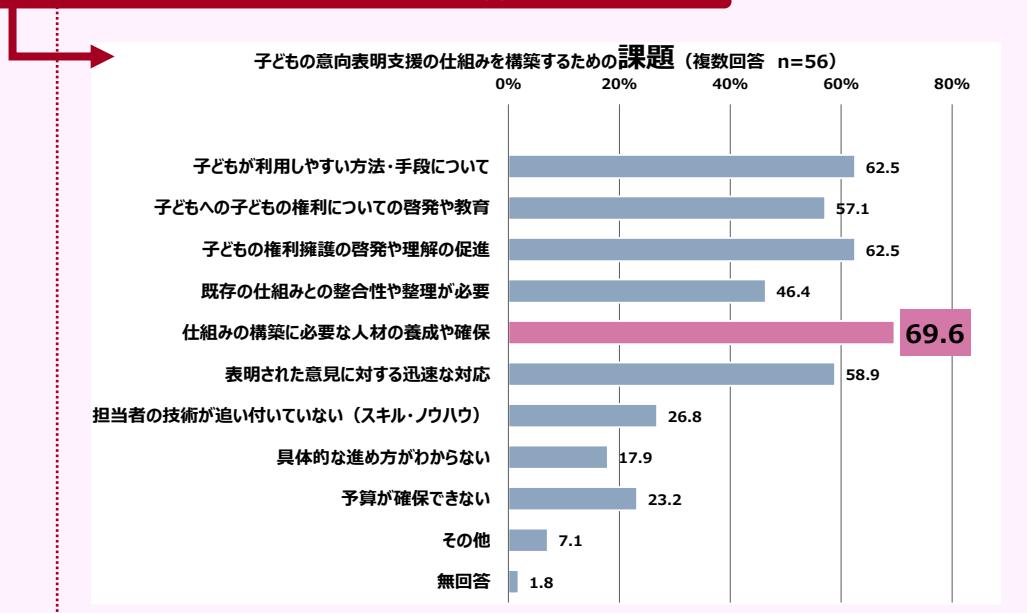
意見表明等支援事業を支える要は、子どもの立場に立って子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする“意見表明等支援員”です。

しかし、現状では、各自治体における意見表明等支援事業を進める課題の第一に人材養成・確保が挙げられており、意見表明等支援員の養成が事業の成否を分ける鍵と言えます。

この点、令和4年改正児童福祉法の衆議院・参議院の附帯決議でも、意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められるため、適切なプログラムによる研修等を行うこと等が求められています。

(※以下「支援員」と省略して記載するところがあります。)

意見表明等支援の仕組み構築の課題は？



(出所) 子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究（令和4年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
図表II-123より三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社編集（調査対象は全国の都道府県及び児童相談所設置自治体）

意見表明等支援員とは？

▶主な業務内容

意見表明等支援員の基本的な役割は、子どもの立場に立って、①子どもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、②子どもの意見・意向を意見聴取等により把握し、子どもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）というものです。意見表明等支援が一度で終わりになるものもあれば、③必要に応じて、その後再度の意見表明を支援する役割を担うこともあります。これら①～③の活動の前提として、子どもや関係機関等に、子どもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要です。

①子どもの権利や支援員の役割に関する理解促進

- 意見表明等支援員として活動する際には、その前提として、子ども本人や子どもと普段関わる養育者等の関係者に対して、子どもの権利や意見表明等支援員の意義・役割等について説明し、理解を促進することが必要です。
- 意見形成の段階に至る前段階の支援として、子どもたちが「自分の意見を持つていい」と思える雰囲気づくりや、「自分の意見を話して良い」と思える関係性づくりが重要です。障害児や乳幼児も含めて意見表出を支援したり、傾聴したりすることが大切です。

①意見形成支援

- 子どもが、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが意見形成支援です。
- 支援員は子どもが納得のいくまで面談をする等、十分に時間をかけて話を傾聴し、意見をまとめる手助けをします。
子どもに伝えたいことがある様子が見られたときは、児童福祉関係の制度や仕組み等の必要な情報について、子どもの年齢や多様性に配慮しながら提供し、子どもが意見を言葉にしたりできるように支援します。その際、子どもの意見を誘導することにならないよう十分な配慮が必要です。ここで聴いた内容は守秘する必要があります（※）、意見表明等支援員には法律上守秘義務が課せられています（法第34条の7の2）。
(※ただし児童虐待が疑われる場合には、市町村や児童相談所に対して通告しなければなりません。)

②意見表明等支援

- 支援員は、子どもの意見を十分に聴き、子どもから同意を得たうえで関係機関に対して子どもの意見・意向を伝える等により意見表明をサポートします。
- いつ・どこで・誰が・何を・どのような方法で・どのような支援を受けて表明するか／等、子どもの考えを詳しく確認します。また誘導的な同意取得とならないよう十分に留意します。
- 子どもが希望する場合や、乳幼児や障害児など言語的な意見・意向の表明が困難な場合は、意見表明等支援員が子どもの思いを酌み取り、意見・意向を代弁して関係機関に伝達することもあります。その際にも、意見・意向を恣意的に解釈することがないよう配慮が必要です。
関係機関への伝達等を円滑に行うためにも、意見表明等支援員は、①にあるとおり、児童相談所職員や里親・施設職員等の関係者とのコミュニケーションの中で活動について分かりやすく説明し、認識を深めてもうよう働きかけることが必要です。

③その後の対応

- 子どもが意見表明を行った後、意見表明等支援員は関係者からの対応方針の説明について、子どもが納得しているか確認し、子どもの求めに応じて再度の意見表明を支援します。

※こうした基本的な役割のほか、支援の具体的な方針等について、子どもに寄り添って児童相談所や施設に働きかけ、子どもの意見との調整を図ることもあります。

▶求められる要件など

意見表明等支援員として活動するには、一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要があります。研修では子どもの権利養護やアドボカシーに関する基本的な考え方や実践に必要な態度・知識・技術を学べるようにすることが必要です。各自治体において研修を企画・検討する際には、本ガイドライン（案）で示している到達目標、研修カリキュラム（例）、各種研修プログラムの例を参考してください。（▶詳細は【試行編】へ）

また、これまでの実践では、市民、社会的養護経験者、弁護士・社会福祉士等の専門職など多様な方が研修等を経た後に、意見表明等支援員として活躍しています。都道府県等においては、子どもの様々なニーズに対応できるよう、専門職の資格の有無だけでなく、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保していくことが望されます。

意見表明等支援員は、子どもの権利保障のために、6 原則など重要な考え方に基づいて、子どもの声を傾聴し、子どもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められます。この6原則は以下のとおりで、意見表明等支援の取組・実践を進める団体が参照してきた、重要な考え方の一つです。



（出所）厚生労働省「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ（令和3年5月）及び「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）をもとに作成

一方で、児童相談所や施設、里親家庭からの独立性が求められるため、児童相談所や施設の職員、里親自身が担うこととは想定されません。

なお、以下事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格です。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

▶社会的養護のもとで暮らすこどもたちの声

児童養護施設で暮らす中高生から、こんな人だったら話してみたい・話したくないという意見表明等支援員の態度（雰囲気）や、面談中のこどもと向き合う姿勢について以下のような意見が寄せられました。共通した意見だけでなく、意見が分かれた部分もあり、目の前のこどもに即した柔軟な対応が求められると言えます。また、これらの意見の背景には、これまで意見表明権が十分に保障されず、自身の様々な権利を守るための声が聴いてもらえたかった経験が垣間見えました。各自治体が意見表明等支援員の養成を検討する際だけでなく、意見表明等支援員が実際にこどもと関わる際にも参考ください。

■共通した意見が聴取された項目

	話してみたい・話せそう、これは良い	話したくない、これは嫌
意見表明等 支援員の 態度・雰囲気	<ul style="list-style-type: none">自分の話を分かってくれる人話の合う人、波長の合う人真剣に考えててくれて、実現に向けて何かしてくれそうな人かもしだす空気感が和やかな人こども心を忘れていない（こども目線で話してくれる）人	<ul style="list-style-type: none">話を否定してくれる人発言をさえぎったり意見を押し込めようとしたりする人考え方古かったり頭が固かったりする人声が大きすぎる人自分の話ばかり一方的にってきて、言葉のキヤツチボールにならない人
面談中の 関わり方・ 進め方	<ul style="list-style-type: none">長机の短辺を挟むくらいの距離で目線の高さをそろえて話す目を合わせて話す一緒にお菓子を食べながら和やかに話すこちらが話し始められるまでの間は自分から話しかけてくれるこちらが納得するまで話を聞いてくれる	<ul style="list-style-type: none">立ったまま見下ろしてくる全く目が合わない威圧的に見つめられる別の作業をしながら話を聞くこちらが話しているときにさえぎって話してくれる時間が来たからといって強制的に面談を終了する
意見の 取り扱い	<ul style="list-style-type: none">秘密にしてほしいことは誰にも言わない意見を（他の人に）伝える必要がある場合、てきぱきと対応してくれる	<ul style="list-style-type: none">秘密をばらす話した内容を勘違いしたまま第三者に言う

■意見が分かれた項目

- カフェみたいな、知らない人がたくさんいるオープンスペースが良い。
- 2人きりだと変なことを言われた時に対応できないと思うから怖い。



- カフェみたいなところだと知り合いが紛れていそうで嫌。
- 誰にも聞かれないとこで個別に話したい。



- 児童養護施設がどんなところなのか、どんなルールなのかを知っている人が良い。
- 自分がなぜここに来たかくらいは知っていてほしい。

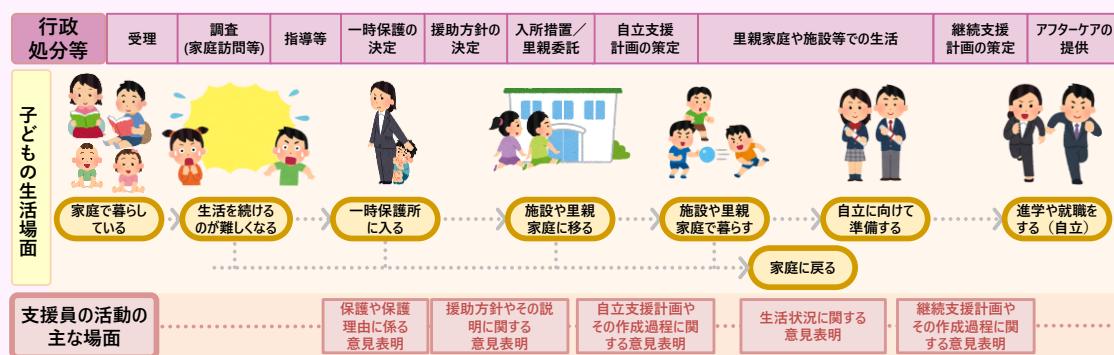


- 児童養護施設のことを知らない人なら自分が説明してあげるから大丈夫。
- 言いたくない人に自分のことを勝手に知られていたくない。ここにいる理由も伝えたらから自分で話す。

意見表明等支援員の活動場面

▶主な活動のタイミング

支援員は、一時保護所での生活や、施設や里親家庭での日常の場面において、子ども本人の求めや、関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問することにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等について意見表明等支援を行います。さらに、児童福祉施設における自立支援計画の策定の場面でも、計画策定プロセスにおける子どもの意見聴取の機会に支援員も同席して支援する等の対応が考えられます。



また、令和6年施行予定の改正児童福祉法では、社会的養護に関わる子どもの養育環境を左右する重大な決定（在宅指導、里親委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託の措置、停止、変更等、一時保護の決定と解除）が行われるタイミングで児童相談所長等が意見聴取を行うことが新たに義務化されました。こうした意見聴取は原則として児童相談所の職員により行われます。一方、児童相談所の職員とは、違う立場の人なら話せる・話したいと子どもが感じるケースも考えられるため、こうした機会においても、子どもが希望する場合には、支援員が子どもの意見表明等の支援を行うことも有用と考えられます。

※このほか、改正児童福祉法では、措置の実施や措置中の処遇に関する子どもの意見・意向について、児童福祉審議会その他の機関によって調査審議や意見具申がなされるよう、権利擁護の環境整備が都道府県等の義務とされました。この規定にもとづき、子どもが当該機関へ意見の申立てを行うときに支援員が子どもの意見・意向を子どもに代わって伝える等、権利擁護に必要な支援を行うことが考えられます。

▶活動する環境

意見表明等支援員は、一時保護所、施設や里親家庭等子どものいる場所へ定期的に訪問したり、子どもから電話やSNS等の連絡を受け求めて応じた訪問型支援も行います。

その時、子どもがアクセスしやすく、安心感・安全感を得ることができ、秘密を守ってもらえると実感しやすい場所で聴き取る必要があります。

静かに向き合ったテーブルの方が話しやすいときもあれば、公園等の開放的な場所の方が話しやすい時もあるでしょう。

また、遊びながらや、スケッチブックやカード等を使いながらの方が話しやすいときもあります。

子ども一人一人の状況にあわせて話しやすい場を作ることが必要です。



(出所) 子どもアドボケセンターフォーク発表資料

▶▶一時保護中の子どもの場合

 **活動の前に**：生活環境が一変して混乱したり、今後の見通しに不安を感じたりして、思ひをうまく言葉にできないことも想定されます。特に、初めて家庭から離れて暮らすことになる場合、その不安はより強いことが想定されます。また、子どもの権利擁護について初めて知る子どもも多いと考えられ、意見形成支援も重要になります。今後の措置決定や手続き等に関する意見もあるため、司法領域に強みを持つ意見表明等支援員が対応している地域もあります。

 **時期**：一時保護所で出会う子どもの中には、比較的短期のうちに保護期間が終了することもあり、定期訪問の頻度等について工夫が求められます。週1回の定期訪問でなるべく多くの子どもに意見表明等支援事業の利用機会を案内している地域や、最初の面談の際に意見表明等支援員の呼び出し方法を伝えている地域もあります。

 **場所**：一時保護所内の別室等で行うことが考えられます。

▶▶施設で生活している子どもの場合

 **活動の前に**：児童養護施設等の子どもが生活する施設では、意見箱の設置など既に権利擁護の取組が行われているところも多くあります。（その多くは「フォーマルアドボカシー」と呼ばれます）既存の取組も、意見表明等支援事業も、どちらも子どもの権利擁護につながるものですので、それぞれの重要性や異なる役割について、子どもにも、養育者にも丁寧に説明を行う必要があります。

 **時期**：子どもの日常の予定や都合と調整をつける必要があります。また「予定はしていないが、今聴いてほしい」というニーズを受け止め、適時の相談につなげるための電話連絡等の仕組みも必要な場合があります。

 **場所**：比較的大きい施設では、共用スペースを意見表明等支援員が子どもと自然に顔を合わせる場として活用しつつ、談話室で個別に話を聞く場合が多くみられます。小規模施設は里親家庭と同様、関連施設や公共施設の利用も有用と考えられます。

▶▶里親家庭で暮らす子どもの場合

 **活動の前に**：里親家庭で暮らす子どもへの意見表明等支援事業は、外部者である意見表明等支援員が「家庭」に関わる行為でもあるため、児童福祉司等の関係機関はもとより、里親自身の事業への理解や共感が重要な要素となります。

 **時期**：子どもの日常の予定や里親家庭での予定と調整をつける必要があります。また予定はしていたが、やはり中止したいという子どもの意向にも柔軟に対応する必要があります。ある地域では、フォースタリング機関と連携して里親同士の交流会を開催し、それと同時に委託児童同士の交流会も設けて、その場でグループ形式で意見表明等支援員が子どもの意見・意向を聞く方法も報告されています。

 **場所**：限られた生活空間ゆえ、家庭内で子どもが意見表明等支援員に気兼ねなく話せる部屋がないケースもあります。近隣の公共施設やフォースタリング機関の部屋を借りたりすることも有用と考えられます。

先行自治体から学ぶ、支援員養成での課題と対応例

ここでは、意見表明等支援員の養成に先行して取り組んでいる自治体のこれまでの経験の中から、今後取組を始める自治体においても主な課題となることが想定されるポイント（先行自治体の多くが直面した課題）について紹介します。

意見表明等支援員の養成段階には、①人材発掘（見つける）、②人材育成（育てる）がありますが、支援員養成に取り組む際の論点整理のための参考として、それぞれの段階で想定される主な課題と対応例を記載しております。

▶先行自治体が直面した課題と対応例

アドボケイトやその養成実績がある団体が近くにない

先行自治体の多くがアドボケイトの事務局機能、研修の企画運営、アドボケイト派遣をNPOや弁護士会等の外部の団体に委託しています。一方で、アドボケイトの取組実績のある団体は限られており、地域によっては近くに実績がある団体がない場合もあります。

対応例 (山口県のケース)

山口県では、県の社会福祉士会にアドボケイト（訪問型）の事務局機能と研修の企画運営を委託しています。当初、社会福祉士会は、アドボケイトの実績はありませんでしたが、県外で実施されているアドボケイト養成研修等に参加し、ノウハウや専門的知見を蓄積しています。

①見つける（人材発掘）

最低限教えるべき内容が分からぬ

支援員養成のための研修を自治体が実施する場合、または団体に委託する場合のいずれについても、研修の中で取り扱う必要がある内容について検討する必要があります。研修の内容は、想定する受講者の属性（児童福祉分野の知見や経験等）を考慮したものも必要ですが、同時に、幅広い対象者も理解を進められる基礎的な内容も求められるところです。

本ガイドラインで示している研修カリキュラム（例）や、各種事例の内容を検討の際の参考としてご利用ください。

対応例 (宮城県のケース)

宮城県では、委託先の団体が養成講座の企画運営を担っています。県内のアドボケイト派遣状況なども勘案し、県の担当者と団体とで協議の上、講師や講義内容などを検討しています。

②育てる（人材育成）

座学研修はあるが、実践的な研修の場がない

先行自治体のうち、自治体が研修を主導していない場合は、NPO 等の民間団体が提供する座学研修を受講することで、研修修了とするケースもあります。その際、座学研修はオンライン開催も多く受講生の居住地に関わらず受けられるケースがありますが、ロールプレイや実際のアドボケイト派遣の場に同行するといった実習形式での研修については、その機会確保に課題を抱える自治体もみられます。

こういった場合、既にアドボケイト派遣が進んでいるところに講師派遣の協力を依頼する等により、実践的な話を聞くことができる研修の場や、ロールプレイ等の演習をすることが考えられます。実践に先んじて養成を行う自治体では以下のような対応もとられています。

対応例 (大分県/宮城県 のケース)

宮城県では、オンラインでも小グループでロールプレイを行い、他団体のアドボケイトを講師に招いて現場の子どもの声を伝えるなどの工夫により、現場実習の代わりとしています。

大分県の初年度は、アドボカシーに関する実践研究を行う専門家に講師を依頼することで、ロールプレイ型の研修を行い、翌年度以降は、自身の自治体で実際に活動し始めた方の声を提供する講座も追加しています。

また、下記の団体では、行政機関の抱える課題を共有する場や、行政機関同士や社会的養護経験者、児童福祉施設で実際に働く職員や、児童福祉関連の研究者等のネットワークづくりの場が提供されています。

全国的なアドボカシーの普及を行う団体(例) ※五十音順

■ 子どもアドボカシー学会

<https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

研究大会、定例研究会、学会誌発行など他、学会認定カリキュラムによる子どもアドボケイト養成講座、子どもアドボケイト認定を行っています。

■ NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会

<https://www.child-advocacy.org/>

各地域の実践を持ち寄って話し合う交流会や、アドボカシー活動を広めるためのオンラインセミナーを開催しています。

※研修プログラムの例や団体を紹介するページ (p9~p22) では団体名含め「子ども」と表記する。

全国で実践される研修プログラムの例

ここからは実践されている全国の研修プログラムの取組例を紹介します。各研修はその地域の状況や資源等に応じて発展をしているため多様ですが、アドボカシーに関する基礎的な内容（アドボカシーの基礎や子どもの権利条約の理解等）を学んだ上で、実践的な内容（アドボケイトの活動場面の実際等）について学ぶ構成となっているところが多いです。また、研修内容についても意見表明等支援員の役割や求められる資質等を踏まえ、共通する項目も多く見られます。

一方で、身につけてほしい力・姿勢として特に何を重視するか、どういった場面での活躍が期待されているか等によって、各団体の研修実施の際の力点には違いがあります。

次ページ以降からは、6団体の研修の概要や、研修の内容（例）を紹介しています。研修内容だけではなく、その研修企画の過程についてもまとめています。各自治体においては、こうした先行例の過程や内容を参考にしながら、ご自身の地域の状況に応じた研修の内容や方法を検討していくことが有用と考えられます。

団体名 (主な活動エリア) ※五十音順	意見表明等支援の 主な活動場面	紹介 ページ
大分大学権利擁護 教育研究センター (大分県)	一時保護所、児童養護施設、里親・ファミリーホーム	→P.11
子どもアドボカシー学会 (全国)	—	→P.13
子どもアドボカシーセンター福岡 (福岡県)	一時保護ユニット含む児童養護施設、児童心理治療施設	→P.15
子どもアドボカシーセンターみやぎ (宮城県)	児童養護施設、地域小規模児童養護施設、一時保護所	→P.17
子どもの声からはじめよう (東京都)	一時保護所	→P.19
兵庫県弁護士会 (兵庫県)	一時保護所、児童養護施設、子どもシェルター、自立援助ホーム、里親	→P.21

一部の掲載事例の研修資料等の抜粋版を報告書に掲載しています。

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/

大分大学権利擁護教育研究センター

基本情報

※2022年9月時点

- 【所在地】大分県大分市 【設立年】2020年（センター設立）
【活動エリア】大分県 【団体職員数】センター長1名、センタースタッフ4名、事務局1名の計6名
【自治体との連携状況】大分県と活動連携 【団体HP】https://www.fwhs.oita-u.ac.jp/daigakuin/fuzoku_shisetsu/kenriyougo_center/

意見表明等支援の活動概要

2020年度より子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を通じ訪問アドボカシー実践を開始。一時保護所は毎週1回（平日午後（2時間））に4名（2人1組）とSV（スーパーバイザー。以下同じ。）1名の5名で訪問。児童養護施設は同様の体制でおおむね1～2か月に1回程度の定期訪問を行う。訪問前から年齢に応じた子どもへの説明・職員への説明を丁寧に繰り返し行ったのち、子ども1名に対し2名の意見表明等支援員が傾聴する。その後傾聴内容・形成支援内容・希望する意見表明等支援の具体などについて記録する様式に沿って報告。

【主な活動場面】一時保護所、児童養護施設、里親・ファミリーホームで訪問活動を行う。

研修の概要

▶研修の対象者

2020年度は応募多数のため大分県在住・アドボケイト活動の見込みのある受講生33名を優先して登録。2021年度はコロナの影響を勘案し座学をオンラインとしたため、受講生82名を受け入れ（全国からも若干名参加）。参加者には大学生や社会福祉従事者などがいる。

▶研修内容/研修時間/研修場所

理論編（10時間）・実践編（10時間）で全20時間。講座修了後は研修に関するレポート提出のうえ、アドボケイト候補生として当該年度にアドボケイト活動に試行的に参加。

理論編	<ul style="list-style-type: none">・子どもアドボカシーの定義・理念・種類・役割・多様な子どもの理解とその権利・社会的養護経験者から聞くアドボカシー・児童福祉審議会などの概要・障害児のアドボカシー/乳幼児のアドボケイト／等	10時間 ※オンラインと対面のハイブリッド形式
実践編	<ul style="list-style-type: none">・施設・里親家庭・一時保護所でのアドボケイトの実際（演習）・アドボカシーの葛藤とジレンマ・危機的状況への対処／等	10時間 うち対面形式での演習（5時間）ハイブリッド形式の座学（5時間）
登録前の対応	受講後、活動希望者を対象に、研修受講レポートを提出。その後、2020年度は事前講習会を行う。2022年度は事前講習会ではなく活動対象者にフォローアップ研修を実施。	事前講習会： 4時間 対面形式での演習 フォローアップ研修： 3時間 対面形式での演習

▶研修の運営体制

研修の運営体制として、センタースタッフ5名（大分大学教員4名含む）と事務局1名で運営している。初年度の研修企画では大分県こども・家庭支援課と協議の上作成。講師にはSVや県職員の他、社会的養護の経験のあるユース、アドボカシーに関する研究者、大分で現在活動中の子どもアドボケイト、他団体アドボカシー活動をする有識者などに依頼。

▶重視するポイント

基本である「傾聴」を大切に…アドボケイト実践に慣れてくると、意見表明をさせることこそがアドボケイトの仕事だと思ってしまうことがある。目の前の子どもと向き合う、人と人との関りであり、その基本には関係づくりや傾聴がある。

大学生によるアドボケイトサークル…大分大には子どもアドボカシーについて学ぶサークル（20名程度）が設置されている。サークルでは、訪問アドボカシーの際に活用するポスターや学内新聞等を作成している。大学生世代への関心喚起に重要な役割を担っており、学生アドボケイトが活動する点も強みの一つ。

▶認定基準・受講後のフォローバック体制

認定基準は言語化して設けていない。受講後はフォローアップ研修の他、実際に訪問する中で悩んだことは先輩アドボケイトや随行するSVに常時相談できる体制を組んでいる。

研修内容（例）

実践編「アドボケイトの実際2（演習）—里親家庭でのアドボケイト

【時間】1時間半

【研修の主な内容】訪問に関する手順・留意点・感想等について

【研修の目的】

里親家庭・ファミリーホーム（FH）における子どもアドボカシー活動の理解。

里親・FH訪問の手順（大分県の場合）

①訪問日時の決定

事務局「大分大学障害福祉支援センター」が、里親家庭やファミリーホームアドボケイトの都合を調査する（土日・祝日、午後の長時間休日など候合が多い）。

②場所などの確認

訪問日まで事務局から訪問担当のアドボケイトに訪問先の情報（名前、所在地、付近の地図）が漏れると、訪問担当者は訪問経路や所要時間を調べておいてください。

③訪問体制

SV1名、アドボケイト2名で訪問する（初年度の里親家庭アドボケイトは4名）

④打ち合わせ

訪問担当者による当日の流れに関する打ち合わせ（集合特別、集合場所、緊急連絡先など）



実践者からの声

受講生・活動経験者の声を聴き、研修を改善し続け、

大学生も含め、関心を持つ人を増やしていく

【研修企画で重視するポイント】— 基本である傾聴を大切に、広報にも工夫

アドボケイトはいくら専門的な知識を持っていても、目の前の子どもが心を開き「話してもいいかな」と思えないといけないと考えます。それゆえ「傾聴」は基本であり、最重要だと考え、研修でも重視しています。

また、当団体は広報にも工夫をしており、2018年度末に大分大学が実施した子どもアドボカシーに関する公開講座を受講していた方々が第1期の養成研修に多く参加しました。事前に基礎的な内容に関し無料の公開講座を開催しておくと、裾野拡大になるかもしれません。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】— 常時フォローのSVとまとまったフォローアップ研修

2名1組で活動するアドボケイトの他、訪問時にはSVも同行し面談後にアドボケイトのフォローをします。面談してすぐに悩みを相談できるので、課題の発見・改善がスピーディーに行えます。これに加え、年に1回のフォローアップ研修も機能しています。

【研修の主な改訂内容】— 改訂のきっかけに受講生・活動経験者の声があり

養成研修は、2期目から大分県でアドボケイトとして活動した経験者の話を入れるように変更しています。これは、1期目に受講し活動し始めた方からの声に基づくものです。活動経験者からの生の経験の共有により、大分ならではの活動の具体や、特色を新たな受講生に伝えることができ、好評なプログラムの一つになりました。

子どもアドボカシー学会

基本情報

※2022年11月時点

〔所在地〕大阪府堺市

〔設立年〕2022年

〔団体職員数〕非常勤4名・ボランティア15名 〔自治体との連携状況〕大阪府、山口県、長崎県、熊本県、宮城県が、モデル事業実施にあたって本学会の講座を採用

〔団体HP〕<https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

団体の活動概要

2020年に子どもアドボカシー研究会として立ち上げの後、2022年8月より学会として活動を開始。子どもアドボカシーに関する全国団体として、子どもアドボカシーの普及啓発や研究活動、アドボケイトの養成講座等を実施している。

研修の概要

▶研修の対象者

学会が主催する場合は、全国から希望者を募集し、多様な専門性やバックグラウンドを持つ受講者が参加している。（この他、自治体からの要望に応じ共催する場合は、特定の地域向けに募集している。）

▶研修内容/研修時間/研修場所

基礎・実践で全61時間。アドボケイトとしての登録を希望する受講者に対し、実践講座修了後に計40時間以上の子どもアドボカシーの実践と本学会の団体会員による推薦を要件付けている。

基礎 講座	<ul style="list-style-type: none">・子どもアドボカシーとは（意味・必要性・担い手）・子どもの権利の理解（演習）・当事者・経験者のもとめるアドボカシー・障害者・乳幼児のアドボカシー／等	20時間 ※すべてオンライン会議形式 ※基礎講座修了者はアドボケイトのアシスタントとして子どもアドボカシーの基盤活動を行えるようになる ※基礎講座修了者のみ実践講座に進むことができる
実践 講座	<p>①選択ユニット（講義） ・社会的養護を必要とする子どものアドボカシー (例：アドボケイトの役割、児童福祉施設の理解、一時保護所の子どもたちとアドボカシー)／等</p> <p>②演習ユニット ・対面の演習を中心とした講座（4時間の実習を含む） (例：傾聴、自己覚知、事例検討)／等</p>	<p>①18時間 すべてオンライン会議方式</p> <p>②23時間 対面ワークショップ（22時間）、オンライン会議形式（1時間）、</p>
登録前 の対応	①基礎講座、実践講座（選択ユニット）は各回の受講レポートと、全体を踏まえた修了レポートの提出により修了認定。実践講座（演習ユニット）では演習及び実習報告よりアドボカシースキルを審査し修了認定。 ②①とは別に、「子どもアドボケイト」の認定希望者は、訪問アドボケイトとしての実務と、所属団体による推薦が必要となる。これらを踏まえ認定委員会が認定可否を判断する。	②40時間以上（半年相当の活動時間を想定して設定）の実務報告

▶研修の運営体制

研修の運営体制として、「子どもアドボカシー学会認定講師基準」に基づき、理事会で認定した認定講師 14 名が講師を務めている。認定講師はすべて学会員で、社会的養護の経験者や研究者、児童精神科医などである。

▶重視するポイント

活動予定団体と連携した実習…ロールプレイが上手くできる人でも、アドボケイトとして実際に子どもの声を聞くことができるかは、実践を経ないと判断できないと考え、施設訪問を伴う「実習」を必須とする。また、アドボケイトは団体に所属し活動することが望ましいと考え、実習先は活動予定の団体が確保することを前提としている。

自己覚知…施設訪問を伴う実習後にはエピソード記述を含めた実施報告書を作成するなど振り返りの機会を設けている。また、実習で生じたジレンマや悩みを持ち帰り、皆で共有して考える場も提供している。

▶修了基準・認定基準

全回への出席（講義の場合、1/3 以内の欠席であれば録画視聴で対応も可）と各種レポートの提出を以て修了認定を行う。なお、実践講座（演習ユニット）では 4 時間以上の実習+実習報告も必須としている。実践講座を修了した者で、各団体での実務経験と団体推薦のある者は「子どもアドボケイト」の認定を申請できる。

研修内容（例）

基礎講座「障害児・乳幼児のアドボカシー」の場合

【時間】2 時間

【研修の目的】

- ・障害児・乳幼児の権利（意見表明権を含む）について理解する。
- ・障害児・乳幼児への理念・原則を踏まえた実践方法を理解する。
- ・ことばを話さない障害児・乳幼児へのアドボカシー（非指示型アドボカシー）の実践方法を理解する。

子ども主導のアドボカシー（事例①） (Voice ホームページより)

11歳のエリオットは障害児施設で生活しています。エリオットには結構ママの障害があり車いすを使っています。またコミュニティにも困難を感じています。

「部屋の中でも外でも使える電動車イスが欲しくて施設の職員に貰えたけど、運送までのため一晩置いてくれたので運んでもらいました。エリオットは障害児のために働いた経験のあるラブリーハウスドクターアドボケイトを派遣してきました。

エリオットのアドボケイトのジョーは、次のように言っています。
「エリオットの事を看護師やセラピストと接することで見るようになると今までに長い時間がかかるました。でも、車いすの問題が少なくなった時にあたたかく手を貸してくれるアドボケイトの存在が心地よいです。車いすの運送が終わってから、車いすを運んでいた車いすを運ぶ車いすの使い手は余りにも多いから心が重いのです。車いすを運ぶ車いすの使い手は、行政と連絡が取れなくて困ります。ジョーの助けなければ車いすを運ぶ車いすの使い手に手に入れることは不可能でした。➡権利主張支援・希望実現支援としてアドボカシー

団体代表者からの声

学術研究と実践の往還を基に、発展させ続ける

【研修企画で重視するポイント】— 学術研究と実践を積み重ね、往還させていく

養成講座のプログラムは、研究会、さらにはそれ以前からの実践・研究を基に作成しています。今後も改良を続ける必要がありますが、その際に学術研究と実践を往還することが肝要です。今後、子どもアドボカシーが全国に広がっていく際にも、研究と実践の往還が各地で進み発展することが重要だと考えています。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】— 施設での実習により、子どもたちと直に関わる経験を

実践講座の演習ユニットで行う施設訪問を伴う実習では、受講者が事前に実習計画書を作成するところから始めています。当学会は、この計画書の内容が妥当であるか、また、施設側の了承を得られているか（活動予定の団体と協働できているか）を確認しています。そのうえで、実習の現場では、先輩アドボケイトから学びを得ることに加え、子どもたちと直に関わり「子どもたちに選んでもらう・育ててもらう」点も大切にしています。

【研修の主な改訂内容】— トレーナー向けの研修など、新たな研修プログラムの開発も

現在、実践講座の選択ユニット（講義）では、社会的養護の子どもへのアドボカシーに関するプログラムのみを公表していますが、今後は障害児へのアドボカシーに関するプログラムや、アドボケイトの養成研修を行なうトレーナーになる人のためのプログラムも公表したいと考えており、開発を進めているところです。

NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡

基本情報

※2022年9月時点

〔所在地〕福岡県福岡市

〔設立年〕2021年（法人格の取得）

〔活動エリア〕福岡市

〔団体職員数〕3名

〔自治体との連携状況〕福岡市

〔団体 HP〕<https://cac-fukuoka.org/>

意見表明等支援の活動概要

2020年度より子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を通じ訪問アドボカシー実践を開始。児童養護施設（3施設）のうち一時保護ユニットを含む本園には毎週1回、地域小規模施設には隔週1回、各2名のアドボケイトが訪問するほか、児童心理治療施設（1施設）にも毎週1回、2名が訪問し、子どものリクエストに応じて話を聞く。子どもアドボカシーへの関心を高めてもらうため、リクエストカードにアドボケイトに関するクイズを付ける、リクエストボックスにアドボケイトの顔写真付きカレンダーを貼るなどの工夫をしている。

【主な活動場面】一時保護ユニットを含む児童養護施設、児童心理治療施設で訪問活動を行う。

研修の概要

▶研修の対象者

基礎講座は全国から子どもアドボカシーに関心を持つ方を募集。養成講座は福岡市で独立アドボケイトとして活動することを目指す方を募集。

▶研修内容/研修時間/研修場所

基礎・養成で全48時間。講座修了後、独立アドボケイトとしての活動の希望者を対象としたフォローアップ研修（登録前研修）を実施。

基礎 講座	<ul style="list-style-type: none">・社会的養護と子どもアドボカシー (例：社会的養護の当事者および経験者による講座)・子どもアドボカシーの過程と基本スキル／等 (例：傾聴・伝える技術などの基本スキル等)	12時間 ※すべてオンライン会議形式
養成 講座	<ul style="list-style-type: none">・子どもアドボカシーの枠組み (例：アドボケイトによる訪問アドボカシー実演等)・独立アドボケイトとしての演習／等 (例：チームで作成したシナリオを基にロールプレイ等)	36時間 ※すべて対面形式
登録前 の対応	<ul style="list-style-type: none">・受講後、活動希望者を対象に、ロールプレイングで面接スキルを学ぶフォローアップ研修を実施。ロールプレイングの相手には、社会的養護当事者も参加。・フォローアップ研修終了後、法人代表、専務理事、トレーナーによる認定会議で登録認定の可否を決定。	フォローアップ研修： 6時間以上 ※対面でのロールプレイング

▶研修の運営体制

研修内で各分野の専門家に講義いただくにあたり、一連のプログラムが「子どもアドボカシー」に焦点を据えた内容になるよう、研修全体を統括するトレーナーを2名配置している。

▶重視するポイント

養成講座の3本柱…3年分の講座を振り返り、養成講座は①子どもアドボカシーを学ぶ、②社会的養護に限らず、幅広く子どもが生きる現状を知る、③受講者が自らのあり方を振り返り、傾聴スキルと子どもを尊重するスキルを身につけるという3本柱を設定している。

グループワーク…他者との違いを通して自分自身のあり方を知ることや、「組織」で活動するために必要な力（自他を尊重したコミュニケーション等）を学んでもらうため、グループワークを多く実施している。

▶認定基準・受講後のフォローアップ

認定会議での認定可否は下記の「目指すアドボケイトの姿」の4分類の基準に照らし養成講座やフォローアップ研修で確認した人柄やスキルを基に判断している。認定後も、実践の初回から3回目までは逐語録を作成し、自分の発言内容や態度を客観的に振り返られるようにする。またグループ形式のスーパービジョンを月に2回、定期的に実施している。

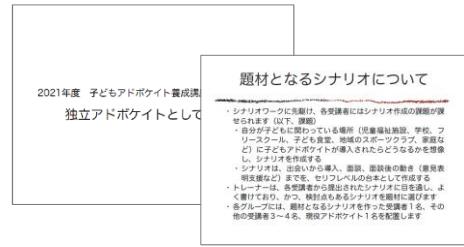
研修内容（例）

養成講座「独立アドボケイトとしての演習」の場合

【時間】2コマ連続 6時間

【研修の目的】

受講者は事前に独立アドボケイトが導入された現場を想定したセリフレベルのシナリオを提出。研修当日は、トレーナーが選んだ場面をグループで検討し、お互いのアドボカシー理解をすり合わせる。



実践者からの声

「目指すアドボケイトの姿」への到達に向けて、一緒に取り組んでいける方をアドボケイトに認定

【研修企画で重視するポイント】— 4分類の「目指すアドボケイトの姿」への到達に向けて

研修受講者にはアドボケイトが身に付けていて欲しい力を、「目指すアドボケイトの姿」として養成講座の初回に提示しています。「目指すアドボケイトの姿」は「子どもへのリスペクト」を基本に、「人権感覚」、「知識」、「技術」の4つの大分類と、それぞれに紐づく各6~11の小分類で構成しています。研修修了時点ではその全てを身に付けていくとも、目指す姿への到達に向け一緒に取り組めそうだと判断した方を、アドボケイトに認定しています。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】— グループ形式のSVで実践のヒントを

研修内ではロールプレイングやシナリオ作成・検討のワークなど、能動的な学習機会を多く設けています。また、研修修了後もグループ形式のスーパービジョンを月に2回（オンライン）実施しており、自身の実践を振り返ったり、他のアドボケイトの活動からヒントを得たりする機会になっています。

【研修の主な改訂内容】— 現場の実態に即すよう、毎年研修計画を立案・改善

2020年度には過去3年分の講座を振り返り、養成講座の3本柱など研修で大切にしていることを明確化したほか、毎年次年度の研修計画を作成する際に、改善点を出し合っています。また、訪問アドボカシーを開始した後には、実践を通じて得た経験をもとに、より現場の実態に則した講義内容に変更しました。（例：子どもへの説明の実際、実際の子どもの姿、職員の反応などをアップデート等）

一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ

基本情報

※2022年11月時点

〔所在地〕宮城県仙台市 〔設立年〕2022年（法人格の取得）

〔活動エリア〕宮城県 〔団体職員数〕11名

〔自治体との連携状況〕宮城県・仙台市からの意見表明等支援事業を受託

〔団体HP〕 <https://k-advocacy-c-miyagi.net/>

意見表明等支援の活動概要

2022年度より、8名の登録アドボケイトの予定を調整しながら訪問を実施している。具体的には、毎月2回、土曜日または日曜日の午後（2時間程度）に4名のアドボケイトが児童養護施設に訪問するほか、毎月2回、木曜日または金曜日に一時保護所への訪問も行っている（訪問時間は面談の児童数により毎回変動）。

【主な活動場面】児童養護施設や地域小規模児童養護施設、一時保護所で訪問活動を行う。

研修の概要

▶研修の対象者

宮城県内在住者を対象に希望者を募集。社会福祉従事者に加え、一般市民の参加もある。

▶研修内容/研修時間/研修場所

基礎で全33.5時間。講座修了後、アドボケイト活動の希望者を対象とした登録面談を実施。

基礎 講座	・子どもアドボカシーとは（意味・必要性・担い手等） ・子どもの権利の理解（演習） ・訪問アドボカシーとは ・当事者・経験者が求めるアドボカシー／等	20.5時間 ※すべてオンライン会議形式
実践 講座	・社会的養育の制度と現状 ・社会的養育のもとの子どもたちの状況 ・子どものこころの発達 ・傾聴と自己覚知 ・事例検討	13.5時間 うちオンライン会議形式（4時間）、対面ワークショップ（9.5時間）
登録前 の対応	アドボケイト活動の希望者を対象に、アドボケイト登録面談（活動現場の想定事例をベースとしたケース面談）を実施。	

▶研修の運営体制

令和4年度から宮城県・仙台市からの委託事業として企画運営を実施。また、法人職員2名のほか、研究者や他法人の理事など外部講師複数名に講師を依頼。

▶重視するポイント

トラウマへの理解と自己覚知…自分自身が傷ついた経験を持つ大人の言動が、子どもたちの傷つき体験につながってしまうことを避けるべく、トラウマや自己覚知に関連する講義を実施している。

事例を通したロールプレイ…「子どもの声を聴く」ことについて理論を学ぶだけでは会得することが難しく、事例を通したロールプレイで考える機会を得ることが重要だと考え実施している。

受講生同士の振り返りの機会…講義で学んだことを理解と実践に落とし込んでいくためには、アドボカシーの6原則をもとに自分の活動を振り返る「内省」が重要である。こうした振り返りを促すため、SVとの打ち合わせを通じた振り返りの機会を提供している。

▶認定基準・受講後のフォローアップ

研修受講後に感想や気付きをまとめたレポート（1,200字程度）の提出により団体から研修の受講証明書を発行。現時点で認定は行っていない。

受講者同士の振り返り・関係構築の場として交流会「カフェアドボ」をオンラインで実施。

実際の訪問活動を経て悩みを抱えるアドボケイトに対しては、訪問を実施するごとに実施している法人職員との打ち合わせ・振り返りや SVとの打ち合わせで対応。

研修内容（例）

基礎編「子どもの権利の理解（演習）」の場合

【時間】2時間

【研修の目的】

子どもの権利条約と身近な子どもたちの生活世界を結びつけるワークを通じて、子どもの権利を理解する。

実践者からの声

多様なバックグラウンドを持つ人が子どもアドボカシーに携われるよう

【研修企画で重視するポイント】— 過去の児童福祉への関りや専門資格を問わない多様な方の参画

子どもアドボカシーの活動を広げていくためには、他の専門資格を有さない一般市民にも参加してもらうことが重要だと考えています。これまでにどんな資格を有しているかということよりも、常に子どもと向き合える人であること、また、活動後に自身を冷静に振り返れる人であることが大切です。さらに、子どもの言動や対応に関して、困ったり迷ったりする自分を素直に受け止め、丁寧に対応できることが重要と考えています。

年齢や障害など、子どもたちの状況や背景は様々なので、アドボケイトが多様なバックグラウンドを持つ人で構成できるよう、これまでに児童福祉関係に関わりの薄かった人でも「子ども主体」を理解できるような研修が大切だと感じています。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】— 具体の事例ベースのロールプレイを重視

受講者から、「座学の講義に加え、子どもとの対話に関するロールプレイなどをを行うことで実践の場をイメージできた」という声がありました。コロナ禍ではありますが、具体的な事例に基づくロールプレイ研修は継続して実施し、学んだ知識を実践に円滑に移行する機会を提供し続けていきたいと思います。

【研修の主な改訂内容】— 各講義とアドボカシーとの関連性を明快に

初年度の研修では、社会的養護、トラウマケア、子どもの発達障害と愛着障害などに関する講義を実施していましたが、次年度はアドボカシーについて重点的に取り扱うよう変更しました。また、講義のコマ数を増やし、アドボカシーについて初めて触れる人でもじっくりと学べるように見直しました。

一般社団法人子どもの声からはじめよう

基本情報

※2022年1月時点

〔所在地〕東京都江戸川区

〔設立年〕2020年（法人格の取得）

〔活動エリア〕東京都

〔団体職員数〕4名

〔自治体との連携状況〕江戸川区、板橋区 〔団体HP〕 <https://kodomo-no-koe.globa.com/>

意見表明等支援の活動概要

2021年6月より訪問アドボカシー実践を開始。毎週土曜日（2時間）に4～7名程度のアドボケイトが訪問をし、遊びを通じて信頼関係を築き、子どもからのリクエストにより、一時保護所や今後の生活に関すること、学校や学習に関することなどについて話を聞く。そのうち4割程度の意見表明の申し出がある。

【主な活動場面】一時保護所で訪問活動を行う。

研修の概要

▶研修の対象者

全国から希望者を募集。NPO勤務の方、一般の会社員等のほか、社会的養護経験者の受講もある。

▶研修内容/研修時間/研修場所

基礎・実践で全56時間。講座修了後、アドボケイト活動の希望者を対象とした登録面談や施設訪問等を実施。

基礎 講座	・子どもアドボカシーとは（子どもアドボカシーの意義、声を上げることの難しさ等） ・子どもの権利条約 ・子どもアドボカシーの理念と原則／等	26時間 ※すべてオンライン会議形式
実践 講座	・フォーマルアドボカシー（専門職によるアドボカシー） ・アドボケイトのジレンマ（パートナリズム） ・アドボケイトの役割、守秘義務／等	30時間 うちオンライン会議形式（14時間）、対面ワークショップ（16時間）
活動前 の対応	講座修了後、アドボケイト活動の希望者を対象に、次の①～③を実施。 ①アドボケイト登録面談、②訪問前研修（訪問先児童相談所の概要、訪問活動の実務、チームビルディング）、③訪問先の見学	①1時間（オンライン会議） ②6時間（対面実施） ③3時間

▶研修の運営体制

研修の運営体制として、法人職員3名のほか、社会的養護の経験のある若者、研究者、児童精神科医など外部講師複数名に講師を依頼。

▶重視するポイント

子ども・若者とともに学ぶ…基礎講座の1講目は、社会的養護等のケアを受けた経験のある若者が登壇する。以降、各回は予習動画を事前に視聴した上で参加する。オンラインはグループワークが中心で、若者との対話・議論を通して学ぶ。

チームで子どもに接する…アドボケイトが現場で能力を発揮するためにも、活動を継続するためにも、チームワークが重要。講座では、受講者個人の知識・スキルの習得だけでなく、チームとして子どもに接する姿勢を身に付けることを重視している。

自己覚知…子どものことを理解するためには自分自身について理解することも重要。講座では、グラウンドルールを設定し、受講者の心理的安全性を確保した上で、自分の内面を共有する機会も設けている。

▶認定基準・受講後のフォローバック体制

全回への出席または録画視聴とレポートの提出により修了認定。

毎月、定例研究会と定例協議会を開催し、現場の困りごとの振り返りを実施。

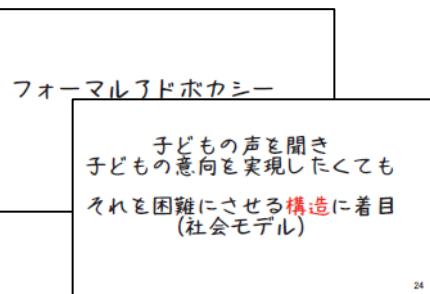
研修内容（例）

実践講座「フォーマルアドボカシーの現状と課題とアドボカシーのジレンマへの対処方法」の場合

【時間】2時間

【研修の目的】

現場の専門職と対立関係に陥らないために、現場の体制や、現場の抱える構造的な課題について理解する。



24

実践者からの声

「モヤモヤしていこう」がキーワード。修了して終わりではなく、子どもとの対話から、常に考え続けることが重要。

【研修企画で重視するポイント】— チームとして関りながら子どもとの対話から問い合わせ続ける

「子ども達のために何ができるか」「声を上げやすい大人はどういう人か」は学べば学ぶほど悩んでしまう側面もありますが、答えは子どもとの関わりの中にしかありません。講座を修了して一人前というわけではなく、子ども多様なニーズに対応できるよう様々な背景を持ったアドボケイトが「チームとして」関わりながら、子どもとの対話から問い合わせ続ける姿勢を大事にしてほしいと思っています。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】— セルフチェックのできるアプリ

現場でアドボケイトとして活動する際に、アプリ上でアドボカシーの理念や原則等、講座で学んだことをセルフチェックできるようにしています。また、「定例研究会」（講師から助言・指導を受ける場）と「定例協議会」（活動報告とそれに基づく協議の場）を毎月設けており、現場の困りごと等を共有する場を設けています。

【研修の主な改訂内容】— フォーマルアドボカシーの意義も理解できるように

初年度は、基礎講座と実践講座をそれぞれ夏と冬に実施していましたが、修了後、円滑に活動に入れるよう、連続して開講する形に変更しました。また、アドボケイトが現場の専門職にリスペクトを持つつつ、異なる視点から子どもに関わることが重要との考え方から、2020年度よりフォーマルアドボカシーに関する内容をプログラムに組み込みました。

兵庫県弁護士会

基本情報

※2022年11月時点

〔所在地〕兵庫県神戸市（本部）

〔活動開始年〕2021年

〔活動エリア〕兵庫県

〔アドボケイトの扱い手数〕40名（2022年4月1日時点）

〔自治体との連携状況〕兵庫県、神戸市、明石市と連携した意見表明等支援の実施

〔団体HP〕<https://www.hyogoben.or.jp/>

意見表明等支援の活動概要

2021年10月に兵庫県および明石市の児童相談所と連携し、一時保護された児童を対象に、派遣型のアドボカシーを実施している。2022年2月より神戸市の児童相談所とも連携開始。児童相談所からの派遣要請を受けると、原則48時間以内に意見表明等支援員名簿に登録された弁護士を派遣し、子どもとの面談を実施している。1週あたり3名の弁護士を当番とし、派遣要請に対応している。2022年4月からは、児童養護施設や里親のもとにいる子どもも対象。

【主な活動場面】一時保護所、児童養護施設、子どもシェルター、自立援助ホーム、里親宅まで出向き、子どもと面談。

研修の概要

▶研修の対象者

兵庫県弁護士会に所属している弁護士（兵庫県弁護士会子どもの権利委員会の委員が中心）。ワークショップ研修には連携先の児童相談所職員も参加。

▶研修内容/研修時間/研修場所

座学 研修	・子どもアドボカシーの理念 ・子どもの権利条約、子どもアドボカシーの6原則 ・意見表明等支援員制度の概要・派遣プロセス ／等	2時間 ※対面・オンライン会議併用
ワーク ショップ 研修	・架空ケースを題材にしたグループワーク (例：弁護士が児童と話す際の留意点、児童の希望をどのように児童相談所に伝えるか、児童相談所職員に対する交渉)	2時間 (座学と別日に実施) ※対面ワークショップ

座学研修またはワークショップ研修のいずれかに参加することで、意見表明等支援員名簿に登録される。

▶研修の運営体制

兵庫県弁護士会に設置された児童福祉部会が座学・ワークショップ研修の企画・運営を担っている。児童福祉部会には30名ほどの弁護士が所属しており、うち3～4名の弁護士が中心となって、研修の企画・運営を行っている。また、ワークショップ研修の企画にあたっては、各自治体の児童相談所職員とも連携している。

▶重視するポイント

子どもアドボカシーの理念を丁寧に説明…弁護士の通常業務では客観的な視点で見ることが多いが、子どもアドボカシーの実践においては、徹底して子ども本人の声（意見や気持ち）を聴くことが重要であり、パターナリズムに陥らないよう説明している。

児童相談所職員との相互理解促進…ワークショップ研修では、児童相談所の職員に意見表明等支援員の立ち位置（独立性）を伝えることも目的の1つであるため、研修テーマはシンプルなものにしている。また、事例に関する議論を通じて、児童相談所職員の考え方なども理解が進む。

▶認定基準・受講後のフォローバック体制

研修の受講以外の認定基準は設けていない。また、現在は受講後のフォローバック体制を整備していないが、SVの仕組みづくりについて検討している。

研修内容（例）

座学研修：意見表明等支援員とは /等

【時間】2時間

【研修の目的】

子どもアドボカシーの理念、意見表明等支援員制度の概要、弁護士が意見表明等支援として活動する意義などについて、子どもの権利条約12条や子どもアドボカシーの6原則等の背景と併せて説明。

理念としての「脱パターナリズム」

- ・子どもは権利行使の主体である（なによりもセルフアドボカシー）。
- ⇒ 子どもを保護する者として、親、社会的養護などが考えられる。
何かをやってあげる → ×
子ども本人が課題（問題）を解決するのをサポートする → ○

2022/11/14

実践者からの声

日常業務等での自身の考え方を認識（自己覚知）し、子どもの主観的な気持ちを大切にする

【研修企画で重視するポイント】—子どもの主観的な気持ちを大切にすることの重要性

弁護士の通常業務では、客観的な視点に立つことを意識する場面が多くありますが、子どもアドボカシーでは子どもの主観的な気持ちを大切にすることが重要です。研修では、そのような弁護士の考え方の傾向と、アドボケイトに求められる意識・姿勢について丁寧に説明し、子どもに寄り添って声を聴き、子ども自身が意思決定できるように支援する重要性を伝えています。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】—SVの仕組みづくりを検討

弁護士という職業柄、SVを受けること自体に馴染みが多くあるわけではありませんが、今後、外部の有識者等にも相談しながらSVの仕組みづくりを進めたいと考えています。例えば、ピアSVとして、アドボケイトの経験者が互いにレビューし合う方法も検討しています。

【研修の主な改訂内容】—他地域でアドボケイトとして活動している弁護士等との意見交換

現在の座学研修プログラムは、子どもアドボカシーに関する文献等を参照し、弁護士会独自に作成しています。今後、他県でアドボケイトとして活動している弁護士等と意見交換しながら、プログラムをブラッシュアップしていくたいと考えています。

研修カリキュラム（例）を活用いただく前に

▶研修カリキュラム（例）の活用に当たっての留意事項

本章では、試行編で紹介した各団体等における研修の内容等を踏まえ、各自治体において具体的な研修内容を検討するに当たっての参考となるよう、研修カリキュラム（例）を整理しています。また、この研修カリキュラム（例）を整理する際に、意見表明等支援員として活動するときのあり方（到達目標）についても併せて検討を行いました。

各自治体におかれましては、この研修カリキュラム（例）や到達目標を参考としてご活用いただき、各地域の状況や意見表明等支援員の活動の場面等も踏まえながら、具体的な研修内容の検討を進めてください。

但し、今回の検討過程では、試行編で紹介した各団体等における研修の内容等とその共通点を土台としたため、本カリキュラム（例）は、知識・技術の習得に関する内容が多くなっています。

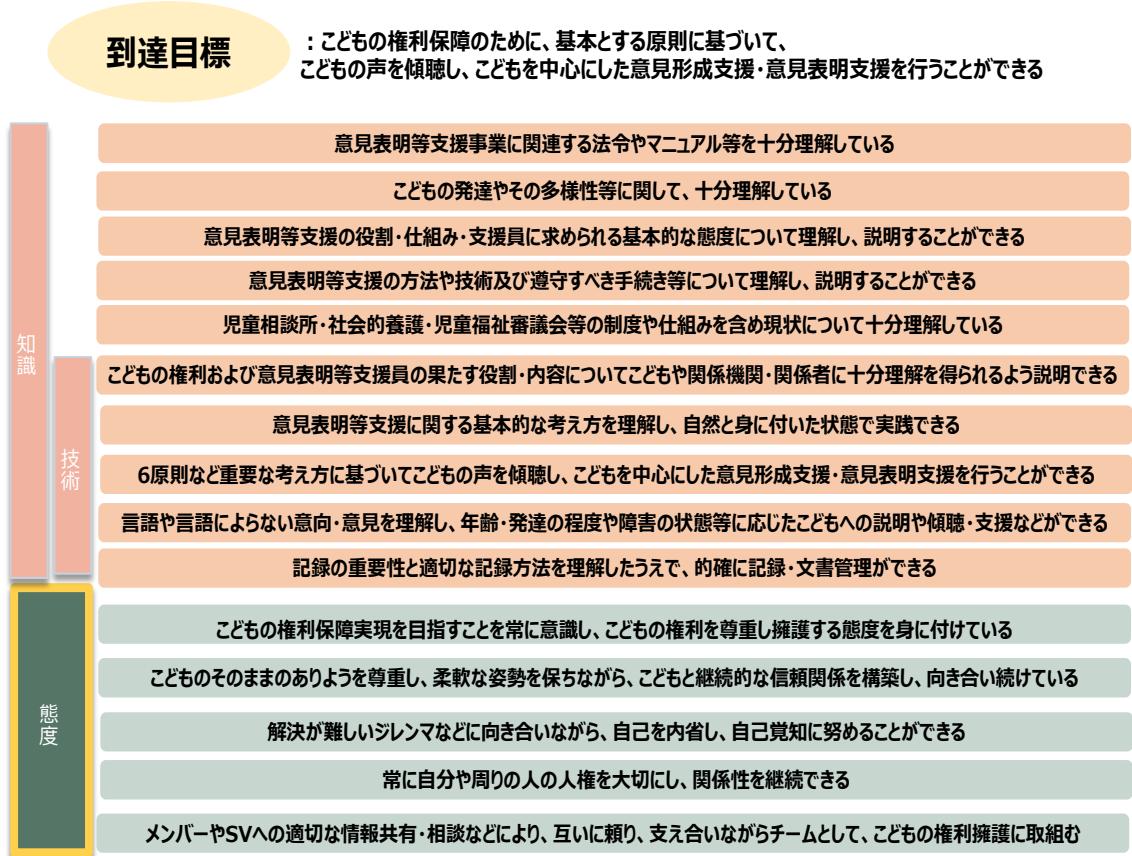
しかし、到達目標に至るためにには、一定期間の研修での学習による知識・技術の習得だけでなく、基本とする原則に基づき、一貫した態度を養い続けることが何より重要です。知識・技術、そして何より態度を養うこと、こどもが安心できる関係性を築き、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援が行われる必要があります。

また、短期間の研修や、独力による知識・経験の習得だけで、ここで示す到達目標に近づくことは難しいでしょう。演習や実習の積み重ねや、SV をはじめとする団体メンバーとの対話や協働、支え合いを行い、内省を深め、そしてまたチームメンバーと共に多角的に高めあっていく過程を経ることで、繰り返し時間をかけ、到達目標に至ると考えます。

▶意見表明等支援員の到達目標

以下に到達目標（意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不斷に努力することが求められる目標）を示しています。なお、この到達目標は、あくまで現段階の研修カリキュラム（例）を基にしたもので、そのため、今後、実践が積み重なる中で見直しが行われていくであろう点には留意が必要です。また、この到達目標を達成できていないことが、おのずから、意見表明等支援員の活動を開始できないことを意味する訳ではありません。

到達目標の達成に向け、習熟度に即した研修受講等を通じ、スマーリステップで学びを深め続けることが必要です。



※上記のうち「十分理解している」とは、内容について述べができる状態を指す。

▶意見表明等支援員の養成を担う“組織”的”の発展に向けて

また、意見表明等支援員が個々の専門性を向上させるだけでなく、**意見表明等支援を行う団体が子どもの権利保障実現に資するよう取り組むことも重要です**。特に意見表明等支援事業を行う団体は、意見表明等支援員の専門性向上に向けた取組だけでなく、関係機関の理解醸成、子どものニーズに応じた訪問調整、個人情報保護法を遵守した文書管理などの機能を組織として責任を持ち担う必要があります。このためにも、団体はその発展を目指すべく、**団体のメンバーだけでなく他団体等とも協働・連携し続けられる必要があります**。

現状では、各自治体の取組の進捗状況は様々で、活用できるリソースにもばらつきがあります。しかし、新制度として導入される意見表明等支援員の存在に、**「こどもは「話すのであれば嫌な思いはしたくない、傷つけたくない」という考えを強く持っている**と言えるでしょう。各自治体では、現在の進捗状況やリソースを踏まえながらも、本制度が、こどもを傷つけ、子どもの尊厳を奪うものではなく、**「子どもの権利保障実現に真に役立つものとなるよう**、研修を含め創意工夫をしていただくようお願いいたします。

意見表明等支援員個人も、事業を担う組織も、意見表明等支援員の養成に関わるすべての関係者が**「子どもを中心とする関係者同士の情報共有と対話を通じ、意見表明等支援事業を継続的に発展させていく**という意識を持ち、協働することが重要です。

▶カリキュラム（例）の構成

上述のとおり、本カリキュラム（例）は知識・技術の習得に関する内容が多くなっていますが、これらを大別すると以下の A～E の項目に沿ってカリキュラムの内容を設定することが考えられます。**到達目標を達成するために研修を企画することが必要ですが、そのために学ぶべきポイントを研修カリキュラム（例）で、A～E の大項目に沿って例示しています。**

到達目標と照らしながら、カリキュラム（例）の目的・内容をご覧いただき、A～E すべての大項目を取り扱えることが望ましいです。

他方で、研修受講生が事前に備えている知識や経験によっても、難易度や内容を調整することは必要でしょう。また、繰り返し受講できる機会を設けることで、初回には理解しにくかった部分でも、少しづつ学びを深めるケースもあるようです。いずれにしても、受講生の実情やニーズ、自治体で必要となる意見表明等支援員のあり方も踏まえながら、各自治体の状況に応じて詳細の科目や時間配分等を企画することが必要です。

研修カリキュラム（例）の大項目	A	アドボカシーの意義・目的
	B	権利擁護・児童福祉行政に対する理解
	C	アドボカシーの過程と必要な態度・技術
	D	子どもの多様性への理解
	E	アドボカシーの実際

研修カリキュラム（例）

▶基礎編

基礎編として 7 つの科目を例示しています。基礎編では、アドボカシーの定義・理念などから、意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、またこどもを取り巻く環境などについて理解をすることが期待されます。

大項目	科目名	時間	内容	目的
A アドボカシーの意義・目的	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	①アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ②アドボカシーの基礎・理念・6原則 ③独立・専門・訪問アドボカシーの枠組み・特徴 ④アドボカシーの実践事例（国内） ⑤アドボカシーの取組例（国外）	①アドボカシーの目的・意義・必要性、意見表明等支援員の役割を理解する。 ②アドボカシーの基礎・理念・6原則を深く理解する。 ③独立・専門・訪問アドボカシーの各特徴について理解し、セルフアドボカシー、フォーマルアドボカシー、インフォーマルアドボカシー、ピアアドボカシーとの違い等を理解する。 ④日本における実践事例をもとに、アドボカシーの実践過程、アドボカシーの導入によるこども自身やこども周辺の変化や影響の概観を理解する。 ⑤先進的に取組の進む国におけるアドボカシーの取組や歴史等の概観を理解する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	①子どもの権利条約の目的・内容 ②世界人権宣言を含む人権条約の目的・内容 ③こどもの権利の歴史	①子どもの権利条約等が規定するこどもの権利の全体像（4 原則含む）を理解したうえで、こどもの意見表明権について深く理解する。 ②こどもを含む人権について正しく理解できるよう、世界人権宣言

				等の人権の全体像について概略を理解する ③子どもの権利擁護の現在に至るまでの歴史的背景や経緯等を理解する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	アドボカシーに関連する制度等	1~2	①意見表明等支援事業の関連法令の目的・内容 ②ガイドライン（案）、スタートアップマニュアル（案）の目的・内容	①児童福祉法や子ども基本法、児童虐待の防止等に関する法律等から意見表明等支援員の法的位置づけ（制度的位置づけ等）の概略や関連法制度について理解する。 ②ガイドライン及びスタートアップマニュアル等の概要について理解する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1~2	①各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 ②各自治体における子どもの権利擁護施策の概略 ③各自治体における施設等の形態・運用	①各自治体における児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状（児童福祉行政の概要）等を理解する。 ②各自治体の行う子どもの権利擁護の制度・施策やフォーマルアドボカシーの実情について理解し、子どもの権利擁護に関する他の支援制度等について把握する。 ③各自治体の社会的養護の施設や里親の状況の概略を理解し、措置されている子どもの置かれた状況・仕組みの概略を理解する。
C アドボカシーの過程と必要な態度・技術	アドボカシーの基本的な態度・技術	2~3	①（アドボカシーに限らない）子どもと向き合う際の基本的な配慮事項 ②アドボカシーを行う際の基本的な態度 ③意見形成支援における基本的な態度・技術	①（アドボカシーに限らず）子どもと向き合う際に前提となる考え方等（子どもの持つ力を信頼しこどもの声から変えていくことが出来る等）を理解したうえで、面談時に基本的に気をつけるべきポイント（座る場所・目線、言葉遣

			④意見表明等支援における基本的な態度・技術	い、身だしなみ等を含む）を理解する。
			②子どものそのままのありようを尊重し傾聴を行う姿勢や、（誘導ではなく）子どもの意見の表出を支援する姿勢や、自他の境界線に配慮し適切な距離感を持つ等の態度の重要性について理解する。	②子どものままのありようを尊重し傾聴を行う姿勢や、（誘導ではなく）子どもの意見の表出を支援する姿勢や、自他の境界線に配慮し適切な距離感を持つ等の態度の重要性について理解する。
			③意見形成支援の際に、重視すべき態度・技術（傾聴、安心・安全・自由な場づくり、非指示的アプローチ、非侵襲的な関わり等）を理解する。	③意見形成支援の際に、重視すべき態度・技術（傾聴、安心・安全・自由な場づくり、非指示的アプローチ、非侵襲的な関わり等）を理解する。
			④意見表明等支援の際に重視すべき態度・技術（必要な情報提供、子どもの意見の確認、表明手段の確認、表明の際の環境調整、記録等）を理解する。	④意見表明等支援の際に重視すべき態度・技術（必要な情報提供、子どもの意見の確認、表明手段の確認、表明の際の環境調整、記録等）を理解する。
D 子どもの多様性への理解	多様な子どもの理解とその権利擁護	2～3	①子どもの発達への理解 ②子どもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツをもつ、障害等）への理解 ③様々な生きづらさ等への理解	①子どもの発達に関する基礎的な知識を身につける ②現在の子どもの持つ多様性の概略を理解する。 ③子ども自身が抱える様々な生きづらさ（トラウマを含む）等について理解する。
E アドボカシーの実際	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	①社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状	①社会的養護当事者・経験者が感じている社会的養護の現状や、アドボカシーの取組への期待と課題点（話すことに集中・安心できる環境設定、関わる大人からの力の濫用や、無意識バイアス等）の概略について理解する。

▶養成編

養成編として 11 の科目を例示しています。養成編では、基礎編で学んだ概略をさらに深めて理解することや、実際に出会う子どもの多様性等についてより理解することが望されます。また、意見表明等支援を行う実際の場面を想定して学びを深められるよう演習を重ねたり、意見表明等支援を通じて抱える葛藤について理解したりする中で、意見表明等支援員として活動するイメージや体験を増やすことが必要です。なお、養成編ではロールプレイをはじめ、グループワークが多く採用されると考えられます。グループワークは自己覚知を深め、他者視点から学び取る部分も多く、有効な方法です。この有効性を担保する前提には、参加者全員が、安心してワークに取り組めているか、また、有効な助言者（SV）がいるかという点が挙げられます。研修の企画者はこれらの点に留意しながら、研修を運営する必要があります。

大項目	科目名	時間	内容	目的
A アドボカシーの意義・目的	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1~2	①意見表明等支援員と子どもの権利擁護に関わる他職種との違い ②意見表明等支援員自身の抱えるジレンマ	①意見表明等支援員の果たすべき役割と子どもの権利擁護に関わる他の職種の果たすべき役割の違いを理解し、そのうえで意見表明等支援員として活動する際に重視すべき点を深く理解する。 ②意見表明等支援員自身の抱えるジレンマ（守秘義務の解除ケース含む）として頻発するケースの概観を把握する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1~2	①社会的養護の子どもに関連する制度の詳細等 ②各自治体におけるアドボカシーの取組の詳細と今後の見通し	①社会的養護（一時保護を含む）の子どもに関連する児童福祉行政の具体的な制度や実態（子どもの生活状況や、施設や里親等の具体的な特徴を含む）を理解する。 ②各自治体におけるアドボカシーの取組の詳細と、今後の見通し、子どもの権利擁護に関する他の支援制度等について詳細を理解する。また、意見表明等支援員として活動する前に、子どもの権利や意見表明等支援員の役割について、子どもや関係機関へ啓発や説明することの重要性を理解する。

C アドボカシーの過程と必要な態度・技術	訪問アドボカシーの過程と技術 (2時間×3回)	6	①訪問する各施設等種別(一時保護所・施設・里親)の訪問アドボカシーのプロセス ②各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点	①施設等種別で異なる訪問アドボカシーのプロセスを詳細に理解する。特に子どもの権利や、アドボケイト訪問に関する啓発の重要性を深く理解し、訪問先の子どもや関係機関への説明の詳細を理解する。 ②事例検討等を通じ、各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴や求められる態度、技術や遵守すべき手続き、留意点について理解する。(傾聴、安全・安心・自由な場の環境設定（守秘原則の提示含む）、非指示的アプローチ、必要な情報提供、意見の確認、記録管理、個人情報保護、SVへの支援要請等)
D 子どもの多様性への理解	子どもの発達段階に応じたアドボカシ	1~2	①子どもの発達への理解 ②年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践	①子どもの年齢や発達に関する知識（愛着と基本的信頼感や、子どもの発達過程等）を身に付ける。 ②子どもの年齢（乳幼児を含む）や発達の状況に応じたアドボカシー（遊びを通じた関係づくり、言語によらない意見・意向を含む）の実践における留意点について理解する。
D 子どもの多様性への理解	子どもの多様性に応じたアドボカシー	2~3	①子どもの多様性への理解 ②多様性に応じたアドボカシーの実践	①子どもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツを持つ、様々な障害、発達特徴等）への理解と、関連する制度（障害児関係の制度等）について理解する。 ②発達特徴によって異なる、アドボカシー（言語によらない意向・意見を含む）の実践における留意点を理解する。
D 子どもの多様性への理解	子どもの抱える困難と影響に関する理解	2~3	①子どもが生きる上の様々な困難の理解 ②困難や被害によ	①家庭環境（DV や貧困等）や虐待、いじめ、体罰、性暴力等、子どもが生きるうえでの様々な困難が起きる背景や構造を理解したうえで、個々の

			ることもへの影響の理解 ③アドボカシーの実践における留意点	困難や被害について理解する。 ②困難や被害が心理状態や行動へ与える影響（愛着、トラウマ、自傷行為、依存等）について理解する。特にトラウマについてはトラウマインフォームドケア（※）の重要性を理解する。 ③配慮を要することもへのアドボカシーの実践における留意点について理解する。
E アドボカシーの実際	演習（ロールプレイ）（2時間×2～3）	4～6	①面談のシナリオを作成するワークや、架空のケースをもとにしたロールプレイ等 ②ロールプレイを通じた振り返り	①架空の面談のシナリオを作成するワークや、架空のケースをもとにしたロールプレイを実施し、実際の訪問を想定し、アドボケイトの実践的な技術を習得する。 ②演習で課題を感じた点を SV も含めチームで共有し改善をする。
E アドボカシーの実際	自己覚知や内省への理解	1～2	①意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性 ②自己覚知の実践や、意見表明等支援員の実践の改善に向けた取組	①意見表明等支援員自身が自己的認識の囚われに気付くことや、自らの実践を振り返ることの重要性について理解する。（ロールプレイ等を通じることも望ましい） ②傾聴や信頼関係の構築の必要性について深く理解し、こどものそのままのありようを尊重できるような姿勢を一貫できているか確認し、学び続ける姿勢を身に付ける。
E アドボカシーの実際	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際（詳細編）	1～2	①社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題	①社会的養護当事者・経験者が感じている日々の権利擁護と照らしあわせながら、現在取り組まれるアドボカシーの期待と、課題・障壁を把握する。
E アドボカシーの実際	困難なケースへの対処・葛藤	2	①難しい場面への対処 ②実際のケースでの葛藤やジレンマ	①困難なケースに直面した際の対処法、SV の役割について理解し、SVへの相談方法や頼り方を理解する。 ②葛藤やジレンマを抱える複数の場面を詳細に想定し、そのような場面への過去の対処実績と個人・チームとし

				ての対応方針や対応フローを理解する。
E アドボカシーの実際	活動する組織の理解 (※研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合)	1~2	①活動する組織の理解 ②組織メンバーとの関り ③他の組織との連携	①活動する（予定する）組織の理念やスタッフ、事務局の役割、記録作成ルールや秘密保持の詳細について把握する。 ②活動する（予定する）組織に対する自身の関りの流れを理解したうえで、メンバー間での協働のイメージを具体的に持ち、互いを尊重することの重要性を理解する。 ③外部で連携する（予定する）組織について把握し、協働のイメージを持ち、子どもの権利擁護の発展に向け、互いを尊重することの重要性を理解する。

(※) トライインフォームドケア (TIC) とは、トラウマとその影響を理解しながら、適切に対処することを指す。

養成後のフォローアップ等の取組について

ここでは、意見表明等支援員の養成に先行して取り組んでいる団体が、養成をした“後”に行っている取組を紹介します。冒頭に記載のとおり、意見表明等支援員のスキルアップも含め、意見表明等支援事業は常に更新・発展が求められます。「養成をして終わり」ではなく、日々の意見表明等支援の中で得るジレンマや、経験の蓄積と同時に抱える課題に向き合い、支援の質を向上させていくことが重要です。

養成後のフォローアップ段階には、大きく①定期的な事後研修（理解をさらに深める）のほか、②SV 等からの助言を得る（具体的に改善する）ことや、③支援員同士で悩みを共有する（問を共有する）といった取組が進められています。

①さうに深める

フォローアップ研修の例

大分大学では、意見表明等支援員として活動する方からの声に基づき、施設種別ごとで傾聴のロールプレイをするフォローアップ研修を3時間ほど実施しています。学び直しの観点に加え、コロナ禍もありアドボケイト同士の交流の機会という観点でも貴重な機会になっています。（右図カリキュラム参照）

また、子どもアドボカシーセンター福岡では、基礎講座と養成講座の修了後、アドボケイトになることを決心した受講者を対象に、面接スキルに特化した学びを提供するフォローアップ研修（登録前研修）を行っています。社会的養護の当事者の方にもロールプレイに参加してもらい、実践的な面接スキルを身に付けます。

他にも子どもの声からはじめようでは、一度講座を受講した参加者は、次期の講座を無料で受講できる「学び直し受講制度」を導入しています。また、訪問活動では、毎回、活動に入る前にアプリ（左図アプリ画面参照）を用いて、子どもアドボカシーの理念や原則をセルフチェックできるようにしています。

大分大学フォローアップ研修

講義 (相澤先生) 13:25~14:05 40分
グループワーク 14:15~16:05 110分
(1)権利擁護すごろく (14:15~14:45) 30分
(2)演習
①ロールプレイ (14:50~15:30) 40分
・役割設定 アドボ1名、子ども1名 (二人一組)
・場面設定 用意された事例A、事例Bについて、役割を交代して行う (各事例15分ずつ) ※事例を読む時間 (2分間) +振り返り (3分間)
②グループディスカッション (15:30~15:45) 15分 ※グループ毎にわかれて振り返りを共有
③全体共有 15:45~15:55 10分
※各グループのチーフアドボケイトが各自グループであがった感想や意見をまとめて発表
④講評 (相澤先生) 15:55~16:05 10分

子どもの声から アプリ画面

活動に入る前に > アプリ: 活動に入る… >

スペース: 【A見相… > アプリ: 活動に入る… >

レコードを作成

内容

おはようございます。
今日もアドボカシーの1日が始まります。
子どもたちと接する前に、次の三つを確かめましょう。

①今日の心身の状態
②アドボカシーの4理念
③アドボカシーの6原則

作成者
（自動入力）

まずはじめに、今日の心身の状態を確かめます。

活気がわいている*

とてもそう思う
そう思う
どちらともいえない
あまりそう思わない
そう思わない

SV（スーパーバイザー）やトレーナーからのスーパービジョンの例

子どもアドボカシーセンター福岡では、最初3回の訪問は逐語録を作成し、その内容をSVが確認するほか、定期的にスーパービジョンを実施しています。スーパービジョンには2種類あり、1つは月に2回集団で行うグループスーパービジョン、もう1つは週に2枠用意された個別スーパービジョンです。グループスーパービジョンは、他の施設に派遣されているアドボケイトの活動の様子を共有したり、センターとして必要な支援を検討する場にもなっています。個別スーパービジョンは、アドボケイト個人の悩みに寄り添い、アドボケイトの自己覚知と成長を支えています。子どもアドボカシーセンターみやぎでも定期的にスーパービジョンを実施しており、実際の事例から振り返り、学びを深め、具体的に実践を改善しています。

他方、大分大学では、支援員が対応に迷ったら即時にSVに相談できる電話相談の仕組みを設けており、実際にほとんどすべての訪問に際しSVが同行しています。（面談には同席せず、面談後に振り返りを行う形式です。）

他の自治体では、SVとは別に日頃の実践の些細な悩みを共有する方を別に設定しており、SVには危機的介入のケースのみを相談する仕組みをとっているところもあります。

自治体や団体のリソースに応じて頻度・形態は多様ですが、スーパービジョンにより具体的に実践を改善する取組が行われています。

アドボケイト同士での問や悩みの共有

子どもの声からはじめようでは、訪問活動のほかに月1回、定例研究会と定例協議会を開催しています。定例研究会は、1か月の訪問を振り返る場です。訪問から得られた気付きや困りごとを共有し、社会的養護の経験者、研究者、児童精神科医・弁護士等の専門職の助言を得ながら、活動の改善をはかります。定例協議会は、SVとアドボケイト、児童相談所職員、行政担当者が参加し、当月の活動報告を共有した上で、当月に申し出のあった意見表明のその後の対応の確認、訪問から得られた気付きに基づく協議を行っています。

他にも、大分大学では他団体（子どもアドボカシーセンター福岡等）との交流会等を実施しており、別の団体や場所で活動する、他の意見表明等支援員とも悩みや課題を共有し、解決のヒントを得ています。

大分大学 × 子どもアドボカシーセンター福岡の交流状況

【本県のアドボカシー取り組み実施状況】

①一時保護所
毎週1回（平日13時から15時の間）の定期訪問型。アドボケイト4名（二人一組で実施）とスーパーバイザー（SV）の大学教員1名で訪問。

②児童福祉施設
県内9施設の児童養護施設にいる子どもたちへの制度説明実施。今年度（2022年）よりアドボケイト4名（二人一組）、SVと定期訪問（おおむね1～2か月に1回程度）開始。

③里親・ファミリーホーム
先行的に二つのエリアで実施（制度説明と個別訪問、アドボケイト二人一組）。今年度（2022年）は全県下に制度説明と個別訪問を段階的に（10月以降、新規委託里親および希望する里親を対象）実施予定。

④アドボケイトサークル（※大学の学部生に限る）
2021年10月発足。学生アドボケイトや大分大学の学生たちが、子どもアドボカシーのため活動のためのサークル制作（昨年は地盤や機関にアドボケイト紹介用ポスターを制作）やお互いに子どもアドボカシー活動に關する情報を深めながらメンバー間の交流を深め、和やかで気軽な雰囲気の

意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）
—自治体で意見表明等支援員の研修を行うために—

令和 5 年 3 月発行

Column：検討会議委員との意見交換等から見る、日常での子どもの権利の状況

本調査研究では、検討会議の委員とも密に協議を進め、ガイドライン（案）作成を行った。その協議の過程では、社会的養護のもとで子どもが日々生活を送る場面についても言及があった。その日常場面では、子どもの権利が保障されていない様子も垣間見えた。一部の子どもには、「我慢することに慣れている」という、意見表明権行使すること自体を日常的に諦めている様子も見えた。

（以下、括弧内は、関連する児童の権利に関する条約⁸の条番号と条見出しを記載している。）

■措置決定の手続きの問題（第20条 家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- ・ 今の施設等にいる理由を子ども自身が知らない。
- ・ 措置先について大人から説明はあったが、子ども自身は理解できていない。
- ・ 子ども自身が要望した措置先と異なっている。（前の施設に戻りたいと意見を言ったが空きがなく、別の施設に入れられる等）

■プライバシーや秘密を守る権利（第16条 私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- ・ 施設など他の子どもと生活空間を共にしている場合で、自身の大切なものが他の人に触られてしまう状況にあり、子どもは不安を抱えている。
- ・ 子どもの外泊後、施設等の大人による持ち物検査があり、子どもは検査をする理由を教えて欲しいと思っている。
- ・ 子ども宛ての郵送物は、施設等の大人が（本人の同意なく）先に封を開けてコピーを取り、その後本人に手渡される状況にあり、その理由説明もないことに子どもは不安を抱えている。

■教育を受ける権利（第28条 教育についての権利）

- ・ 子どもが求めて、勉強を十分に教えてもらえない時がある。（家庭教師の役割を担うボランティアの時間割当が少なかったり、専門的な内容に対応できていなかったりする。）
- ・ 本を読みたいが、お小遣いが少なく実質的にはスマートフォン代の支払いのみとなる。
- ・ 施設等の大人から提供のある文房具は、最も安いものが選ばれていると子どもが感じている。

■休む権利（第31条 休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

- ・ 子どもが学校で保健室登校をしたことを施設等の大人が知ると、子どもに対し説教をし、保健室の利用を制限される時がある。
- ・ 施設など他の子どもと生活空間を共にしている場合では、静かな場所で寝ることが出来ず、他の子どもが設定したアラームの音で起こされてしまうことがある。

⁸ 児童の権利に関する条約 外務省ウェブサイト

（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/midashi.html>）（2023年2月16日最終確認）

■ 連絡をしたり、調べたり、遊んだりする権利

(第17条 多様な情報源からの情報及び資料の利用、第31条 休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 中学生はスマートフォンを持つことができず、高校生も自身でスマートフォン代を支払う、もしくは「借金」(施設から通信費の貸与を受け、施設退所後に返済する)しなければスマートフォンを持つことが出来ない。
- 子どもの生活態度が悪い場合、施設職員がスマートフォンを没収する。その間の料金支払いも子ども自身でしなければならない。
- タブレットのみ、複数の子どもが共同利用する形で与えられ、予約制で自由に利用ができない(SNSは利用禁止)。

■ その他、現在の生活ルールについて (第25条 児童の処遇等に関する定期的審査)

- 施設等の大人が疲労した末に、その疲れを子どもにぶつけたり、子どもから見える・聞こえる場所で大人同士が言い合いをする。
- 施設等の大人が子どもに対して「あの子は〇〇」といったように、生活を共にする別の子どもに関しネガティブな評価を伝える。
- 施設職員が疲弊してすぐに離職することに、子どもは諦めの気持ちを持っている。
- 学校に提出する書類の保護者欄に施設長の名前を書かないといけないルールがあり、子どもは恥ずかしく友達に見られないように細心の注意を払っている。
- 子ども自身のお小遣いの中で買うべきものと、施設が購入するものとの線引きが分からず、子どもへの理由説明がない。

第VIII章 調査研究の総括

1. 本調査研究から得られた点

本節では、本調査研究においてガイドライン（案）を作成する過程の中で、意見表明等支援員の養成に関して確認できた点を記載する。

本調査研究では、自治体が意見表明等支援員の研修を行う際に前提として理解すべき基礎的な情報（導入編）と、研修を企画する際に参照できる具体的な情報（試行編）を取りまとめることができた。取りまとめの過程では、これまで具体化されていなかった意見表明等支援員の到達目標を言語化するとともに、カリキュラム（例）として学ぶべき内容を例示することが出来た。

この点、過年度⁹までは意見表明等支援員に求められる資質として、「専門性」というキーワードが挙げられるものの、活動原則として6原則を提示することに留まり、その専門性の具体的な内容は、各団体の活動状況に応じ規定されるものとなっていた。本調査研究で得られた到達目標やカリキュラム（例）は過年度までの検討過程を取りまとめるような位置づけとして捉えることもできるだろう。

この作成過程では、必要とされる知識あるいは技術については言語化しやすく、対応するカリキュラム（例）を提示しやすいと言えた。他方で、個々の専門的知識に分類できない一貫した態度の涵養は最も重要でありながら、短期的な研修のみで習得することは難しい点が確認できた。

また、現在の民間団体等の研修には共通点と相違点の両方があることが明らかとなった。具体的には、研修内容や研修講師は共通する部分もあり、参加対象者や実施方式も比較的開かれた形式のものが多く、共通点と言えそうだ。他方で、研修の受講時間はばらつきがあり、修了認定の基準の明確化や、研修改善の仕組みを体系的に持つ団体と持たない団体とがあった。これらの質・量のばらつきに対して、自治体からは「どの団体のものを受講すれば十分なのか分からぬ」という声もあり、今回、カリキュラム（例）や到達目標が提示されたことで、各自治体の判断が進むことを期待したい。

さらに、自治体が直面する課題には研修を含む人材養成の課題があるが、その前段として、研修企画等を担う民間団体等の確保（実績・事務局体制を十分持つ委託先の少なさ、委託先としての適格要件の設定の難しさ）などがあることが確認できた。研修の実施内容だけでなく、（研修を含め）意見表明等支援事業を支え、担うような団体の確保は中長期的な解決策を要することが確認できた。

2. 今後の課題

本調査研究では、ガイドライン（案）の作成を通じ、意見表明等支援員の研修企画に際し参考する基盤を整えることができた。他方で、意見表明等支援員の養成に関連した今後の課題と、意見表明等支援事業の実施に関する課題が明らかとなった。以降では特に解決を急ぐ課題から4点記載する。

第一に、社会的養護のもとで暮らす子どもの権利保障である。中高生インタビュー調査からは、意見表明等支援員の名称さえ耳馴染みがない状況もあり、子どもへの普及啓発は喫緊の課題と言える。

⁹ 「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）および「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」（厚生労働省）

また児童福祉法第1条が改正し、「児童の権利に関する条約の精神にのつとり」という文言が追加されて久しい現在においても、子どもの権利という用語について「なんとなく授業で習った」という認識にある子どももあり、日常生活の場面で意見表明権を含めた子どもの権利が十分に保障されていないことが垣間見える様子もあった。中高生インタビューでは「意見を言っても意味がない」「意見を言っても言い訳と言われて終わってしまう」「丸め込まれる」との諦念を持った意見が大半であった。

これらを踏まえれば、日常の改善事項に関し子どもの意見表明権が行使できる環境を整備することは非常に重要である。子どもが「自分の意見を持っていい」と思える雰囲気づくりや、「自分の意見を話して良い」と思える関係性づくりを行うこと、そして子どもを中心とした意見形成支援や意見表明支援を行うこと、その後、子どもに十分な確認を取ることのいずれもが重要である。

併せて日常の生活場面での権利擁護も一層の取組が必要だと言える。この点については、社会的養護経験者のインタビューからも「個々のケースの処遇・状況が変わりうる意見表明も重要だが、社会的養護のシステム自体が変わらないままでは、次から次にケースが出てくる。システムアドボカシーが非常に重要」という意見もあった。

今後は、日常の生活場面での権利擁護の実態を子どもの視点から詳細に把握することが必要だと考える。この点、これまで社会的養護における権利擁護の実態については、自治体向けのアンケート調査を中心に把握されており、権利擁護のための外形的な仕組みや取組の有無（子どもの権利ノートの配布状況等）が客観的に把握されてきた。権利擁護の更なる推進に向けては、権利を持つ主体であり、かつ実際に仕組みを利用する子ども自身の捉えも重要だと考える。子どもの視点から見た主観的な実態の把握に際しては、個別インタビューあるいはグループインタビュー形式により、その捉えに至った過程も含めて把握することが有効だと考える。これにより、多面的な実態把握が可能になると同時に、現在の仕組みの運用過程に関する改善策を得ることも期待できるだろう。

第二に、研修も含めた活動団体（民間団体等）による取組の一層の発展である。前述のとおり、研修に先進的に取り組む団体であっても、修了認定の基準や到達目標を言語化できているところは多くないことが明らかになった。今回提示したカリキュラム（例）や到達目標は唯一解ではないが、これらを団体内での議論の材料しながら、研修目的の見直しや更なる言語化を進めたり、研修プログラムの改善に取り組むことを期待したい。またこういった研修の見直しが年に1回など定期的に行われる仕組みづくりも重要だと言える。

人材養成に関しては、一貫した態度の涵養も含め、継続的な学び直しの機会が重要となる。このような継続的な学び直しをはじめとして、知見の獲得・更新にはSVによる伴走的な支援は不可欠である。しかし、先進的な団体においてもSV確保に課題を抱える団体もあった。今後、より多くの自治体において意見表明等支援事業の取組が展開されることを考慮すれば、全国的なSVの確保あるいはSVの養成が課題と言えよう。併せて、本調査研究では態度の涵養が重要であることは示しているが、この態度の涵養の過程については十分な調査対象の確保が出来ていない。この点については、意見表明等支援事業が全国的に本格稼働したのちに改めて把握することが必要だろう。

関連して、活動団体では研修企画・運営も含め、様々な機能を担う事務局の体制が非常に重要なだろう。実際に意見表明等支援事業を行う際には、関係者との密な連絡調整・交渉、SVによる支援、意見表明等支援員の心理的なケア等が必要となる。今後は、意見表明等支援員個人が担うべ

きこと、SVが担うべきこと、さらに事務局が組織的に担うべきことを、各団体の実情に応じながら明確にしていくことが求められる。

第三に、自治体が研修を実際に企画する場合のリソースの確保である。前述のとおり、自治体の直面する課題には、研修の担い手となる民間団体等の確保が挙げられると指摘した。今回作成したガイドライン（案）の対象である研修内容（何を、どうやって）については、各自治体にとって活用可能な資料を提供できた。しかし、現状では、研修を自治体が自ら企画するノウハウやマンパワーを豊富に有しているとは考えにくく、研修企画を含め外部委託する民間団体等の確保や委託先候補の養成は中長期的な課題と言える。同時に、現状では研修を実施できる民間団体等の数にも限りがある。今後は国において、研修を担うことのできる団体の新規設立に係る支援や、研修を担う余地のある団体候補に対する技術的及び財政的な支援を行うことが期待される。

他にも、自治体においては、外部委託の有無によらず、研修の講師謝金も含めた予算確保や、（特に研修内容の適格性や意見表明等支援員の適格性等の判断をする場合には）自治体担当職員のマンパワーの確保などが必要となると考えられる。現状として意見表明等支援の取組を実施している自治体は少数に留まっており、その主な課題に人材養成が挙げられる実態を考慮すれば、実証モデル事業に留まらず、自治体に対する技術的及び財政的な支援を継続的に行なうことが望ましい。（技術的支援の一例としては、別団体・自治体の提供する研修同士で受講講座を単位互換したり、受講認定自体を互換したりする際の考え方や留意点等が示されることが挙げられる。）これらの国による支援により、自治体が民間団体等と協働しながら、主体的に研修を発展させるものと考える。

第四に、意見表明等支援事業を取り巻く分野自体の発展に向け、関係者一同が協力しあう機運作りが重要と言えよう。既に民間団体等同士での意見交換会や、複数の自治体が参加するセミナー等を、民間団体等が主導し、参加者の満足度も高いようである。

日本の意見表明等支援事業については、実証モデル事業が各地で進むような状況にあるが、今後も更なる発展を遂げる成長過程にある分野と言える。さらなる発展のためには、各自治体がガイドライン（案）を活用しつつ、民間団体等と連携することはもちろんのこと、自治体間や民間団体間のネットワークを強化し、本分野の知見が共有され、相互に高めあい発展していくことが必要だろう。

第IX章 資料編

民間団体等インタビュー調査で提供のあった研修資料等を掲載する。掲載概要は以下のとおり。

団体名 (主な活動エリア) ※五十音順	掲載ページ・掲載資料	ガイドライン (案)紹介 ページ
大分大学権利擁護 教育研究センター (大分県)	p 153 各講座のカリキュラム等	→P.11
子どもアドボカシー学会 (全国)	p 160 受講要項（カリキュラム等）	→P.13
子どもアドボカシーセンター福岡 (福岡県)	p 168 各講座のカリキュラム 研修に用いられたスライド	→P.15
子どもの声からはじめよう (東京都)	p 221 研修に用いられたスライド	→P.19
兵庫県弁護士会 (兵庫県)	p 242 研修に用いられたスライド	→P.21

なお、以降の掲載資料の著作権は提供団体に帰属する。このため、研修等で使用することを希望する場合は、当該団体へ問い合わせる必要がある点に留意されたい。

大分大学権利擁護教育センター 提供資料

2021年度子どもアドボケイト 2期生養成研修

目的：講座終了後、意見表明支援員として活動頂ける場合は、施設や里親、一時保護所等で暮らす子どもたちの声を聴き、子どもの意見表明の支援を通してエンパワメントする役割を担う。

日付	時間	内容	講師
6/13	10:00-11:30	1. オリエンテーション・子どもアドボカシーの定義・理念（倫理と原則）及び、その種類と役割（セルフアドボカシー、子どもアドボカシーなどの4つのアドボカシーの定義等）	相澤 仁 (大分大学 福祉健康科学部 教授)
	12:30-13:30	2. 多様な子どもの理解とその権利 ジェンダー・外国にルーツ・障害など	正木 遥香 (大分大学 学生支援センター 講師)
	13:40-14:40	3. 社会的養護を必要としている子どもの特性や心理などについて の理解（乳幼児のアドボカシー）	飯田 法子 (大分大学 福祉健康科学部 准教授)
	14:50-16:20	4. 子どもが求めるアドボケイト 社会的養護経験者の声から	中村 みどり (Children's Views & Voices 副代表)
7/10	10:00-11:30	5. 児童福祉審議会、児童相談所及び社会的養護の概要と権利擁護の仕組み	河野 洋子 (大分県こども・家庭支援課 課長)
	12:30-14:00	6. 子どもの権利の理解と子どもの権利擁護基礎的理解・法制度	安孫子 健輔 (子ども NPO センター福岡 理事)
	14:10-15:10	7. 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護ガイドライン（要点）とアドボカシー制度ガイドライン（案）	相澤 仁
	15:20-16:20	8. 障害児のアドボカシー 非指示型アドボカシーなど	堀 正嗣 (熊本学園大学 福祉社会学部 教授)
	10:00-11:30	9. アドボケイトの実際1（演習） 施設でのアドボケイト	三苦 満江・工藤 千恵（子どもアドボケイト）

	12:30-14:00	10. アドボケイトの実際 2 (演習) 里親家庭でのアドボケイト	重石 多鶴子・吉田 由美子 (子どもアドボケイト)
	14:10-15:40	11. アドボケイトの実際 3 (演習) 一時保護所でのアドボケイト	橋本 純子・木村玲子 (子どもアドボケイト)
	15:40-16:00	12. 演習を振り返って	相澤 仁
7/31	10:00-11:30	13. アドボカシーの葛藤とジレンマ 境界・利用者・多職種との距離の取り方	栄留 里美 (大分大学 福祉健康科学部 講師)
	12:30-14:00	14. 危機的状況への対処 アドボカシーとしての留意点	相澤 仁・栄留 里美
	14:10-15:40	15. 子どもをエンパワメントするため には 専門性の向上 (SV／研修) 及び全体のま とめ	川村 涼太郎 (はばたき児童 指導員)・相澤 仁

子どもアドボケイト養成研修

～子どもの声を聴くために～

(20名限定 3日間専門コース)

アドボケイトとは？

自分の気持ちを話しても聴いてくれないかもしれない…

施設にいる理由をもっと知りたい…

本当は家に帰りたい…

そんな、子どもからのSOSなどを受け止め、しっかりとおとなに届くように支援し、子どもの権利が保障されるように社会に働きかける「意見表明支援員」のことです。

具体的には、施設や里親、一時保護所等で暮らす子どもたちの**声を聴き、子どもの意見表明を支援し、子どもをエンパワメントする役割です。**

本講座は意見表明支援員として活動して頂ける方を養成する講座です。

また、他にも子どもと関わるお仕事の方にも学びが多い講座となると思います。

子どもの声がもっと大切にされる大分になるよう、第一線で活躍する講師陣と共に学びませんか。**是非とも意見表明支援員に関心のある方々のご応募お待ちしています。**

令和2年 6月20日（土）、7月4日（土）、5日（日）

9：30～17：40

会場：大分県こども・女性相談支援センター

なお、申込多数の場合は、全日程参加可能な方を優先します。詳しくは裏面をご覧ください。

主催：大分県・大分大学権利擁護教育研究センター¹⁵⁶

申込・問い合わせ先：大分大学権利擁護教育研究センター

〒870-1192 大分市大字旦野原700番地

097-554-6136 FAX 097-554-6124

kenriyogo@oita-u.ac.jp

担当 吉富恵子



アドボケイト養成研修プログラム及び申込みについて

○研修プログラム

(オンラインによる研修になる場合もあります。)

回	内容	時間	講師
1	オリエンテーション 子どもアドボカシーの定義・理念（倫理と原則）及びその種類と役割（セルフアドボカシーと独立子どもアドボカシーなど4つのアドボカシーの定義と役割など）	6月20日 9：30～ 11：00	相澤 仁
2	【基礎的理解】子どもの権利の理解と子どもの権利擁護（法制度）	11：10～ 12：40	平野裕二
3	多様な子どもの理解（ジェンダー・外国にルーツ・障害など）とその権利擁護	13：20～ 14：50	橋本純子 正木遙香
4	私たちが求めるアドボケイト 子ども／ユースゲスト	15：00～ 16：00	中村みどり
5	社会的養護を必要としている子どもの特性や心理などについての理解（乳幼児のアドボカシー）	16：10～ 17：40	飯田法子
6	児童福祉審議会、児童相談所及び社会的養護の概要と権利擁護の仕組み	7月4日 9：30～ 11：00	河野洋子
7	児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護ガイドライン（要点）とアドボカシー制度ガイドライン案（要点）	11：10～ 12：10	相澤 仁
8	非指示的アドボカシー（障害児のアドボカシー）	13：10～ 14：40	堀 正嗣
9	アドボカシーの葛藤とジレンマ（境界・利用者・他職種との距離の取り方）	14：50～ 16：20	堀 正嗣
10	危機的状況への対処、アドボカシーとしての留意点	16：30～ 17：30	堀 正嗣
11	アドボカシーのプロセス1（演習） ①出会いの場面の演習（権利・アドボケイトの伝え方）	7月5日 10：00～ 11：30	栄留里美 木村玲子
12	アドボカシーのプロセス2（演習） ②傾聴・意見形成支援	12：30～ 14：00	栄留里美
13	アドボカシーのプロセス3（演習） ③意見表明支援・権利モニタリング	14：10～ 15：40	栄留里美
14	子どもをエンパワメントするためには 専門性の向上（S V／研修）及び全体のまとめ	15：50～ 16：50	川村涼太郎 相澤 仁

講師紹介： 【講義順】

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）
平野裕二（Action for the Rights of Children代表）
橋本純子（グッドイナフの会代表）
正木遙香（大分大学高等教育開発センター講師）
中村みどり（社会的養護経験者全国ネットワーク代表）

飯田法子（大分大学福祉健康科学部准教授）
河野洋子（大分県こども・家庭支援課長）
堀 正嗣（熊本学園大学福祉社会学部教授）
栄留里美（大分大学福祉健康科学部助教）
木村玲子（おおいたCAP代表）
川村涼太郎（はばたき児童指導員）

○申込みについて（20名 メチ：6月10日）

アドボケイト養成研修申込書			
申込者氏名	年齢	職業等	
住 所			
電話番号	オンライン環境の有無		有・無
メールアドレス			
参加可能日 (可能な日を○で囲む)	6月20日, 7月4日, 7月5日	研修終了後の アドボケイト活動参加	可能・不可能
○相談援助・子育て支援等に関して取得した専門資格（ ）			
○参加動機(今までに、子ども支援等に携わった経験のある方は、下記に必ずご記入ください。)			

※申込書を郵送するか、必要事項を記入のうえ表題を「アドボケイト養成研修申込書」とし、
大分大学権利擁護教育研究センター【kenriyogo@oita-u.ac.jp】宛にメールをお送りください。
※研修終了後アドボケイト活動をして頂ける方、全日程に参加可能な方を優先で受付ます。
研修参加の可否については、申込締切日以降、担当者からご連絡を差し上げます。
※本研修を受講したからといって必ず意見表明支援員になり活動できるわけではありません。
※なお、児童相談所・児童福祉施設職員など専門家の方々で聴講を希望される場合には、参加動機欄に所属と聴講希望をお書きください。但し、7月5日については聴講できません。

子どもアドボケイト事前講習会プログラム

令和2年10月4日 13時～17時
於 大分県中央児童相談所3階会議室
司会進行 大分大学経済学部 藤村准教授

1. アドボケイトの立場と役割 (13時～13時30分)
大分県こども・家庭支援課 嶋岡課長補佐
大分大学福祉健康科学部 相澤教授
2. 業務の流れ (13時30分～14時)
大分大学福祉健康科学部 相澤教授
3. ロールプレイ
大分大学福祉健康科学部 飯田准教授・栄留助教 (14時～16時30分)
4. 業務に関するアンケートと事務手続き (16時30分～17時)
大分大学高等教育開発センター 正木講師
大分大学福祉健康科学部事務 吉富

5月14日(土) 大分アドボケイトベーシック研修(案)

日時：令和4年5月14日（土）13：20～16：20（受付111号室：13：00開始）

用意するもの：「次第」、「訪問の留意事項(案)」、「ロールプレイ資料」、「権利すごろく：5セット」

※権利すごろく会場112号室（座席をグループ別に配置）・ロールプレイ会場113号室（座席指定）

【13:00～13:20 受付】

1. 挨拶と本日の流れの説明（相澤先生） 13:20～13:25 5分

2. 講義（相澤先生） 13:25～14:05 40分

【10分休憩】

3. グループワーク 14:15～16:05 110分

(1) 権利擁護すごろく(14:15～14:45) 30分

（片付け・移動）5分

（2）演習

①ロールプレイ (14:50～15:30) 40分

・役割設定 アドボ1名、子ども1名（二人一組）

・場面設定 用意された事例A、事例Bについて、役割を交代して行う（各事例15分ずつ）

※事例を読む時間（2分間）+振り返り（3分間）

②グループディスカッション(15:30～15:45) 15分 ※グループ毎にわかれて振り返りを共有

③全体共有 15:45～15:55 10分

※各グループのチーフアドボケイトが各自グループであがった感想や意見をまとめて発表

④講評（相澤先生） 15:55～16:05 10分

2. 事務連絡（16:05～）

（1）全体向け

（2）活動場別（一時保護所111号室・児童養護施設112号室・里親113号室に分かれる）

※1 活動場所が複数個所にわたる場合は、まずは「里親」のところにいく（その後は活動が多いところに合流する）

※2 必要な確認事項（訪問時の留意事項、先輩アドボから訪問時のエピソード感想、感じた課題・質疑応答など）が終われば各グループで自由解散

子どもアドボカシー学会

提供資料

子どもアドボケイト養成講座

受講要項

2022 年度版

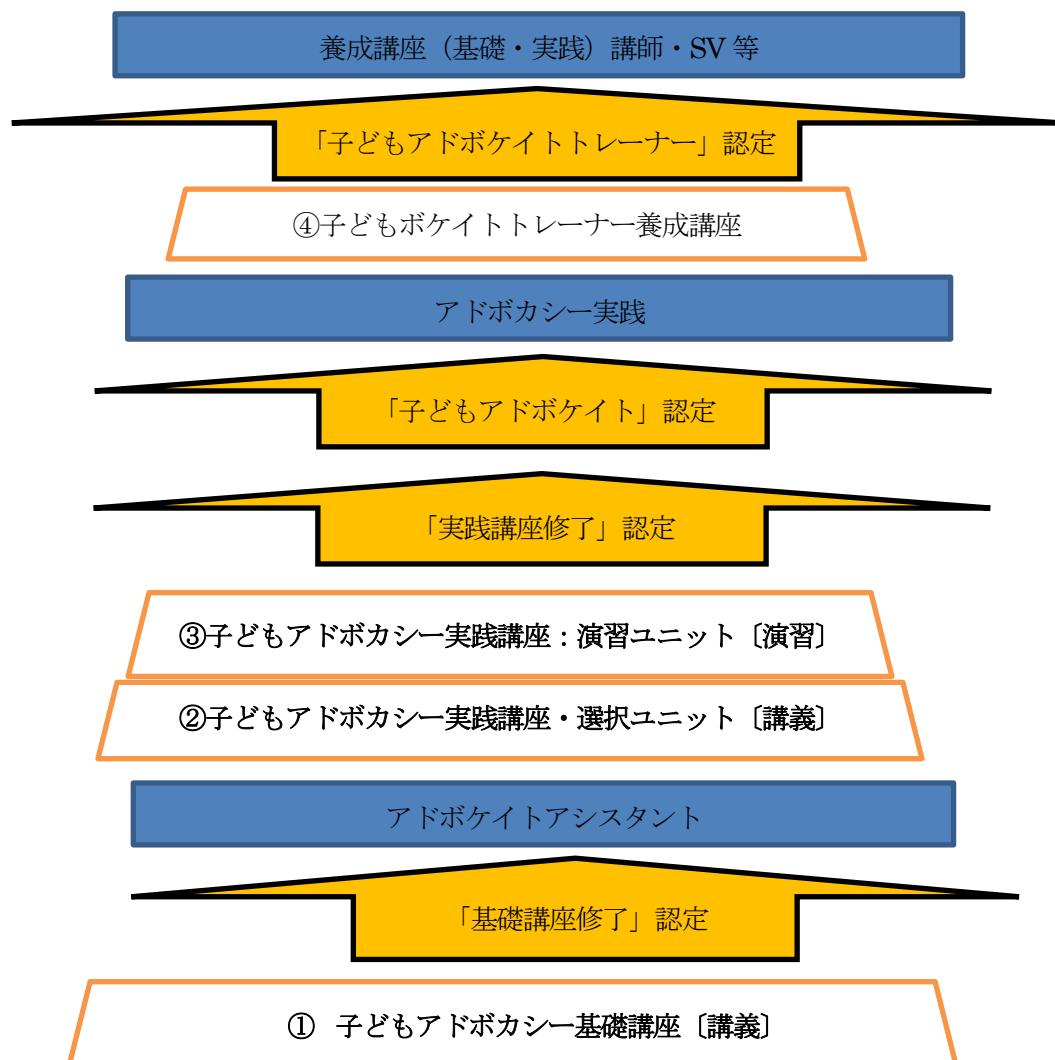
2022 年 4 月 1 日発行

はじめに

子どもアドボカシーとは、子どもが話したいことを自ら話せるように支援したり、必要な場合には、子どもの依頼または承諾を得て子どもの思いや意見を代わって表明することです。そして、子どもの側に立って子どもがそうできるように働きかけたり、支援したりする人を子どもアドボケイトといいます。

日本において、子どもアドボカシーの取り組みは始まったばかりです。この講座は、子どもアドボカシーに対する理解を広め、アドボカシーを実践するアドボケイトを育成するために子どもアドボカシー研究会が開発したものです。

子どもアドボケイト養成講座全体像



① 子どもアドボカシー基礎講座【講義】

子どもアドボカシーについて基礎を学びたい人のための講座です。

【実践講座】を受講希望の方は、【基礎講座】の修了認定が必要です。

■受講料：12,000円（修了認定審査料を含む）※受講料は共催団体に必ずご確認ください。

■テキスト：堀正嗣著『子どもアドボケイト養成講座』明石書店<2,200円+税>（別途購入）

【①子どもアドボカシー基礎講座】(20時間)【講義：基礎知識】

回	時間	内 容
		オリエンテーション
1	2時間	子どもアドボカシーとは（意味・必要性・扱い手）
2	2時間	子どもの権利条約と子どもの権利
3	2時間	子どもの権利の理解（演習）
4	2時間	子どもの多様性の理解とアドボカシーの必要性
5	2時間	子どもアドボカシーの理念と原則
6	2時間	当事者・経験者が求めるアドボカシー (障害・社会的養護・外国籍など)
7	2時間	訪問アドボカシーとは
8	2時間	個別アドボカシーとは
9	2時間	障害児・乳幼児のアドボカシー
10	2時間	グループ討論・質疑応答・振り返り（演習）

■修了認定について

- すべての講座の受講が必要です。
- 3分の1以内の欠席であれば休んだ時の講座をWEB受講できます。
- 毎回の講座終了後、受講レポート提出が必要です。
- すべての講座受講後、修了レポートの提出が必要です。

★修了認定評価ポイント

- 子どもの権利を理解しているか
- 子どもアドボカシーに関する基礎知識を理解しているか
- 出席状況（原則として全ての講座への出席が必要です）

「子どもアドボカシー基礎講座修了」認定

子どもアドボケイト認定委員による修了レポート審査合格の方に「子どもアドボカシー基礎講座修了証」を授与します。

② 子どもアドボカシー実践講座・選択ユニット【講義】

【子どもアドボカシー実践講座】は基礎講座を修了した方が、さらにアドボカシーの実践方法を学び地域で活動できるようにするためにつくられた講座です。共催団体が活動分野を選んで開催する選択ユニットと対面での演習を中心とした演習ユニットとの2つのユニットで構成されています。

【実践講座修了認定】を受けるためには、選択ユニットと演習ユニットの両方の修了が必要です。

【実践講座修了認定】を受けることで【子どもアドボケイト認定】を申請することができます。

■受講料：選択ユニット受講の場合 12,000 円（選択ユニット修了認定審査料を含む）

演習ユニット受講の場合 20,000 円（実践講座修了認定審査料を含む）

※受講料は共催団体に必ずご確認ください。

■テキスト：各回ごとに資料等があります。資料代は受講料に含まれます。

【②子どもアドボカシー実践講座・選択ユニット】

共催団体が必要とする活動分野を選んで開催する講座です。2021年7月現在「Ⅱ：社会的養護を必要とする子どものアドボカシー」のみが確定カリキュラムで、他の選択ユニットは開発中です。受講の際は必ず講座内容を共催団体に確認してから受講ください。

【選択ユニット】

I : すべての子どものアドボカシー（開発中）

II : 社会的養護を必要とする子どものアドボカシー（確定カリキュラム）

III : 障害児のアドボカシー（開発中）

I : すべての子どものアドボカシー【講座例：開発中】

II : 社会的養護を必要とする子どものアドボカシー【確定カリキュラム】

回	時間	内 容
		オリエンテーション
1	2 時間	国・自治体で検討されているアドボケイトの役割
2	2 時間	社会的養護当事者・経験者がもとめるアドボカシー
3	2 時間	社会的養護の子どもアドボカシーにかかわる法律・制度の理解
4	2 時間	児童相談所がかかる子どもたちとアドボカシー
5	2 時間	児童福祉施設の理解とアドボカシー
6	2 時間	里親養育の理解とアドボカシー
7	2 時間	一時保護所の子どもたちとアドボカシー
8	2 時間	社会的養護を必要とする障害児のアドボカシー
9	2 時間	レポート発表・振り返り

III : 障害児のアドボカシー【講座例：開発中】

■【選択ユニット】修了認定について

- ・すべての講座の受講が必要です。
- ・3分の1以内の欠席であれば休んだ時の講座をWEB受講できます。
- ・毎回の講座終了後、受講レポート提出が必要です。
- ・すべての講座受講後、修了レポートの提出が必要です。
- ・子どもアドボケイト認定委員による修了レポートの審査に合格した方に、選択ユニット修了を認定します。

★修了認定評価ポイント

- ・対象とする子どもの気持ちや思いを理解しているか
- ・対象とする子どもの置かれている状況とアドボカシーの必要性を理解しているか
- ・対象とする子どもとかかわる法律・制度・社会資源を理解しているか
- ・出席状況（原則として全ての講座への出席が必要です）

③ 子どもアドボカシー実践講座：演習ユニット【演習】

子どもアドボカシーの実践を学びます。対面での演習が中心の講座です。フィールドでの4時間の実習があります。選択ユニット修了認定後、演習ユニットのすべての講座を受講し、実習に参加し実践報告を提出することで【子どもアドボカシー実践講座修了認定】を受けることができます。詳細は共催団体にお問い合わせください。

■受講料：20,000円（実践講座修了認定料を含む）

※受講料は共催団体に必ずご確認ください。

■テキスト：各回ごとに資料等があります。資料代は受講料に含まれます。

【③子どもアドボカシー実践講座・演習ユニット】

回	時間	内 容
		オリエンテーション（動画視聴後受講申込み）
1	2時間	傾聴
2	2時間	自己覚知・ラポール・役割説明
3	2時間	権利啓発・意見形成支援
4	2時間	意見表明・意見実現支援（含：事例検討）、システムアドボカシー
5	2時間	葛藤とジレンマ（含：事例検討）
6	2時間	事例検討（グループワーク）
7	1時間	記録とスーパービジョン
8	4時間	子どもアドボカシー実践（実習を含む）
9	6時間	実践報告と振り返り

■【子どもアドボカシー実践講座】修了認定について

- ・演習ユニットすべての講座の受講が必要です。休んだ場合のWEB受講はできません。

・講座の受講以外に「子どもアドボカシー実践（実習を含む）」（4 時間以上）と実践報告が必要です。実践報告を中心に総合的に評価します。詳細は共催団体にお問い合わせください。

★修了認定評価ポイント

- ・子どもの権利を理解し、子どもの権利に基づいたかかわりが出来ているか
- ・アドボカシーを理解し、原則に基づいて実践ができているか
- ・子どもの気持ちや意見の傾聴ができているか
- ・意見形成支援・意見表明支援・意見実現支援の技術を理解し生かそうとしているか
- ・出席状況（全ての講座への出席が必要です）

「子どもアドボカシー実践講座修了」認定

子どもアドボケイト認定委員により実践報告を中心に総合的に評価し、審査に合格した方に
「子どもアドボカシー実践講座修了証」を授与します。

「子どもアドボケイト」認定

子どもアドボカシー実践講座修了証及び認定申請レポート、活動記録を添付して本研究会加盟の
団体正会員推薦により認定申請をします。推薦にあたっては、実務経験 40 時間あることを原則と
します。

認定委員会の審査により「子どもアドボケイト認定」を行います。

認定合格者には子どもアドボカシー研究会より「子どもアドボケイト認定証」を授与します。

その他必要事項：研究会に入会し、定例研究会に出席すること。

2 年間で更新。更新のための講座受講が必要

■ 「子どもアドボケイト」認定の認定料：5000 円

★認定評価ポイント

- ・実務経験が原則として 40 時間以上あるか
- ・子どもアドボカシーに関する基本的な知識・技術を有しているか
- ・アドボケイトとして実践できる資質を有しているか

【連絡・問い合わせ先】

子どもアドボカシー研究会

(NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA 事務所内)
〒590-0079 大阪府堺市堺区新町2番4号 小山電ビル2階
TEL : 072-226-7227
メールアドレス : adv.kenyukai@gmail.com
HP : <https://adv-kenyukai.jimdofree.com/>

NPO 法人
子どもアドボカシーセンター福岡
提供資料



子どもアドボカシー基礎講座

実施日	講座	内 容	講 師
8月20日(土) 10:00 ~15:00	第1回	子どもアドボカシーの最前線 ～子どもアドボカシーの理念と枠組み～	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 センター長
	第2回	子どもの現状 ～子どもたちが抱える様々なSOS～	重永侑紀さん 子どもアドボカシーセンター福岡 トレーナー兼SV
8月28日(日) 10:00 ~15:00	第3回	子どもの権利条約を学ぶ ～子どもの権利条約と子ども基本法～	平野裕二さん 子どもの権利条約総合研究所 運営委員
	第4回	社会的養護と子どもアドボカシー ～社会的養護の子ども・経験者の視点から～	なおきさん 社会的養護経験中 大学1年生 中村みどりさん Children's Views & Voices 副代表
9月10日(土) 10:00 ~15:00	第5回	子どもアドボカシーの過程と基本スキル ～現場にアドボカシーを導入するために～	岡田健一さん 子どもアドボカシーセンター福岡 トレーナー兼SV
	第6回	社会的養育におけるアドボケイトの役割 ～行政と施設の立場から～	福井充さん 福岡市こども家庭課福祉係長 森尾真由美さん 児童養護施設 和白青松園 家庭支援専門相談員

【お申込方法】

専用申込フォームからお申ください。または QR コードからアクセスしてください。

<https://forms.gle/oUAE9jy9kW48Bh1c8>



申込フォームがご利用頂けない場合は、タイトルを「子どもアドボカシー基礎講座受講申込」として

以下の事項を記載したメールを office@cac-fukuoka.org までお送りください。

【必要事項】お名前(ふりがな)／年代／所属／住所／TEL／E-mail／参加動機／出席可能日

- 原則として全講座受講を前提としますが、やむを得ずご参加できない場合は YouTube での補習をしていただけます。
- zoom の利用法については、事前にメールにてご案内いたします。
- 講座の連絡などはメールで行います。添付ファイルが受信できるメールアカウントをご用意ください。

【ご案内】 独立アドボケイトをめざす方へ

【2022 子どもアドボケイト養成講座】

■全6日・12講座 ■2022年10月～12月

■募集要項：8月公開予定

■対象：当法人の子どもアドボカシー基礎講座などを子どもアドボカシーに関する講座を受講された方

★ご不明な点は、お気軽にご連絡ください



子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

【お問い合わせ】

NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡

〒810-0023 福岡市中央区警固 2-17-26

秀和警固レジデンス 804 号

TEL 092-791-3941/FAX 092-791-3942

Email: office@cac-fukuoka.org



子どもアドボカシーセンター福岡

Child Advocacy Center FUKUOKA

子どもアドボカシーセンター福岡

子どもアドボカシー 基礎講座

Aug. 20, 2022

安孫子健輔

子どもアドボカシー基礎講座

実施日	講座	内 容	講 師
8月20日(土) 10:00~ ~15:00	第1回 10:00~	子どもアドボカシーの最前線 ~子どもアドボカシーの理念と枠組み~	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 センター長
	第2回 13:00~	子どもの現状 ~子どもたちが抱える様々なSOS~	重永佑紀さん 子どもアドボカシーセンター福岡 トレーナー兼SV
8月28日(日) 10:00~ ~15:00	第3回 10:00~	子どもの権利条約を学ぶ ~子どもの権利条約と子ども基本法~	平野裕二さん 子どもの権利条約総合研究所 連絡委員
	第4回 13:00~	社会的養護と子どもアドボカシー ~社会的養護の子ども・経験者の視点から~	なおきさん 社会的養護経験中 大学生 中村みどりさん Children's Views & Voices 副代表
9月10日(土) 10:00~ ~15:00	第5回 10:00~	子どもアドボカシーの過程と基本スキル ~現場にアドボカシーを導入するために~	岡田健一さん 子どもアドボカシーセンター福岡 トレーナー兼SV
	第6回 13:00~	社会的養育におけるアドボケイトの役割 ~行政と施設の立場から~	福井充さん 福岡市こども家庭課福祉係長 森尾真由美さん 児童養護施設 和白青松園 家庭支援専門相談員

子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

① 子どもアドボカシー基礎講座

3日間・6講座。子どもアドボカシーを知りたい人向け。

② 子どもアドボケイト養成講座

6日間・12講座。子どもアドボケイトになりたい人向け。

③ フォローアップ研修

子どもとのロールプレイ。施設職員向けワークショップ。

④ 登録申請・認定

センター長・トレーナー兼SV・専務理事で認定。

養成講座2022

* 内容は検討中です

0	オープニング	
1	2022-10-16	あいれふ 子どもアドボカシーの枠組み
2		子どもの発達理解と子どもの意見表明支援
3		独立アドボケイトに求められる態度・スキル
4	2022-10-30	こどもとのかかわり合いを創造するために
5		社会的養護の制度と実際
6	2022-11-12	訪問アドボカシーの実際
7		家庭背景と学校生活－子どもの声から－
8	2022-11-20	あすみん 子どもの権利を伝える
9		精神疾患・依存
10	2022-11-26	難しい場面への対応
11		独立アドボケイト演習（シナリオワーク）
12	2022-12-04	

2人のトレーナーが
養成プロセスに
一貫して関与

子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

トレーナーと認定基準

養成プロセスの
安定化・標準化

criteria for selection

基本	0	子どもへのリスペクト
人権感覚	1-1	境界線を保つことができる（1）
	1-2	境界線を保つことができる（2）
	1-3	アサーティブな表現ができる
	1-4	エビデンスに基づいた情報を最優先できる
	1-5	語彙力があり慎重な言葉の選択ができる
	1-6	社会的公正と人権の尊重
	1-7	数人の人との合意形成を図ることができる
	1-8	集団の中で対等に付き合いができる

criteria for selection

知識	2-1	子どもの権利条約についての知識
	2-2	子どもの発達についての知識
	2-3	児童福祉についての知識
	2-4	児童虐待防止についての知識
	2-5	DVについての知識
	2-6	女性差別や子ども差別の構造への理解
	2-7	障害者・児への差別の歴史や実態についての理解
	2-8	SOGIについての理解
	2-9	被害者心理についての理解
	2-10	発達障害と環境による発達障害についての理解
	2-11	喪失体験についての知識と理解

criteria for selection

技術	3-1	人とリラックスして話すことができる
	3-2	相手の話を聴くことができる
	3-3	適切に自分を表現することができる
	3-4	相手の表現を促すことができる
	3-5	子どもアドボカシーを分かりやすく説明できる
	3-6	自らのあり方を常に振り返り、成長し続けることができる

- ・積極的な参加を。
- ・お互いの意見を尊重しましょう。
- ・秘密保持。

子どもアドボカシー基礎講座

第1回

子どもアドボカシーの 最前線

Aug. 20, 2022

安孫子健輔

Group Session I

Ice Breaking!

Group Session 1

① 名前

② 所属

③ ひとこと

- ・家にある私のお気に入り
- ・24時間以内に起きた自分ニュース
- ・私の深い沼

10 minutes

Group Session 2

子どもアドボカシーについて、
分からないことを
1つ挙げてください。

10 minutes

Chapter 2

子どもアドボカシー
ざっくり解説

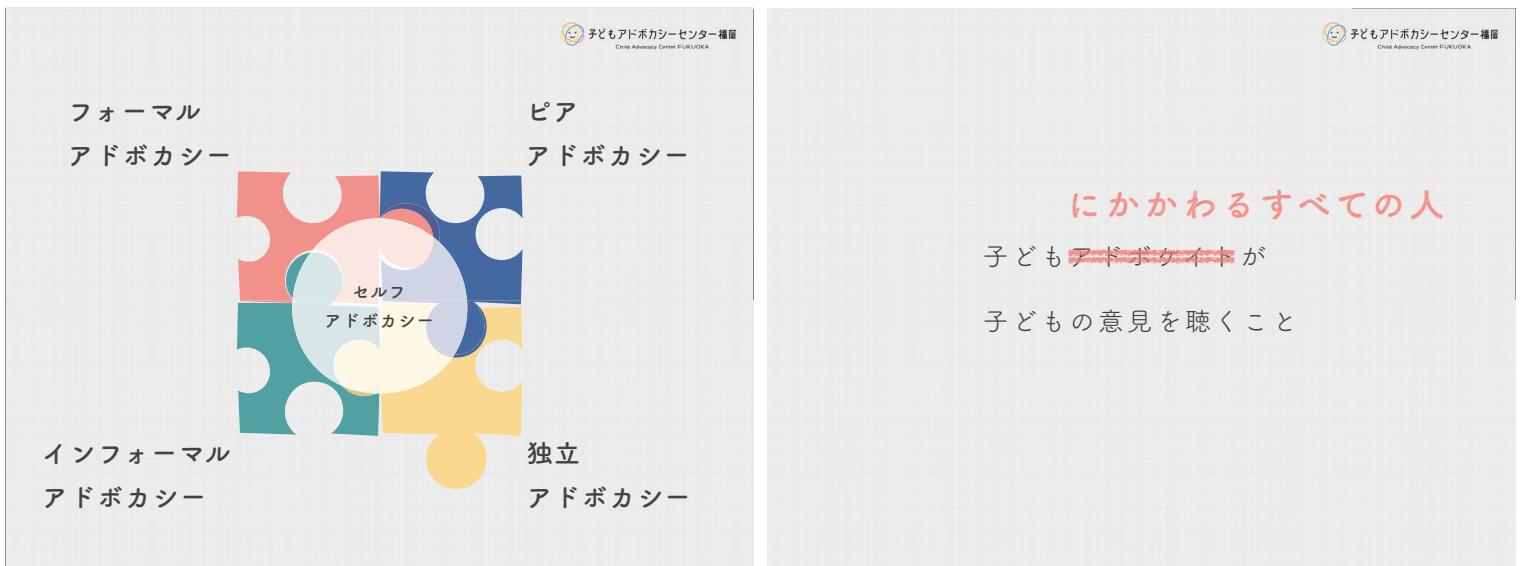
子どもアドボカシーって、何ですか？

子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

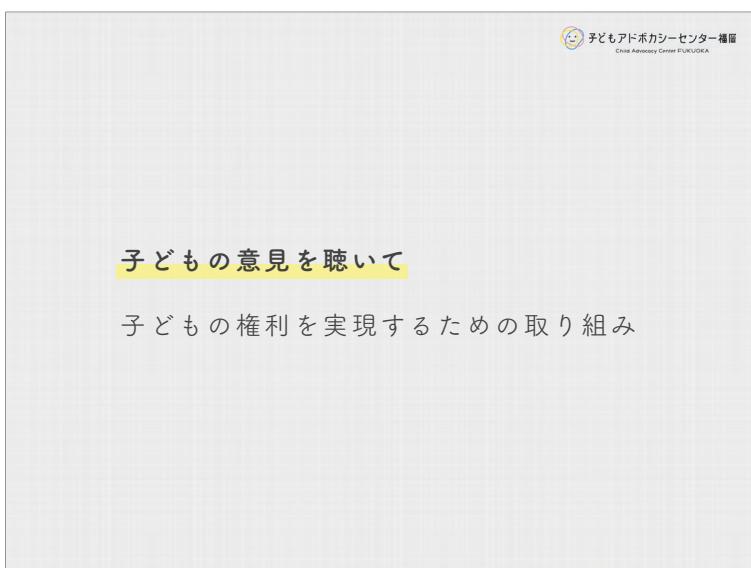
子どもアドボケイトが
子どもの意見を聞くこと
ではない。

誰が聞くんですか？

- A. 施設職員・学校の先生
- B. 近所のおじちゃん
- C. 友だち
- D. 子どもアドボケイト



にかかわるすべての人
子どもアドボカシーが
子どもの意見を聴くこと



Chapter 3

子どもアドボカシーをめぐる 各地の動き

改正児童福祉法
2022.6.15

法律第六十六号（令四・六・一五）
◎児童福祉法等の一部を改正する法律
(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「第九項」の下に「、第十八条の二十の二第二項」を加え、同項ただし書中「以下」を「第九項において」に改め、同条第九項中「する。」の下に「第十八条の二十の二第二項。」を加える。

第十八条の五第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく
なつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同条第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「二年」を「三年」に改める。

第十八条の十九第一項に次の二号を加える。

三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったと認められる場合

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状

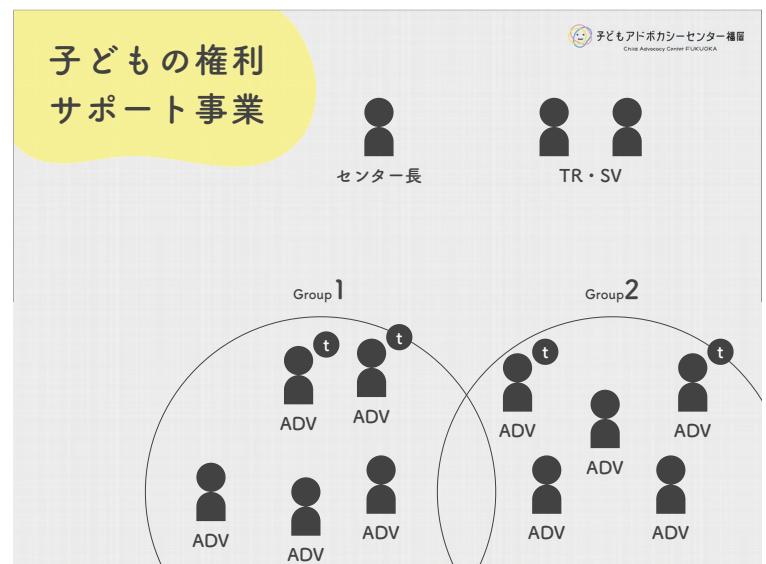
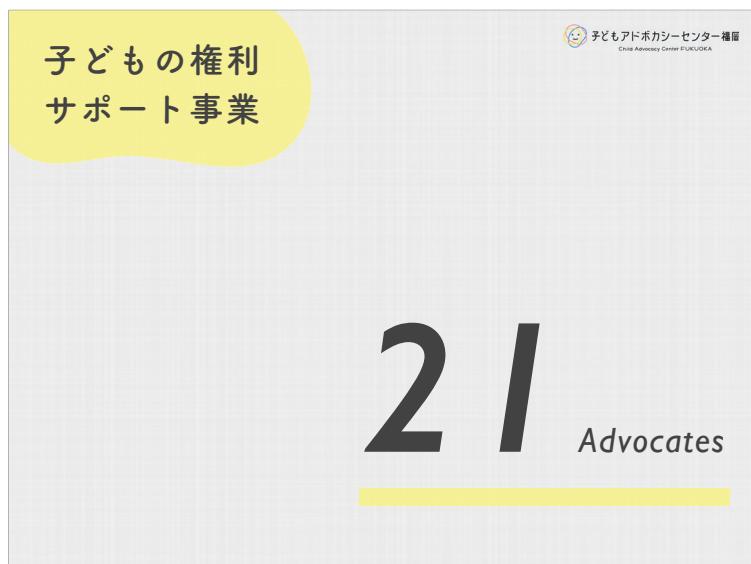
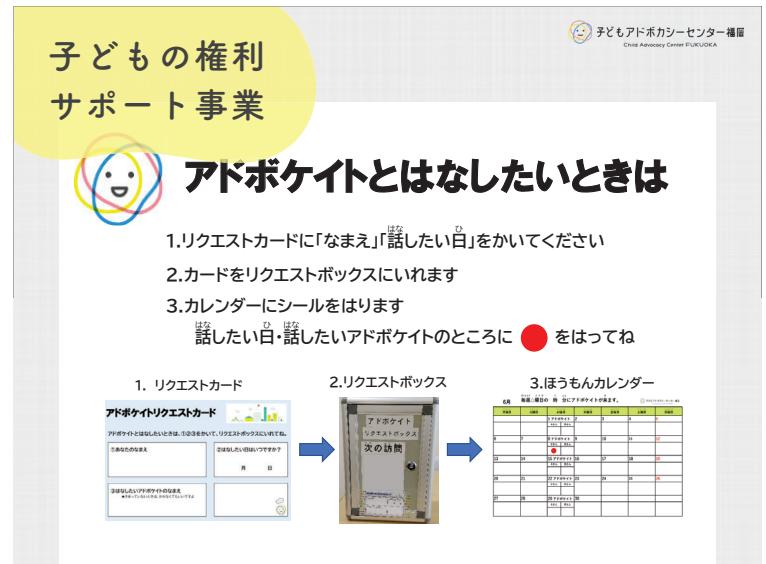
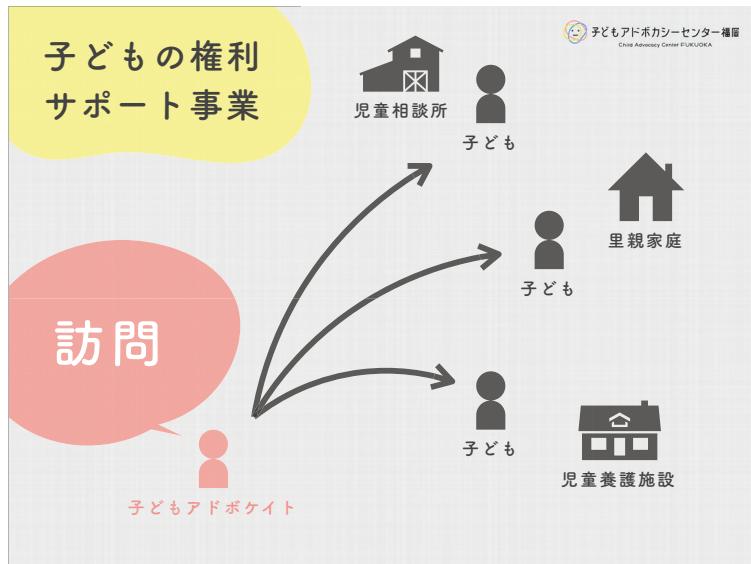
改正児童福祉法
2022.6.15

意見聴取等措置

一時保護や里親委託、施設入所措置の開始・解除にあたって子どもの意見聴取を実施することを義務化

意見表明等支援事業

子どもの意見や意向について、知識・経験を有する者が意見聴取を行う事業を創設（努力義務化）



**子どもの権利
サポート事業**

子どもアドボケイセンターフukuoka
Child Advocacy Center FUKUOKA

5 セクション中 1 個目のセクション

活動報告

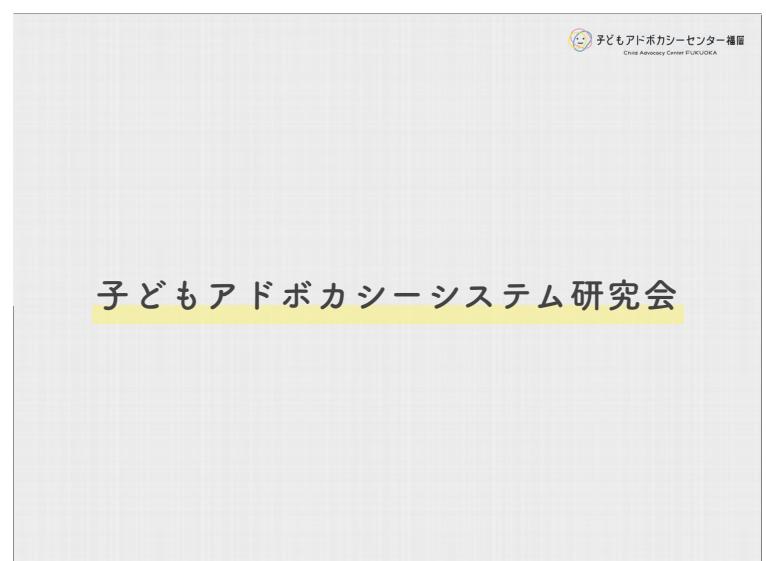
子どもアドボケイセンターフukuokaの活動報告用フォームです。

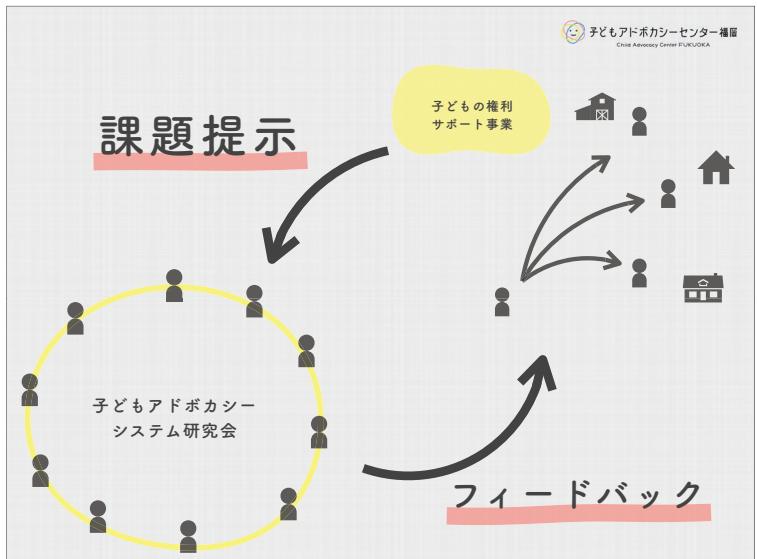
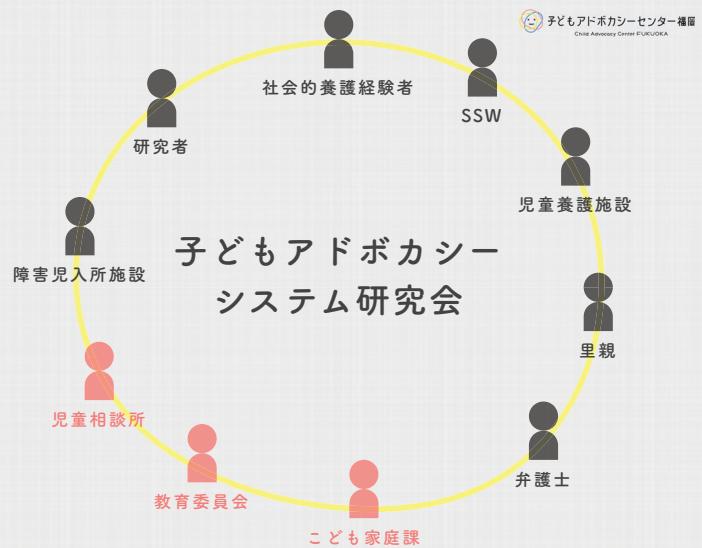
このフォームでは 子どもアドボケイセンターフukuoka ユーザーのメールアドレスが自動的に収集されます。 設定を変更

活動日 *

年月日

子どもアドボケイセンターフukuoka
Child Advocacy Center FUKUOKA





子どもの声を「聴く」って、
どういうことですか？

自分の聴き方と、
子どもアドボケイトの聞き方は、
どう違うんですか？

子どもの権利条約

Convention on the Rights of the Child

1989	国連総会で採択
1990	発効
1994	日本が批准

54 articles
Preamble &



子どもの権利条約



子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

条約3条1項

子どもにかかわるすべての活動において、
その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、
裁判所、行政機関または立法機関によって
なされたかどうかにかかわらず、

子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。

In all actions concerning children,
whether undertaken by public or private social welfare institutions,
courts of law, administrative authorities or legislative bodies,
the best interests of the child shall be a primary consideration.

締約国は、

自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、
その子どもに影響を与えるすべての事柄について
自由に自己の見解を表明する権利を保障する。

その際、子どもの見解が、
その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

States Parties shall assure to the child
who is capable of forming his or her own views
the right to express those views freely
in all matters affecting the child,
the views of the child being given due weight
in accordance with the age and maturity of the child.

条約12条1項

子どもアドボカシーセンター福岡
Child Advocacy Center FUKUOKA

最善の利益 vs 意見表明権

モモ（15歳）は名門私立中学の3年生。成績は常に
トップクラスで、系列校への進学が決まっている。

ある日、モモは職員室にやってきて、担任を務める
あなたにこう言った。

「わたし妊娠した。相手はお父さん。」

あなたは、どう行動しますか？

あなたの報告を聞いた校長は、直ちに児童相談所に通告した。児童相談所は即日、モモを一時保護することを決定した。

児童相談所の車に乗り込みながら、モモはあなたに言った。

「わたしは保護なんて望んでない。家で暮らしたいし、今までの生活を壊したくない。そのためなら、お父さんとも今のままでいい。」

モモを一時保護した判断は、
最善の利益に照らして
正しいですか？

モモを一時保護した判断は、
モモにとって
正しいですか？

担任であるあなたは、
モモの意見に100%寄り添うことは
できますか？

Point 1 子どもの意見は、最善の利益と一致しない。

Point 2 意見表明権は、大人の説明義務と対になる。

Point 3 意見表明には、大人のサポートが不可欠。

締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、
その子どもに影響を与えるすべての事柄について

自由に自己の見解を表明する権利を保障する。

その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

子どもアドボケイト = 12条を投げかけ続ける人

子どもの意見を聴いて、

子どもの権利を実現するための取り組み。

振り返ろう

Group Session 3

- ① 分かったことをシェアしよう
- ② まだ分からないことをシェアしよう

/ 5 minutes



子どもアドボカシーセンター福岡

Child Advocacy Center FUKUOKA

表示用

子どもアドボカシー基礎講座

子どもアドボカシーの過程と基本スキル

～現場にアドボカシーを導入するために～

子どもアドボカシーセンター福岡
トレーナー＆スーパーバイザー
岡田健一（臨床心理士）



イラスト：ふわふわ。り

© 2022 OKADA Kenichi

2022.09.10



はじめに

講師紹介

[現職]

- ・九州大谷短期大学幼児教育学科 準教授
- ・子どもアドボカシーセンター福岡 理事・TR・SV
- ・チャイルドライン もしもしキモチ 代表理事
- ・認可保育所 理事長・副施設長
- ・精神科クリニック 心理士

[経歴]

- ・公立中学校・小学校 スクールカウンセラー
- ・児童相談所 総合相談員、など

第5講座の予定

1. 基礎知識の確認
2. 子どもアドボカシーの原則
3. 独立アドボカシーの過程
4. 独立アドボケイトの基本スキル
5. 現場で起きること
6. まとめ

基礎知識の確認



子どもアドボカシーとは？

- ・子どもアドボカシーとは、子どもの権利条約第12条にある「意見表明権」を保障する活動
- ・子どもの権利条約12条
 - ・自己の意見を表明する権利を保障
 - ・子どもの意見を正当に重視する

※ここでいうところの「意見」は、「opinion（意見）」ではなく、「view（ものの見方）」。そのため、「自分は～思う」のように言葉で表現された「意見」だけでなく、その子の感じ方も含まれる

※システムアドボカシーと個別アドボカシーに分類されることも

子どもアドボカシーの担い手

- ・子どもに関わる全ての人が、子どもアドボカシーを担う
・施設職員、教員など（フォーマル）
・親、親戚、近所の人など（インフォーマル）
・同じ境遇にある仲間（ピア）
・子どもアドボケイト※（独立）



※「子どもアドボケイト」は、「独立アドボケイト」、「アドボキット」、「アドボケイター」、「意見表明支援員」など、様々な呼ばれ方をしている。本講座では、以下、「独立アドボケイト」と表記する

子どもアドボカシーの到達点

- ・様々な立場の人が、子どもの感じ方や意見に注目し、質問し、尊重する関わりを続けることで、最終的には、その子が自分の感じ方や意見を自分で主張できるようになることを目指す
- ・これは、「セルフアドボカシー」と呼ばれている
- ・自分の感じ方や意見を主張できるようになるためには、それに先駆けて、自分の感じ方や意見を自覚する必要がある
- ・泣いている赤ちゃんに「お腹が空いたのかな？」と声をかけることや、離乳食を食べさせる一匙ごとに子どもの意思を読み取ることから、子どもアドボカシーは始まっている

独立アドボケイトの特徴

- 子どものことを考える基本は、「子どもの最善の利益」
- 「子どもの最善の利益」と「子どもの意見」は、対立することがある（例：予防接種、勉強など）
- 「勉強を教える」、「生活の面倒を見る」などの役割を持つている支援者は、必ずしも子どもの意見を尊重できるとは限らない
- また、その子の生活に深く関わる支援者に対しては、「迷惑をかけたくない」、「嫌われたくない」という気持ちが働くため、子どもは本音を言えないことがある
- そのため、1) 「意見表明権の保障」以外の役割を持たず、2) 子どもの普段の生活に深く関わらない（=独立性が保障されている）人が必要。それが独立アドボケイト

独立アドボケイトが行う支援

- 独立アドボケイトが行う支援は、以下の2つと考えられている
 - 意見形成支援
 - 子どもが自分の感じ方、考え方、意見に気づくよう支援する
 - 問題について、自分がどう考え、どうして欲しいと考えているのか、把握できるようになる
 - 意見表明支援
 - 自分の感じ方、考え方、意見がはっきりし、それを周りの人間に伝えたいと感じた時、伝えることを支援する
 - どのような方法で伝えるか打ち合わせ、実行を支援することで、子どもの意見が周りの人に伝わっていく
- ※伝えた後、子どもの思い通りの結果になるかは責任の範囲外

子どもアドボカシーの原則



子どもアドボカシーの原則

[子どもアドボカシー（独立アドボカシー）の6つの原則]

- エンパワメント
- 子ども中心
- 独立性
- 守秘
- 平等
- 子どもの参加

1. エンパワメント

- 本人が自分の中にある力（パワー）に気づき、その力が發揮されるように支援すること
- 「力のある支援者が、相手（被支援者）を救済する」という考え方とは違う関わり方
- 本人が「自分の力で達成できた！」と感じると、自信を感じながら、より生き生きと主体的に生きることができる
- 相手に対して「～してあげた」と感じた時は、自分がどのような思いで相手と関わっているのか見直すこと

2. 子ども中心

- 以前は、子どもは「保護される対象」と考えられていた
 - 1989年の子どもの権利条約以降、子どもは「主体的参加者」でもあると考えられるようになった
→子どもの人生がどうなっていくか、その子本人が決める
 - 独立アドボケイトが行う意見表明支援は、子どもの明示された意思によって行われるのが原則
 - 独立アドボケイト自身の考えで動くことはしない
- ※乳幼児や障害のある子どもなど、「子どもの明示された意思」を確認することが困難な場合は、非指示的アドボカシーを行う

3. 独立性

- 子どもの生活上の関係者（保護者、教員、施設職員、児童相談所職員など）ではない人が支援することで、子どもは「迷惑をかけたくない」、「嫌われたくない」などのしがらみや忖度を感じることなく話すことができる
- 支援する側も、子どもの生活上の関係者とは独立していることで、それらの立場の人に忖度せず、目の前の子どもの意見表明権の保障だけを考えて行動できる
- 現実には、独立アドボケイトへの謝礼の出どころに配慮する圧力が生じたり、職員さんといい関係でいたいという気持ち生じたりするが、そこからなるべく距離を置くことが大切

4. 守秘

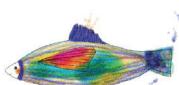
- 秘密が守られることで、子どもは安心して話すことができる
- ただし、命に関わること（児童虐待を含む）、犯罪に関わることは、秘密にするわけにはいかない
- 信頼を失わないよう、最初に守秘義務の例外について説明しておく
- 面談終了後に誰かに何かを伝える手伝いをする場合は、どの気持ちをどのような方法や言葉で伝えるのか、子どもと具体的に打ち合わせ、「それは言って欲しくなかった」ということが生じないようにする

5. 平等

- 子どもの属性（性別、人種、障害の有無、非行歴の有無、性格など）によって、子どもアドボカシーサービスを受けることができるかどうか、差別しない
→ 対価が必要な「市民権」ではなく、無条件で持っている「人権」として保障する
- 日本では、社会的養護の子どもたちから子どもアドボカシー（独立アドボカシー）が制度化していくが、平等にどの子にもアドボカシーサービスが提供されるようにしていく必要がある

6. 子どもの参加

- 子どもアドボカシーの制度自体にも、子どもの参加（意見の反映）が行われる必要がある
- 例
 - イギリスでは、子どもを対象とした支援者になるためには、子どもによる採用面接が必要とされている
 - 国のアドボカシーの制度設計でも、子どもの意見聴取が行われている



独立アドボカシーの過程

想定される場面

[独立アドボケイトが子どもと会う場面]

- 意見聴取等措置
 - 本人の希望に関係なく、一時保護や施設入所・退所の際に、子どもの意見が聴取される
- 意見表明等支援事業
 - 独立アドボケイトと会う権利があることが説明され、子どもが希望したときに独立アドボケイトが呼ばれる
 - 福岡市では、現在、モデル事業が実施されている
- 以下、創作事例を紹介しながら、意見表明等支援事業における独立アドボカシーの過程を紹介する

独立アドボカシーの過程1

1. 説明会

- 対象となる子どもに対して、子どもには権利があることや、権利を保障するために独立アドボケイトが利用できることを説明する

[創作事例]

- A児童養護施設にて、独立アドボケイトの訪問が決まる
- 本体施設では小学生向け、中高生女子向け、中高生男子向けの計3回、地域小規模児童養護施設（2カ所）では各1回の子ども向け説明会を実施
- 訪問予定のアドボケイトが出向き、子どもの権利と利用方法等の説明後、子どもたちと雑談を行う（関係づくり）

独立アドボカシーの過程2

2. 申し込み

- 独立アドボケイトと会いたいと思った子どもが、面談の予約を入れる

[創作事例]

- 子ども向け説明会で興味を持った高校生女子のBさんが、独立アドボケイトと会ってみようと考える
- 事務室前にあるアドボケイト訪問カレンダーに印をつけ、申し込みカードを予約ポストに投函する
- 予約カードの内容欄には、「門限のこと」と記入した

独立アドボカシーの過程3

3. 面談：導入

- 予約を入れた子どもと、安心・安全な場所で面談を始める
- 最初に説明を行い、面談の目的を確認する

[創作事例]

- A施設の相談室をお借りし、予約の時間に待っていると、Bさんがやってくる
- 何をする人なのか、カードを使って子どもにイメージできるように説明し、理解できたか確認する（次のスライド参照）
- <予約カードに「門限のこと」と書いてあったけど、今日はそのお話を伺うということでいいかな？>と、目的を確認する

説明に使うカードの一部



独立アドボカシーの過程4

4. 面談：お話を聴く

- 子どもの話を聞く
- 話を聞くときのポイント
 - 安心できる雰囲気の中で「傾聴」するのが基本
 - わからない時は質問する、必要な場合は情報提供するが、誘導にならないように配慮する

[創作事例]

- 「門限が19時なのは早すぎるし、コロナのせいで土曜日の外出ができないのもイヤ。私が言ってもダメなので、何とかして欲しい」とのこと

アドボケイトの対応を想像する

ブレイクアウトルーム

[質問]

創作事例では、Bさんは「門限が19時なのは早すぎるし、コロナのせいで土曜日の外出ができないのもイヤ。私が言ってもダメなので、何とかして欲しい」と訴えてきました。皆さんのが独立アドボケイトなら、どのように対応しますか？この先の展開をいろいろ想像してみて下さい。

[手順]

- （個人）自分ならどう対応するか考える
- （グループ）ブレイクアウトルームで意見交換
- （共有）いくつかのグループに発表してもらいます

グランドルール

1. 多様性を受け入れ、お互いの意見を尊重する
 - ・違いによって、自分らしさが確認でき、視野も広くなる
 - ・自分と違う話に興味を持つ
2. 自他の区別を意識し、「私は～」と自分の意見を話す
 - ・「あなたの考え方はおかしい」のように、他人のことを私が決めつけない
3. 時間を分かち合う
 - ・お話に夢中になられる方がいたら、「そろそろ」の合図を
4. 秘密を守る
 - ・個人的な意見・体験・感想をあとの人の話、具体的な話として研修の外で語らない

独立アドボカシーの過程 5

5. 面談：さらにお話を聞く
 - ・どうしてそう思うのか、背景について、さらにお話を聞く

【創作事例】

- ・文化祭が近く、Bさんはクラスの出し物のリーダーになった
- ・出し物の準備のため、夕方遅くまで残ったり、土曜日に登校して準備をしたいが、「部活以外の理由で門限を遅らせることはできない」、「コロナ感染防止のため、土曜日の外出は認められない」と言われた
- ・施設で暮らす子は文化祭も楽しめないのかと思うと悲しくなるし、リーダーとしての責任を果たせないのも苦しい

独立アドボカシーの過程 6

6. 面談：今後の打ち合わせをする
 - ・この先どうしたいのか、子どもの明示された意思を確認する

【創作事例】

- ・「文化祭まででいいので、門限をゆるくしたり、土曜日の外出を認めて欲しいのが希望」、「部活の時は許可されているので、できないわけではないと思う」
- ・「ユニットの先生に言っても、あっさり「ルールはルールだから」と言われた。ユニットの先生は、ルールにないことを決められないのだと思う。だから、上のC先生に気持ちを訴えたい。あまり話したことがない男の先生なので、アドボケイトさんに同席してもらいたい」→具体的に打ち合わせる

独立アドボカシーの過程 7

7. 意見表明支援

- ・本人が希望しているので、意見表明支援を行う

【創作事例】

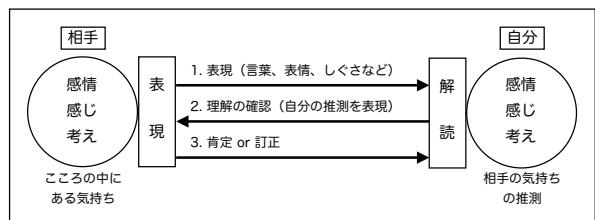
- ・打ち合わせ通り、アドボケイトが施設職員に依頼し、Bさん、C先生、アドボケイトの3者で話ができる場を設定する
- ・Bさんは、面談で作ったメモを見ながら、自分の気持ちをC先生に訴える
- ・C先生からは「職員の中でルールが杓子定規になっていて申し訳なかった」、「部活の場合は認めていることなので、当然、Bさんの場合も認める」とのお返事
- ・Bさんは満足し、アドボケイトにお礼を言った



独立アドボケイトの基本スキル

スキル1 話を聴くスキル

- ・話を聴くスキルの中で最も大切なのが、安心できる雰囲気の中、相手の話に耳を傾ける「傾聴」
- ・下図のような、傾聴のコミュニケーションが役立つ
- ・日常生活で気にしていると、スキルを磨くことができる



スキル2 分かりやすく伝える技術

- 子どもが自分の人生を決めていくために、自分が置かれている状況を把握できる必要があるが、子どもに伝わるように状況を説明するのは難しい
 - 例：施設入所時に保護者と暮らしなくなった理由が説明されているはずだが、明確に答えられる入所児は多くない
- 何かを伝えるときは、子どもに理解できない言葉や表現ではなく、子どもにとって分かりやすい言葉や表現を使うことが大事
- アドボケイトは、子どもの理解を助けるツールも開発している
- 分かりやすく伝えるためには、知識も必要（子どもの発達、児童虐待、子どもの貧困、教育の現状、SOGI、力による関係、メディア問題、社会的養護の制度、など）

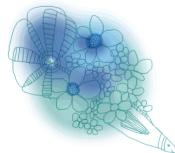
スキル3 自他の境界線

- 自分のことと、相手のことを区別して考える
 - 自分は自分のことを決めていい（自己決定の尊重）
 - 相手は相手のことを決めていい（他者の尊重）
- 大人と子どもという力関係がある場合や、善意で相手のために何かをする場合は、「自他の境界線を超えて相手のことに踏み込んでいい」と思ってしまいがちなので注意
 - You（あなた）メッセージは、踏み込みすぎなことが多い
- 自他の境界線に配慮したコミュニケーションスキルが必要
- 自己理解や、感情コントロールも、自他の境界線を大切にすることに役立つ

スキル4 関係を繋ぐ力

- 子どもの最善の利益のため、意見表明権の保障のため、関係者と力を合わせることが必要
 - 人として相手を尊重する、ちゃんと話し合う
 - アドボケイト同士で協力する・高め合う
 - より良い活動ができるよう、組織内で建設的な議論をする
 - 施設職員に対して、役割上伝えるべきことは伝えるが、対立はしない。馴れ合いにもならない
 - 方法論などの細かい違いがあっても、方向が同じなら協力する
- 大人同士が対立していると、子どもが巻き込まれてしまうことも

現場で起きること



現場で起きること

- 子どもアドボカシーを社会的養護の現場に導入すると、いろんな波紋が広がる
- 子どもアドボカシーの考え方や独立アドボケイト導入が広がるために、現場の人たちの理解がとても大切
- 独立アドボカシーを導入する場合、現場の職員さんがどのような気持ちになるか、それに対してどのように考えればいいのか、紹介する

現場の職員のモヤモヤ 1

- 【モヤモヤ】子どもの意見表明権の保障には賛成するが、子どもがわがままにならないか心配
- 子どもが納得しないまま力で押さえ込むと、不満が溜まつた子どもは荒れやすくなり、余計に手がかかるようになる
 - 納得できるまで話し合う（納得できてない時に、納得できないと意思表示する支援をアドボケイトが行う）ことは、結果的に、職員の負担が軽減すると思われる
 - 人は、自分の気持ちを大切にしつつ、現実と折り合いをつけて生きていく。自分の気持ちを抑え込めば現実と折り合いがつきやすいが、そればかりだと生きる意味を失う。その子の将来のために、気持ちを大切にすることと、現実に折り合いをつけることのバランスを学んでもらう必要がある

現場の職員のモヤモヤ2

- [モヤモヤ] それぞれの子どもが勝手に自己主張を始めると、集団生活のルールが崩れてしまいそう
- 集団生活のルールは、様々な事情を考慮し、妥当な落とし所として決められている
- そのため、子どもに対して丁寧に事情を説明すれば、子どももそのルールが必要であると理解できることがほとんど
- ※理解できても気持ちとしてはイヤという場合もある。その場合は、気持ちに寄り添う（寄り添う≠その通りする）
- 子どもに対してうまく説明できないルールは、必要がないルールである可能性が高いので、大人側がルールの意味をしっかり考え直す必要がある

現場の職員のモヤモヤ3

- [モヤモヤ] アドボケイトが入って子どもが現状に対する不満を伝えてくると、日頃の仕事のダメ出しをされているようで辛い
- 職員も独立アドボケイトも、究極的には子どもの最善の利益を目指している仲間
- 子どもの最善の利益を考える際、その子ども自身の意見は非常に重要な要素。アドボケイトは「意見表明権の保障」に特化することで、子どもの最善の利益を考える立場にある大人に、重要な要素である子ども自身の意見を届ける役割を担う
- 子どもの最善の利益を考えて行なっている職員の言動が、子ども本人にとって苦しいものに感じられているのであれば、そのことに気づく機会をもたらすアドボケイトは、職員の仕事の質を向上させるための大きなヒントをくれる存在と言える

現場の職員のモヤモヤ4

- [モヤモヤ] 子どもの意見がいろいろ出てきたとき、どう対応したらいいかわからず、不安
- 職員に求められているのは、以下のようなこと
1. 子どもの気持ちを受け止め、共有する
 2. 要望が実現できるか子どもと一緒に考える
 3. 実現できない場合、理由を本人に分かるように説明する
- 具体的にどのように応答すればいいのかは研修が必要だし、組織としての職員を支えていく必要がある
- 研修を行わず、また、子どもへの対応を職員個人に任せて組織的なフォローをしなければ、職員は子どもアドボカシーによって追い詰められた気持ちになってしまう

まとめ



まとめ

1. 基礎知識の確認
 - ・意見形成支援+意見表明支援 → セルフアドボカシー
2. 子どもアドボカシーの原則
 - ・6つの原則
3. 独立アドボカシーの過程
 - ・創作事例をあげながら、どのようなことが起きるか説明
4. 独立アドボケイトの基本スキル
 - ・4つのスキルの紹介
5. 現場で起きること
 - ・現場職員のモヤモヤとそれに対する考え方

感想の共有

ブレイクアウトルーム

[テーマ]

第5講座の感想や講師への質問をグループで共有する

[手順]

1. (グループ) ブレイクアウトルームで意見交換
2. (共有1) 質問があれば共有する
3. (共有2) 感想を共有する



Memo

第5講座に対するあなたの感想をメモしておきましょう

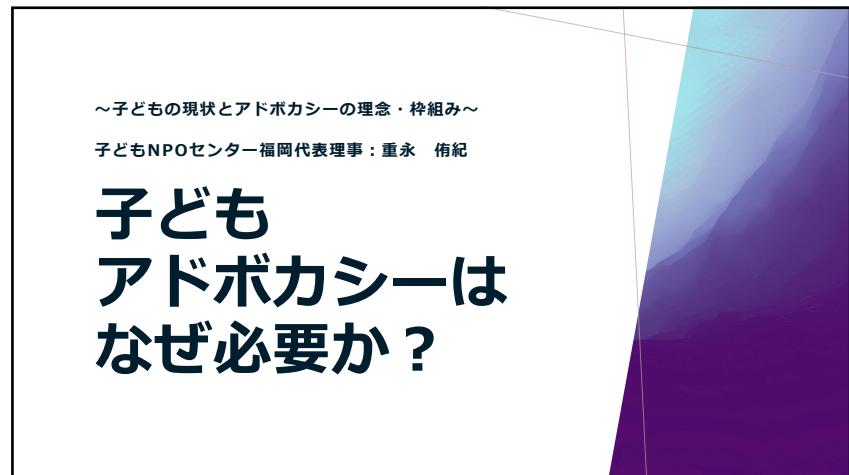


おまけ

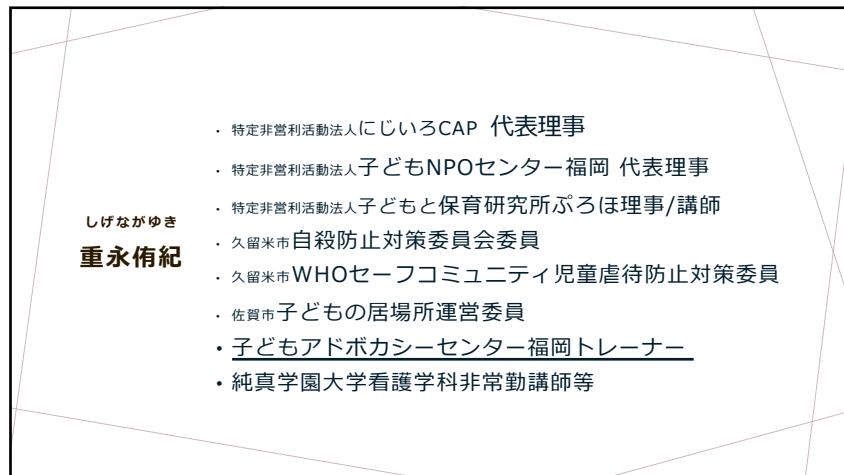
非指示的アドボカシー

- ・独立アドボケイトが行う意見表明支援は、子どもの明示された意思によって行われるのが原則。「子どもの明示された意思」を確認することが困難な場合は、非指示的アドボカシーを行う
- ・非指示的アドボカシー
 - ・（メイン）人間中心アプローチ：共に時間を過ごし、その子の生活スタイルや好き嫌いを理解し、その子の意思を推察する
 - ・（補足）人権基盤アプローチ：子どもの権利擁護・保障を目的に法令に基づいて実施
 - ・（補足）観察アプローチ：問題場面等を観察し、原因や子どもの思いを探る
 - ・（補足）最善の利益アプローチ：子どもの最善の利益を目指す

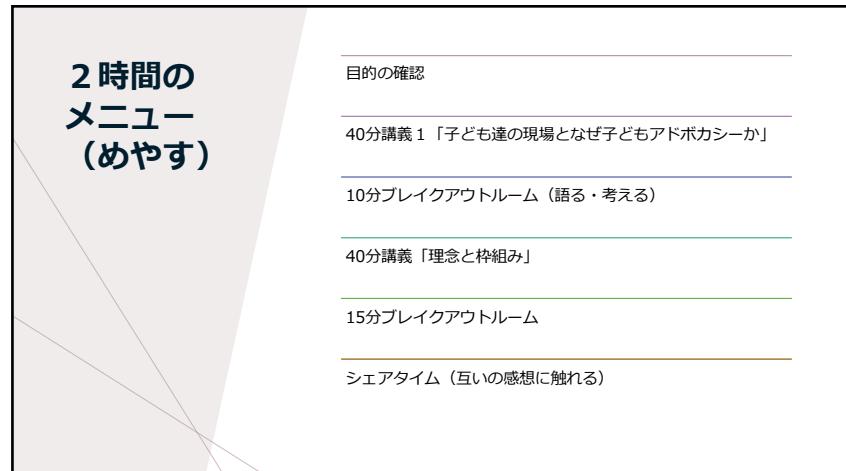
©NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡：無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください



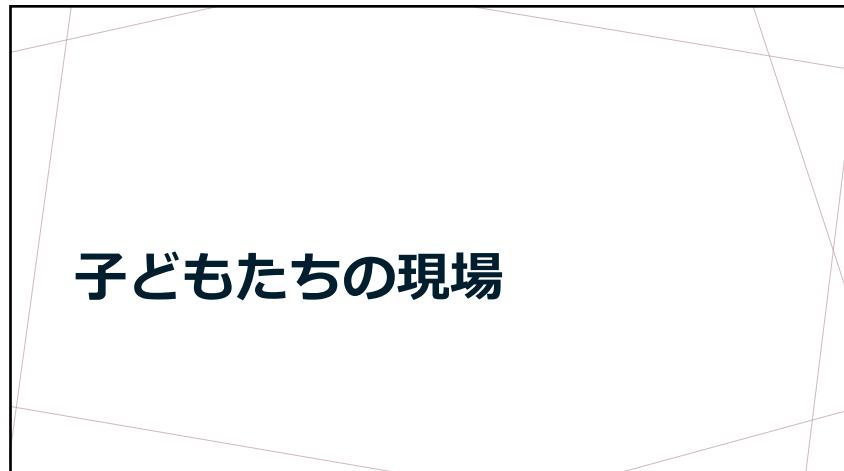
1



2



3



4

園・学校・児童養護施設で 暴力防止プログラムを実施して25年

- 子どもへの暴力防止プログラム (CAP)

- ① 子どもには特別に大切な権利がある
安心する権利・自信をもつ権利・自由に生きる権利
- ② 子どもから子どもへの暴力
子どもの年齢に合わせたロールプレイ
- ③ 知らない人から子どもへの暴力
子どもの年齢に合わせたロールプレイ
- ④ 知っている人から子どもへの性暴力
子どもの年齢に合わせたロールプレイ
- ⑤ 先生に相談する
子どもの年齢に合わせたロールプレイ
- ⑥ 誰かに相談しよう：トーキタイム (CAPの人と話す時間)

どんな意見も尊重される
対話で進められる
ワークショップ

5

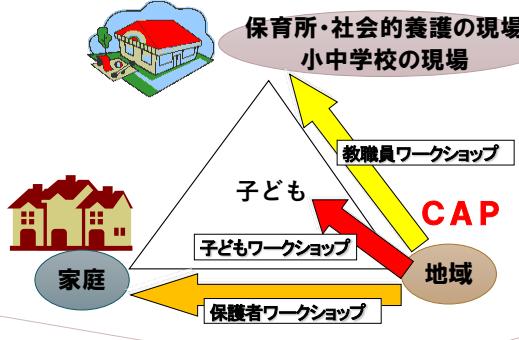
子どもに特別に大切な権利



「あんしん」 「じしん」 「じゅう」

6

子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力のない社会をめざして 地域コミュニティ全体に働きかけるCAP



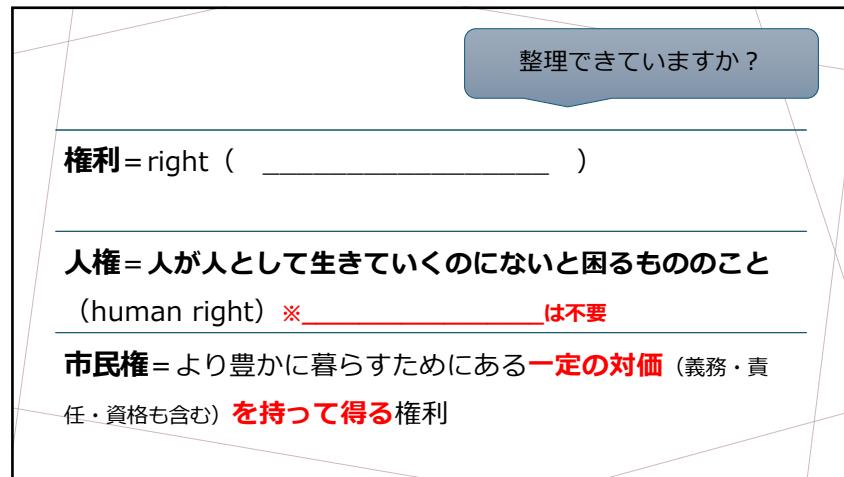
7

けんりって何？

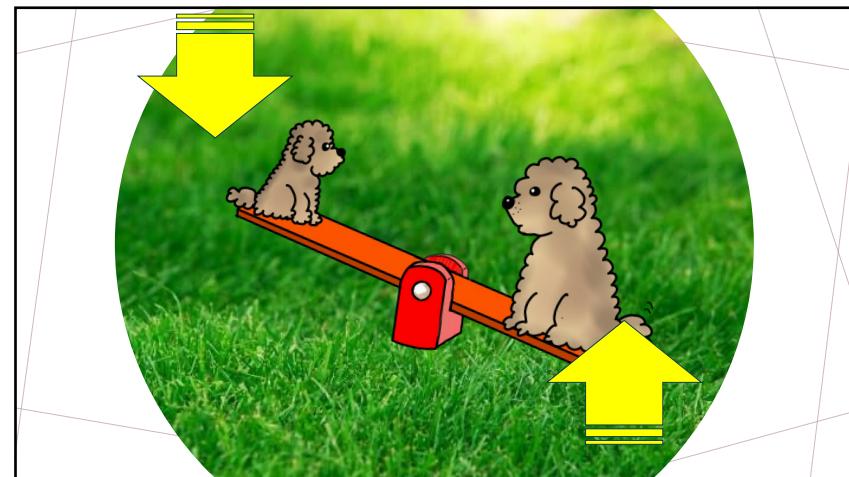


子どもも、おとなも使いこなせていない権利と権利意識

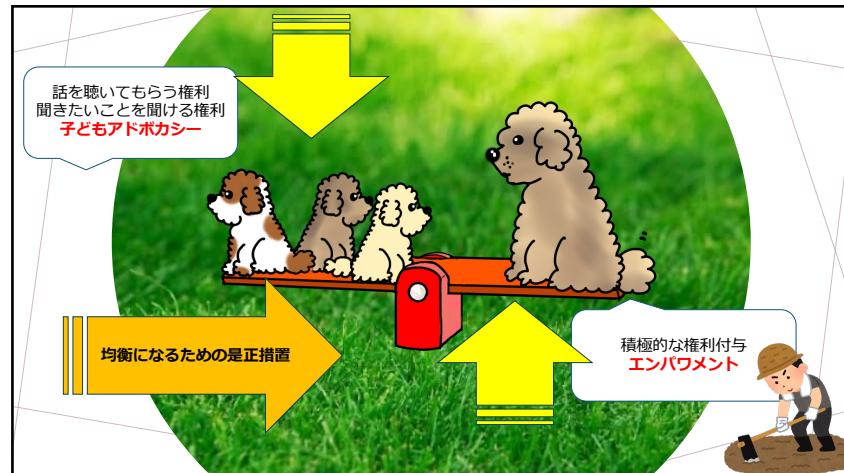
8



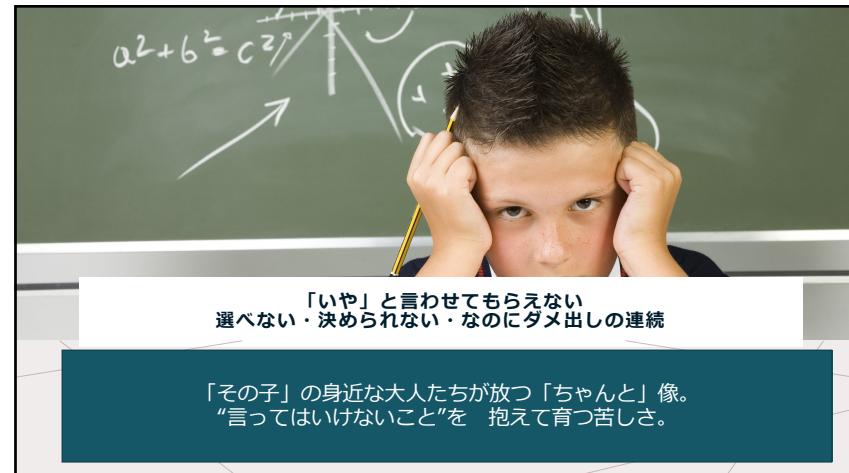
9



10



11

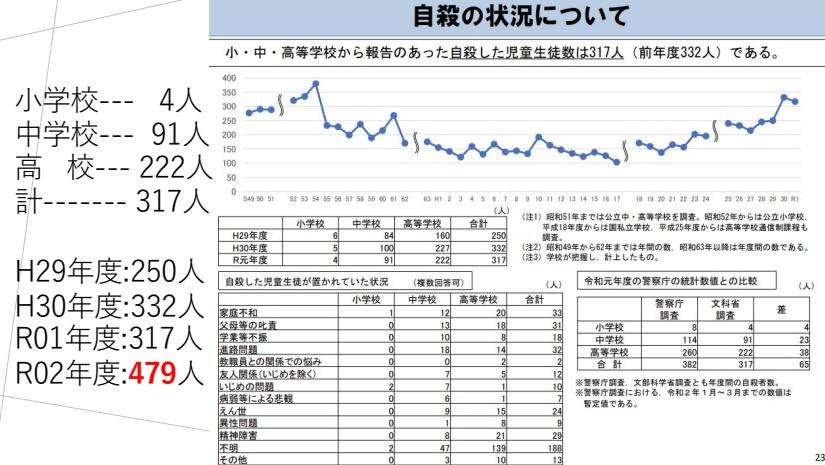


12

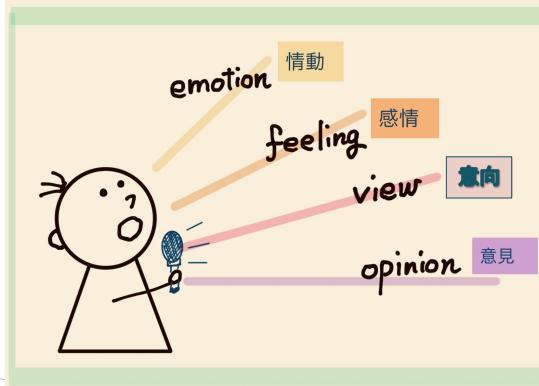
子ども若者の死亡原因 H 29

順位	死因	人数
1		6, 417
2		3, 080
3		2, 832

13

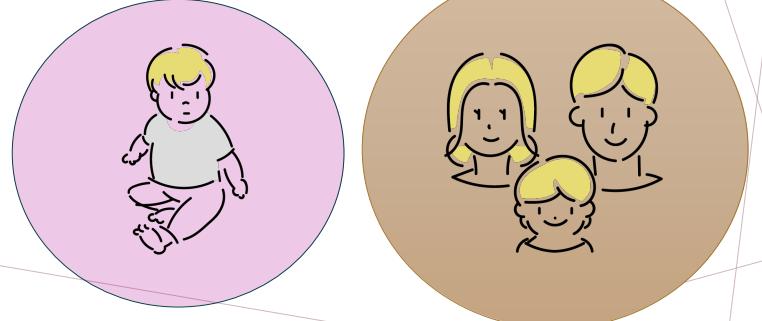


14



15

子どもの心とからだの境界線を 侵害していることが多すぎない?



16

子どもの権利条約 と児童福祉法

17



子どもは権利の主体者
保護の対象だけではない！

18

「子どもアドボカシー」

・**子どもアドボカシー**とは
子どもの権利条約に基づき、子どもが自らの考えを整理することや、意見を表明することを支援したり、本人に代わって発言すること。またその影響についても情報提供を受けられるよう権利を保障する仕組みや考え方。

アドボキット（カナダ型）やアドボケーター（日本型）

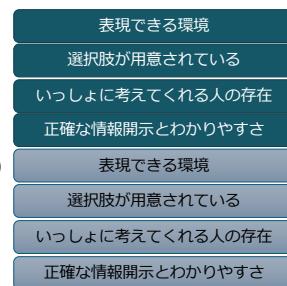
・**子どもアドボケイト**とは

子どもアドボカシーの仕組みや考え方方に則り、具体的に子どもの意見形
成支援や意見表明支援をする人、または人たち。※意見表明支援員

19

権利の主体者

- 自分の感覚で「自分」を知る（表現の自由）
- 自分で選ぶ
- 自分で決める
- その結果を知る・結果を引き受ける
- また自分の感覚で「自分」を知る（表現の自由）
- 自分で選ぶ
- 自分で決める
- その結果を知る・結果を引き受ける
- ・・・・の連続 「自分らしさ」



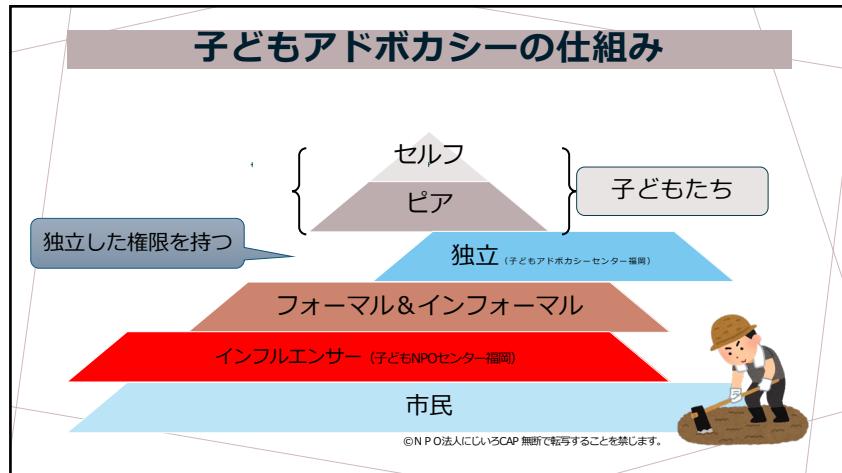
20



21



22



23

- ### だから・・
- I. 独立アドボケイトは「**その子ども**」のためだけにアドボケイトします。
 - II. 独立アドボケイトは「**その子ども**」の一部となって意見形成を支援します。
 - III. 独立アドボケイトは「**その子ども**」と共に意見表明を誰に対してするか、もしくはしないかを決めます。
 - IV. 独立アドボケイトは「**その子ども**」が望むのであれば代わりに、「**その子ども**」が選んだ対象者に対して表明をします。
 - V. 独立アドボケイトは「**その子ども**」が望むのであれば、意見表明によって起きた影響についても報告をします。

24

ただし・・

- ・独立アドボケイトであろうと、なかろうと
- ・子どもの命の安全と、犯罪に関することを知り得た場合にはその範囲ではありません。
- ・よって
- ・子どもが自らの選択と決定を主体者として選べるように事前に、「その子ども」にわかるような工夫を最大限に行い、知らせなければなりません。

25

小6女児（あやめさん）

- ・児童養護施設に入所して3年。門限時間に不満を感じている。独立アドボケイトが定期的に来ているので、活用中。
- ・夏休みにオンラインゲームで知り合った男子とショッピングモールのフードコートで初めて会う約束をした。
- ・その後、Snow Manのライブに一緒に行く。
- ・児童養護施設の職員には部活に行くと話している。
- ・部活の友達とも口裏を合わせてもらっている。

26

グループで考えてみましょう

1. あやめさんの学校の先生だったら
2. あやめさんの家族だったら
3. あやめさんの独立アドボケイトだったら

この3点で話し合ってみましょう。

27

独立アドボケイトは

葛藤の連続

28



29

自立とは 人は健康な依存先 を複数持つこと



30

194

子どもアドボケイト養成講座 プログラム 6日間・12講座

知識を学ぶだけでなく、現場で自信をもって活動できることをめざしたトレーニングプログラムです
子どもアドボケイト養成トレーナー：岡田健一さん・重永侑紀さん

実施日・会場	講座	内 容	講 師
10月10日(日) 9:30～16:30 早良市民センター		オープニング 子どもの権利擁護とアドボケイトの役割	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 理事長
	第1回 10:00～	子どもアドボカシーの枠組み 理念と原則を理解する	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第2回 13:30～	子どもの発達理解と子どもの意見表明支援	重永侑紀さん にじいろ CAP 代表理事
10月31日(日) 10:00～17:00 あすみん	第3回 10:00～	子どもの権利の理解 子どもに対する暴力の根絶をめぐる国際動向	平野裕二さん 子どもの権利条約総合研究所 運営委員
	第4回 13:00～	子どもとの関わり合いを創造するために 私の“とらわれ”に気づく	吉柳佳代子さん 表現教育家・九州大谷短期大学 准教授
11月13日(土) 9:30～16:30 あすみん	第5回 9:30～	子どもアドボカシーの実践 ロールプレイでスキルを学ぶ	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第6回 13:30～	虐待体験と発達特徴のある子どもの理解	河浦龍生さん 福岡市子ども家庭支援センターはぐはぐセンター長
11月27日(土) 9:30～16:30 あすみん	第7回 9:30～	学校で見る子どもたちの問題に向き合う スクールソーシャルワーカーの視点から	奥村賢一さん 福岡県立大学 人間社会学部 准教授
	第8回 13:30～	社会的養護の現場から考える 子どもアドボカシーの課題と取り組みについて	久佐賀眞理さん 児童養護施設シオン園 施設長
12月19日(日) 9:30～16:30 あすみん	第9回 9:30～	障がいのある子どもの意見表明を支える アドボケイトとして理解・考慮すべきこと	中村隆さん 福祉型障がい児入所施設 若久園園長
	第10回 13:30～	性暴力被害の実態と支援 子どもを取り巻く環境と	加来麻子さん 福岡犯罪被害者支援センター
1月9日(日) 9:30～16:30 あすみん	第11回 9:30～	独立アドボケイトとしての演習 ①チームでシナリオをつくる ②完成したシナリオを基にロールプレイ ③演習を通して見えたものを共有する	重永侑紀さん にじいろ CAP 代表理事 岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第12回 13:30～	クロージング 独立アドボケイトへのお誘い	大谷順子さん 子どもアドボカシーセンター福岡 専務理事

【お申込方法】 専用申込フォームからお申込ください。または QR コードからアクセスしてください。

<https://qr.paps.jp/acz6m>



申込フォームがご利用頂けない場合は、以下の事項を記載し office@cac-fukuoka.org までお送りください。

【必要事項】お名前・年代・ご所属・住所・TEL・E-mail・参加動機・これまで受講された講座

■原則全講座受講を前提とします。全日受講いただいた方には終了証をお渡しいたします。

やむを得ずご参加できない場合は YouTube で講座をご覧いただけます。

■講座の連絡などはメールで行います。添付ファイルが受信できるメールアカウントをご用意ください。

子どもアドボケイト養成講座第1回

子どもアドボカシーの枠組み 理念と原則を理解する

チャイルドライン もしもしキモチ代表理事
岡田健一

2021.10.10

© 2021 OKADA Kenichi

子どもアドボカシー養成講座



イラスト：ふわふわ。り

養成講座のねらい

[養成講座のねらい]

- ・子どもアドボケイトの活動に最低限必要なことを学ぶ
- ・子どもアドボカシーを子どもに関わる活動や業務に活かす

[独立アドボケイト採用基準]

- ・別紙参照（福岡で作成している試案）
- ・このような力を身につけていただければ

[トレーナー・研修サポーター]

- ・2名のトレーナー（重永、岡田）と、子どもアドボケイト経験者が、皆さんの学びを支援する

実施日・会場	講座	内容	講師
	オープニング	オーブニング 子どもの権利擁護とアドボケイトの役割	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 理事長
10月10日(日) 9:30～16:30 豊島市民センター	第1回 10:00～	子どもアドボカシーの枠組み 理念と原則を理解する	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第2回 13:30～	子どもの発達理解と子どもの意見表明支援	東水南紀さん にじいろCAP代表理事
10月31日(日) 10:00～17:00 あすみん	第3回 13:00～	子どもの権利の理解 子どものに対する暴力の根絶をめぐる国際動向	平野裕二さん 子どもの権利統約総合研究所 運営委員
11月13日(土) 9:30～16:30 あすみん	第4回 13:00～	子どもの間わり合いを創造するために 私の“どうわいで”気づく	吉柳佳代子さん 表現教育家、九州大谷短期大学 准教授
11月27日(土) 9:30～16:30 あすみん	第5回 9:30～	子どもアドボカシーの実践 ロールプレイでスキルを学ぶ	岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第6回 13:30～	虐待体験と発達特徴のある子どもの理解	河瀬龍生さん 福岡市子ども家庭支援センターはぐくセンター長
12月19日(日) 9:30～16:30 あすみん	第7回 9:30～	学校で見る子どもの問題に向き合う スクールソーシャルワーカーの視点から	奥村翼一さん 福岡県立大学 人間社会学部 准教授
	第8回 13:30～	社会的養護の現場から考える 子どもアドボカシーの課題と取り組みについて	久佐賀真理さん 児童養護施設シオン園 施設長
1月9日(日) 9:30～16:30 あすみん	第9回 9:30～	障がいのある子どもの意見表明を支える アドボケイトとして理解・考慮すべきこと	中村隆さん 福祉行政がい児入所施設 若久終園 園長
	第10回 13:30～	性暴力被害の実態と支援 子どもの取り巻き環境と	加来麻子さん 福岡犯罪被害者支援センター
1月9日(日) 9:30～16:30 あすみん	第11回 9:30～	独立アドボケイトとしての練習 ①チームでシナリオをつくる ②完成したシナリオを基にロールプレイ ③演習を通して見えたものを共有する	重永佑紀さん にじいろCAP 代表理事
	第12回 13:30～		岡田健一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	クロージング	独立アドボケイトへのお誘い	大谷順子さん 子どもアドボカシーセンター福岡 専務理事

子どもアドボカシーの理念



子どもアドボカシーの理念 1

[子どもの権利条約]

- ・1989年に国連で採抲。1994年に日本が批准。2016年に児童福祉法に反映
- ・子どものことを考えるとときは、「子どもの最善の利益」を第一に考える
- ・子どもは、「守られる対象」であると同時に「権利の主体」
- ・「権利の主体」なので、自分に関することが決まるときに、自分の意見が尊重される（参加する権利）
- ・参加するためには、安心して自由に意見が言えることが必要（意見表明権）

子どもアドボカシーの理念2

[意見表明権の保障]

- ・大人と子どもでは、力の差が大きい
- ・大きな力の差がある場所では、自由に話すことが難しくなる
- ・子どもに寄り添い、子どもの力を支え（エンパワメント）、子どもが意見表明するのを手助けする人が必要
- ・「生活を支える」、「教育をする」、「最善の利益に責任を持つ」など、別の目的を持っている人では、その役割を十分に担えないことがある
- ・そのため、意見表明権の保障のみに特化し、それ以外の目的を持たない（=独立性がある）専門職が欲しい
→子どもアドボケイト（独立アドボケイト）

子どもアドボカシーの理念3

[2種類のアドボカシー]

- A.システムアドボカシー
 - ・制度や法律など、世の中の仕組みに働きかけ、より当事者の声が反映された世の中を目指す
 - 子どもコミッショナー
- B.個別アドボカシー
 - ・困った状況にある一人の子どもに寄り添い、その子の希望に基づき周りの大人に働きかけ、その子の意見表明権・参加する権利を保障していく
 - 子どもの周りにいる大人など（保護者、教師など）
 - 子どもアドボケイト（独立アドボケイト）

日本における子どもアドボカシー

[制度化]

- ・社会的養護にある子どもを対象に、個別アドボカシーの制度を創設しようとしているところ（2023年度開始？）

[アドボカシーに関するガイドライン案]

- ・「子ども意見表明支援員」
- ・「意見形成支援」と「意見表明支援」



アドボカシージグゾー



様々な専門家の行動原理

[子どもアドボケイト（独立アドボケイト）]

- ・意見表明権（参加する権利の保障につながる）

[教師]

- ・教育（人格の完成と心身ともに健康な国民の育成）

[児童養護施設職員]

- ・養護（生活面の支援）と自立のための援助

[ケースワーカー・ソーシャルワーカー]

- ・子どもの最善の利益

[心理カウンセラー]

- ・心理的援助

子どもアドボカシーの原則



子どもアドボカシーの原則 1

[エンパワメント]

- ・その人の中にある力（パワー）を発見し、その力が發揮されるようにすること
- ・「力のある支援者が、相手（被支援者）を救済する」という考え方とは違う関わり方
- ・その人が「自分の力で達成できた！」と感じるとき、自信を感じながら、より生き生きと主体的に生きることができる
- ・相手に対して「～してあげた」と話す時は、自分がどのような思いで相手と関わっているのか見直すこと

子どもアドボカシーの原則 2

[子ども中心]

- ・以前は、子どもは「保護される対象」と考えられていた
- ・現在は、「主体的参加者」でもあると考えられるようになった
- ・「子どもの人生がどうなっていくか、その子本人が決める」
- ・独立アドボケイトが行う意見表明支援は、子どもの明示された意志によって行われるのが原則
- ・独立アドボケイト自身の考えで動くことはしない

子どもアドボカシーの原則 3

[独立性]

- ・子どもの生活上の関係者（保護者、教員、施設職員、児童相談所職員など）は、「教育をする」、「最善の利益に責任を持つ」など、アドボカシー以外の役割（目的）をもっているため、アドボカシーに徹することが難しいことがある
- ・子どもアドボケイト（独立アドボケイト）は、それらの役割から独立していることで、子どもの意見表明権の保障だけを考えて行動できる
- ・現実には、独立アドボケイトへの謝礼や給料の出どころに付度する圧力が生じるが、そこからなるべく距離を置くことが大切

子どもアドボカシーの原則 4

[守秘]

- ・秘密が守られることで、子どもは安心して話すことができる
- ・ただし、命に関わること（児童虐待を含む）、犯罪に関わることは、倫理面や法律面から、秘密にするわけにはいかない
- ・信頼を失わないよう、最初に守秘義務の例外について説明しておく
- ・面談終了後に誰かに何かを伝える手伝いをする場合は、どの気持ちをどのような方法や言葉で伝えるのか、子どもと具体的に打ち合わせ、「それは言って欲しくなかった」ということが生じないようにする

子どもアドボカシーの原則 5

[平等]

- ・子どもの属性（性別、人種、障害の有無、非行歴の有無、性格など）によって、子どもアドボカシーサービスを受けることができるかどうか、差別しない
- ・日本では、社会的養護の子どもたちから子どもアドボカシーが制度化されていくが、平等にどの子にでもアドボカシーサービスが提供されるようにしていく必要がある

子どもアドボカシーの原則 6

[子どもの参画]

- ・子どもアドボカシーの制度自体にも、子どもの参加（意見の反映）が行われる必要がある
- ・イギリスでは、子どもを対象とした支援者になるためには、子どもによる面接が必要とされている
- ・アドボカシーの制度設計でも、子どもの意見聴取が行われている

アドボカシーのジレンマ1

【言葉での意志表示が難しい場合】

- ・「独立アドボケイトが行う意見表明支援は、子どもの明示された意志によって行われるのが原則」
- ・しかし、以下のようなケースでは、自分の意志を明示的に表現することが難しい
 - ・自分で自分の気持ちが掴めない、うまく言葉にできない
 - ・乳児や幼児で、言葉をうまく使うことが難しい
 - ・障害があって言葉が十分に話せない、コミュニケーションが成立しにくい
- ・そのようなケースでは、子どもアドボカシーをどのように考えれば良いか?



アドボカシーのジレンマ

ワーク

アドボカシーのジレンマ1

【グループワークお題】

- ・言葉での意志表示が難しい場合に、子どもアドボカシーをどのように考えれば良いか、グループで話し合ってみてください

[手順]

1. 自分ならどう考えるか、自分の意見をまとめる
2. グループに分かれて、お互いに意見を伝え合う
3. 全体で共有する

[ルール]

- ・お互いの意見を尊重する
- ・時間をみんなで分かち合う
- ・プライバシーに配慮する

解説

アドボカシーのジレンマ1

【言葉での意志表示が難しい場合】

- ・「意見表明支援は、子どもの明示された意志によって行われる」という原則（子ども中心の原則）は、アドボケイトの主觀によって子どもの人生を決めてしまわないために大切
- ・ただし、「明示された意志」を表現することが困難な子どもには、このルールでは対応できない
- ・アドボケイトの主觀が入りにくく、なるべく忠実に子どもの意志を反映するため「非指示的アドボカシー」が考案されている
- ・非指示的アプローチの例
 - ・人間中心アプローチ、人権基盤アプローチ、観察アプローチ

アドボカシーのジレンマ2

【守秘義務を守れないとき】

- ・子どもが安心して自分の本音を話せるためには、秘密を守ることが重要
- ・しかし、命に関わること（児童虐待を含む）、犯罪に関わることは、倫理面や法律面から、秘密にするわけにはいかない
- ・実際の現場では、子どもが話したある出来事が「命に関わること」、「犯罪に関わること」に当たはまるのかどうか、悩むことは多い
- ・また、当たはまると判断した場合に、どのようにするのかも悩むところ

ワーク

アドボカシーのジレンマ2

【グループワークお題】

- ・次のスライドのような事例では、どのように判断し、子どもにはどう対応するのか、グループで話し合ってみてください

[手順]

1. 自分ならどう考えるか、自分の意見をまとめる
2. グループに分かれて、お互いに意見を伝え合う
3. 全体で共有する

[ルール]

- ・お互いの意見を尊重する
- ・時間をみんなで分かち合う
- ・プライバシーに配慮する

アドボカシーのジレンマ2

ワーク

[アドボカシーのジレンマ2事例]

- ・フクちゃんは、11歳の女の子で、児童養護施設にいる
- ・あなたは、定期的に施設に訪問する子どもアドボケイトで、今回初めて、フクちゃんから「話がある」と声をかけられた
- ・フクちゃんはあなたに太もものアザを見せて、「先週やったきた中学生の子に叩かれた」と話す。「職員さんは多分気づいているけれど、気づいていないフリをしている」とのこと
- ・「もしアドボケイトがこのことを話したら、中学生の子が怒られてもっと激しく仕返しされるかもしれないから、誰にも言わないで欲しい。秘密にして欲しい」と言う

解説

アドボカシーのジレンマ2

[守秘義務を守れないとき]

- ・どのような文脈の中で語られたことなのかをよく考える
- ・守秘義務を守れないと判断したときでも、一方的に動き出すのではなく、子どもに状況を丁寧に説明し、合意してもらう
- ・判断に迷う時には、その場では判断できないことを伝え、事後にスーパーバイザーに相談する

導入のロールプレイ



訪問アドボカシーの実際

- ・実際に子どもアドボケイトとして訪問アドボカシーを実践している方に、訪問アドボカシーの実際を実演してもらう
- ・実演を見ていただいた後、実際に訪問アドボカシーの導入部分を実際にロールプレイする

訪問アドボカシーの手順

[面談前]

- ・面談状況の把握（アドボケイトと会うことになった経緯）

[面談中]

1. あいさつ・自己紹介
2. 経緯と目標、枠組みの説明
3. アドボケイトの役割説明
 - ・（必要なら緊張をほぐすための遊びや雑談）
4. お話を聞く
5. 今後についての打ち合わせ

[面談後]

- ・子どもとの打ち合わせに基づき、必要なら行動する

導入のロールプレイ

[手順]

1. ペアを作る
2. 先にアドボケイト役をする人、後でアドボケイト役をする人を決める
3. 子ども役が状況を決めて、アドボケイト役に伝える
4. ロールプレイを行う
5. 感想を話し合う
 - ・子ども役として感じたこと（よかった点、もう少しこうして欲しいと感じた点など）
 - ・アドボケイト役をして感じたこと

今後に向けての課題

今後に向けての課題



[レポート課題]

- ・（子どもと）話をするときの自分の様子を振り返り、特徴を言葉にして下さい。また、今後どのようになっていきたいか、考えてみて下さい。

[説明]

- ・子どもアドボケイトには、子どものお話を聴けるためのスキルが必要 →養成講座の中でも練習を行う
- ・自分が会話するときの特徴を自覚していることが、自分の話し方、聞き方のスキルアップの土台となる
- ・まずは、自分の話し方、聞き方の特徴と、今後どのようになって行きたいかを考えてみてください

ご協力ありがとうございました！



子どもの発達理解と 意見表明支援

2021年度 子どもアドボカシーセンター福岡

専門講座 第2講義

子どもNPOセンター福岡代表理事

にじいろCAP代表理事

CAPセンター・JAPAN・トレーナー 重永侑紀



1.子どもの発達理解

アタッチメントの発達 (人間関係の調整力の育ち)

X発達とは

成長

- ・遺伝的プログラムに基づいて成長する発達

学習

- ・経験による発達
- ・教育による発達



子どもの発達

運動発達

言語発達

認知および社会的/情緒的発達

性的発達

アタッチメントの発達 Attachment

4

アタッチメントの発達

Attachment formation

アタッチメント (Attachment)

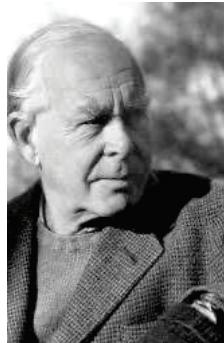
人が社会で円滑に生活するために、人と社会に対して根拠なく、信じ頼れる力を形成するものとなるもの。



5

John - Bowlby

・愛着理論 (Attachment theory) は、心理学、進化学、生態学における概念であり、人と人との親密さを表現しようとする愛着行動についての理論である。子どもは社会的、精神的発達を正常に行うために、少なくとも一人の養育者と親密な関係を維持しなければならず、それが無ければ、子供は社会的、心理学的な問題を抱えるようになる。愛着理論は、心理学者であり精神分析学者でもあるジョン・ボウルビィによって確立された。

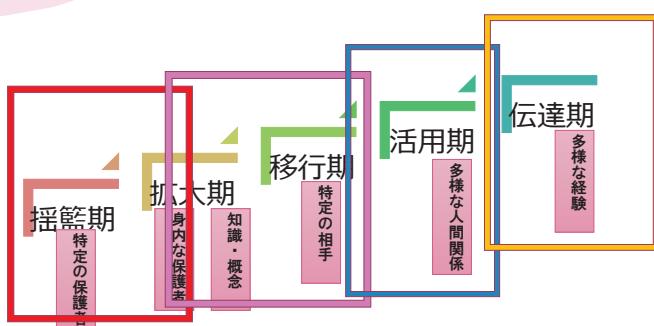


愛着？！は愛情の深さとは違う！

・attachmentとは

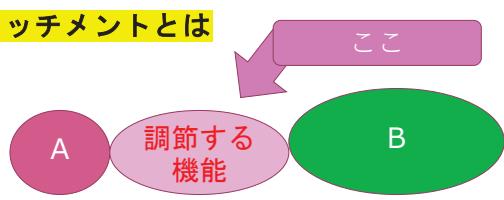
1つは「付着、連結、添付書類、留め具、取り付け具」などの意味で、けつこう広範囲の「取り付けられたもの」または「取り付けるための道具」を指します。

アタッチメント理論からみた生涯発達



人間はアタッチメントを発達させる

・アタッチメントとは



アタッチメントの発達

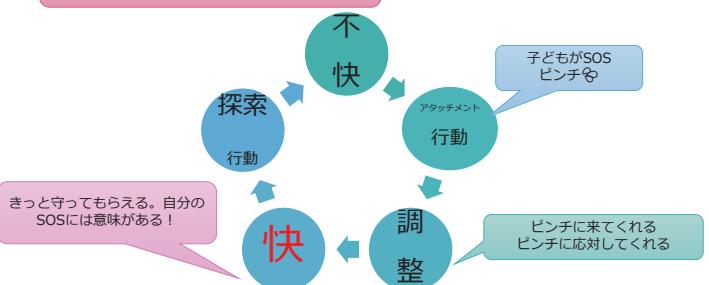
生理的早産

(脆弱さ=vulnerability)を抱えて生まれてくる人間



まずは1年～1年半

ホメオスタシス（恒常性）の形成



アタッチメントの発達

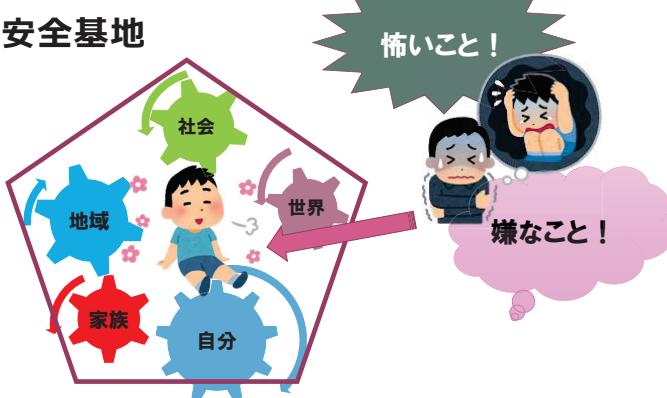


家族を基本にさまざまな人たちに援助され
自律（練習期間）

自分で自分のことをコントロールできるよう^うに援助し習慣化すること

アタッチメントは
時間軸に影響する

心の安全基地



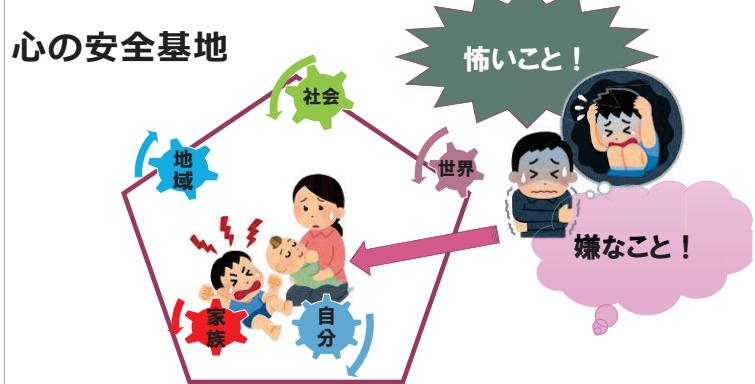
アタッチメントの発達

- ・アタッチメントとは

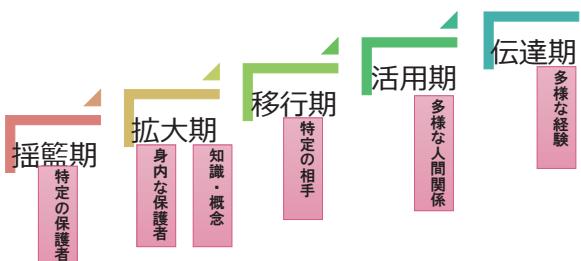
★6歳～10歳で養育者の調節援助機能が子どもに内在化される。(内的ワーキングモデル)
これが倫理観や道徳心・道徳意識に転換



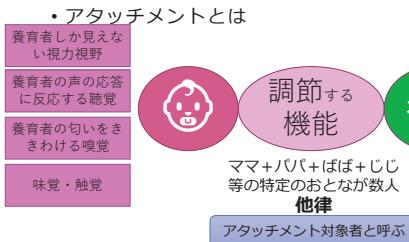
家族を基本にさまざまな人たちに援助され
自律（練習期間）
そして自立への準備



アタッチメント理論からみた生涯発達



アタッチメントの発達



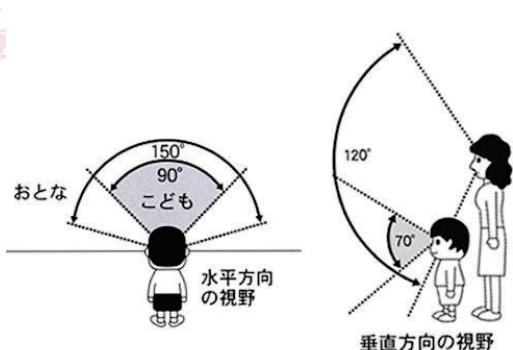
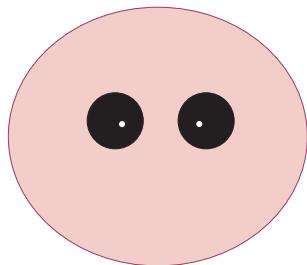
- 子どもの不快を快に調節する
- 子どものタイミングで
- 言葉かけ
声
リズム
タッチ

視力 0.02 の世界



• <https://yukawanet.com/archives/5164573.html>

フォーカス



（参考）区ホームページ「[子どもの事故防止](#)」

乳幼児期の特性理解

- ・アタッチメント形成ができやすいように、子どもの発達段階がある。



- 安心な人の臭いを嗅ぎ分ける。
- 目と目を合わせて安心を覚える。
- 安心な人の声を聞く。
- 安全な味を覚えてる。
- 安心な触り方を覚える。

この世の中は、自分を中心に回っている！



乳幼児期の子どもの発達と子育て支援

- ・遊び（探索活動・好奇心を満たす）という学習は、楽しさと安心感が大事

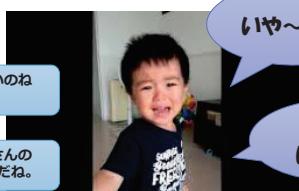


乳幼児期の子どもの発達と子育て支援

- ・魔の2才児？！

いやね～。あっちがいいのね
(^_^)

タカちゃんは、アヒルさんの
おもちゃがほしかったんだね。



いや～！！

あっちが
いい～！

() の言語化

いやいや期の「いや」は、一生もの



乳幼児期の子どもの発達と子育て支援



幼児期の()



内的ワーキングモデル

幼児期の特性理解

「はじめてのおつかい」

負荷 1：ひとりで行く

負荷 2：初めて

負荷 3：暗くなり始める

負荷 4：3つ以上のタスク

負荷 5：コントロールできないヤツ



乳幼児期の子どもの発達と子育て支援



- さまざまな体験をアタッチメント対象者とともに繰り返す中で、具体的だった「アタッチメント対象者」が、「**内的ワーキングモデル**」となり、実際にはそばにいないのに勝手に動きしゃべり、気もちと行動を整える手助けをしてくれるようになる。

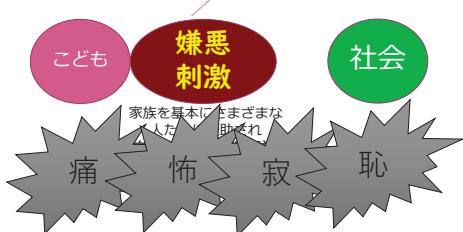
2. 意見表明権

2. 意見表明も練習（トレーニング）

アタッチメントの発達を阻害する「嫌悪刺激」

- アタッチメントとは

★自己コントロールができない
攻撃的 反社会的 無差別愛着に…



Maltreatment

Child abuse

子どもに「してはいけないこと」をすること

Neglect

子どもに必要なものを「与えないこと」

アタッチメント形成を難しくする行為

CAPピタ・JAPAN
子どもへの暴力防止基礎講座資料より

	乳児期	幼児期	学齢期	思春期
脅迫	からかう 怖がらせる 子どもの行動に予想できない 極端な反応を返す	(幽霊、怪獣など)言葉で脅かす 厳しくしては激怒することを頻繁に繰り返す	子どもの成果を認めず、日常的に批判を繰り返す 首尾一貫しない感情的態度を示す 人間関係のルールをしばしば変更する 困難のどちらが好きかを選ばせる	個人的な秘密、たとえば好きな人のことや夜尿などを人前でばらすと脅したり、人前で子どもを上方にしたりする
拒否	遺棄 笑顔や言葉を返さない	家族の外出に連れて行かない 仲良くなじむことを子どもから離さない 子どもを家族と引き離す	「ばかり」「怪物」といったレッテル貼り 子どもの成長を過小評価する 子どものなかで一人だけ特異性にする 家族の中で一人だけ特異性にする	子どもも扱いすぎる 10代の子どもに対して、言葉で侮辱したり過剰に批判したりする 家から追い出される
無視	子どもが自発的に発した言葉に応えない 対遇により獲得した能力に気が付かない	子どもと話そうとしない 長い時間、監督者なしで放置する	家族の誰かによる攻撃から保護しない 学校などからの連絡に关心を示さない 子どもから力を貸してほしいと頼まれて行動しない	子どもの活動や関心事を話題にしない 10代の子どもに対するべき愛情をほかの関係に振り向ける
孤立化	長時間にわたって放置する 子どものために持つ第三者を近づけない	家族以外の関係を持とうとする ことを罰する 人と交わろうとしないことを褒める	学校に行かせない ほのかの子と遊ばせない 家に連れてこさせない	クラブや課外活動に参加させない (パートなど)正常な交友を罰する 子守りや家事をさせるために家から出さない
不道徳	口腔性交、薬物依存など、通常もない行為を強要する	攻撃的行動を奨励する 年長者と性行為をさせる	子どもを刷り動かして他人を攻撃させ 無理やりボルノを見せる 性的な行為を強要する 成人と性行為をさせる	買春の相手をさせる 非行や攻撃的行為を援助する 薬物やアルコールの乱用、人身売買、反社会行為を奨励する

34

暴力はどこでも起きる

- どこでも起きる
- 最も多いのは家族、家庭の中
- 知らない人から傷つけられるのではなく知人からが圧倒的に多い
- 知らない人に気をつけろ、は神話

あたかも真実かのように信じられている思い込み

圧倒的な力の不均衡が存在

水が上から下に流れるかのように
必ず上から下に向かう

- 力の不均衡を固定化するために、暴力が用いられる。
- 暴力は、支配のために用いられる手段。
- 特権、秘密、嘘、見逃し、隠蔽が必ず存在する。
- 沈黙の共謀（サンドラ・バトラー）

沈黙の共謀

- 誰にもいうなよ、という加害者が強いる沈黙
- 被害者が守ろうとする沈黙
- そして被害者が語れない環境を温存している社会全体が培養する沈黙

圧倒的多数者である
者

暴力は沈黙を強いるもの

- だから沈黙を守ろうとする身内を狙う
- だから誰からも信じてもらえないだろうと思われる子どもを狙う
- 少しづつ境界線を侵してくる
- だから話しづらい性暴力を用いる

性 + 暴力 = 性暴力

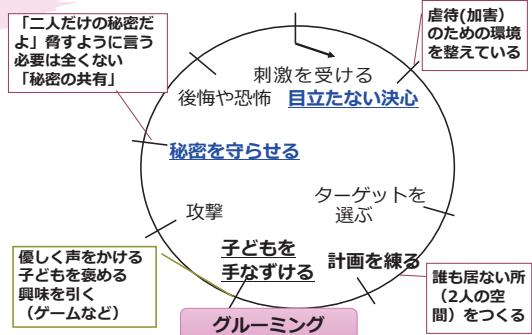
- 人に話しづらい
- 自分の身体なのに名前すら言えない・知らされていない
- 暴力は被害者が恥意識を持つ・罪悪感を持つ・自分が悪かったと自分を責める

暴力には常に神話が伴う

- ・知らない人から受けるもの？
- ・飲んだくれ、生活困窮者、性的欲求が強い人？！
- ・立派な職業の人に加害者はいない？！
- ・男性、男子は性被害を受けない？！

性暴力は沈黙を強いるための〇〇であって
性的関心ではない！支配のための〇〇！

加害者の虐待サイクル



訪問型独立アドボケイトの存在は 支配構造を変える手段

- ・だからこそ必要
- ・だからこそ抵抗される
- ・だからこそ制度化される必要がある

子どもの権利であって
暴露のために子どもを
用いるのは_____

性的虐待順応症候群 ローランド・サミット

第1段階	性的虐待の事実を秘密にしようとする
第2段階	自分には状況を変えることはできない、という無力感
第3段階	加害者、あるいはまわりの大人的期待、要請にあわせよう、順応しようとする
第4段階	暴行を受けたことをなかなか認めない、あるいは事実関係が矛盾する証言をする。
第5段階	暴行されたと認めたあとで、その事実を取り消す。

その心理的動機は、罪悪感、加害者や家族に何が起こるかという不安、
性的虐待を受けたことが立証された自分への恐れ。

加害者の4つの前提条件

デービット・フィンケルフォー



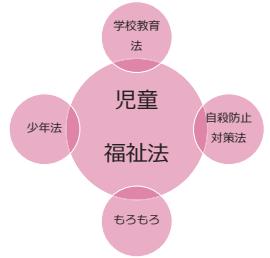
聞こえにくい声を聞こえるようにする アドボカシー



聞こえにくい声を聞こえるようにする アドボカシー

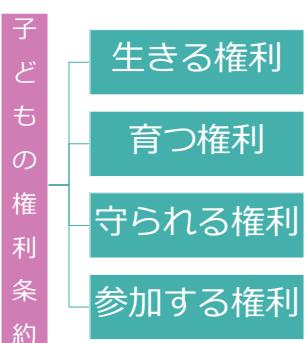


子ども=児童（18歳に満たない者）



子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。



2. 意見表明支援

意見表明も練習（トレーニング）

ロールプレイでレッスン～その1～

- ・独立アドボケイトの役をしてください。
- ・当事者の中学生女子サラさんと独立アドボケイト、友達の2人
- ・友達2人に対してサラさんは、独立アドボケイトがくる会場に友達二人とやってきました。

ロールプレイでレッスン～その2～

- ・友達役のうち、さらに一人がSSW役に転じてください。
- ・サラさんは弟のことを心配してくれているSSWに自分で状況を訴えたいと思いました。
- ・今まで母の「誰にも迷惑をかけたくない」という意地をよく理解していたために、言えなかった経済的困窮の状態について、サラさんと共に伝えようと思います。
- ・サラさんは独立アドボケイトにそばにいて欲しいと要望しました。
- ・独立アドボケイト役+SSW役+サラさん+観察者の4人でロールプレイをしましょう。



表示用

子どもアドボケイト養成講座 第5回

子どもアドボカシーの実践

ロールプレイでスキルを学ぶ

チャイルドライン「もしもししキモチ」 代表理事
岡田健一（臨床心理士）



イラスト：ふわふわ。り

© 2021 OKADA Kenichi

2021.11.13

第1講座のフィードバック



第1講座より レポートからの質問

- 実演では、確認事項をホワイトボードに記入し終了時に消していた。秘密が守られることを子どもに理解してもらうために重要な手法だと思う一方、面接内容をきちんと遂行するために、正確に記録しておくことも大事と思う。面接内容を忘れないための工夫を教えて欲しい
- 「自分が施設に入った経緯を知りたい」という意見を施設に表明した場合、施設側が子どもに説明したか等のフォローは、子どもとの面談を通じて行う以外にもあるのか？
- 導入の秘密保持の説明部分は、心理士が子どもに伝えるものと似ていると感じたが、心理士との棲み分けや役割分担の明確化をどう考えるか？それを、子どもや施設職員等にどのように伝えているか？
- 子どもが思いもよらない話をして自分が内心で戸惑ってしまったとき、どのような態度・言葉で接すればいいのか？

第1講座より 自分の話の聴き方の特徴 1

第1講座の課題では、自分の話の聴き方の特徴を振り返るとともに、今後どうなっていきたいか考えてもらった

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 1. 視線を合わせる（かがむ） | 7. 気楽に話せる雰囲気をつくる |
| 2. えがおで話す | 8. 自分の感情や価値観で子どもを見ないように心がける |
| 3. ゆっくり話す | 9. 正面ではなく斜めか横に座る |
| 4. 難しい言葉を避ける | 10. 肯定的な部分を反復して返していく |
| 5. 1人の人間として尊重するため子ども扱いの話し方にならないようする | |
| 6. ユーモアを持って接する | |

第1講座より 自分の話の聴き方の特徴 2

- | | |
|-----------------------------|--|
| 11.話を聞くことが嬉しい気持ちが全面に出ている | 16.急がせてしまう |
| 12.リアクションが大きい | 17.事前情報にとらわれる |
| 13.時間に追われて表現を待つことが難しいことも | 18.テンションが高くなる（話させる圧力になるかも） |
| 14.嫌な大人だと思われたくないという気持ちが出てくる | 19.伝えなきゃいけないことを伝え終わるまで、相手の様子を観察する余裕がない |
| 15.解決してあげようと先走る | 20.多少操作的に返答する |

- 自分の聞き方や話し方の特徴を掴み（自己理解）、その場での応答を振り返り（省察）、次に繋げていく（資質向上・成長）

はじめに



第5講座のねらい

- 意見形成支援・意見表明支援を行う子どもアドボケイト（子ども意見表明支援員）の資質としては、信頼関係構築と傾聴、今後の打ち合わせが鍵になると思われる
- 第5講座では、子どもとの面談で必要な「a.導入」、「b.傾聴」、「c.今後の打ち合わせ」のスキル（技術）について学ぶ

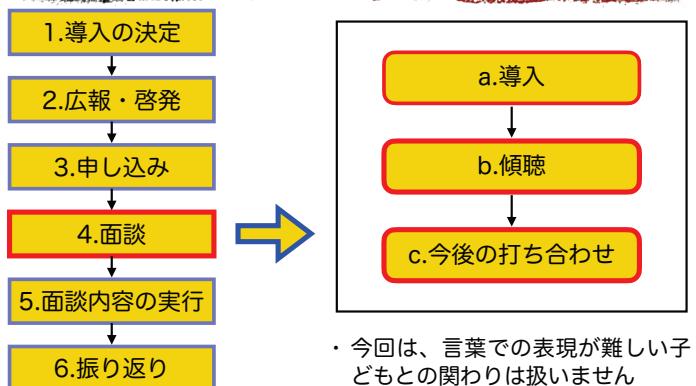


[基本資料]

- アドボカシーに関するガイドライン案.
- https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_7_2.pdf

実施日・会場	講座	内容	講 師
10月10日(日) 9:30~16:30 平泉町市民センター	第1回 10:00~	オープニング 子どもの権利擁護とアドボケイトの役割 子どもの権利カウンセラーの紹介 理念と原則を理解する	安孫子健輔さん 子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 岡田圭一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第2回 13:30~	子どもの発達理解と子どもの意見表明支援	重永裕紀さん にいら CAP 代表理事
10月31日(日) 10:00~17:00 あすみん	第3回 10:00~	子どもの権利の理解 子どもに対する暴力の根絶をめぐる国際動向	平野裕二さん 子どもの権利条約総合研究所 連帯委員
	第4回 13:30~	子どもとの開かわり合いを創造するために お話し会	吉柳英代さん 医療社会科専攻科准教授 医療社会科専攻科准教授
11月13日(土) 9:30~16:30 あすみん	第5回 13:30~	子どもアドボカシーの実践 ロールプレイでスキルを学ぶ	岡田圭一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第6回 13:30~	虐待体験と差違特徴のある子どもの理解	河浦健生さん 福岡市子ども家庭支援センターはぐせセンター長
11月27日(土) 9:30~16:30 あすみん	第7回 9:30~	学校で見る子どもの問題に向き合う スクールソーシャルワーカーの視点から	奥村寛一さん 福岡県立大学 人間社会学部 准教授
	第8回 13:30~	社会的養護の現場から考える 子どもアドボカシーの課題と取り組みについて	久佐賀真理子さん 児童養護施設シオン園 施設長
12月19日(日) 9:30~16:30 あすみん	第9回 9:30~	障がいのある子どもの意見表明を支える アドボケイトとして理解・考慮すべきこと	中村謙さん 福祉型障がい児入所施設 若久園 園長
	第10回 13:30~	性暴力被害の実態と支援 子どもを取り巻く環境と	加来麻子さん 福岡犯罪被害者支援センター
1月9日(日) 9:30~16:30 あすみん	第11回 9:30~	独立アドボケイトとしての演習 ①チームでシナリオをつくる ②完成したシナリオを基にロールプレイ ③演習を通して見えたもの共有する	重永裕紀さん にいら CAP 代表理事 岡田圭一さん チャイルドライン「もしもしキモチ」代表理事
	第12回 13:30~	クイズシング 独立アドボケイトへのお説	大谷穂子さん 子どもアドボカシーセンター福岡 専務理事

第5講座の位置づけ



信頼関係につながる導入



子どもアドボケイトの特徴

- ・子どもアドボケイトは、身近な存在でないことや利害関係がないことが特徴
- 〔身近な存在でない〕
 - ・○普段の生活の中では接点がないため、シンプルな関係でいられる
 - ・×ゼロから関係を作る必要がある
- 〔利害関係がない〕
 - ・×親や職員は子どもに対して、「母親の味方をして欲しい」、「早く着替えてほしい」などの希望を持っており（利害関係）、大人の都合を優先してしまったり、子どもが大人の顔色を伺う
 - ・○子どもアドボケイトは、「意見表明を手伝う」以外の利害関係がないので、子どもが大人の顔色を伺うことは生じにくい

（参考）職員等との関係 1

- ・制度的アドボカシーの担い手（施設職員、里親、児童相談所職員など。以下「職員等」）にとって、独立アドボカシーや子どもアドボケイトをどう考えるかは、デリケートな問題
 - ・「今まで特に不満が出てこなかったのに、子どもアドボケイトがやってきたせいで不満が噴出した」
 - ・「支援者である自分には話してくれなかったことを、子どもアドボケイトに話したのがショック」
- ・独立アドボカシーの特徴、子どもアドボケイトの立場だからできることを理解しておくことは、今後、職員等が子どもアドボケイトを活用する時に大事になってくる

（参考）職員等との関係 2

- 〔職員等にとっての独立アドボカシーの意味〕
 - ・その人の熱意や技術ではなく、立場によっても、子どもが話せる内容は変化する。そのため、子どもの意見を尊重したくても、立場上聞けない部分、我慢させてしまう部分が出てくる
 - ・独立アドボカシーを活用すれば、通常では手に入りにくい情報を知る機会が増え、職員等の本来の目的（養育/教育/養護/最善の利益/心理援助等）をより高レベルで達成できるようになる
 - ・子どもアドボケイトは、職員等に「子どもはこう思っているからその通りにしてあげてください」と命令する存在ではない
 - ・子どもアドボケイトの成否は、職員等が独立アドボカシーを適切に理解し、活用できるかにもかかっている

信頼関係の基礎

- 〔子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準〕
 - ・基準1 アドボカシーは、子どもの意見と願いによって導かれる
 - ・基準6 アドボカシーは子どものためだけに行われる
 - ・基準7 アドボカシーサービスは高レベルの守秘を行い、子ども、他の機関が守秘に関する方針を知ることができるようにする
 - ・上記の基準や、アドボカシーの6原則（エンパワメント/子ども中心/独立性/守秘/平等/子どもの参画）を満たしていくことが、信頼関係の基礎となる
- イングランド保健省(2002)

導入の目的

- ・面談の導入部分では、以下のようなことが目的となる
 - ・安全・安心な場だと感じてもらう
 - ・話せる信頼関係をつくる
 - ・必要な情報を伝え、理解してもらう
 - ・子どもの権利
 - ・子どもアドボカシーと子どもアドボケイト
 - ・守秘義務とその限界
 - ・面談の目的

導入の流れ（例）

- 1.自己紹介と雰囲気作り
 - ・名前を伝え、話しやすい雰囲気を作る
- 2.子どもの権利やアドボカシーの説明
 - ・目的を明らかにし、アドボケイトの利害を明確にする
 - ・子どもの権利とアドボケイトの役割を、子どもにイメージできるように伝える
 - ・独立性や秘密保持の説明も、安心感をもたらす
- 3.一緒に楽しい気持ちになれる時間を過ごす
 - ・幼い子の場合、必要に応じて、関係づくりのために遊びを取り入れることもある

導入口ールプレイ

ワーク

[グループワーク]

- 1.ペアになる
 - ・先にアドボケイト役をする人（後で子ども役）と後でアドボケイト役をする人を決める
 - ・ロールプレイの状況は子ども役が決める
- 2.導入のロールプレイを行う（1回目）
 - ・振り返りをする（1回目）
- 3.導入のロールプレイを行う（2回目）
 - ・振り返りをする（2回目）

※2つのペアに1名ほど、アドボケイト経験者がつきます

受け止める コミュニケーション（傾聴）



こころのモヤモヤの出方



- 1.行動化
- 2.身体化
- 3.習癖化
- 4.性格化
- 5.言語化
- 6.象徴化

※言語化がコミュニケーションにとっても役立つ

傾聴とは？

- ・相手の話に興味を持ち、自分の考えや思いを挟まず、相手の気持ちに共感しようとしてながら話に耳を傾けることを、傾聴という
- ・話したい気持ちがある人を受け止めるのに最適な方法
- ・傾聴するだけで、相手は自分がどう感じているか、自覚できるようになる（意見形成支援）
 1. 聴き手は何でも受け止めてくれる
 2. どう思われるか気にしなくてよくなる
 3. 自分の気持ちに注意を向けられる
 4. 自分の気持ちが言葉になりやすくなる
- ・具体的には、「相づち」と「理解の確認（伝え返し）」が中心となる

傾聴のポイント

- 途中で遮らず、最後まで相手のペースに合わせて、相手の話を聞くことを聞く
- 気持ちに注目し、否定せず、たとえネガティブなものであっても「相手の気持ち」として受け止める
- 自分の考えや「常識」は保留し、相手なりの言い分を相手の立場から理解する
- わかった気にならず、所々で自分の理解が合っているか丁寧に確認する（理解の確認=伝え返し）
- 腹が立っても、それは自分の気持ちなのでこだわらない。傾聴は相手の気持ちに注目し続ける
- 話をリードせず、相手が進んだ分だけついていくイメージ

受け止めるコミュニケーション1

- 傾聴を使った受け止めるコミュニケーションは、以下の1～3の繰り返しになる
- 表現を通して、相手の感情・感じ・考えを想像していく

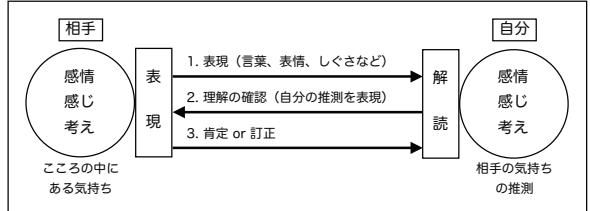


図 受け止めるコミュニケーション

受け止めるコミュニケーション2

- あいづちをしながら、耳を傾ける
- 話の区切りで、「～ということなのですね」と、自分が受け取った話の内容の大変な部分をコンパクトに伝え返し、自分の理解が合っているか確認する
- 合っていれば、「うん、それでね～」と話が続く。ずれていれば、訂正してもらえるので、「あ、～ってことなのですね」と、再度自分の理解を伝え返し、確認する
 - 伝え返しに「うん」と肯定がくるが、それ以上話が出てこなければ、ひとまず相手が話したいことは話せた状態（一区切り）
 - 一区切りになれば、ちょっとした質問や、話を聴いての感想を伝えることができる

著作権に配慮し、漫画
は削除しています

漫画から学ぶ聞き方1

- 子どもアドボカシーに必要な聞き方は、「アドバイス」ではなく、「気持ちを受け止める」こと
- 親身に話を聞いてもらえると話したいことが話せ、スッキリする

（出典）明橋大二・太田知子(2005):子育て
ハッピーアドバイス. 1万年堂出版. p.35

漫画から学ぶ聞き方2

- 著作権に配慮し、漫画
は削除しています
- 気持ちに対し、状況が改善される（とこちらが感じる）アドバイスを行うと、やりとりはうまくいかない
 - こちらの応答が正しいかが問われているわけではない
 - 相手の気持ちにすっと入り、話してみようと思ってもらえることが問われている

（出典）明橋大二・太田知子(2005):子育て
ハッピーアドバイス. 1万年堂出版. p.44

漫画から学ぶ聞き方3

- 著作権に配慮し、漫画
は削除しています
- 先ほどの場面なら、このような応答の方が、相手の気持ちにすっと入っていく

（出典）明橋大二・太田知子(2005):子育て
ハッピーアドバイス. 1万年堂出版. p.40

応答のトレーニング



応答の技術（スキル）

- 以下の4つの応答の技術を習得すれば、受け止めるコミュニケーションの基礎が身につく

[傾聴のための応答技術]

- 相づち
- 理解の確認（伝え返し）

[傾聴を補う応答技術]

- 共感的・支持的コメント
- 質問

相づちのワーク

ワーク

[手順]

- ペアになる
 - 先に話す人と後で話す人を決める
- 「先に話す人」が「後で話す人」に話しかける
 - 「後で話す人」は、一切相づちを打たない
 - 興味なさそうなそぶりを見せる
- 役割を交代し、「後に話す人」が「先で話す人」に話しかける
- 話したけど聞いてもらえない体験、話しかけられても聽かない体験を振り返る

解説：相づち

解説

- 相づちの効果
 - 肯定：私はあなたの存在を肯定している
 - 促し：話を興味深く聴いているので、話を続けて欲しい
- 相づちがないと、「否定」や「無視」が伝わるので、とても話にくくなる
- 普段から練習しておき、不自然でない言葉やタイミングを身に付けておく
- 上達すると、相づち一つにいろんな意味を込められる

理解の確認（伝え返し）とは

- 伝え返しによって、自分が理解した内容が間違っていないか確認することができる（理解の確認）
- 加えて、相づちと同じ「肯定」「促し」の効果もある
- 伝え返しの内容：
 - 相手がいる状況や相手の気持ち、自分に響いた言葉
 - 相手が使ったキーワードはそのまま使う
 - なるべく簡潔に表現する（短く要約する）
- 伝え返しのタイミング：
 - 相手の話がひと段落したところが基本
 - 待ちすぎると分量が多くなるので、小出しでもよい

理解の確認のワークA

ワーク

以下の子どもの発言を、どのように伝え返しますか？

- 施設で中2男子がガラスを割ったと責められている
- <職員さんはあなたがガラスを割ったと言っているけれど、何があったか教えてくれる?>に話してくれる

職員が頭ごなしに「お前が割ったんだろ！」と決めつけてくるのがマジムカつく。割ったところを見たわけじゃないのに犯人だと決めつけてくる。いつもそう。自分がしていないことでも、いつも自分がしたことにされて、「お前が悪い」と言われてしまう。違うってことを言おうとしても、職員は俺のことを嫌正在するから、俺の話を聞く気がない。みんなどうせ俺のことなんか、どうでもいいと思ってるんだ

解説：理解の確認A 1

(応答例1)

- 職員さんが頭ごなしに「お前が割ったんだろ！」と決めつけてきて、マジムカついたんだね。割ったところを見たわけじゃないのに犯人だと決めつけられたら、嫌になっちゃうよね。あなたがしていないことでも、いつもあなたがしたことにして、「お前が悪い」と言われてしまうんだね。違うってことを言おうとしても、職員はあなたのことが嫌いだから、あなたの話を聞く気がないんだね。みんなどうせ、あなたのことなんか、どうでもいいと思ってるんですね

→ほぼ言った通りですが、長すぎです>_<

→あと、最後の一文、きついです

解説：理解の確認A 2

(応答例2)

- そんな風にいじけていないで、自分が割ったのでないなら、ちゃんと「自分じゃない」って主張しなきゃ！

→一見応援してくれているようだが、本人が見てないところを責めてるため余計に辛くなる。泣きっ面に蜂

→どう行動するかを教えて、「ムカつく」気持ちは無視されているので、「どうしてわかってくれないんだ！」という気持ちで一杯になる

→アドバイスを取り入れて成長できるには、まずは気持ちが落ち着く必要がある（ただし、「子どもの成長」はアドボケイトの主たる仕事ではない）

解説：理解の確認A 3

(応答例3)

- 今日は違うかもしれないけど、実際にあなたがしていることが多いから、職員さんもついそう思ったんじゃない？
- なだめようとしてのことだろうが、目の前の中2男子ではなく、職員の方に共感てしまっている
- この応答自体が、「あなたの気持ちなんてどうでもいい」というメッセージになってしまっている
- 非行系の言動があると、その子自身ではなく、その子の周りの人に共感したくなってしまうので、要注意。求められているのは、その子の意見を尊重すること

解説：理解の確認A 4

(応答例4)

- 「お前が割ったんだろ！」と頭ごなしに決めつけられて、とてもムカついたんだね

(応答例5)

- 何かあったらいつもあなたのせいにされるので、みんながあなたのことを「どうでもいい」と思っているように思えちゃうんだね

→例4、5ともにコンパクトで、話の腰を折らない

→話のどの部分が大事と思ったかによって、どの部分を伝え返すかは違ってくる（聴き手の感性が試されている）

理解の確認のワークB

[手順]

- 3人組を作る
 - 1番目/2番目/3番目に話す人を決める
- 1番目に話す人が2番目に話す人に話しかける（3番目に話す人は「観察者」）
 - 相づちをしながら話を聴き、ところどころで理解の確認（伝え返し）を行う（最低1回）
- 実際にやってみた体験を振り返る
- 役割交代し、「話す人」「聴く人」「観察者」を1回ずつ体験する（2番目→3番目/3番目→1番目）

共感的・支持的コメント

- 相手の話を聴く基本は、傾聴（相づち、理解の確認）
- 傾聴の応答に加えて、ときどき「共感的・支持的コメント」を行うと、自分が相手に対してどのような姿勢でいるかを伝えることができる
- 共感的・支持的コメントは、子ども本人の意見ではなく、アドボケイト自身の意見であるので、多用禁物。また、嘘はつかない
- 例：
 - [共感] つらかったね/頑張ったね/分かって欲しかったよね
 - [支持] それでよかったと思うよ/その状況では仕方なかったんじゃないかな/よくやったと思うよ

質問

- ・話の内容が理解できない場合や、話を促したい場合は、最低限の質問を行う
- ・質問内容によっては、主導権を奪ってしまったり、話の内容を誘導したりすることがあるので、注意する
- ・主導権を奪うNG質問の例
 - ・いつ？どこで？誰がいた？など、連発する質問
 - ・「～いやだったんだよね？だったら言わなきゃ」のように、自分の主張に続けるための質問
- ・内容を誘導するNG質問の例
 - ・助ける人はいなかったの？など、話題を限定する質問

開かれた質問・閉ざされた質問

- ・質問を「開かれた質問」と「閉ざされた質問」に整理して考える
- ・開かれた質問
 - ・例 <そのモヤモヤについて、もう少しお話ししてもらえますか？>
- ・中間ぐらいの質問
 - ・例 <モヤモヤは、どんなときに感じますか？>
- ・閉ざされた質問（はい／いいえ）
 - ・例 <そのモヤモヤは、職員さんのことですか？>

質問の使い分け

- ・話を促すために質問する時は、子どもが自由に話したいことを話せるよう、開かれた質問を使う
- ・ただし、開かれた質問は、話し慣れていない子どもや、いつも相手の顔色を伺っている子ども、言葉の理解がゆっくりな子どもを困らせることもある（「何を話してもいい=何を話したらいいか分からぬ」）
- ・子どもが困っているようなら、質問を閉ざされた質問に近づけていったり、<例えは、、>と返事を例示する

話が聴けなくなるとき

- ・自分が当事者だったり利害関係者だったりするとき
 - ・保護者や職員等が話が聴けない場合があるのは、このため
- ・自分の考えや意見を伝えなくなるとき
 - ・自分の生い立ちや経歴の印象的な部分（苦しかった体験、努力してきたこと、そこから学んだ人生観や主義主張など）は主張したくなるので、自己分析し、十分に自覚しておくこと
 - ・「子どもの最善の利益」は、自分の考え方や意見を伝える時の大義名分になりやすいので、特に注意
- ・私がなんとかしてあげなきゃと、相手の人生を過剰に背負いこむとき（=自他の境界線が分からなくなるとき）

傾聴のトレーニング

- ・誰かと会話する機会は日常生活でもたくさんあるので、傾聴のトレーニングは、日常の生活の中でも可能
- ・特に、自分が話す時に、相手の反応によって自分の気持ちがどのように変化するかに注目するといい
 - ・こんな風に聴いてもらえると、嬉しくなる
 - ・こんな風に返されると、話せなくなる
 - ・心配してくれるのは嬉しいけど、余計なことをされたら、話さなきゃよかったと思う、など
- ・生活中での自分の体験を振り返ったり、傾聴の技術を実際に使って相手の反応をみたりしながら、傾聴に対する感性や技術を高めてもらえたたら

アドボケイトにおける傾聴

- ・心理士やケースワーカーが行う「傾聴」と、アドボケイトが行う「傾聴」には、違う部分もある
- ・アドボケイトは、子どもの意見表明権の保障に特化しているため、「本人の自己理解の促進・心の成長」や「子どもの最善の利益」を追求しない
- ・子どもが自分の気持ちを自覚すること（=意見形成支援）、その気持ちを届けたい人に届けること（=意見表明支援）が、アドボケイトの役割
- ・その役割を果たすため、アドボケイト自身の意見や気持ちに対して、自制的であるのが大事

今後の打ち合わせ

- ・子どもアドボケイトが行う意見表明支援は、子どもの明示された意志によって行われるのが原則
- ・子どもとの面談の後、子どもが望む意見表明のために周囲の大人に働きかける場合があるが、その際、判断に迷うことがある
 - ・例：子どもの話をどこまで話していくのか／話し合いをする場所の希望はどこか／施設長と話すときに担当職員が同席していいか／そもそも、子どもが今どういう状況なのか、等
- ・アドボケイトは子どもの明示された意志に基づいて行動するため、本人の希望が明示されていない場合は身動きが取れない
- ・面談を終える間に、本人の置かれた状況と欲しい支援を確認し、今後の打ち合わせしておく必要がある

今後の打ち合わせ



今後の打ち合わせワーク1

ワーク

次のスライドの事例の場合、面談を終える前にどんなことを打ち合わせておく必要があるか考える

[手順]

1. (個人) 事例を読み、自分ならどんなことを確認しておきたいか考える
2. (グループ) グループで意見交換する
3. (グループ) 意見交換のあと、子どもアドボケイト役とフクちゃん役を決め、ロールプレイを行う
4. (全体) それぞれのグループで出た意見やロールプレイの感想を共有する

ワーク

今後の打ち合わせワーク2

[事例]

- ・フクちゃんは、児童養護施設で暮らしている中1の女の子
- ・5月のある日、週1回定期訪問しているアドボケイトに、「話がある」と言ってきたので、個別面談の時間をとった
- ・フクちゃんはおとなしい（元気がない？）感じの子で、個別面談では、うつむき加減にポツポツと話をする
- ・お話の内容は、「ママと家で暮らしたい。ここでの生活はイヤ」、「でも、そんなことを職員さんに言ったら、担当職員のオカ先生は悲しむと思うから言えない」、「ママと暮らせるようにして欲しい」というものだった
- ・面談終了まで最大20分ほどの時間があるが、どうする？

まとめ



まとめ

- ・意見形成支援・意見表明支援を行う子どもアドボケイト（子ども意見表明支援員）の資質としては、信頼関係構築と傾聴、今後の打ち合わせが鍵になる
- ・導入では、安全・安心な場、話せる信頼関係、必要な情報の伝達と理解が大切になる
- ・子どもの話を聴くには、傾聴を中心とした受け止めるコミュニケーションが役立つ
 - ・相づち、理解の確認（伝え返し）、共感的・支持的コメント、質問
- ・面談終了時には、今後の打ち合わせが必要。特に、意見表明支援を行う場合は、丁寧に打ち合わせをすること

講座の今後

- ・シナリオ作成ワークと課題について
- ・修了証について
- ・子どもアドボケイトの登録について

講座の今後の説明



シナリオ作成ワークと課題

- ・講座最終日（01/09）には、受講者が作成した子どもアドボケイトのロールプレイ台本（以下、シナリオ）を検討する
- ・シナリオでは、困った状況にある子どもに子どもアドボケイトが会い、面談を行う場面を取り扱う（子どもの要望によっては関係者への意見表明支援の場面も含む）
- ・受講者の皆さんからシナリオを提出してもらい、トレーナーが内容を確認し、講座で使用するシナリオを決定する
 - ・提出期限：12/26（日）
 - ・提出方法：ワードの雛形を用意するので、記入の上、データで提出（難しい方は要相談）

修了証

- ・年内に開催される養成講座10コマ中、8コマ以上のレポートが年内に提出されている場合、講座最終日（01/09）に修了証を発行する
- ※修了証は、「子どもアドボケイトとして活動できる」というお墨付きではない。あくまで、養成講座を受講したという証明
- ※シナリオ作成の課題も提出を！
- ・皆さんに発行したいので、レポートを溜めている方は12/31までにぜひ提出を！

子どもアドボケイトの登録

- ・当法人では、2022年度に福岡市内で子どもアドボケイトの派遣事業を計画しており、子どもアドボケイトの登録を行う
※全国統一の資格制度はできていない。あくまで当法人における子どもアドボケイト事業に携わる人材としての登録
- ・基礎講座と養成講座を修了した人は、登録希望を出すことが可能
- ・登録希望が出された場合、以下のように選考を行う
 - ・1～3月に予定している事前研修に参加していただく
 - ・独立アドボケイト採用基準（1回目の講座で配布）を参考に、事前研修や基礎講座・養成講座での様子、登録希望申請書の内容等を考慮し、登録者を決定する（3月ごろの予定）
- ・事前研修先確保のため、12月に登録希望調査（仮）を行う

2021年度 子どもアドボケイト養成講座 第11・12回

独立アドボケイトとしての演習

第11・12講座の説明

- ・2021年度子どもアドボケイト養成講座第11・12回目の「独立アドボケイトとしての演習」は、トレーナーの岡田・重永が養成講座のために開発したシナリオ作成ワークです
 - ・グループごとに割り当てられた子どもアドボケイトの活動場面のシナリオ（台本）を元に、以下のように進めます
1. 前半（4時間程度）
シナリオをグループで検討し、より良いものにする（子どもに寄り添う、子ども・関係者のリアルな反応、等）
 2. 後半（2時間程度）
グループで作り上げたシナリオをロールプレイ形式で発表し、意見交換したり、トレーナーがコメントをする

題材となるシナリオについて

- ・シナリオワークに先駆け、各受講者にはシナリオ作成の課題が課せられます（以下、課題）
 - ・自分が子どもに関わっている場所（児童福祉施設、学校、フリースクール、子ども食堂、地域のスポーツクラブ、家庭など）に子どもアドボケイトが導入されたらどうなるかを想像し、シナリオを作成する
 - ・シナリオは、出会いから導入、面談、面談後の動き（意見表明支援など）までを、セリフレベルの台本として作成する
- ・トレーナーは、各受講者から提出されたシナリオに目を通し、よく書いており、かつ、検討点もあるシナリオを題材に選びます
- ・各グループには、題材となるシナリオを作った受講者1名、その他の受講者3～4名、現役アドボケイト1名を配置します

一般社団法人
子どもの声からはじめよう
提供資料

子どもの権利条約と子どもの権利

子どもの権利条約と子どもの権利



川瀬 信一

里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設を経験。
一般社団法人 子どもの声からはじめよう代表理事
内閣官房こども家庭庁設置準備室政策参与



慈善（チャリティ）対 権利

施設は、寄付金・食品・衣料・玩具のような形のチャリティを受け入れるべきか？それとも、市民としての権利主体である子どもに、十分な財源や金品を国家が支給するべきだろうか？

ロジャー・グッドマン（2006）『日本の児童養護—児童養護学への招待』

慈善行為が子どもの自尊心や尊厳を奪っているとしたら？

子ども観：子どもは慈善の対象か、それとも権利の主体か。

構造上の問題は国家・政府・地方自治体が解決すべきで、困難に直面する当事者の自助努力に依存すべきではない。

子どもの権利条約と子どもの権利

子どもの権利条約の父、ヤヌシュ・コルチャック

子どもはだんだん人間になるのではなく、すでに人間である。

理性に向かって話しかければ、それに応えることもできるし、心に向かって話しかければ、感じることもできる。

子どもは、その魂において、
我々がもっているところのあらゆる思考や感覚をもつ
才能ある人間なのである。



子どもは一人の人間。生まれながらにして、人として当たり前の尊厳、人権を持つ、権利の主体。義務や責任は問われない。

子どもの権利条約と子どもの権利

子どもの権利の歴史

1924年 国際連盟「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」

1959年 国連「子どもの権利宣言」

1978年 ポーランド政府「子どもの権利条約」草案を提出

1979年 国連人権委員会にワーキンググループが設置される

1989年 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」採択

1994年 日本政府、「子どもの権利条約」採択



子どもの権利条約と子どもの権利

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

生きる権利 全ての子どもの命が 守られる



育つ権利 もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう支援を受けられる



守られる権利 暴力や搾取、有害な労働などから 守られる



参加する権利 自由に意見を表したり 団体を作ったりできる



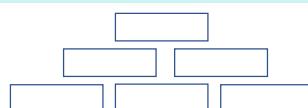
ユニセフホームページより

子どもの権利条約と子どもの権利

【演習1】子どもの権利条約に対する理解を深めよう



あなたが大切だと思う権利は？



現代の日本社会において
守られていないと思う権利は？



セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2020)
「生きる、育つ、守られる、参加する。子どもの権利条約」

子どもの権利条約と子どもの権利

あなたが大切だと思う権利は？

子ども		大人	
63.5%	生きること・育つこと【第6条】	1位	親からの暴力やひどい扱いから守られること【第19条】 58.6%
61.1%	人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されないこと【第2条】	2位	生きること・育つこと【第6条】 58.4%
56.7%	親からの暴力やひどい扱いから守られること【第19条】	3位	教育を受けること【第28条】 50.1%
51.4%	誰からも幸せを奪われないこと【第36条】	4位	人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されないこと【第2条】 49.4%
50.3%	教育を受けること【第28条】	5位	医療・保健サービスを受けること【第24条】 44.9%

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2019)『子どもの権利条約 抽選30年 日本批准25年3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識』

子どもの権利条約と子どもの権利

現代の日本社会において、守られていないと思う権利は？

子ども		大人	
50.8%	親からの暴力やひどい扱いから守られること【第19条】	1位	親からの暴力やひどい扱いから守られること【第19条】 56.9%
46.7%	人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されないこと【第2条】	2位	人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されないこと【第2条】 37.4%
36.7%	子どもにかかわるすべての活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられるこ【第3条】	3位	誰からも幸せを奪われないこと【第36条】 30.2%
33.0%	誰からも幸せを奪われないこと【第36条】	4位	子どもにかかわるすべての活動において、子どもの最善の利益が第一に考えられるこ【第3条】 28.5%
26.5%	子どもに影響を与えるすべての事柄について、自分の意見を自由に表すこと【第12条】	5位	生活が難しい場合に、困からお金などのサポートを受けること【第26条】 26.0%

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(2019)『子どもの権利条約 抽選30年 日本批准25年3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識』

子どもの権利条約と子どもの権利

「子どもの」権利条約の固有性

二つの条文を比較してみましょう。

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

児童の権利に関する条約 12条

すべての人は、意見を持ちそれを表明する自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

世界人権宣言 19条

子どもの権利条約と子どもの権利

「年齢及び成熟度に従って」－乳幼児の場合は？

乳幼児の行為主体性の尊重は、しばしば見過ごされ、または年齢および未成熟さにもとづいて不適切であるとして拒絶されてきた。乳幼児は、未発達であり、基礎的な理解力、意思疎通能力および選択能力さえないと見なされてきた。乳幼児は家庭において無力であり、社会においてもしばしば声を奪われ、目に見えない存在とされている。委員会は、第12条は年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであることを強調したい。**もっとも幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見「その年齢および成熟度にしたがい、正当に重視され」るべきである。**

国連子どもの権利委員会「一般的意見7号」

子どもの権利条約と子どもの権利

なぜ子どもの権利のための特別な枠組みが必要なのか

児童の権利宣言（1959）

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によつて与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当つては、児童の最善の利益について、最善の考慮が払わなければならない。

①「特別の保護」を受ける必要性

②子どもは成長の途中の存在

子どもの権利条約と子どもの権利

子どもの権利の制限が認められるのはどのようなときか

- ①子どもの最善の利益を図るための制限であること
- ②制限が①の目的達成のために役立つものであること
- ③より制限的でない他の選びうる制限方法がないこと
- ④子どもの発達段階に応じたものであること

四つの要件を満たしている場合のみ、子どもの自由権が制限される。しかし、慎重な検討が必要。

木村草太編（2018）『子どもの人権をまもるために』

子どもの権利条約と子どもの権利

最善の利益—何が「良い」のかは社会が規定する



プメ族の子どもが鋭い刃の大型ナイフで遊んでいる(右)。伝統的な社会では、現代の親が絶対に認めないであろう危険な行為でさえ、自分の意思で行動することを認められている。

ジャレド・ダイヤモンド(2013)『昨日までの世界—文化の源流と人類の未来〔上〕』

子どもの権利条約と子どもの権利

子どもの権利条約の二面性—受動的権利と能動的権利

受動的権利（～される）	能動的権利（～する）
保護・教育の対象	子ども観 人間・権利の主体
最善の利益	中心価値 個人の尊厳・自尊心
最善の利益3 親の指導5 児童養育に係る 親の第一義的責任18 刑罰に関する保護規定 37,40	自己の意見を 表明する権利12-1 表現の自由13 思想・良心・宗教の自由14 集会・結社の自由15 知る権利17 休息・余暇・ レクリエーション31 条文

子どもの権利条約と子どもの権利

2016年児童福祉法 保護の対象から権利の主体へ…?

児童福祉法2016年改正

第1条 すべて児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

子どもの権利条約の中には、受動的権利と能動的権利が定められている。
能動的権利はどこへいった?

子どもの権利条約と子どもの権利

受動的権利と能動的権利—対立構造から導線上に位置づける

児童福祉法2016年改正

第2条 すべて国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される**よう努めなければならない。

意見の尊重

最善の利益

障がい者の権利に関する条約のスローガン「私たちの事を私たち抜きで決めないで（Nothing About us without us）」

子どもの権利条約と子どもの権利

こども基本法の制定

第一条（目的）

日本国憲法や（日本政府が1994年に批准した）子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目指す。

第三条（基本理念）

- 一 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 二 適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達、並びにその自立が図られること、教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 年齢や発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 四 その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること

よいケアとは？ 相互行為としてのケア（権利の視点から）

ケアをする権利

**ケアをすることを
強制されない権利**



ケアを受ける権利

**ケアを受けることを
強制されない権利**

（参考）上野千鶴子(2011)『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』

よいケアを行うためには、まず支援者自身が権利に目覚め、権利意識によってエンパワメントされている必要がある。

みなさんと対話・議論したいこと



子どものこえからはじめよう
子どもアドボカシー講座2.0

子どもの声からはじめようの取り組み 子どもの「ために」から子どもと「ともに」



川瀬 信一

里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設を経験。
一般社団法人 子どもの声からはじめよう代表理事
内閣官房こども家庭庁設置準備室政策参与

本日の目標と内容

目標

子ども・若者の声や子どもアドボカシーの取り組みから、
子どもの声を尊重する関わりのために何が必要かを考える。

内容

子どもの声を尊重する子どもアドボカシー

子どもの声からはじめようの取り組み

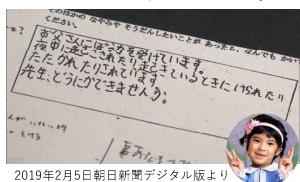
子ども・若者の声を尊重する関わりを実現するために

子どもの声を尊重する
子どもアドボカシー

届かなかった声、救えなかった命。

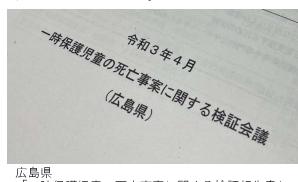
野田小4女児虐待事件(2019年)

- 学校で行われた「いじめに関するアンケート」で、父親から虐待を受けていることを告白。
- 保護された児童相談所では、「お父さんが怖いから家に帰りたくない」と伝える。
- 親族方へ移った2か月後、父親が家に連れ返る。その後虐待がエスカレートし、亡くなった。

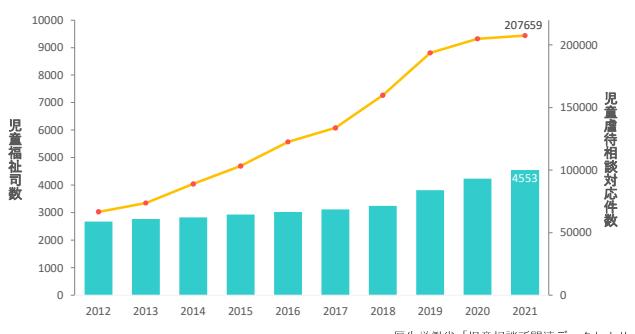


広島保護児童自死事案(2020年)

- 「母と離れたくない」と訴えながら、一時保護により母と分離された生活を余儀なくされた。
- 保護されてから亡くなるまでの約半年間、母親との面会を繰り返し希望していた。しかし、事実上面会は制限されていた。
- 一時保護委託先の児童養護施設で亡くなった。

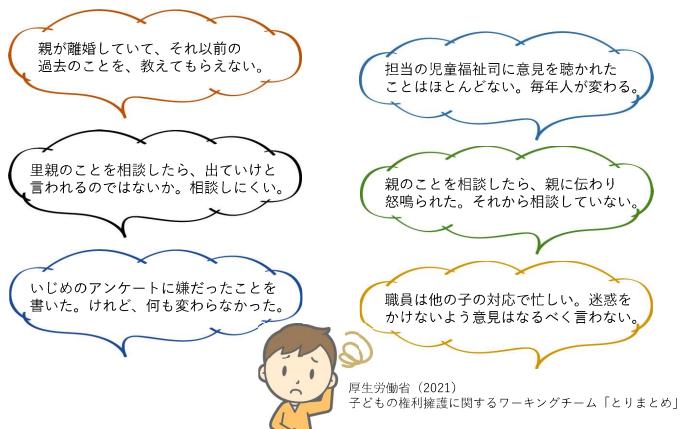


増える虐待対応、追いつかない体制整備。



児童福祉司1人あたりの対応件数が増加(48.4/人)
子ども一人ひとりの声を丁寧に聞くことは困難

なぜ声を上げることは難しいのか。



感情や思考が抑圧された経験は、深刻な影響を及ぼす。

- ・家族との関係回復や将来の夢を「あきらめた」経験の深刻さ。
- ・直面している困難が理解されないことによる孤立感・孤独感。
- ・自分が悪いと思い続けてきた。だから「助けて」と言えない。



児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

生きる権利

全ての子どもの命が
守られる



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばし
て成長できるよう支援を受けられる



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから
守られる



参加する権利

自由に意見を表したり
団体を作ったりできる



ユニセフホームページより

アドボカシー=声を上げること

英語の“advocacy”とは、ラテン語の“voco”に由来する言葉である。

“voco”とは、英語で“to call”的ことであり、

「声を上げる」という意味である。

西尾(2000)「社会福祉実践とアドボカシー利用者の権利擁護のために」



(Department of health=2009)

アドボカシーを担うアドボケイト=子どもの声そのもの

子どもアドボカシーは独自のサービスであり、

他のどんな子どもと大人の関係ともなっている。

アドボケイトは**子どもの声**である。

子どもアドボカシーの4理念



子ども情報研究センター(2018)
『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

子どもアドボカシーの6原則

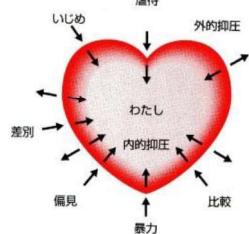


子ども情報研究センター(2018)
『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

子どもアドボカシーの原則1



肯定的パワー(権利意識、共感、連帯、信頼...)をもって、外的抑圧(権力、抑圧、暴力、差別、いじめ...)と内的抑圧の両方を取り除いていくこと。



森田ゆり(1996)『子どもと暴力』

子どもアドボカシーの原則2



子どもがアドボカシーの過程を導く。アドボケイトは、子どもの表現された許可と指示のもとのみに行動する。それが「子どもの最善の利益」についてのアドボケイトの意見とは異なる場合でさえそうするのである。

(Department of health=2009;S1.2)



児童相談所職員 施設職員や里親など

声をあげる=心のドアを開くこと



Children's Views & Voices
「社会的養護の当事者支援ガイドブック」

子どもアドボカシーの原則3



アドボカシーサービスは、可能な限り、委託団体から独立して設立され運営される。そのことによってアドボケイトは子どものために働き、すべての利害の対立から自由であると子どもは信じることができる。(Department of health=2009;S6)



子どもアドボカシーの原則4



プライバシーを常に尊重し、子どもの同意なしにはサービス外に漏洩しない。ただし子ども自身や他の人に「重大な侵害」が及びことを防ぐために必要な場合や、裁判所が命じた場合にはこの限りではないことも子どもに伝える。情報を破棄するときはその旨を子どもたちに伝えることを保証する。

(Department of health=2009;S7)



子どもアドボカシーの原則5



- 障害を持つ子供及び黒人や他の民族マイノリティの子どもと接触し、かかわりをもつための積極的な行動をとる。

- 性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障害、セクシュアリティを理由にアドボカシーサービスへのアクセスと効果的な参加を妨げられる子どもがないようする。このことは例えば、アドボカシー事務所を訪ねることができない子どもの場合には、子どもが望む場所でアドボ会えるようにすることを意味している。

- 障害児と乳幼児のコミュニケーションニーズに特別な関心を払う。そこには乳児と重複障害、知的障害の子どもが含まれている。

(Department of health=2009;S3)

あかちゃんのSOS

養育困難家庭を訪問した
助産師の松浦洋栄さん



村上靖彦(2021)『ケアとは何か 看護・福祉で大事なこと』

言葉を話さないあかちゃんも、体でサインを発している。

子どもアドボカシーの原則 6



「私たち抜きに私たちのことを語るなかれ」
アドボカシー活動に子どもが参加することにより、
活動は子どもたちにとってより魅力的で効果的なものになる。

(参加場面の例)

- ・アドボケイトの募集・採用・研修・査定
- ・アドボカシー実践への助言
- ・広報
- ・サービス評価
- ・ケアリーバーアドボカシー



Coram Voice 「Care experienced? Want support? Find out about Always Heard」

子どもが望むアドボカシー

こんな人に聞いてほしい！

怒らない人
優しい人
同性がいい
同じような環境で育った人
最後まで話を聴いてくれる
秘密を守ってくれる人
ゆっくり聴いてくれる人
明るすぎず暗すぎない人

こんな人には言いたくない

怖そうな人
「〇〇したら」という人
施設のことを知らない人
自分の意見を押し付ける人
話したことを人に言う人
何度も聞き返す人
意見が変わる人
ころころ代わる人

Children's Views & Voices 「子どもの声聴かせてワークショップ」

子どものパートナーになるために大切なことは、
子ども自身が教えてくれている。

子どもの声からはじめようの取り組み

Our Vision 子どもの声が尊重される社会の実現

2018



カナダ・オンタリオ州の
アドボカシー実践に学ぶ
学習会+政策提言発表会
(全8回、延べ200人参加)

2019



イギリスJane Dalrymple氏招聘
シンポジウム(約160名参加)
アドボケイト養成講座
(前後期、延べ90名参加)

子ども権利擁護の始点に子どもの声を

→ 子どもの権利擁護 = 子どもの最善の利益 ←

△ 子どもの声の尊重 = 意見表明・自己決定

△ 子どもアドボカシー

個別のアドボカシー

集積 集団的アドボカシー

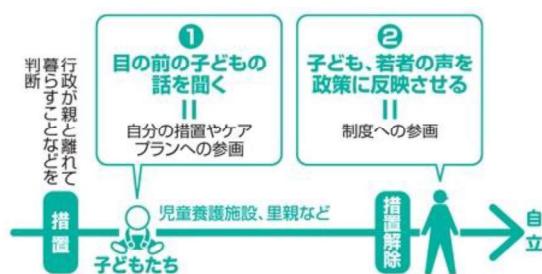
ケース：自分の人生を
コントロールする
申立て：権利侵害事案への
早期発見・早期対応
環境：安心・安全・健やかな
居場所をつくる

ミクロ：ケア実践や家族支援に
子どもの声を反映する
メゾン：コミュニティへの参加
多機関連携への反映
マクロ：国・自治体の政策制度
への子ども若者の参画

育ち、巣立つ基盤

当事者視点の
自立支援／虐待防止施策

いつ子どもの声を聴くのか



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

それぞれのタイミングで、声を上げられる環境が必要

アドボケイトの養成とチームビルディング

- 子どもアドボカシー基礎講座
4時間×4回間=16時間（オンライン）
105名参加
- 子どもアドボカシー実践講座
4時間×4回間=16時間（オンライン）
8時間×2回間=16時間（対面実施）
37名参加
- アドボケイト登録面談
養成講座修了者を対象に面談を実施
- アドボケイト登録
登録者から特別区児童相談所への訪問メンバーを選任（9名）

講座カリキュラム（一部）
チームビルディング
子ども理解を深める
子どもアドボカシーの理念・原則
アドボケイトの役割と守秘義務
フォーマルアドボカシーの現状と課題
子どもアドボカシーのジレンマと対処
トラウマインフォームドケア
独立・専門・訪問アドボカシーの実際
人間関係づくり演習
子どもアドボカシーのプロセス
アドボカシツールの開発
リフレクション

児童相談所一時保護所における訪問活動

- 令和3年6月から、市民団体による訪問アドボカシー活動を開始。
- 毎週土曜日の9:30～11:30（2時間）
- アドボケイト4～7名が男子ユニット・女子ユニット・幼児ユニット分園に分かれて活動。延べ63回、延べ人数で300人が訪問。
- 新規入所者を対象としたアドボカシーの説明会、子どもの権利を知り考えるワークショップを月2回、定期的に実施。
- 遊びを通じて信頼関係を築き、子どもからのリクエストにより話を聴く。申し出があれば、一時保護所の職員、児童福祉司・心理司、家族等への意見表明をサポートする。
- 一時保護所や今後の生活に関すること、学校や学習に関することなどについて
 - ・個別面談・・・142件
 - ・意見表明の申し出・・・54件



子ども・若者とともにつくる子どもアドボカシー

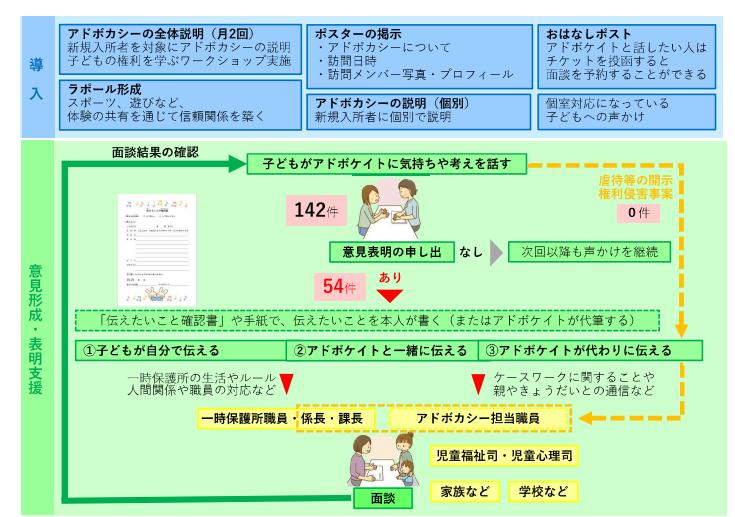
保護を経験した子どもにピアリングをし、聴かせて頂いた声をもとにカードを作成。「〇〇の権利」ではなく、子どもになじみやすい欲求表現（～したい/したくない）に。

子供アドボカシーを説明する動画は、児童養護施設経験者の映画監督が作成。

みみうさ：子どもアドボカシーのキャラクターは、子どもが考案。

外国语ルーツをもつ子どもと作成したアドボケイトの紹介がスター

一時保護所を退所する子どもを対象に、外部機関によるサービス評価を実施。アドボカシーサービスの改善に反映。



事例（抽象化し個人が特定されないようにしています）

- 両親を通じて交際相手への通信交流を実現したケース（高2・女児）
 - ・アドボケイトによる役割説明後、保護経緯を聴かせていただくところから関わり開始。交際相手に「私のことは心配しないでほしい」と伝えたい。
 - ・アドボケイトが手紙セットを本人に渡し、手紙を書く。
 - ・手紙を本人から預かり、アドボケイト担当職員に伝達。
 - ・職員が内容を確認の上、保護者に交際相手への伝達を依頼。
 - 職員が手紙の内容を確認し、問題がないことを保証。
 - ・保護者が交際相手に渡すことについて承諾し、手紙が交際相手に渡る。
 - ・本人の希望を実現するために動く保護者の様子をみて、保護者への信頼感が回復。家庭復帰に向けた面談、調整の促進にも寄与した。

○定例研究会（毎月最終訪問日の午後に実施）

- ・アドボケイトが1か月の実践を振り返り、社会的養護経験者、学識経験者、弁護士、児童精神科医らから助言と指導を受ける。
- ・訪問から得た気付き（職員の対応や保護環境の良い点、改善すべき点）を共有し、整理する。

○定例協議会（毎月最終訪問日の翌週に実施）

- ・1か月の活動報告
- （訪問日時、訪問人数、面談・意見表明の件数、アドボケイトの意見）
- ・活動報告に基づく協議

個別対応：行動化がみられる子ども等への個別対応の適正性

通信交流：友人との連絡、娯楽、学習、調べ物を目的としたネット利用

学習保障：成績、受験への不安、教科や学習内容・方法

○成果と課題

・子どもの視点

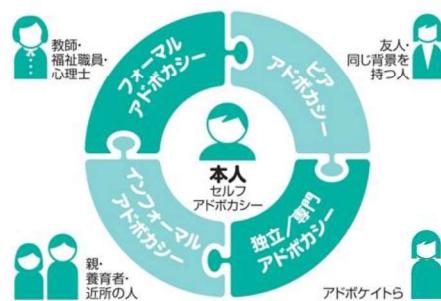
- 対話が安心感につながっている
- 意見を言っていいことを実感
- 独立した立場が理解されている
- 秘密を守る存在としての信頼感
- ケースワークへのたらきかけ

・児童相談所の視点

- 子どもが話にくいことを担当者以外に話すことが出来る機会に
- 一時保護所の生活のしやすさ
- 職員が把握していないことを知り、アセスメントが多角的に
- ケースワーク促進のきっかけに
- 子どもとのコミュニケーションで改善すべき点が明らかに

- 訪問時間・面談時間が短い
- 自ら相談できない児童への対応
- プライバシーに配慮した声掛け
- 外国語やハンディキャップ対応
- 意見表明後のフォローアップ

アドボカシーはジグソーパズル



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

それぞれの立場が補完し合い子どもの声を聞くことが大切

なぜ第三者が声を聞くことが必要なのか



専門職として、また養育者として、時に子どもの気持ちに反することをしないといけないことがある。

なぜ第三者が声を聞くことが必要なのか



利害関係が強いほど、本音は伝えにくい。
相手を傷付けたり、関係をぎくしゃくさせたくないからだ。

どちらがちひろさんの本当の声なのでしょうか

ちひろさんは、朝、担任の先生に言いました。



ちひろさんは、放課後保健室の先生に言いました。

どちらも、ちひろさんの本当の声。



相手や環境によって、伝えたいことが変化することもある。

アドボカシーのジレンマとネガティブケイパビリティ

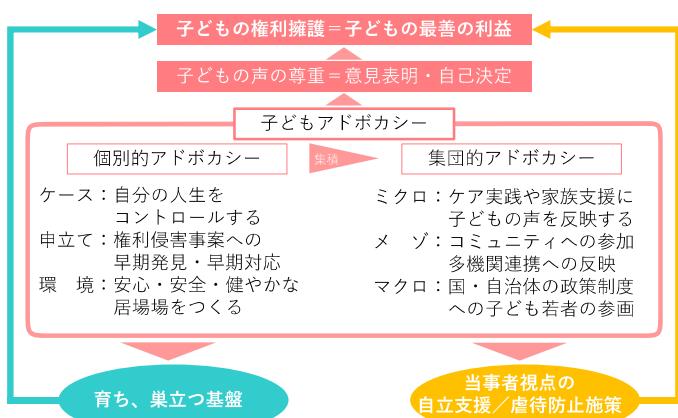


静木蓬生(2017)
『ネガティブ・ケイパビリティ
答えの出ない事態に耐える力』

答えの出ないものに共に向かい続ける力を。

里親家庭や施設等を離れた若者の現状と声 —全国調査から

子ども権利擁護の始点に子どもの声を



厚生労働省「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」

○目的

全国規模で、施設や里親家庭で生活した人の生活状況や生活上の課題、支援ニーズを把握・整理する

○対象

中学校を卒業後、2015年4月から2020年3月の間に、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親家庭、ファミリーホーム、自立援助ホームをはなれた人（20,690人）

○期間

2020年11月30日～2021年1月31日

○回答

対象者20,690人 配布7,385人 回答2980人(対象者の14.4%)

今後利用したいサポートやサービス

1位 金銭面に関する支援(29.0%)

奨学金、生活費の給付、生活保護など



2位 住居や食料に関する支援(26.7%)

住宅の確保に活用できる給付金や食料の提供など



3位 心身の健康に関する支援(16.8%)

悩み事やメンタルヘルスについて相談できる

電話やSNSなど



三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2020）
「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」

自由記述「現在困っていることや不安なこと」

現在困っていること・不安なこと

コロナで収入が減り、
奨学金を払っていけるか
不安です

どんなに働いても
アルバイトだから
貰える給料が低いから、
貯金も出来ないし、
身体は疲れるし今後が不安

周りに相談する人が少なく、誰を頼ればいいか分からず。頼れる人がいても頼り方が分からない。

出産をするにあたって、
子供の頃に受けた態度を、
自分の子供にしてしまうのではないかとの不安があります



三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2020）
「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が
緩除された者の実態把握に関する全国調査」

**自由記述 「これまでに受けたサポート・サービスについて
特によかったことや、今後改善したらよいこと」
「国・自治体・施設等に伝えたいこと」**

○肯定的な経験や意見

- 【抽出Word：児童相談所、児相】
(保護/家族と引き離してもらえたことへの感謝)
(話/意見を聞いてくれる)
(医療的ケア)
(心理司との関わり)
(高校を卒業できるように配慮)
(退所に向けて)
(賃貸契約のサポート)
(退所後の関わり)
(家から離れた経験への評価)
(良い人たち)
(児童相談所職員との相性)
(助けていたいだいた)

【抽出Word：一時保護】
(相談を受けて対応する)
(心身が休まる距離感)
(世話をしてもらうことは嬉しい)

○課題、提案や要望

【抽出Word：児童相談所、児相】
(積極的な虐待対応、保護、措置を)
(頼れる大人、頼れる場所を伝えて)
(保護している子どもへの情報提供)
(保護された児童相談所の地域)
(施設等との連絡、連携、情報共有)
(措置中も関わりを)
(施設でのいじめや施設職員の
不適切な関わりへの対応)
(児童相談所による対応の差)
(それぞれの子どもに合った対応を)
(担当のケースワーカー等が変わる)
(担当が変わったら引き継ぎを)
(福祉司を変更する権利が欲しい)
(職員による対応の差)
(対応が雑)
(子どもに寄り添う親身な対応を)
(子どもの気持ち/意見)

- (職員の態度)
- (親との関わり)
- (子どもと親の調整)
- (職員の専門性、知識・理解)
- (生い立ちの整理)
- (選択権、決定権)
- (退所後の行政サービス利用)
- (ケアを離れるタイミング)
- (ケアを離れたあと)
- (成人後の支援)
- (体制の整備、待遇の改善)
- (ピアサポートの導入)

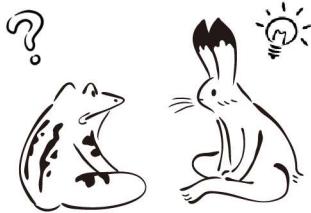
○課題、提案や要望

- 【抽出Word：一時保護】
- (刑務所のよう)
- (ルール、規則が厳しい)
- (人権がない)
- (ただ生かされているような場所)
- (プライバシーへの配慮を)
- (職員の態度)
- (他児への職員への振る舞いによる心理的な影響)
- (行動化の進む子どもとの混合)
- (一時保護所職員の専門性)
- (相談できる時間が少ない)
- (学習の遅れ)
- (観察、監査してほしい)
- (一時保護委託の人を分けて欲しい)
- (周りの子どもからの伝聞)
- (快適で安心できる場所に)

経験者の声には、
改善のためのヒントがたくさん。
まずは経験者の声を受け止めよう。



グループワーク 子どもの声を尊重する関わりを実現するために



グループワーク

目標

一時保護所の子どもの声を尊重するための方策を考える。
(それぞれのお立場から)

三つのワーク

一時保護を経験した若者の声からの気付きを共有する

一時保護前・一時保護中・その後の3時点で考える

子どもの声を尊重するために子どもとともにできること

むすびに

よいケアとは？ 相互行為としてのケア（権利の視点から）

ケアをする権利



ケアを受ける権利

ケアすることを 強制されない権利

ケアを受けることを 強制されない権利

（参考）上野千鶴子(2011)『ケアの社会学－当事者主権の福祉社会へ』

よい支援を行うためには、まず支援者自身が権利に目覚め、権利意識によってエンパワメントされている必要がある。自分も相手も大切にすることでパートナーシップが築かれる。

私は全てを自分で決断し、他の人にもその権利を認めている。

子どもの声から始めよう

子どもアドボカシー講座2.0

～フォーマルアドボカシーの現状と課題～

講師：安井 飛鳥

安井 飛鳥

一般社団法人子どもの声からはじめよう 監事
ちは子ども若者ネットワーク 代表

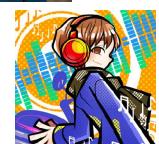


ソーシャルワーカー &弁護士 & DJ
(社会福祉士・精神保健福祉士・元児童保育指導員)

法律、福祉双方の専門性を活かして様々な困難を抱えた子ども・若者や家族の支援、福祉施設・福祉団体等の中間支援活動やまちづくり活動に従事している。

現在は児童相談所や児童養護施設退所者等のアフターケア事業所・スクールロイヤーの業務の他、フリースクールや児童保育等の運営にも携わっている。

様々な困難を抱えた子ども・若者達と日々試行錯誤して関わりながら、誰もが生きやすいごきげんなまちづくり実践を行っている。



フォーマルアドボカシーの現状と課題

フォーマルアドボカシー

『児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。定期的な相談の機会を持っており、専門性に立脚したアドバイスができる。』

独立アドボカシー

『独立性を確保した子ども意見表明支援員によるアドボカシー。本人の意見が聴いてもらえるような手助けを行うための知識や経験を持つ。民間団体への外部委託を基本とする。』

(厚生労働省 アドボカシーに関するガイドライン案)

※民間ソーシャルワーカーは？弁護士は？

※インフォーマルアドボカシーの要素も一部兼ね備えているのでは？

CHAPTER 1

独立と孤立

孤立のアドボカシーになつてはいけない

フォーマルアドボカシーが聴いてきた声

バイステックの7原則



- ・個別化の原則
- ・意図的な感情表出の原則
- ・統制された情緒関与の原則
- ・受容の原則
- ・非審判的態度の原則
- ・自己決定の原則
- ・秘密保持の原則

権利擁護
(*Protection & Advocacy*)

何らかの事情によって自分の想いや考えを、他の人に伝えることができず、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たちを支援する活動

(権利擁護がわかる意思決定支援 ミネルヴァ書房)

自分が児童相談所に居た時は児相の職員さんが皆心優しい方はばかりでフレンドリーに接してくれて過ごしやすかったです。相談なんかも気軽に乗ってくれたり、時には怒ってくれたりと親身になつてくれたことがとても良かったなど感じました。

何かと色々と小さい子だったり、中には反抗期な子もいて大変なこともあるかもですが日々の支援頑張ってください！

何度も帰ってくる私に先生たちは「またきたの笑」って。。
「またきてきたんじゃない。」そんな言葉を言ってたけど、本当は嬉しかった。
覚えてくれたことが嬉しかったんです。
できる範囲は少ないのに、時には超えても、話を聞き続けてくださったこと、感謝しています。

一時保護所って、いろんな背景があるて一番最初に繋がり、どこか繋がる中継場所。
裏を返せば、一番傷ついているときに来る場所。
その期間にどれだけ、こどもたちに「あなたを傷つける人や場所だけではない」ことを伝えられる場所だと思っています。

私はいま、様々なことがあったけれど、生きています。
みんな荒れてた私に関わってくれて、ありがとうございます。

できていること程知られにくい
そもそも制度や実務への無理解、誤解
偏った、切り取られた内容の報道
一概には語りきれない多様さ
現場からも声が発しにくい状況

フォーマルアドボカシー
だからこそ聴けている声もある

フォーマルアドボカシー
だからこそ聴きにくい声もある

CHAPTER 2

フォーマルアドボカシーの窮状

子どもアドボカシーへの疑問

～単に仕組の問題なのか～
～義務付けないとできない状態こそ問題では～
～多くの人は声を聞こうとしてきたのでは～
なぜ声が聞けなくなっているのか

問題の原因を個人に求める（個人モデル）

のではなく
困難にさせている構造に着目（社会モデル）

なぜフォーマルアドボカシーが
機能しにくくなるのか
その要因を構造から考えてみよう

子どもの人権の制限と侵害

子どもの人権を制限できるのはどんなとき？
他人の人権を侵害するとき
その子ども自身の人権を侵害するとき
(パターナリズム)

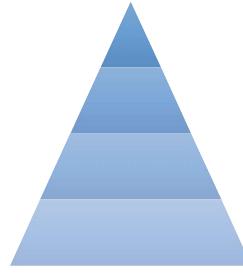
子どもの人権を守ろうとする人が
子どもの人権を制約・侵害する

子どもの権利条約



生きる権利
育つ権利
守られる権利
参加する権利

虐待と養育



- ・・・ 刑事責任が問われる犯罪行為
※重大な傷害、強制わいせつ、横領など
- ・・・ 虐待
※正当な理由なき身体拘束など
- ・・・ 不適切な養育・支援
※専門性に欠ける関わり、過度な制限など
- ・・・ 適切な養育・支援

子どもの声を聞くことの難しさ

- ・子どもの最善の利益、健全育成義務との衝突
- ・子どものために子どもの意向に反した制限の必要性
- ・支援者としての願い、想いとのスレ、衝突
- ・子どもとの距離感、関係性の強弱や経験や専門性による功罪
- ・保護責任や措置責任を負うがゆえの難しさ

→様々な要因・構造が子どもの声を聴きにくくさせる

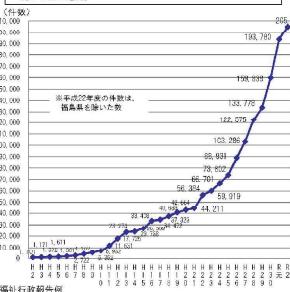
法制度上の現状と限界

- ・児童福祉法上は子どもの意向が措置等の要件にはされていない
家事事件手続法上も意見聴取が義務付けられているのは15歳～
- ・実務上も親権者や支援者の意向や都合を優先する形になりがち
- ・自立支援計画や支援会議への子どもの参加、共有も不十分
- ・担当職員が子どもと十分に関わる時間的余裕を確保しづらい
- 現場の創意工夫でできていることが多いが、できていないことも多く、標準的な権利保障には程遠いのが現状

(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められています。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、厚生労働省より拡張統計の算出！1年度に比べ、令和2年はほぼ約1.6倍に増加。



社会的養護の現状

- ・社会的養護を必要とする子どもは年々増加傾向にある
→子どもだけでなく親や家庭を取り巻く環境、社会情勢の変化
→措置先となる社会的養護資源の不足、保護の長期化
→親権者の意に反する保護継続、措置のために裁判手続が必要
→保護や措置は子どもにとって必ずしもメリットだけではない
- ・虐待を発見、通告、保護されれば解決するわけではない
→ほとんどの子どもはもとの家庭、地域で生活を続ける
→児相の介入後も困難を抱える親の生活は変わらず続いている
→社会的養護を受ける子どももやがては地域に戻る

一時保護の実情

- ・ちゅうちょなき一時保護といわれるが実際には様々な配慮をする
例 手続上の必要性、親子関係への配慮、親や子への動機づけ 等
- ・中高生に一時保護所や子どもシエルターの仕組はハードルが高い
例 地域や友人関係からの断絶、携帯電話の制限、自立助長の一括
→各地域に合法的な家出先のような社会資源が減少している…
- ・長期保護の半数はケアニースが高く地域に受皿自体存在しない子ども
→地域社会全体のキャパシティの問題もある

施設職員等をとりまく状況

- ・最も生活に近い立場で関わるがゆえの難しさ
- ・閉塞的になりやすい、ならざるえない構造
- ・職員の燃え尽き、離職率の増加、慢性的な人員不足
- ・社会的養護や施設養育の在り方の変化の中での混乱
- ・求められる機能、役割の多機能化と現実との解離

児童福祉司をとりまく状況

- ・度重なる法改正、急速に進む司法関与により翻弄される現場
- ・急増する保護・通告件数と地域社会資源の枯渇による支援の限界
- ・他機関や社会から求められる役割期待や責任からの重圧
- ・当事者により添えない、支援の成果がみえにくい徒労感や閉塞感
- ・最善どころかベターな選択肢すら満足に用意できない無力感

フォーマルアドボカシーの葛藤

子どもの願い ⇄ 立場、組織、機関連携、法的限界
願いがわかつていてもどう受け止めていけばいいか
がっかりさせるようなことを伝えるのが申し訳ない…
どうせ叶わぬ願いなら、諦めさせたほうがいい…
期待させないように願いは聞かないほうがいい…
将来、困らないように厳しくしなければ…

声を聴けなくさせるもの

- ・歴史的経緯、政策、地域事情、社会情勢の影響
- ・子どもや職員等の個人的要因との相互作用

独立アドボカシーも例外ではない

CHAPTER 3

成果を出したい！
子どもの期待に応えたい！
子どもの願いを実現させてあげたい！
…でもなかなかうまくいかない

フォーマルアドボカシーとの協働

フォーマルアドボカシーの強み、弱みは？
独立アドボカシーの強み、弱みは？

アドボカシーの強み・弱み

	フォーマルアドボカシー	独立アドボカシー
強み	多面的な情報、視点で聞われること 嫌われても聞われること 迷えること	利害関係の影響を受けにくい 余計な情報に翻弄されないこと
弱み	利害関係の影響を受けやすい 様々な情報に翻弄されること	情報や視点が偏ること 嫌われたら聞われないこと 迷わないこと

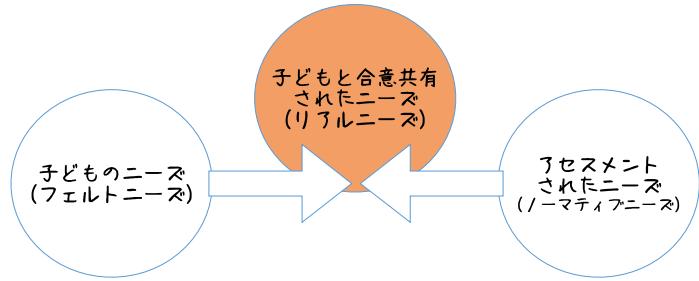
フォーマルと独立
優劣や正誤を競い合う関係ではない
互いの強み弱みを意識し補完し合う
意図しない役割の混同に注意

最終的にどのようなアドボカシー
を選ぶか選ばないかは本人次第

意見表明から意見実現に向けて

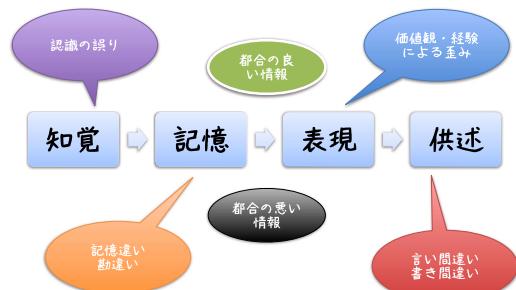
子どもが意見を言えるように支援する
 ↓
 子どもの意見を受け止める
 ↓
 子どもの意見実現に向けて対話的応対をしていく

説明と対話による合意形成



フォーマルアドボカシーが
なかなか対話的応対ができていない
 そもそもフォーマルアドボカシーとも
なかなか対話ができていない
 対話ができてないのは何故か

人が扱う情報はもともと不正確



コミュニケーションを阻害するもの

- 伝え聞きの中での情報の変化
- 用いている“言語”的違い
- 対面で本音での語り合う機会の減少
- 片思い、一方通行のコミュニケーション

アサーティブ・コミュニケーション

コミュニケーションの責任の
半分は自分にある

意思実現に向けたコミュニケーション

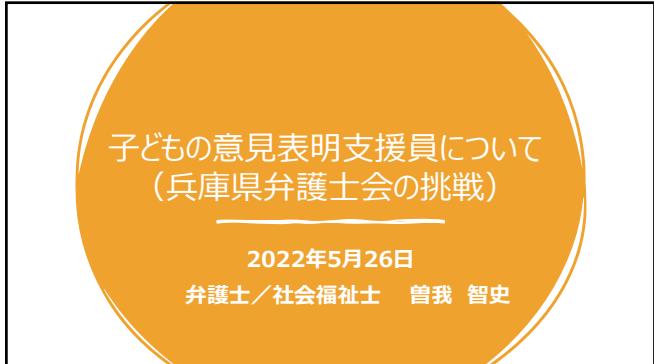
～対話と合意～

『自分の意見を言えるようにするために相手に配慮する』
そのための安心・安全な場と経験の積み重ねが必要
フォーマルアドホカシーとの対話をどう促していくか

まとめ

- ・子どもや子どもの養育者・支援者を取り巻く環境、相互作用を意識する
- ・独立性ゆえの強みと弱みを理解し競うのではなく補完し合う
- ・役割の混同に気をつけて専門職、支援者にはならない
- ・他のアドホカシーを信じて疑う
- ・意見実現に向けたフォーマルアドホカシーとの対話を促していく

**兵庫県弁護士会
提供資料**



1

0 自己紹介

- ・兵庫県弁護士会子どもの権利委員会委員長（平成26年4月～平成29年3月）
- ・日弁連子どもの権利委員会委員。
- ・第三者調査委員会（大阪、加古川、神戸、宝塚、岡山、山口など）の委員を務めてきた。現在、大阪市いじめ調査第三者委員会（常設）の委員長職務代理。
- ・子どもの個別支援・救済機関の委員（宝塚、尼崎）。
- ・兵庫県の児童相談所（子ども家庭センター（中央、加東））のアドバイザー。
- ・兵庫県播磨町の要保護児童支援業務の受託弁護士。
- ・加古川学園視察委員会委員長。
- ・NPO法人つなご（子どもシェルター／自立援助ホームを運営）の事務局長。

2

目次

- 1 子どもアドボカシーとは
- 2 兵庫県弁護士会での導入の経緯
- 3 兵庫県弁護士会の「子どもの意見表明支援員」とは（概要）
- 4 出動までの流れ
- 5 派遣実績
- 6 課題

2023/3/2

3

1 子どものアドボカシーとは

子どもアドボカシーとは

- ・子ども一人ひとりの声を聴き、その子どもの意見表明を支援したり、代弁する活動

※ アドボカシーの担い手は、なによりもまず、
権利行使の主体である本人である（セルフアドボカシー）。

2023/3/2

5

子どもの権利条約（1994年批准）

・子どもの権利—4つの柱

- ① 生まる権利
- ② 守られる権利
- ③ 育つ権利
- ④ 参加する権利

※ アドボカシーは、④に關係する。自分に關係のある事柄について意見を表明していくという条約12条の意見表明権に根拠がある。

2023/3/2

6

子どもの権利条約12条

- 1.締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2.このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

2023/3/2

7

乳幼児であっても、障がい児であっても

- ・国連子どもの権利委員会「一般的意見7号(2005年) 乳幼児期における子どもの権利の実施」より（平野裕二訳）
 - 「1.4. 乳幼児の意見および気持ちの尊重」
 - 「もっとも幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は『その年齢及び成熟度に従い、正当に重視され』るべきである」

2023/3/2

8

子どもは、個人として尊厳ある人間である

- ・子どもは1人の人間として、自分に関することを自分で決めたり、家庭や学校、社会で様々な事柄を決める際に意見を表明して、決定に参画する権利を持っている。

2023/3/2

9

理念としての「脱パートナリズム」

- ・子どもは権利行使の主体である（なによりもセルフアドボカシー）。
- ☞ 子どもを保護する者として、親、社会的養護などが考えられる。
 - 何かをやってあげる → ×
 - 子ども本人が課題（問題）を解決するのをサポートする → ○

2023/3/2

10

理念としての「脱パートナリズム」

- ・脱パートナリズムを推し進め、子どもの権利をサポートするには…
 - 彻底して子ども本人の声（意見や気持ち）を聴き、
 - ともに声をあげていく。
(というのが、支援者の基本的なスタンスとなるはず)

2023/3/2

11

実際に、交渉力をもつ

- ・子ども本人の意見や気持ちを（直接）聴く（把握しておく）と、実際、交渉力を持つことが多い（というのが実感）
 - 例）自治体子ども相談・救済機関の活動
→ ある学校の教員「子どものわがままでしょう」と発言（愚痴）

2023/3/2

12

子どもアドボカシーの6原則

(堀正嗣「子どもアドボケイト養成講座」(明石書店) 53頁以下より)

- ① 子ども主導…子ども本人が何もかも決める（十分な情報を受ける）
- ② エンパワメント…子どもが自分で話をするのを支援する（本来持っているはずのチカラを解放する）
- ③ 守秘…子どもの許可なく第三者に話さない
- ④ 独立性…守秘義務を徹底し、アドボケイトの扱い手が、真に子どものために活動するため
- ⑤ 平等…差別の禁止
- ⑥ 子ども参画…あらゆる分野で子どもの参画を得る。「私たち抜きに私たちのこと語るな」

2023/3/2

13

2 子どもの意見表明支援員の導入の経緯

兵庫県／神戸市／明石市

14

導入経緯

- 明石市内の乳児の上腕骨ねじれ骨折のケース
☞ もともと兵庫県児相の管轄（明石こどもセンター設立時に、同センターに移管）のケース。入所措置承認申立てが、最終的に、裁判所に認められなかった。
- 兵庫県児童虐待防止委員会において、一時保護をされた子どもや入所措置をされた子どもを対象に、「意見表明支援員」を派遣するなどして、子どものアドボカシーを講じるべきという意見が出ていた。

2023/3/2

15

導入経緯

- 令和3年2月に、明石こどもセンターが、一時保護所に入所している児童を対象に、弁護士を意見表明支援員として派遣する制度を導入したいと記者発表。
- 令和3年3月に、明石こどもセンターの常勤弁護士から、兵庫県弁護士会に、うちうちに相談がある。

2023/3/2

16

導入経緯

- また、時を同じくして、令和3年3月、兵庫県児童課の職員が、うちうちに、兵庫県の児童相談所のアドバイザー弁護士に、意見表明支援員として弁護士を派遣する制度を導入したいが協力いただけるかという趣旨の相談をしてきた（ほかにも、児童相談所の改革のための相談も受けた）。
- 兵庫県が、正式に導入を発表したのは、令和3年6月18日。

2023/3/2

17

継続的な協議

- 第1回 2021年4月30日
 - 第2回 5月31日
 - 第3回 6月29日
 - 第4回 7月27日
 - 第5回 8月13日
 - 第6回 9月 日
- 2021年10月1日～ 県児童相談所と明石市の児童相談所との間で、スタート！

2023/3/2

18

制度開始までに研修を実施

児童相談所と協同で研修実施

→ 児童相談所職員（児童福祉司、心理司）と弁護士との間で理念の共

有と波長合わせが必要。

2021年8月 明石こどもセンターとグループワーク

2021年9月 弁護士会内で子供の意見表明支援員に関する研修を
実施

兵庫県こども家庭センターとグループワーク

（なお、制度開始後も3回グループワークを実施）

2023/3/2

19

グループワークで用いたパワポデータ（一部）

子どもの意見表明権の保障を 実現したい！ ～子どもの意見表明支援員～

2021年9月27日

子どもの意見表明支援員導入ワークキングチーム

20

子どもの意見表明支援員について

・【理念】

子どもは権利の主体である。

グループワークで用いたパワポデータ（一部）

その意思決定支援をするのが大人たちの役割である。

子どもの意見表明権を実質的に保障するために、弁護士資格を有する者が、子どもの声を聞き、関係者にそれを届け、ときには、子どもの代理人として権利行使をサポートする。

2023/3/2

21

子どもの意見表明支援員について

・【意見表明支援員の初動】

児童相談所からの要請に対して、速やかに、子ども本人に会いに行き、子どもの思いを聴き取る。

※ 子どもの年齢や状態にもよるが、子どもに対して、
・一時保護所（一時保護委託先）に入って、今どう思っているか
・今後どうしていきたいか
などのお話を聞く。

グループワークで用いたパワポデータ（一部）

22

22

グループワークの目的

- 事例で、支援するべき「子ども」が出てきます。
- 子どもの意見表明支援員の活動場面をイメージするようにしてください。
- その子どもにとって、どのような支援（法的支援を含む）をするべきか、“支援方針”をイメージしてください。
- その“支援方針”を前提として、事例の中で出てくる子どもに、どのようにアプローチするのか考えてみてください（支援者は、どのような役割分担をするのかもあわせて考えてください）。

グループワークで用いたパワポデータ（一部）

2023/3/2

23

グループワークで用いたパワポデータ（一部）

ワークI（ケース概要説明）

意見表明支援員の グループワークで用いたパワポデータ（一部）

R3. 2. 16 意見表明支援員が、本児らと面接しています。

- ⇒ 本件では、担当心理士が、一時保護決定後速やかに本児らに対して、意見表明支援員制度について説明を行っています。説明の際には、「あなたには『弁護士』を付けることができるよ。弁護士はあなたが知らないことや知りたいことを教えてくれるよ。あなたの意見を応援してくれるよ。」と説明しています。
- ⇒ 児童相談所は、意見表明支援員の派遣要員の際に、意見表明支援員に対して、おまかなかases概要（年齢、性別、おおよその虐待態様、通告の経緯等）を伝えています。
- ⇒ 意見表明支援員は、本児らとの面接後、本児らの同意を得ている範囲で、今の心境や今後の希望について、担当心理士や担当CWに情報提供しています。

2023/3/2 25

25

検討事項① グループワークで用いたパワポデータ（一部）

- ・本児②は、一時保護の当初から、「家に帰りたい」「父と会いたい」と話し、「父と一緒に生活したい」、性交渉は「いやではなかった」とも話しています。

○意見表明支援員の検討事項
⇒ 本児②から、直接、「家に帰して欲しい」「お父さんと会いたい」と強く聞かされました。どうしますか？児童相談所とは、どのように連携をとりますか？

○児童相談所職員の検討事項
⇒ 家庭復帰が難しいであろう本児②に対して、どのようにケースを進めていますか。意見表明支援員に対して、どのような活動を期待しますか？

2023/3/2 26

26

検討事項② グループワークで用いたパワポデータ（一部）

- ・本ケースの支援方針は、父の本児らに対する親権喪失申立てとなっています。

○意見表明支援員及び児童相談所職員の検討事項
⇒ 本児①及び本児②に対して、それぞれどのように説明しますか？
方針の説明、「親権喪失」の意味などについて、どの立場の支援者がどういうふうに説明するのがよいでしょうか。

2023/3/2 27

27

検討事項③ グループワークで用いたパワポデータ（一部）

- ・本ケースでは、本児らにつき親権喪失の審判が認められています。

○意見表明支援員の検討事項
⇒ 親権喪失後、どのような支援をしていきますか？
(特に児童①の自立についてどのような支援が可能ですか。)

○児童相談所職員の検討事項
⇒ 児童らの施設入所後についてどのような支援をしていきますか？
児童②の父との交流についてどのように考えますか？

2023/3/2 28

28

神戸市子ども家庭センターの補足

- 神戸市は、兵庫県と明石市が、意見表明支援員を導入したことを受け、遅ればせながら、令和4年2月から導入。
- 神戸市の児童相談所の常勤弁護士が、児相内部で調整してくれた。

2023/3/2

29

迅速に導入できたバックグラウンド

【もともとの児相とのつながりが活きた】

- ・兵庫県のこども家庭センター
→ 非常勤の弁護士が8名いた。
- ・神戸市こども家庭センター
→ ケース相談のアドバイスに入る弁護士が3名いた。
※ 常勤弁護士が1名いる。
- ・明石こどもセンター
→ 浦弁護士をはじめとして常勤弁護士がいた。

2023/3/2

30

迅速に導入できたバックグラウンド

- ・兵庫県では、NPO法人つなご（弁護士有志）が、
2017（平成29）年9月～子どもシェルターの活動を開始する
- 2020（令和2）年5月～自立援助ホームを開設する
- ☞ 子ども担当弁護士（コタン）活動を経験している弁護士がいた。
「児童福祉を巡る行政手続に、子どもの気持ちや意見がきちんと反映されるべきである。」「児相の職員に、ちゃんと説明させるべき。」

2023/3/2

31

迅速に導入できたバックグラウンド

- 小野善郎・薬師寺真編著
「児童虐待対応と
『子どもの意見表明権』」
(2019年)

- 2019年9月14日実施の
子どもシェルターモモ10周年記念シンポ



2023/3/2

32

3 兵庫県弁護士会の 「子どもの意見表明支援員」とは？（制度概要）

33

兵庫県／明石市／神戸市との連携の一環

- ①当会と兵庫県との契約
⇒ 中央、尼崎、西宮、川西、姫路、加東、豊岡の各こども家庭センター（いずれも児童相談所）との連携
- ②当会と明石市との契約
⇒ 明石こどもセンター（児童相談所）との連携
- ③当会と神戸市との契約
⇒ 神戸市こども家庭センターとの連携



2023/3/2

34

意見表明支援員制度の趣旨・目的

- 独立性ある組織である弁護士会が実施する。
- 一時保護中／入所措置／里親委託中の子どもを対象に、
- 子どもの最善の利益を念頭に、「意見表明権」を実質的に保障する。
★ 堀正嗣は、「子どもの最善の利益は考えない」と指摘。
→ パターナリズムとは一線を画する趣旨として理解。

2023/3/2

35

一時保護や施設入所での子どもの状況

- もともとの環境（家庭や学校など）から、意思にかかわらず、離された。
- 一時保護後（施設入所中）、何らかの不自由な思いをしている。
- 今後自分はどうなっていくのか見通しが不明
☞ 構造的に（も）、子どもは、とても弱い立場にある。

2023/3/2



活動コンセプト

- 子どもは、生まれながらにして権利行使する主体である。
- その意思決定支援をするのが大人たちの役割である。
⇒ 保護者でも、パートナリズムではなく、伴走者
- 子どもの意見表明権を実質的に保障するために、
弁護士が、子どもの声を聞き、関係者にそれを届ける。

2023/3/2

37

活動コンセプト（続き）

- 一時保護
子ども
☞ 子ども
子ども
☞ 子ども
□ 子ども自身
☞ ときには、代理人として活動する。

2023/3/2

38

活動コンセプト（続き）

- 子どもの“主観的な”気持ちを大切にする。
(≠ 子どもを分析の対象としての客体としてみる×。)
- 他方で、子どもを巡る状況をつかみ、子ども本人の性格を踏まえながら、子ども本人に適切な情報提供をする（意思決定を支援）。

2023/3/2

39

子どもへの説明

児童相談所での情報提供

- 児童相談員が、一時保護後（すぐに）、子どもに対して、意見表明支援員のことを説明している。
※ 資料「児童配布リーフレット」「はがき」
- 子どもが、口頭で、児童相談員に対して、「弁護士さんと会いたい」旨発言すると、派遣される仕組みになっている。

2023/3/2

41

施設や里親宅での情報提供

- 施設入所が決まった子どもに配布する「権利ノート」に、意見表明支援のリーフレットが入っている。
☞ 課題；「権利ノート」を捨ててしまう子どもがいるとのこと。
- 里親…委託時に、意見表明支援のリーフレットとはがきを、子どもに配布している。
☞ 課題；これから検証予定だが…。

2023/3/2

42

4 出動までの流れ

43

44

児童相談所から弁護士会へ要請

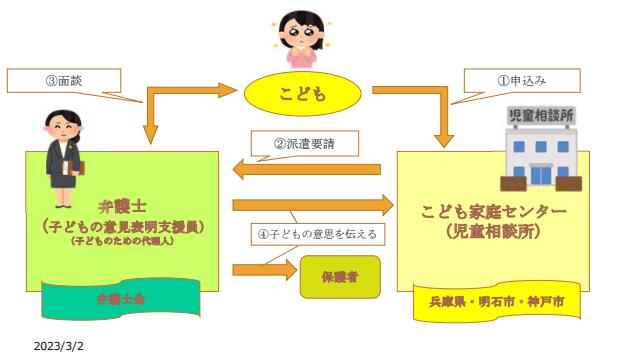


弁護士会で弁護士を選定・派遣

弁護士が、原則48時間以内に、子ども本人と面談し、その思いを受け取る。



2023/3/2



45

弁護士の派遣方法

・週当たりの当番制。

☞ 1週当たり、3人の弁護士を当番とし、担当の週に派遣打診が来たら、その3人の弁護士の中から、児童相談所に出向くようとする。

4人目の派遣打診が来たら、専用のMLを用いて、出動できる弁護士を募る。

・原則、打診を受けてから、48時間以内に子どもに会いに行く（ただし、兵庫県子ども家庭センターからの打診の場合は、広域になるため、48時間を超えて可としている）。面談場所は、一時保護所（委託先）が多い。

2023/3/2

46

例えば、こんな活動（想定）

- 児童相談所に対して、
 - ・子どもの学習権を保障するための環境整備を求める。
 - ・親との面会回数を増やす（逆に減らす）ように求める。
 - ・親元に帰すタイミングについて意見を述べる。
- 親に対して、
 - ・子どもの思いを伝える（親に、子どもの思いに気づいてもらう）。

2023/3/2

47

例えば、こんな活動（想定）

- ほかにも…
 - ・被害者の代理人として活動
 - ・未成年後見人に就任
 - ・家裁の手続において、子どもの手続代理人として活動

2023/3/2

48

例えば、こんな活動（想定）

- 児童相談所内の支援方針会議に出席し、子どもの意見を伝える。
- 児童福祉審議会に出席し、子どもの意見を伝える。

2023/3/2

49

子どもの声の伝え方

- ・前提として、子ども本人から、誰にどのような内容を伝えるのかをしっかりと確認している。なかには、誰にも言って欲しくないと言う子どももいる。
- ・子どもから「許可」を得て、関係者に、子どもの声を伝えるのが原則である。

2023/3/2

50

日当や費用

- ① 初回面談のみ日当がでる。
兵庫県 ⇒ 2万円（税込み）。ただし、交通費は別
明石市／神戸市 ⇒ 2万5000円（税込み。交通費込み）
- ② 継続的に活動する場合
日弁連の委託援助事業を利用する。

2023/3/2

51

5 派遣実績

派遣実績

- 合計 50 件（2021年10月1日～2022年5月12日まで）
- ・兵庫県…36件（うち4件は代理人として受任）
 - ・明石市…7件（うち1件は代理人として活動）
 - ・神戸市…7件
- ※ 神戸は、2022年2月～運用開始。

2023/3/2

53

子どもたちの声（相談内容）

- ・一時保護を延ばしてほしい。○○施設に行きたい。
- ・実母に面会にきてほしい。裁判では親と一緒に戦いたい。
- ・自分の意見をセンターや裁判所に伝えてほしい。
- ・学校に通いたい。
- ・家に帰りたくない。母は好き。
- ・友達に悪口を言わされている。
- ・いつ帰れるのか。早く帰りたい。

2023/3/2

54

子どもたちの声（相談内容）

- ・なぜ子どもをいらないと言うのか知りたい。
- ・母に会いたい気持ちはあるが無理なら新しい親と普通に生活がしたい。
- ・施設について特に困ることはない。
- ・寝る時に怖いことを考えると眠れなくなる。
- ・行き先機関を自分で決めたい。なぜ子どもが色々と決められないのか。
- ・家には帰らない。

2023/3/2

子どもたちの声（相談内容）

- ・一時保護所にいたい。無理なら里親さんに行きたい。
- ・兄と一緒にいる家には帰りたくない（自分ではご飯が作れないから）。
- ・一時保護所での他児との関係について。悪口を言われていると感じている。職員に伝えて注意しているところを見たことがない。やめるように対応してほしい。
- ・施設で職員ともみ合いになり、職員から首を絞められた。被害届を出したい。施設には戻りたくない。
- ・学校を卒業したい。

2023/3/2

55

56

6 課題～制度のあり方

課題

- ・担い手の弁護士の数を増やす必要
 - ☞ 今後も研修やワークショップを継続的に続けていく。
- ・弁護士サイドでは、子どもを巡る支援者の1人であるという自覚が必要
 - = 守秘義務との兼ね合いがあるが、必要な情報は共有し、児童相談所はじめ関係機関と協同するという姿勢が必要である（必要なときがある）。
- ・児童養護施設や里親に理解を求めていく必要
 - = 子どもの意見表明権の行使が実質的に保障されるように働きかけ

2023/3/2

57

58

そもそも論

- ・「意見表明支援員」が弁護士である必然性はあるのか？
 - ☞ 「子どもの声をしっかりと伝える」というミニマムで捉えるのであれば、弁護士である必然性はない。もっとも、その権利行使を適切にサポートする／ときには子どもの権利行使を代理する、というアクションをするのであれば、弁護士であることは有益であろう。

2023/3/2

そもそも論

- ・対人援助職としての視点
 - 他方で、弁護士は、対人援助職としての知識や振る舞いを理解しているわけではない。また、子ども本人から話を聞くプロか？と問われれば、「イエス」とは言いつれない。特に、低年齢の子どもから話を聞く技術については、弁護士によってバラつきの幅が大きい。
 - ☞ ケースによっては、福祉職と協同した、意見表明支援があつてもよいのではないか。

2023/3/2

59

60



1

目次

- 1 子どもアドボカシーとは
- 2 兵庫県弁護士会の「子どもの意見表明支援員」とは（概要）
- 3 出動までの流れ
- 4 これまでの派遣実績

2



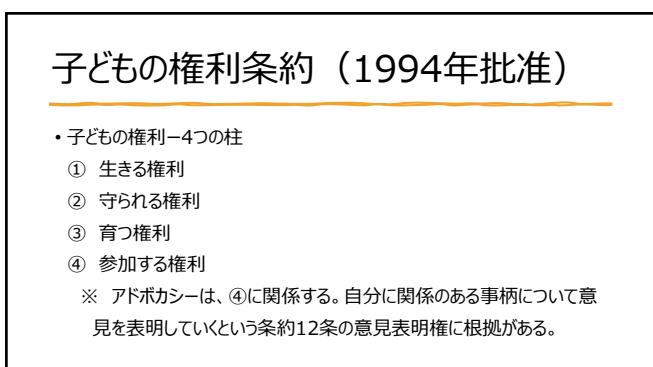
3

子どもアドボカシーとは

- ・子ども一人ひとりの声を聴き、その子どもの意見表明を支援したり、代弁する活動

※ アドボカシーの担い手は、なによりもまず、権利行使の主体である本人である（セルフアドボカシー）。

4



5

子どもの権利条約12条

- 1.締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2.このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

6

乳幼児であっても、障がい児であっても

- ・国連子どもの権利委員会「一般的意見7号(2005年) 乳幼児期における子どもの権利の実施」より（平野裕二訳）
 - 「1 4．乳幼児の意見および気持ちの尊重」
 - 「もっとも幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は『その年齢及び成熟度に従い、正当に重視され』るべきである」

7

子どもは、個人として尊厳ある人間である

- ・子どもは1人の人間として、自分に関することを自分で決めたり、家庭や学校、社会で様々な事柄を決める際に意見を表明して、決定に参画する権利を持っている。

8

理念としての「脱パートナリズム」

- ・子どもは権利行使の主体である（なによりもセルフアドボカシー）。
- ☞ 子どもを保護する者として、親、社会的養護などが考えられる。
何かをやってあげる → ×
子ども本人が課題（問題）を解決するのをサポートする → ○

9

理念としての「脱パートナリズム」

- ・脱パートナリズムを推し進め、子どもの権利をサポートするには…
 - 徹底して子ども本人の声（意見や気持ち）を聴き、
 - ともに声をあげていく。
(というのが、支援者の基本的なスタンスとなるはず)

10

子どもアドボカシーの6原則

（堀正嗣「子どもアドボケイト養成講座」（明石書店）53頁以下より）

- ① 子ども主導…子ども本人が何もかも決める（十分な情報を受ける）
- ② エンパワメント…子どもが自分で話をするのを支援する（本来持っているはずのチカラを解放する）
- ③ 守秘…子どもの許可なく第三者に話さない
- ④ 独立性…守秘義務を徹底し、アドボケイトの扱い手が、真に子どものために活動するため
- ⑤ 平等…差別の禁止
- ⑥ 子ども参画…あらゆる分野で子どもの参画を得る。「私たち抜きに私たちのこと語るな」

11

2 兵庫県弁護士会の 「子どもの意見表明支援員」とは？（制度概要）

12

兵庫県／明石市／神戸市との連携の一環

①当会と兵庫県との契約

⇒ 中央、尼崎、西宮、川西、姫路、加東、豊岡の各ごども家庭センター（いすれも児童相談所）との連携

②当会と明石市との契約

⇒ 明石こどもセンター（児童相談所）との連携

③当会と神戸市との契約

⇒ 神戸市こども家庭センターとの連携



13

意見表明支援員制度の趣旨・目的

- 独立性ある組織である弁護士会が実施する。
- 一時保護中／入所措置／里親委託中の子どもを対象に、
- 子どもの最善の利益を念頭に、「意見表明権」を実質的に保障する。
★ 堀正嗣は、「子どもの最善の利益は考へないと指摘。
→ パターナリズムとは一線を画する趣旨として理解。

14

一時保護や施設入所での子どもの状況

□ もともとの環境（家庭や学校など）から、意思にかかわらず、離された。

□ 一時保護後（施設入所中）、何らかの不自由な思いをしている。

□ 今後自分はどうなっていくのか見通しが不明



☞ 構造的に（も）、子どもは、とても弱い立場にある。

15

活動コンセプト

- 子どもは、生まれながらにして権利行使する主体である。
- その意思決定支援をするのが大人たちの役割である。
⇒ 保護者でも、パターナリズムではなく、伴走者
- 子どもの意見表明権を実質的に保障するために、
弁護士が、子どもの声を聞き、関係者にそれを届ける。

16

活動コンセプト（続き）

□ 一時保護やその後の施設入所等の児童福祉法上の諸手続において、
子どもが主体性を取り戻す”

☞ 子ども自身の意見が、しっかり反映されるようにする。
子ども自身が、自分の処遇は自分で決める。

□ 子ども自らが実質的に権利行使できるようにする。
☞ ときには、代理人として活動する。

17

活動コンセプト（続き）

□ 子どもの“主観的な”気持ちを大切にする。
(≠ 子どもを分析の対象としての客体としてみる×。)

□ 他方で、子どもを巡る状況をつかみ、子ども本人の性格を踏まえながら、子ども本人に適切な情報提供をする（意思決定を支援）。

18

3 出動までの流れ

19

20

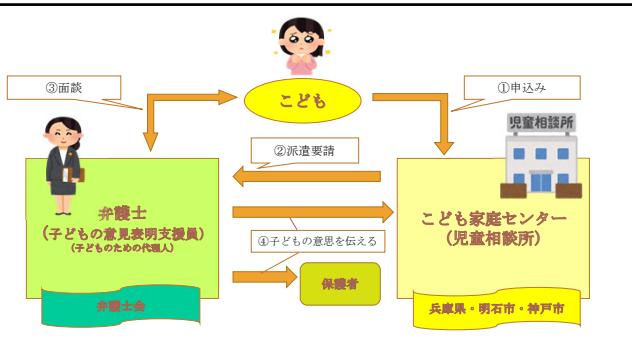
児童相談所から弁護士会へ要請



弁護士会で弁護士を選定・派遣



弁護士が、原則48時間以内に、子ども本人と面談し、その思いを受け取る。



21

弁護士の派遣方法

・週当たりの当番制。

☞ 1週当たり、3人の弁護士を当番とし、担当の週に派遣打診が来たら、その3人の弁護士の中から、児童相談所に出向くようとする。

4人目の派遣打診が来たら、専用のMLを用いて、出動できる弁護士を募る。

・原則、打診を受けてから、48時間以内に子どもに会いに行く（ただし、兵庫県子ども家庭センターからの打診の場合は、広域になるため、48時間を超えて可としている）。面談場所は、一時保護所（委託先）が多い。

22

例えば、こんな活動（想定）

□児童相談所に対して、

- ・子どもの学習権を保障するための環境整備を求める。
 - ・親との面会回数を増やす（逆に減らす）ように求める。
 - ・親元に帰すタイミングについて意見を述べる。
- 親に対して、
- ・子どもの思いを伝える（親に、子どもの思いに気づいてもらう）。

例えば、こんな活動（想定）

□ほかにも…

- ・被害者の代理人として活動
- ・未成年後見人に就任
- ・家裁の手続において、子どもの手続代理人として活動

23

24

例えば、こんな活動（想定）

- 児童相談所内の支援方針会議に出席し、子どもの意見を伝える。
- 児童福祉審議会に出席し、子どもの意見を伝える。

25

4 これまでの派遣実績

26

派遣実績

合計〇〇件（2021年10月1日～2022年7月〇日まで）

- ・兵庫県…36件（うち4件は代理人として受任）
- ・明石市…7件（うち1件は代理人として活動）
- ・神戸市…7件

※ 神戸は、2022年2月～運用開始。

27